

目 次
第1号（9月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	7
欠席議員	7
事務局職員出席者	8
説明のため出席した者の職氏名	8
開 会	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	10
町長提出第77号議案	11
町長提出第78号議案	12
町長提出第79号議案	12
町長提出第80号議案	15
町長提出第81号議案	15
町長提出第82号議案	15
町長提出第83号議案	15
町長提出第84号議案	15
町長提出第85号議案	15
町長提出第110号議案	15
町長提出第86号議案	15
町長提出第87号議案	15
町長提出第88号議案	15
町長提出第89号議案	15
町長提出第90号議案	21
町長提出第91号議案	21
町長提出第92号議案	21
町長提出第93号議案	21
町長提出第94号議案	21
町長提出第95号議案	21
町長提出第96号議案	21
町長提出第97号議案	21

町長提出第98号議案	21
町長提出第99号議案	37
町長提出第100号議案	37
町長提出第101号議案	37
町長提出第102号議案	37
町長提出第103号議案	37
町長提出第104号議案	38
町長提出第105号議案	38
町長提出第106号議案	38
町長提出第107号議案	38
町長提出第108号議案	52
町長提出第109号議案	52
町長提出報告第4号	58
町長提出報告第5号	59
町長提出報告第6号	61
町長提出報告第7号	63
散 会	63
署 名	64

第2号（9月12日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65
事務局職員出席者	65
説明のため出席した者の職氏名	66
開 議	66
会議録署名議員の指名	66
一般質問	66
4番 米澤 宏文君	67
2番 大江 梨君	81
1番 道信 俊昭君	97
10番 寺戸 昌子君	115
3番 岡田 克也君	134
散 会	150
署 名	151

第3号（9月13日）

議事日程	1 5 3
本日の会議に付した事件	1 5 3
出席議員	1 5 3
欠席議員	1 5 3
事務局職員出席者	1 5 3
説明のため出席した者の職氏名	1 5 4
開 議	1 5 4
会議録署名議員の指名	1 5 4
一般質問	1 5 4
7番 御手洗 剛君	1 5 5
9番 田中海太郎君	1 6 7
5番 横山 元志君	1 9 2
散 会	2 1 0
署 名	2 1 1

第4号（9月15日）

議事日程	2 1 3
本日の会議に付した事件	2 1 4
出席議員	2 1 6
欠席議員	2 1 6
事務局職員出席者	2 1 6
説明のため出席した者の職氏名	2 1 6
開 議	2 1 7
会議録署名議員の指名	2 1 7
町長提出第77号議案	2 1 7
町長提出第78号議案	2 2 3
町長提出第79号議案	2 2 5
町長提出第80号議案	2 3 4
町長提出第81号議案	2 3 6
町長提出第82号議案	2 3 8
町長提出第83号議案	2 3 9
町長提出第84号議案	2 4 0
町長提出第85号議案	2 4 1
町長提出第110号議案	2 4 2

町長提出第 8 6 号議案	2 4 3
町長提出第 8 7 号議案	2 4 4
町長提出第 8 8 号議案	2 4 5
町長提出第 8 9 号議案	2 4 6
町長提出第 9 0 号議案	2 4 8
町長提出第 9 1 号議案	2 6 8
町長提出第 9 2 号議案	2 6 9
町長提出第 9 3 号議案	2 7 0
町長提出第 9 4 号議案	2 7 1
町長提出第 9 5 号議案	2 7 2
町長提出第 9 6 号議案	2 7 3
町長提出第 9 7 号議案	2 7 4
町長提出第 9 8 号議案	2 7 5
散 会	2 7 6
署 名	2 7 7

第 5 号 (9 月 2 8 日)

議事日程	2 7 9
本日の会議に付した事件	2 8 0
出席議員	2 8 1
欠席議員	2 8 1
事務局職員出席者	2 8 2
説明のため出席した者の職氏名	2 8 2
開 議	2 8 2
会議録署名議員の指名	2 8 2
町長提出第 9 9 号議案	2 8 2
町長提出第 1 0 0 号議案	2 8 2
町長提出第 1 0 1 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 2 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 3 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 4 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 5 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 6 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 7 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 8 号議案	2 8 3
町長提出第 1 0 9 号議案	2 8 3

町長提出第 1 1 1 号議案	3 0 4
議会が採択した請願の処理報告の請求について	3 1 1
議会活性化特別委員会の中間報告について	3 1 1
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	3 1 3
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 1 7
議員派遣の件	3 2 4
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	3 2 5
閉 会	3 2 5
署 名	3 2 6

津和野町告示第 100 号

令和 4 年第 7 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和 4 年 8 月 23 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和 4 年 9 月 9 日
- 2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君
草田 吉丸君	

○9 月 12 日に応招した議員

○9 月 13 日に応招した議員

○9 月 15 日に応招した議員

○9 月 28 日に応招した議員

○応招しなかった議員

沖田 守君

令和4年 第7回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和4年9月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月9日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 町長提出第77号議案 | 津和野町特別功労表彰者(名誉町民)について |
| 日程第5 | 町長提出第78号議案 | 令和4年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について |
| 日程第6 | 町長提出第79号議案 | 令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について |
| 日程第7 | 町長提出第80号議案 | 津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 町長提出第81号議案 | 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 町長提出第82号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について(津和野駅) |
| 日程第10 | 町長提出第83号議案 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について(高津川清流館) |
| 日程第11 | 町長提出第84号議案 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について(枕瀬山森林公園キャンプ場) |
| 日程第12 | 町長提出第85号議案 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について(枕瀬山森林公園休養休憩施設) |
| 日程第13 | 町長提出第110号議案 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について(道の駅シルクウェイにちはら) |
| 日程第14 | 町長提出第86号議案 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について(道の駅津和野温泉なごみの里) |
| 日程第15 | 町長提出第87号議案 | 公の施設の指定管理者の指定の変更について(津和野町にちはら自然商店(総合案内所)) |

- 日程第 16 町長提出第 88 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 17 町長提出第 89 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）
- 日程第 18 町長提出第 90 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 91 号議案 令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 町長提出第 92 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 町長提出第 93 号議案 令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 94 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 町長提出第 95 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 町長提出第 96 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 町長提出第 97 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 町長提出第 98 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 町長提出第 99 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 100 号議案 令和 3 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 101 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 102 号議案 令和 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 103 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 104 号議案 令和 3 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 町長提出第 105 号議案 令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 106 号議案 令和 3 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 日程第 35 町長提出第 107 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 108 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出第 109 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 町長提出報告第 4 号 令和 3 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 39 町長提出報告第 5 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 40 町長提出報告第 6 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 41 教育長提出報告第 7 号 令和 3 年度教育委員会事業点検評価報告書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 77 号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
- 日程第 5 町長提出第 78 号議案 令和 4 年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について
- 日程第 6 町長提出第 79 号議案 令和 3 年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 80 号議案 津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 81 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 82 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野駅）
- 日程第 10 町長提出第 83 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（高津川清流館）
- 日程第 11 町長提出第 84 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園キャンプ場）
- 日程第 12 町長提出第 85 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）
- 日程第 13 町長提出第 110 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅シルクウェイにちはら）

- 日程第 14 町長提出第 86 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅津和野温泉なごみの里）
- 日程第 15 町長提出第 87 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町にちはら自然商店（総合案内所））
- 日程第 16 町長提出第 88 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 17 町長提出第 89 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）
- 日程第 18 町長提出第 90 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 91 号議案 令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 町長提出第 92 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 町長提出第 93 号議案 令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 94 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 町長提出第 95 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 町長提出第 96 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 町長提出第 97 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 町長提出第 98 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 町長提出第 99 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 100 号議案 令和 3 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出第 101 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 町長提出第 102 号議案 令和 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 103 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 104 号議案 令和 3 年度津和野町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について

- 日程第 33 町長提出第 105 号議案 令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 106 号議案 令和 3 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 107 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 108 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出第 109 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 町長提出報告第 4 号 令和 3 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 39 町長提出報告第 5 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 40 町長提出報告第 6 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 41 教育長提出報告第 7 号 令和 3 年度教育委員会事業点検評価報告書について

出席議員（11 名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 道信 俊昭君 | 2 番 大江 梨君 |
| 3 番 岡田 克也君 | 4 番 米澤 宥文君 |
| 5 番 横山 元志君 | 7 番 御手洗 剛君 |
| 8 番 三浦 英治君 | 9 番 田中海太郎君 |
| 10 番 寺戸 昌子君 | 11 番 川田 剛君 |
| 12 番 草田 吉丸君 | |

欠席議員（1 名）

- 6 番 沖田 守君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長	……………	岩本 要二君	総務財政課長	……………	益井 仁志君
税務住民課長	……………	山下 泰三君			
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	小藤 信行君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	山本 博之君	会計管理者	……………	青木早知枝君
代表監査委員	……………	大庭 郁夫君			

午前9時00分開会

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。大型で強い勢力の台風11号が去りました。島根県内では隠岐の島町あたりで高潮による被害があったという報告がございました。津和野町におきましては風によるハウス被害、そういったものがあつたようでございますけども、雨による大きな被害はなかったということでございますので、少し安心をしたところでございます。

本日、1階の玄関を入ったところに昭和47年災害から50年が経ったというパネルが掲載をされておりました。私はこれを見て当時のことを少し思い起こしたのでございますけども、昭和47年ですから50年前なんですけども、大変な災害でございました。高津川沿いの至るところが決壊をいたしました。そして、大きい橋が流出したり、そういった本当に私が若い頃ではございましたけども初めて経験するような災害でございました。特に私が記憶に残っておりますのが、今の左鎧地区の田んぼがありますが、あのあたりは全て河原になっておりました。そして、至るところの山間部においても溪流が大変決壊をし、そしてワサビダなんかは全て流出をした、そういった大災害でございました。そういったことを少し思い出したところでございますけども、やはり危機管理の体制、そして防災対策について万全を期していく必要があると感じたところでございます。

本日は、令和4年第7回津和野町議会定例会が招集をされましたところ、皆様にはおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

沖田守議員より欠席の届出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第7回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、道信俊昭君、3番、岡田克也君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。三浦君。

○議会運営委員会委員長（三浦 英治君） 議会運営委員会協議報告。

議会運営委員会を令和4年9月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日9月9日から9月28日までの20日間とします。

初日の9日金曜日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けます。決算認定については、監査委員より審査意見の報告をいただき、監査委員に対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とします。その後、町長からの報告を受け、散会したいと思います。

12日月曜日、13日火曜日の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は8人の16件です。

14日水曜日は休会とし、各常任委員会を開催していただきたいと思います。

15日木曜日は、決算議案を除く議案の質疑、討論、表決を行い、散会したいと思います。

16日金曜日から27日火曜日まで休会とします。休会中に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思います。

28日水曜日に本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論、表決を行い、請願等の所定の処理及び各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和4年9月9日、津和野町議会議長、草田吉丸様、議会運営委員会委員長、三浦英治。

○議長（草田 吉丸君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から9月28日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの20日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（草田 吉丸君） 日程第3、諸般の報告をします。

6月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

7月1日の議員派遣につきましては、緊急を要したため津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告をします。

益田地区広域市町村圏事務組合議会の報告に関する書類及び令和4年度定例監査報告、令和4年度5月以降の例月出納検査報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きは御覧ください。

日程第4. 議案第77号

○議長（草田 吉丸君） 日程第4、議案第77号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、契約案件2件、条例案件2件、指定管理者指定案件9件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件9件、決算認定案件11件、報告案件4件、その他案件1件の合計38案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第77号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）についてでございますが、津和野町表彰条例第7条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、氏名、中島巖、生年月日、昭和8年6月11日、現在89歳でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第77号を御説明いたします。

中島巖氏の功績につきましては、平成6年3月に旧津和野町長に初当選され、平成17年9月の合併までの11年と6か月、さらに合併後の平成17年10月から勇退された平成21年10月までの4年間、合わせて15年6か月間の長きにわたり町長として長年培われました豊富な経験と旺盛な責任感により町政の安定に努められました。

その間、平成19年6月から平成21年7月に勇退を表明されるまでの間は、島根県町村会会長の要職に就任し、島根県内町村長のよきリーダーとして地方自治の進展に努めるとともに、全国町村会理事及び同会政務調査会財政部会委員に選任をされ、地方行政の確立、進展のために大いに手腕を発揮されたところでございます。

また、森鷗外記念館や安野光雅美術館の建設、道の駅津和野温泉なごみの里のオープン、特別養護老人ホームシルバーリーフつわのの竣工及び新たな医療法人を設立するなど、津和野町の発展と町民生活の向上に多大な貢献を果たされました。

中島巖氏のこうした貢献は顕著で、人格、識見ともに卓絶しており、町民の師表として仰がれるものと認められるものでございます。

以上によりまして、津和野町表彰条例第7条第2項の規定により、特別功労表彰として議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5．議案第78号

日程第6．議案第79号

○議長（草田 吉丸君） 日程第5、議案第78号令和4年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について及び日程第6、議案第79号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第78号でございますが、令和4年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第79号でございますが、令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、議案第78号を御説明申し上げます。

安野光雅美術館プラネタリウム機器購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、安野光雅美術館プラネタリウム機器購入契約でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、3,245万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は295万円でございます。

納入期限につきましては、令和5年3月10日でございます。

契約の相手方でございますが、住所、東京都豊島区東池袋3-1-3、氏名、コニカミノルタプラネタリウム株式会社、代表取締役社長、古瀬弘康でございます。

めくっていただきまして、裏面に資料として物品購入仮契約書の写しを添付しております。この物品購入仮契約書は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

安野光雅美術館のプラネタリウム機器につきましては、平成13年の美術館の開館当初から設置をしているものでございます。既に21年が経過をしております。そのため、老朽化による不具合の発生や部品の廃盤により修繕が困難となっているため購入をするものでございます。

このプラネタリウムでございますが、開館以来、当美術館の特色となっております津和野の四季折々の星空や安野光雅先生作の天動説の絵本で構成されたオリジナル番組を上映してまいりました。

このオリジナル番組では、安野光雅先生御本人によるナレーションにより、ふるさと津和野に対する思いや星や宇宙などに対する先生独自の考えを述べられており、先生が亡くなられた今となつては大変貴重な番組でございます。そのため、今後も来館されるお客様へ公開をしていきたいと考えているものでございます。

この番組につきましては、コニカミノルタプラネタリウム株式会社が制作を行っており、番組の著作権をコニカミノルタプラネタリウム株式会社が有しております。プラネタリウム機器の更新に当たりデジタル機器を導入することとしておりますが、このオリジナル番組につきましても併せてデジタル化をすることとなります。

コニカミノルタプラネタリウム株式会社以外の業者からプラネタリウム機器の導入を行うと、番組の改編作業に当たり、別途、著作権所有者との協議や著作権に関わる手続処理が必要となります。

また、一から制作をすることとなりますと制作費用もかかることや何より故人であります安野光雅先生御本人のナレーションを再録することは不可能でございますので、今まで上映してきた番組とは違うものになってしまい、美術館の特色が失われるものと考えております。

このようなことから、今回の機器購入につきましては、老朽化したプラネタリウムを更新することにとどまらず、現在のオリジナル番組のデジタルリマスター処理を施し、安野光雅先生御本人が出演した貴重な番組を末永く後世に残すことが主目的であるとも考えておりますので、著作権の帰属、番組データの保有、管理をしておりますコニカミノルタプラネタリウム株式会社へ随意契約をすることにより、機器の導入とオリジナル番組のデジタル化などがスムーズに移行することが可能となるものでございます。

続きまして、議案第79号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、令和3年度津和野町学校給食センター建設工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。応札した業者数は2社でございます。

契約の金額でございますが、8億1,290万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は7,390万円でございます。

契約の工期でございますが、着工は津和野町議会の議決のあった日の翌日で、完成は令和5年3月31日を予定しております。

契約の相手方でございますが、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社、代表取締役、堀大地でございます。

この入札は、令和4年8月31日に行われ、応札した業者数は2社でございます。落札率は99.67%でございます。

1枚めくっていただきまして、資料1として、建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

学校給食センター建設工事の概要を御説明いたします。

参考資料として平面図を添付しておりますので御覧ください。

建物の構造は、鉄骨造2階建て、延床面積1,081.16平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第80号

日程第8. 議案第81号

日程第9. 議案第82号

日程第10. 議案第83号

日程第11. 議案第84号

日程第12. 議案第85号

日程第13. 議案第110号

日程第14. 議案第86号

日程第15. 議案第87号

日程第16. 議案第88号

日程第17. 議案第89号

○議長（草田 吉丸君） 日程第7、議案第80号津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてより、日程第17、議案第89号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第80号でございますが、津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

議案第81号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第82号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野駅）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第83号公の施設の指定管理者の指定の変更について（高津川清流館）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第84号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園キャンプ場）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第85号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第110号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅シルクウェイにちはら）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第86号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅津和野温泉なごみの里）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第87号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町にちはら自然商店（総合案内所））について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第88号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第89号でございますが、公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、議案第80号について御説明申し上げます。

津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。これは、現在建設中の津和野町つわぶき交流センターが完成した後、施設を利用できるように制定するものでございます。

第1条を御覧ください。

この施設は津和野高校に在学する生徒の寄宿舎ではございますが、津和野町に一定期間滞在し学習や研修等を行う者に社会教育活動を推進するとともに、学習交流活動を支援することにより地域振興や移住及び交流人口の拡大を促進するために津和野町交流センターを設置することとしております。名称は、津和野町交流センターひまわりでございます。

第2条を御覧ください。

施設の管理運営は津和野町教育委員会が行うこととしております。

第3条から第6条までは施設の使用に関する事項について規定をしております。

第7条を御覧ください。

施設の利用に当たっては使用料を徴収することとしております。居室の使用料として月額5万円を徴収することとしております。

附則といたしまして、この条例は令和4年11月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第81号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

2枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正内容となります。

改正の主なものとしまして、1ページの第2条、第3号、イでは、非常勤職員が出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の任期に係る要件の緩和。

1枚めくっていただきまして、2ページの第2条の3、さらに1枚めくっていただきまして、5ページの第2条の4では、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関しての措置について定めております。

附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 続きまして、議案第82号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、津和野駅でございます。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人津和野町観光協会でございます。

指定期間は、令和4年10月1日から令和6年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

津和野駅につきましては、公共交通を利用する者の利便性の向上と駅の利用者や町民の多彩な交流を促進することを目的として、令和4年7月に整備されたものでございます。

指定管理者制度導入に関しましては非公募により導入するもので、令和4年8月9日に開催しました津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経まして、指定期間を令和4年10月1日から令和6年3月31日までとして、一般社団法人津和野町観光協会を指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、類似施設の指定期間満了日に合わせるため、初回に限り2年とするものであります。

続きまして、議案第83号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、高津川清流館でございます。

指定管理者の団体の名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものであります。

続きまして、議案第84号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、枕瀬山森林公園キャンプ場でございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものであります。

続きまして、議案第85号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、枕瀬山森林公園休養休憩施設でございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第110号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、道の駅シルクウェイにちはらでございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第86号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、道の駅津和野温泉なごみの里でございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第87号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町にちはら自然商店（総合案内所）でございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第88号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町グラウンドゴルフ場でございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第89号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町農産物処理加工施設でございます。

指定管理者の団体名称は、株式会社津和野開発でございます。

変更内容としましては、株式会社津和野開発の代表者の変更に伴い、指定管理団体を構成する要素に変更が生じたことから、変更後の内容にて指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第18. 議案第90号

日程第19. 議案第91号

日程第20. 議案第92号

日程第21. 議案第93号

日程第22. 議案第94号

日程第23. 議案第95号

日程第24. 議案第96号

日程第25. 議案第97号

日程第26. 議案第98号

○議長（草田 吉丸君） 日程第18、議案第90号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第4号）より、日程第26、議案第98号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第90号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億2,001万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億9,574万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第91号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,596万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,236万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第92号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,143万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億51万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第93号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ177万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,658万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第94号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ417万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,110万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第95号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を386万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第96号令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ488万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,183万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第97号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,901万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,395万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第98号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入を5,616万4,000円追加し、収益的収入予算総額3億8,335万9,000円、収益的支出を5,616万4,000円追加し、収益的支出予算総額3億3,626万4,000円にするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第90号を御説明申し上げます。

まずは、5ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為補正の追加でございます。

津和野駅管理運営委託業務でございますが、津和野駅の管理及び運営に伴います指定管理委託料として計上するものでございます。

期間を令和5年度の1年間とし、限度額を510万円としております。

続いて、6ページを御覧ください。

第3表地方債補正の追加と変更でございます。

総額で2億5,469万9,000円の増額補正をしております。詳細につきましては事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明しますので、22ページを御覧ください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらというふうに思います。

総務費では、一般管理費の委託料として、人事評価システム整備に伴い人事評価システム導入及び運用支援業務委託料として215万6,000円を計上、個人情報ファイル簿の整備に伴い個人情報ファイル簿整備業務委託料357万5,000円を計上しております。

財政管理費の積立金として、令和3年度の剰余金に伴い減債基金積立金6,000万円を計上しております。

財産管理費の委託料としまして、津和野庁舎耐震補強・改修工事に伴う関連工事の設計委託料として、津和野庁舎耐震補強・改修工事設計業務委託料339万9,000円

を計上しております。この財源としましては、一般単独事業債を充当することとしております。

1枚めくっていただきまして、企画費の負担金補助及び交付金として、事業費の組替えに伴い畑迫小さな拠点づくり事業補助金115万2,000円を計上しております。

情報処理費の委託料として、各種申請手続等のオンライン化システム構築に伴う行政手続のオンライン化システム導入業務委託料852万5,000円を新たに計上、公会計の連結財務諸表作成に伴う財務書類作成支援業務委託料284万9,000円を計上。

備品購入費としまして、WEB会議用の機器調達等に伴い庁用器具費101万4,000円を計上しております。

定住対策費の積立金として、県補助金の過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金が交付されることに伴い、津和野町定住支援体制整備基金積立金200万円を計上しております。

JR駅対策費の委託料として、枕瀬コミュニティセンター修繕に伴う設計業務委託料129万8,000円を新たに計上しております。この財源として、緊急防災減災事業債120万円を充当することとしております。

道の駅管理費の負担金補助及び交付金として、なごみの里浴場循環ろ過装置機器の修繕に伴い修繕工事負担金286万6,000円を計上しております。

続きまして、28ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費でございます。

つわの暮らし推進課分の負担金補助及び交付金として、原油価格高騰対策におけるタクシー事業者支援に伴い地域公共交通対策事業補助金712万円、道の駅電気料等高騰対策として道の駅物価高騰対策支援補助金1,215万1,000円を新たに計上しております。

健康福祉課分の修繕料としまして、保育料の感染対策に伴いますエアコンの修繕料として619万5,000円を計上、負担金補助及び交付金として原油価格高騰に伴い各保育園等に対する支援補助金292万7,000円を新たに計上しております。

医療対策課分の負担金補助及び交付金として、原油価格高騰に伴い医療機関及び介護事業所等に対する支援補助金1,706万8,000円を新たに計上しております。

農林課分の負担金補助及び交付金として、肥料費等の価格高騰対策として農業用肥料費等価格高騰対策支援補助金735万円を計上、原油価格高騰に伴い林業事業者に対する支援補助金140万円を新たに計上しております。

商工観光課分の負担金補助及び交付金として、町内の事業者の業績悪化対策に伴い業績悪化緩和運転資金補助金800万円を増額、事業者が独自でキャンペーンを実施するための補助金として300万円、感染症対策として、商業、サービス業者が小設備を導入する際の支援補助金として100万円、原油高騰対策に伴い経費が増加した業者に対する支援補助金として1,504万円をそれぞれ新たに計上しております。

続きまして、32ページを御覧ください。

戸籍住民基本台帳費の委託料として、戸籍法改正に伴う戸籍システム改修業務委託料855万8,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、民生費では、社会福祉総務費の工事請負費として、障害者福祉センター増築に伴う増築棟整備費としまして6,600万円新たに計上しております。この財源としましては、過疎対策事業債3,040万円、施設整備事業債3,560万円を充当することとしております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金としまして、新型コロナウイルス感染症対策として、各保育園を対象に支援する保育環境改善等事業補助金151万4,000円を新たに計上しております。あわせまして、子ども・子育て支援分として、放課後児童クラブを対象に支援する新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金139万8,000円を新たに計上しております。

児童福祉施設費の修繕料として、青原保育園の手洗い場の修繕に伴う修繕料203万5,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の報酬として、ワクチン接種事務補助職員等、会計年度任用職員報酬113万8,000円、職員手当等として、職員の時間外手当130万円、次ページをめくっていただきまして、役務費として、接種券郵送料等に伴います通信運搬費としまして121万2,000円をそれぞれ増額しております。

委託料としまして、オミクロン株対応ワクチン接種等に伴いワクチン接種委託料1,559万9,000円を増額しております。

続きまして、44ページを御覧ください。

農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金としまして、7月19日の豪雨による農地農業用施設被害に伴い、農地農業用施設小災害復旧事業補助金256万円を新たに計上、農業研修生の受入れのために必要な施設等を整備するための助成として、自営就農志向者受入促進事業補助金250万円を新たに計上しております。

続きまして、48ページを御覧ください。

林業振興費の委託料としまして、危険木伐採等を目的とした危険木伐採委託料109万5,000円、町内の作業道修理のためとしまして、森林作業道修繕事業委託料121万円をそれぞれ新たに計上しております。

備品購入費としまして、林業被害防止対策用ドローンの機械器具費361万6,000円を計上しております。負担金補助及び交付金としまして、10年以上放置されている森林整備を対象とした補助金としまして、津和野町放置森林整備補助金231万6,000円を新たに計上しております。

林地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金としまして、1か所分の崩土除去及びのり面対策に伴います林地等崩壊対策事業補助金100万円を新たに計上しておるところでございます。

1枚めくっていただきまして、商工費では、観光費の委託料としまして、津和野駅の管理運営に伴います指定管理業務委託料255万円を新たに計上しております。

続きまして、56ページを御覧ください。

土木費としまして、道路維持費の委託料として、町道等の修繕に伴う道路維持業務委託料474万8,000円を増額、工事請負費としまして、町道伊料線道路側溝整備及び町道直地線道路整備工事に伴います工事費1,200万円を新たに計上しております。この工事費の財源としましては、一般単独事業債1,160万円を充当することとしております。

道路長寿命化対策事業費の委託料としまして、補助金の減額に伴いまして道路橋梁点検業務委託料135万円の減額、町内3橋の長寿化対策としまして、長寿命化対策設計業務委託料427万2,000円を増額、補助金の減額決定に伴いまして工事請負費1,297万6,000円を減額しております。この道路長寿命化対策事業の財源としまして国庫補助金が658万1,000円減額、過疎対策事業債が330万円それぞれ減額となっております。

1枚めくっていただきまして、河川環境整備費の委託料としまして、嘉年坂川河川改修工事の工事請負費の予算振替に伴いまして、委託料が301万円減額、それを工事請負費301万円に振替計上しております。

続きまして、62ページを御覧ください。

住宅管理費の委託料としまして、土井敷団地窓修繕及び複合遊具の修繕料628万6,000円増額しております。

1枚めくっていただきまして、公園費の工事請負費としまして、カントリーパーク施設改修工事費の追加分としまして200万円増額しております。

続きまして、68ページを御覧ください。

教育費では、学校給食センター費の負担金補助及び交付金としまして、学校給食センター建設に伴い水道加入分担金124万6,000円を計上しております。

教育諸費の委託料としまして、日原小学校屋内運動場屋根OMソーラー撤去・修繕に伴います設計管理委託料121万円を新たに計上、工事請負費としまして、日原小学校屋内運動場屋根OMソーラー撤去・修繕の工事請負費1,570万8,000円を新たに計上しております。

備品購入費としまして、学校給食センター厨房機器の機械器具費1億5,535万6,000円を新たに計上しております。この購入費の財源としましては、過疎対策事業債1億4,010万円を充当することとしております。

1枚めくっていただきまして、小学校費学校管理費の事務局学校管理費の備品購入費としまして、日原小学校・木部小学校図書室用の椅子の購入としまして、一般備品費228万5,000円を新たに計上しております。

続きまして、74ページを御覧ください。

中学校費学校管理費の事務局学校管理費の修繕料としまして、津和野中学校排水管の修繕等に伴う修繕料386万9,000円を増額しております。

続きまして、78ページを御覧ください。

文化財保護費の委託料として、町指定文化財下瀬山城支障木伐採及び流鏑馬馬場除草ほか、文化財樹木管理委託料143万6,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、安野光雅美術館費の修繕料としまして、正面玄関自動ドア装置取替えほか修繕料146万2,000円を計上しております。

桑原史成写真美術館費の委託料としまして、観光協会の移転に伴い、新たに窓口業務の委託料として132万4,000円、新たに計上しております。

天文台関連施設費の修繕料としまして、天文台ドーム駆動装置修繕ほか修繕料124万2,000円増額しております。

旧堀氏庭園管理費の修繕料としまして、楽山荘庭園池山水の配管修繕ほか修繕料としまして、127万4,000円を増額しております。

教育魅力化推進事業費の委託料としまして、交流センター運営に伴う炊事等の運営委託料352万1,000円を新たに計上、負担金補助及び交付金としまして、津和野高校共同下宿未利用に伴います津和野高校下宿補助金160万円を減額しております。

津和野田万川線発掘調査事業費の報酬としまして、発掘作業員として雇用する会計年度任用職員報酬274万3,000円を計上しております。

続きまして、88ページを御覧ください。

体育施設の津和野地区体育施設費の委託料としまして、津和野体育館舞台吊物機構改修に伴います設計管理委託料174万3,000円を新たに計上しております。この財源としましては、緊急防災・減災事業債170万円を充当することとしております。

日原地区体育施設費の修繕料としまして、日原体育館の水銀灯取替え及び木ノ口運動場グラウンド整備等修繕料312万4,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費では、現年農地農業施設災害復旧費の工事請負費としまして、佐山頭首工ほか5件、計6件の頭首工及び水路の復旧に伴います工事請負費7,099万9,000円を新たに計上しております。この災害復旧費の財源としましては、国庫補助金1,885万円が交付され、農林水産業施設災害復旧債3,520万円、負担金497万円を充当することとしております。

過年林業災害復旧費の工事請負費としまして、火の谷分谷線ほか全部で4路線の林道災害復旧に伴います工事請負費869万7,000円を新たに計上しております。この

災害復旧費の財源として、県支出金769万6,000円交付され、農林水産業施設災害復旧債80万円を充当することとしております。

1枚めくっていただきまして、過年公共土木施設災害復旧費の補償・補填及び賠償金としまして、町道北斗台線復旧工事に伴います電柱移転補償費としまして192万9,000円を新たに計上しております。この財源としましては、公共土木施設災害復旧債190万円を充当することとしております。

それでは、歳入を御説明しますので、12ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税9,400万円を計上しております。

分担金及び負担金では、負担金の災害復旧費分担金として、現年農地農業用施設災害復旧費に伴います受益者負担金497万円を新たに計上しております。

使用料及び手数料では、使用料の教育使用料として、建設予定の津和野町交流センターの使用料として200万円を増額しております。

国庫支出金では、国庫負担金の衛生費国庫負担金として、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種の追加等に伴いまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金1,392万9,000円を増額、災害復旧費国庫負担金としまして、現年農地農業用施設災害復旧の国庫負担金として1,885万円新たに計上しております。

国庫補助金の総務費国庫補助金としまして、戸籍システム改修に伴います社会保障・税番号制度システム整備費補助金774万4,000円を増額、新型コロナウイルス感染症によります原油価格高騰対策等によります各種支援事業費補助金に伴いまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,973万6,000円を増額、各種申請手続等のオンライン化システム導入に伴いますデジタル基盤改革支援補助金426万2,000円を新たに計上しております。

民生費国庫補助金としまして、新型コロナウイルス感染症対策を目的として支援します保育環境改善等事業補助金に伴います保育対策総合支援事業費補助金107万3,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費国庫補助金としまして、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種等に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金872万3,000円を増額しております。

土木費国庫補助金としまして、内示額の減額による道路メンテナンス事業費補助金658万1,000円を減額しております。

教育費国庫補助金としまして、補助金の確定に伴う津和野町城跡石垣修理工事費補助金141万1,000円を増額しております。

県支出金では、県補助金の総務費県補助金としまして、今年度以降の元利償還金に対する補助金として、過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金200万円を計上しております。

農林水産費業費県補助金として、農業研修生の受入れのために必要な施設等を整備するための補助金、自営就農志向者受入促進事業補助金の県補助金分250万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、教育費県補助金としまして、津和野町交流センターの運営の県補助金としまして、交流施設利用寄宿舍補助金175万5,000円を新たに計上、津和野高校共同下宿未利用に伴いまして、共同下宿運営費補助金を166万6,000円減額しております。

災害復旧費補助金としまして、林道災害復旧の県補助金としまして、769万6,000円を新たに計上しております。

委託金の教育費委託金としまして、県事業費であります津和野田万川線道路改良工事に伴う発掘事業の県委託金としまして、埋蔵文化財調査委託金386万円を新たに計上しております。

繰入金では、林業被害防止対策用ドローン購入や津和野町放置森林整備補助金等に伴います津和野町森林整備基金繰入金1,650万9,000円を増額しております。

繰越金では、令和3年度剰余金1億1,745万5,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、諸収入では、雑入としまして、総務財政課のWEB会議用の機器調達等に伴います市町村デジタル化設備整備費補助金ほか160万円増額しております。

続きまして、町債では、総務債の一般単独事業債としまして、津和野庁舎耐震補強改修工事の関連工事の設計に伴い合併特例債430万円を増額、臨時財政対策債の確定に伴う臨時財政対策420万1,000円を減額、枕瀬コミュニティセンター改修工事設計業務に伴い緊急防災・減災事業債120万円を増額しております。

土木債の一般単独事業債としまして、2路線の道路改良工事に伴い合併特例債1,160万円を増額、過疎対策事業債としまして、道路長寿命化対策事業費の減額に伴い道路橋梁整備事業費330万円を減額しております。

教育債の過疎対策事業債としまして、城山整備に伴う地域文化振興事業150万円を減額、給食センター厨房機器購入に伴い教育の振興事業1億4,100万円を増額しております。

緊急防災・減災事業債としまして、津和野体育館舞台吊物機構改修に伴う設計管理委託料の計上に伴いまして、170万円を増額しております。

民生債の過疎対策事業債としまして、障害者福祉センター整備事業に伴い社会福祉施設整備事業3,040万円を増額、施設整備事業債として、同じく障害者福祉センター整備事業に伴い3,560万円を新たに計上しております。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債としまして、現年農地農業用施設災害復旧として、佐山頭首工ほか6件の頭首工及び水路の復旧及び過年林業施設災害復旧として、火の谷分谷線ほか4路線の計上に伴う農林水産業施設災害復旧事業3,600万円増額、

公共土木施設災害復旧債としまして、過年公共土木施設災害復旧事業の町道北斗台線復旧工事に伴います電柱移転補償に伴い公共土木施設災害復旧事業190万円を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） では、続きまして、議案第91号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

諸支出金の償還金44万6,000円増は、令和3年度普通交付金の確定によるものでございます。

続いて、歳入を説明しますので、8ページを御覧ください。

諸収入の雑入44万6,000円増は、令和3年度分の療養給付費等の確定によるもの、その下、繰越金4,551万5,000円増は、令和3年度分の繰越しであります。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第92号を御説明いたします。令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

諸支出金、還付金及び還付加算金の国・県支出金等還付金でございます。令和3年度分の介護保険給付費負担金等の確定に伴う還付金として1,099万8,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

支払基金交付金の介護給付費交付金及び介護予防日常生活支援総合事業交付金の過年度分として、令和3年度分の交付金確定に伴いそれぞれ16万3,000円及び35万円を増額しております。

繰越金として、令和3年度の剰余金4,092万2,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第93号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をします。

歳出から説明しますので、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金177万9,000円増は、令和3年度分の確定によるものであります。

続いて、歳入についてであります。8ページを御覧ください。

繰越金177万9,000円増は、令和3年度分の繰越しであります。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第94号を御説明いたします。令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正の変更でございます。20万円の増額補正をしております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

12ページの歳出を御覧ください。

下水道事業費の営業費の処理場費でございます。需要費の光熱水費につきましては、電気料高騰により296万2,000円を増額しております。

役務費の手数料でございますが、清水管理センター用地購入に係る登記手数料として7万3,000円を計上しております。

公有財産購入費の用地購入費でございますが、先ほど清水管理センターの用地購入費として5万1,000円を計上しております。

14ページを御覧ください。

施設整備費の工事請負費でございます。公共ます設置工事につきましては、給食センターと枕瀬地区の2件分のます設置について50万円を増額しております。

16ページを御覧ください。

公債費の利子でございます。償還金利子及び割引料でございますが、利子の確定により59万円の増額をしております。

戻りまして、10ページの歳入を御覧ください。

下水道事業負担金の受益者負担金につきましては、給食センターと枕瀬地区の2件分の負担金32万円を増額しております。

一般会計繰入金でございますが、歳出で御説明いたしました下水道事業費の処理場費の財源として90万5,000円を増額しております。

土木債の下水道事業債でございますが、歳出で御説明いたしました下水道事業費の施設整備費の財源として20万円の増額をしております。

繰越金でございますが、令和3年度の剰余金として275万1,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第95号を御説明いたします。令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

農業集落排水事業費の営業費の業務費につきましては、処理場内の集水ますの修繕につき8万2,000円を増額をしております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

一般会計繰入金につきましては、1万6,000円の増額をしております。繰入金につきましては、令和3年度の剰余金として6万6,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第96号を御説明いたします。令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

予備費として488万5,000円を計上しております。

なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰越金として令和3年度の剰余金488万5,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第97号を御説明いたします。令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

予備費として1,901万9,000円を計上しております。

なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰越金として令和3年度の剰余金1,901万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第98号を御説明いたします。令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

8ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用営業費用の原水及び上水費でございます。修繕費につきましては、日原第4水源取水ポンプ修繕と瀬戸浄水場滅菌器修繕ほかとして400万1,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

燃料費につきましては、2万円を増額しております。

委託料につきましては、中原線戦橋架け替えに伴う架設管設計業務委託の精算により37万円の減額をしております。

修繕費につきましては、内美・戸谷地区漏水修繕、青原漏水修繕等として合計367万円を増額しております。

工事請負費でございますが、国交省による旧青原橋撤去に伴う既設管水道管撤去59万4,000円、島根県の河川改修工事による中原線戦橋架け替えに伴う架設配水管布設工事4,500万円、建設課の道路災害による日原・青原2号、災害復旧工事に係る

配水管支障移転工事として8万8,000円、また、島根県の道路改良工事による須川谷日原線送水管支障移転工事182万6,000円として、合計4,750万8,000円を増額しております。

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息でございますが、償還金の利子確定に伴い133万5,000円を増額しております。

8ページ上段の収入を御覧ください。

収益的収入でございます。営業収益のその他営業収益の分担金でございますが、給食センターの加入分担金141万9,000円を増額しております。

営業外収益の他会計補助金でございます。一般会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い822万円を増額しております。

雑収益のその他雑収益につきましては、先ほど支出で御説明いたしました支障移転工事に伴い4,652万5,000円を増額しております。

特別収益の過年度損益修正損でございますが、1,000円の減額をしております。

その他特別利益でございますが、敷地料使用料の1,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で提案理由の説明を終わります。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 議事運営について発言の許可を求めます。

○議長（草田 吉丸君） 発言を許します。

○議員（5番 横山 元志君） ありがとうございます。

議案第79号の資料要求をさせていただきたいと思っております。要求させていただく資料として、契約金額の8億1,290万円の内訳と繰越前の見積りの内訳の資料の要求をさせていただきたいと思っておりますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひします。

○議長（草田 吉丸君） ただいま、横山君より資料提出の要求がされました。これについて、担当課のほうで対応を、これ、お願ひしたいとは思いますが、ただいまの横山君の契約金額の工事内訳と、当初というのは3月補正が上がりましたが、そのときの内訳ということでございましょうか。これ、具体的にこういう内訳書で欲しいということがございますか。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 期間もそんな長くはないので、大ざっぱと言えればおかしな言い方なんですけど、何費が幾らだとか、何費が幾らだとかいう、例えば、くぎ1本の資料までよこせとは言いませんので、ざっくり、例えば、工事費が幾ら、管理費が幾らとか、あと、周辺工事費が幾らだとか、ざっくりでいいんで、何かこう区切ったものがあれば分かりやすいかと思っておりますので、それを、できたらよろしくお願ひしたいところです。

○議長（草田 吉丸君） ただいま、横山君からそういった内容での資料提供がございましたが、これについて、担当課のほうで、これに対する質問等ありましたら。教育長。

○教育長（岩本 要二君） 今、横山議員のほうから資料要求ということで頂きましたので、契約金額の内訳と、それから、3月時点での設計額の内訳というところで資料を出すようにしていきたいと思っておりますけども、私、詳細につきましては、議員、また、ちょっと後ほど詰めさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） それで、教育長、ぜひ資料作成願いたいと思っておりますけども、期日的に、どのあたりまででそういった資料が提出をされるかどうか、その辺はどうでございましょうか。教育長。

○教育長（岩本 要二君） できれば、火曜日ぐらいまで待っていただけたらと思うんですが。

○議長（草田 吉丸君） それでは、ただいま横山君からそういった資料要求がございました。

ここで議員の皆様にお諮りをいたしますが、ただいまの横山君からの学校給食センター、これに対する内訳書の資料要求でございますが、これについては、9月15日の議決に関して非常に必要な資料であるというふうに認められますので、9月……教育長、すみません、9月、最終、13日でよろしいですか。

それでは、9月13日までを期限として資料要求をしたいと思っておりますが、これについて御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） それでは、議会として要求をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時39分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第27. 議案第99号

日程第28. 議案第100号

日程第29. 議案第101号

日程第30. 議案第102号

日程第31. 議案第103号

日程第32. 議案第104号

日程第33. 議案第105号

日程第34. 議案第106号

日程第35. 議案第107号

○議長（草田 吉丸君） 日程第27、議案第99号令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第35、議案第107号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第99号でございますが、令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額107億8,128万5,270円、歳出総額105億8,514万4,210円で、差引きいたしまして1億9,614万1,060円の黒字決算となったわけでございますが、この中に繰越明許費繰越額7,859万4,939円、事故繰越し繰越額9万円がございますので、実質収支額といたしましては1億1,745万6,121円となったものでございます。

議案第100号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額11億681万247円、歳出総額10億6,129万5,023円で、差引きいたしまして4,551万5,224円の黒字決算となったものでございます。

議案第101号令和3年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が13億9,234万5,146円、歳出総額が13億5,142万2,978円で、差引きいたしまして4,092万2,168円の黒字決算となったものでございます。

議案第102号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が3億2,237万5,150円、歳出総額が3億2,059万5,886円で、差引きいたしまして177万9,264円の黒字決算となったものでございます。

議案第103号令和3年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が4億3,021万7,869円、歳出総額が4億2,746万6,009円で、差引きいたしまして275万1,860円の黒字決算となったものでございます。

議案第104号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が409万141円、歳出総額が402万3,160円で、差引きいたしまして6万6,981円の黒字決算となったものでございます。

議案第105号令和3年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が1,333万392円、歳出総額が1,333万392円で、歳入歳出差引き0の決算となったものでございます。

議案第106号令和3年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、収入総額が6,650万7,832円、歳出総額が6,162万2,628円で、差引きいたしまして488万5,204円の黒字決算となったものでございます。

議案第107号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は、歳入総額が3億1,025万7,238円、歳出総額が2億9,123万8,112円で、差引きいたしまして1,901万9,126円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明いたしました。各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては、会計管理者のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 会計管理者。

○会計管理者（青木早知枝君） それでは、議案第99号令和3年度一般会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

歳入1款の町税は、市町村民税ほか町税全体の収入済額は6億8,022万4,712円で、歳入全体の6.3%、前年度に比べ4,371万2,999円の増、不納欠損額として157万5,712円が計上され、収入未済額は3,180万3,100円となっております。

3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款及び11款を合わせた8つの交付金の合計は、収入済額1億9,500万7,000円で、前年度に比べ2,587万2,000円、15.3%の増。

10款の地方交付税は、収入済額46億4,413万円で、歳入全体の43.1%を占めており、前年度に比べ3億8,081万2,000円、8.9%の増となっております。

12款の分担金及び負担金は、収入済額7,619万3,605円、収入未済額のうち654万円は繰越明許費財源充当分となっております。

3 ページを御覧ください。

14款の国庫支出金は、収入済額15億3,551万2,017円で、歳入全体の14.3%で、前年度に比べ3億8,090万905円の減で、収入未済額5億9,846万9,535円は繰越明許費財源充当分となっております。

15款の県支出金は、収入済額6億1,458万5,170円で、歳入全体の5.7%、前年度に比べ1,062万63円、1.8%の増で、収入未済額1億252万8,400円は繰越明許費財源充当分となっております。

17款の寄付金は2億4,663万8,969円で、前年度に比べ4,863万151円、16.5%の減となっております。

18款の繰入金は、収入済額1億7,011万2,188円で、前年度に比べ1億7,164万6,273円の減。

19款の繰越金は、収入済額2億446万6,527円で1億1,522万6,976円の増。

20款の諸収入は、収入済額2億7,232万9,970円で1億7,676万8,411円の増。

21款の町債は、収入済額18億9,158万4,000円で、歳入全体の17.6%、前年度に比べ1億342万7,000円の減で、収入未済額14億650万円は事故繰越し及び繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済額107億8,128万5,270円で、前年度に比べ9,405万5,480円、0.9%の増となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出1款の議会費は、支出済額6,812万9,532円、前年度に比べ9万8,861円の減となっております。

2款の総務費は、支出済額24億2,814万9,801円、歳出全体の22.9%、前年度に比べ9億8,239万9,843円の減、財産管理費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費、津和野城山整備事業費に前年度繰越明許費2億8,720万9,218円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業はつわぶき交流センター建設事業となっております。

3款の民生費は、支出済額17億7,396万2,593円、歳出全体の16.8%、前年度に比べ3,902万537円の増、児童福祉総務費に前年度繰越明許費847万円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は日原保育園建設事業となっております。

4款の衛生費は、支出済額8億6,084万3,780円、前年度に比べ1億1,765万3,582円の増。

5款の労働費は、支出済額61万4,000円、前年度に比べ1万1,000円の減となっております。

6款の農林水産業費は、支出済額7億8,879万6,297円、前年度に比べ3億3,327万5,458円の増、農地費、林業振興費、林道新設改良費に前年度繰越明許費3億592万5,400円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は林地崩壊防止事業となっております。

7 款の商工費は、支出済額 7 億 9,518 万 7,867 円、前年度に比べ 3 億 3,602 万 1,424 円の増、歴史的風致維持向上事業費に前年度繰越明許費 4 億 6,514 万 4,643 円が含まれております。

また、歴史的風致維持向上事業で翌年繰越額が計上されております。

8 款の土木費は、支出済額 10 億 7,662 万 4,608 円、歳出全体の 10.2%、前年度に比べて 1 億 6,079 万 3,271 円の増、道路維持費、道路新設改良費、道路長寿命化対策事業費に前年度繰越明許費 5 億 4,444 万 5,864 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は町道新設改良事業となっております。

9 款の消防費は、支出済額 3 億 1,077 万 9,855 円、前年度に比べ、6,695 万 9,270 円の増、防火水槽設置事業で翌年度繰越額が計上されております。

7 ページを御覧ください。

10 款の教育費は、支出済額 10 億 2,677 万 1,204 円、前年度に比べ 1 億 1,766 万 6,564 円の減、教育諸費、社会教育総務費、文化財保護費に前年度繰越明許費 7,877 万 4,138 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は学校給食センター整備事業となっております。

11 款の災害復旧費は、支出済額 1 億 4,640 万 3,450 円、前年度に比べ 1 億 3,132 万 9,760 円の増、現年農地農業用施設、現年林道、現年公共施設災害復旧費に前年度繰越明許費 3,371 万 3,100 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は現年農地農業用施設災害復旧事業となっております。

12 款の公債費は、支出済額 12 億 9,063 万 3,969 円、歳出全体の 12.2%、前年度に比べ 1,946 万 1,253 円の増となっております。

歳出合計は、支出済額 105 億 8,514 万 4,210 円で、前年度に比べ 1 億 238 万 947 円、1%の増、翌年度繰越額は 21 億 9,272 万 2,474 円となっております。

361 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額 1 億 9,614 万 1,060 円から翌年度へ繰越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額 7,859 万 4,939 円、事故繰越し繰越額 9 万円を差引きますと実質収支額は 1 億 1,745 万 6,121 円となっております。

続きまして、議案第 100 号国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

歳入1款の国民健康保険税は、収入済額1億4,667万6,518円、歳入全体の13.3%、前年度に比べ373万5,981円の増、不納欠損額として31万438円が計上されております。

歳入合計は、収入済額11億681万247円、前年度に比べ562万685円、0.5%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出2款の保険給付費は、収入済額8億580万1,617円、歳出全体の75.9%を占めており、前年度に比べ431万2,409円の減、歳出合計は、支出済額10億6,129万5,023円、前年度に比べ1,519万3,856円、1.4%の減となっております。

27ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の4,551万5,224円となっております。

続きまして、議案101号の介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の介護保険料は、収入済額1億9,792万1,000円、歳入全体の14.2%、前年度に比べ24万4,824円の減、不納欠損額として57万5,300円が計上されております。

3款の国庫支出金は、収入済額3億9,548万7,367円、歳入全体の28.4%、前年度に比べ2,759万808円の増。

4款の支払基金交付金は、収入済額3億4,353万4,697円、歳入全体の24.7%、前年度に比べ997万9,907円の増となっております。

歳入合計は、収入済額13億9,234万5,146円、前年度に比べ2,466万270円、1.8%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出2款の保険給付費は、支出済額12億2,125万5,375円、歳出全体の90.4%を占めており、前年度に比べ2,142万6,867円の増となっております。

歳出合計は、支出済額13億5,142万2,978円、前年度に比べ1,055万7,162円、0.8%の増となっております。

39ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の4,092万2,168円となっております。

続きまして、議案第102号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の後期高齢者医療保険料は、収入済額1億249万7,840円、歳入全体の31.8%、前年度に比べ274万9,825円の増。

3款の繰入金は、収入済額2億733万3,241円、歳入全体の64.3%、前年度に比べ23万6,081円の減となっております。

歳入合計は、収入済額3億2,237万5,150円、前年度に比べ635万687円、2%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額3億1,474万2,815円、歳出全体の98.2%を占めており、前年度に比べ504万7,895円の増となっております。

歳出合計は、支出済額3億2,059万5,886円、前年度に比べ540万6,467円、1.7%の増となっております。

13ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の177万9,264円となっております。

続きまして、議案第103号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。

歳入2款の使用料及び手数料は、収入済額6,055万7,118円、歳入全体の14.1%、前年度に比べ245万7,949円の増。

3款の国庫支出金は、収入済額6,095万6,750円、歳入全体の14.2%、前年度に比べ2,513万2,500円の増となっております。

7款の町債は、収入済額1億3,440万円、歳入全体の31.2%、前年度に比べ6,610万円の増となっております。

歳入合計は、収入済額4億3,021万7,869円、前年度に比べ1億699万92円、33.1%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出1款の下水道事業費は、支出済額2億3,826万7,989円、歳出全体の55.7%を占めており、前年度に比べ1億923万7,038円の増、処理場費、施設整備費に前年度繰越明許費9,571万8,700円が含まれております。

歳出合計は、支出済額4億2,746万6,009円、前年度に比べ1億1,235万4,781円、35.7%の増となっております。

17ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の275万1,860円となっております。

続きまして、議案第104号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の使用料及び手数料は、収入済額93万7,508円、歳入全体の22.9%、前年度に比べ3万3,825円の減。

2 款の繰入金は、収入済額 3 0 6 万 3, 0 0 0 円、歳入全体の 7 4. 9 %、前年度に比べ 4 9 万 3, 0 0 0 円の減となっております。

歳入合計は、収入済額 4 0 9 万 1 4 1 円、前年度に比べ 5 7 万 3, 2 1 2 円、1 2. 3 % の減となっております。

3 ページを御覧ください。

歳出 1 款の農業集落排水事業費は、支出済額 1 9 1 万 3 6 1 円、歳出全体の 4 7. 5 %、前年度に比べ 5 4 万 9, 7 9 9 円の減となっております。

歳出合計は、支出済額 4 0 2 万 3, 1 6 0 円、前年度に比べ 5 5 万 5 6 0 円、1 2 % の減となっております。

9 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の 6 万 6, 9 8 1 円となっております。

続きまして、議案第 1 0 5 号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

歳入 4 款の諸収入は、収入済額 7 9 4 万 5, 8 0 0 円、歳入全体の 5 9. 6 %、前年度に比べ 1 0 7 万 3, 0 0 0 円の増となっております。

歳入合計は、収入済額 1, 3 3 3 万 3 9 2 円、前年度に比べ 2 6 万 6, 7 5 8 円、2 % の減となっております。

3 ページを御覧ください。

歳出、奨学金費は、支出済額 1, 3 3 3 万 3 9 2 円、前年度に比べ 2 6 万 6, 7 5 8 円、2 % の減となっております。

9 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額は 0 円となっております。

続きまして、議案第 1 0 6 号の診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

歳入 1 款の診療収入は、収入済額 5, 8 6 2 万 8, 6 0 3 円、歳入全体の 8 8. 2 % を占めており、前年度に比べ 5 3 0 万 9, 2 2 9 円の増となっております。

歳入合計は、収入済額 6, 6 5 0 万 7, 8 3 2 円で、前年度に比べ 9 1 8 万 1, 7 4 3 円、1 6 % の増となっております。

3 ページを御覧ください。

歳出合計は、支出済額 6, 1 6 2 万 2, 6 2 8 円、前年度に比べ 1, 0 5 9 万 1, 0 2 8 円、2 0. 8 % の増となっております。

9 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の 4 8 8 万 5, 2 0 4 円となっております。

続きまして、議案第107号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。

歳入1款の介護老人保健施設事業収入は、収入済額2億6,456万724円、歳入全体の85.3%を占めており、前年度に比べ536万260円の増となっております。

歳入合計は、収入済額3億1,025万7,238円、前年度に比べ1,627万748円、5.5%の増となっております。

3ページを御覧ください。

歳出1款の介護老人保健施設事業費は、支出済額2億7,071万7,476円、歳出全体の93%を占めており、前年度に比べ1,324万2,030円の増となっております。

歳出合計は、支出済額2億9,123万8,112円、前年度に比べ1,627万183円、5.9%の増となっております。

11ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1,901万9,126円となっております。

以上で、令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。

一般会計より、順次、お願いをいたします。監査委員。

○代表監査委員（大庭 郁夫君） 失礼いたします。昨年12月より監査委員を務めさせていただいております大庭と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の方から、去る8月24日に町長に提出いたしました令和3年度歳入歳出決算の審査意見書について御説明を申し上げます。

この意見書は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和3年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書ならびに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果でありまして、その概要及び意見は次のとおりであります。

審査の対象は、令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算書ならびに令和3年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書ほか7件、合わせて9会計でございます。

審査の期間は、7月20日から8月22日まででございます。

審査の総括意見でございますが、町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票ならびに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施いたしました。

その結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用、管理もおおむね適切であると認めました。

以下、内容について記述しております。

各表に掲げておりますが、これにつきましては執行部から提出された決算書、事務報告書、決算資料から引き出して作成したものでありまして、増減の比較、分析を付記しております。

なお、ほとんどの数値が1,000円単位でくくっておりますので、1,000円未満四捨五入の関係で中には整合しない箇所もあるかと思いますが御了承願いたいと思います。

2ページを御覧ください。

まず、決算規模であります。一般会計及び特別会計の総合計につきまして、歳入総額は144億2,721万9,285円でありまして、それに対し、歳出総額は141億1,613万8,398円でございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の決算収支状況であります。令和3年度におきましては単年度収支が4,034万1,000円、実質単年度収支は3億3,314万円でありました。

次に、歳入の状況であります。歳入の中で一番大きいのは地方交付税で46億4,413万円でありまして、特に令和3年度は令和2年度から3億8,081万2,000円の増額となっております。構成比は43.1%となっております。次は町債でありまして18億9,158万4,000円、構成比で17.6%。3番目が国庫支出金15億3,551万2,000円、構成比で14.3%。そして、4番目が町税でありまして6億8,022万5,000円、構成比で6.3%であります。

表の下にそれぞれ分析とコメントをつけておりますが、これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

4ページの歳出の状況であります。目的別であります。歳出で一番大きな款では総務費で、決算額は24億2,815万円、構成比で22.9%であります。続いて民生費が17億7,396万3,000円、構成比で16.8%であります。3番目に公債費で12億9,063万4,000円、構成比で12.2%であります。

これも表の下にそれぞれ分析とコメントをつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それから、少し飛びますけれども7ページを御覧ください。

性質別の歳出についてであります。一番大きいのが投資的経費の普通建設事業費で25億2,258万5,000円、構成比で23.8%であります。続いてその他の経費の補助費等で16億5,568万5,000円、構成比で15.6%であります。その次が人件費で14億1,456万円、構成比で13.4%となっております。

8ページを御覧ください。

財政構造の分析であります。表の左の県内町村単純平均数値と比較しながら御覧いただければと思っております。経常収支比率は81.8%、公債費比率が21.4%、人件費

比率22.1%、物件費比率9.7%、実質収支比率2.0%、実質公債費比率9.6%であります。そして財政力指数は0.164となっております。

少し飛ばせてもらいますが、10ページを御覧ください。

使用料及び手数料の状況であります。使用料におきましては、収入未済が住宅使用料でありまして502万2,000円上がっております。11ページの手数料につきましては、衛生関係で20万6,000円の収入未済が出ております。

それから、11ページの下を御覧ください。

地方債の現在高の状況であります。令和3年度末の現在高が142億8,851万3,000円で、令和4年3月末の人口が6,859人でありますので、町民1人当たりになりますと208万3,000円となり、令和2年度より13万9,000円増えております。

12ページを御覧ください。

(15)の滞納額の状況ですが、固定資産税が3,049万1,000円で、前年度と比較して2,634万5,000円減となっておりますが、これは令和2年度の収納猶予特例が大きく影響していると判断されます。

13ページを御覧ください。

職員の時間外勤務状況であります。時間数で対前年2,264時間の増となっております。主たる要因は、豪雨災害の復旧工事に係る事務等と判断されますが、200時間から300時間の職員が8名、301時間以上が5名と多くなっており、対応を検討すべきところではないかと考えます。

それでは、特別会計のほうに移らせていただきますが、14ページを御覧ください。

各会計別の執行状況の総括表でありまして、8つの特別会計の合計額で申し上げますと、調定額が36億5,416万1,000円、それに対しまして、収入済額は36億4,593万3,000円、不納欠損額が88万5,000円、収入未済額が734万3,000円、収納率99.8%であります。

歳出は、予算額が36億3,243万4,000円、支出済額35億3,099万4,000円、不用額1億144万円、執行率97.2%、差引残額1億1,493万9,000円となっております。

次に、基金の残高状況でございますが、これも合計で申し上げますと、令和3年度末で2億41万4,000円で503万8,000円の増額となっております。

以下、滞納額の状況並びに奨学金の基金については省略をさせていただきます。

最後、17ページの審査意見を申し上げます。

まず、1つ目でございますが、普通交付税が前年度比3億1,276万5,000円増額となったことなどにより、減債基金へ3億5,991万4,000円、また益田広域市町村圏事務組合出資金の返還がありまして1億7,663万9,000円を財源といたしまして、財政調整基金へ1億2,410万9,000円を積立てました。

しかし、これらは臨時的な財源でございまして、決算統計数値での比較では経常一般財源は前年度比2,645万9,000円の0.6%減となっております。

今後も町税の伸びは大きくは期待できないため、地方交付税が減少すれば、おのずと経常収支比率を押し上げ、財政運営の硬直化につながるので経常経費の削減に努められたい。

2つ目、経常収支比率は前年度比で7.2ポイント減少して81.8%となっている。減少の要因としては、上記の交付税の増額により標準財政規模がアップしたことによる一時的なものと考えられます。経常収支比率が高いほど財政の硬直化が進むため、できるだけ80%以内に抑えるよう努力されたい。

3つ目、実質公債費比率は、今日まで継続して実施してきた繰上償還の効果があって毎年度下がってきており、令和3年度は0.1ポイント下がって9.6%となった。実質公債費比率の上昇をできるだけ抑えるため、今後も可能な範疇で繰上償還を実施されたい。

一方で、地方債残高は、近年、増加傾向にある。令和3年度の地方交付税の伸びに伴う標準財政規模の増により将来負担比率は減少した。しかし、人口の減少があり町民1人当たりの負担率は208万3,000円に上昇した。大型事業が続いているため、今後の発行額には慎重を期されたい。

4つ目、町税は収納率が前年度比で4ポイント増の95.3%となっております。うち町民税の収納率は0.6ポイント増の99.6%で、前年度に引き続き県内でトップであり、収納努力を高く評価するところである。引き続き収納率の維持に努められたい。

5つ目、使用料等の未収では、住宅使用料は改善されているものの504万3,000円に上る。さらなる収納強化を図られたい。

6つ目、特別会計においては、ほとんどの会計が一般会計からの繰出金に依存せざるを得ない状況にあり、効率的な運営に努められたい。また、滞納額が744万4,000円あり、庁内連携のもと引き続き収納努力を重ねられたい。

終わりに、町民福祉の安定、向上を図る上から行財政改革を推し進め、効率的な財政運営に努められたい。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。

初めに、一般会計について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） それでは、ないようですので、一般会計に対する質疑を終結します。

次に、各特別会計につきまして、一括して質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、特別会計に対する質疑を終結します。

日程第36．議案第108号

日程第37．議案第109号

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、日程第36、議案第108号令和3年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について及び日程第37、議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第108号でございますが、令和3年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益1,280万5,923円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が1,280万5,923円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入・支出差引き1,906万8,429円の不足額が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたしまして決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

議案第109号でございますが、令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益2,430万9,153円に対し、前年度繰越利益剰余金4,595万5,879円で、当年度未処分利益剰余金が7,026万5,032円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入・支出差引き7,375万7,017円の不足額が生じたので、当年度消費税資本的収支調整額1,361万7,748円、減価償却費等の現年度分損益勘定留保資金4,182万9,384円、繰越利益剰余金802万8,691円及び当年度純利益1,028万1,194円で補填させていただきまして決算させていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第108号を御説明いたします。令和3年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的には税抜き処理にて調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、1ページから4ページの決算報告書につきましては税込みの金額となっておりますので、御了承いただきます。

それでは、1、2ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

上段の病院事業収益の決算額は7億9,809万3,738円で、うち仮受消費税及び地方消費税は678万4,923円となります。

下段の病院事業費用の決算額は7億8,193万2,815円で、うち仮払消費税及び地方消費税は1万3,542円となります。

3、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

上段の資本的収入の決算額は5,576万3,428円、下段の資本的支出の決算額は7,483万1,857円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は335万5,000円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,906万8,429円は、減価償却費等の過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

税抜き金額の数値となっております。金額欄の中ほど、または右側の列を御覧いただきたいと思っております。

まず、1の医業収益は6億5,216万1,615円、2の医業費用は7億7,049万6,377円、3の医業外収益は1億3,881万1,807円、4の医業外費用は800万6,515円となり、経常利益は1,247万530円の利益となります。特別利益の過年度損益修正益は33万5,393円となります。以上から、当年度純利益は1,280万5,923円となります。

7ページ以降の剰余金計算書、貸借対照表及び決算附属書類等につきましては、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

令和3年度津和野町水道事業会計決算書を御覧ください。

公営企業であります水道事業の決算につきましては、基本的には税抜き処理にて調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、1ページから4ページの決算報告書については、税込み金額の数値となっております。

それでは、1、2ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

上段の収入である水道事業収益決算額は3億6,481万8,430円で、うち仮受消費税及び地方消費税は1,484万8,146円となります。

下段の支出であります、水道事業費用決算額は3億2,689万9,104円で、うち仮払消費税及び地方消費税は998万1,327円となります。

ページをめくっていただきまして、3、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

上段の資本的収入の決算額は3億1,253万4,000円、下段の資本的支出の決算額は3億8,629万1,017円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は2,160万9,529円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,375万7,017円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、1事業年度における企業の経営状況を明らかにするため、当該年度中に得た全ての収益から要した費用を差し引き、損益の発生原因とその期間の純利益を表したものでございます。税抜き金額の数値となっております。

金額欄の中ほど、または右側の列を御覧いただきたいと思っております。

まず、1の営業収益は1億4,894万1,474円、2の営業費用は2億9,389万2,352円、3の営業外費用収益は2億415万4,526円、4の営業外費用は3,465万1,151円となります。

経常利益は2,455万2,497円の利益となります。特別利益6,156円、特別損失24万9,500円、その他特別損失マイナス24万3,344円となり、以上から、当該年度純利益は2,430万9,153円となります。

前年度繰越利益剰余金が4,595万5,879円であったことから、当該年度未処分利益剰余金は7,026万5,032円となりました。

7ページ以降の剰余金決算書、貸借対照表、決算附属書類につきましては、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員。

○代表監査委員（大庭 郁夫君） それでは、去る6月23日に町長に提出いたしました令和3年度津和野町公営企業会計決算審査意見書について御説明申し上げます。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度津和野町公営企業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果でありまして、その概要、意見は次のとおりであります。

審査の期日は、6月21日から23日までの3日間であります。

審査の場所は、津和野町役場の監査委員室であります。

審査の方法は、津和野町病院事業及び津和野町水道事業経営を地方公営企業法、その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するために合理的に行われたかについて書類の照合と検証を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、適切であると認めました。

以下、内容ごとに記述したものでございますが、各課の数値につきましては、先ほどの執行部の説明と重複しますので省略させていただきます。

5 ページを御覧ください。

病院事業会計の総括意見でございますが、益田赤十字病院の後方支援病院としての連携効果等により、入院患者数、病床稼働率、診療単価の増大で入院収益は増加となった。

一方、外来患者数は、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えや人口減少による影響を受けて外来収益は減少となった。

引き続き、病床の高稼働率維持並びに外来患者数の増加対策を図られたい。

また、益田赤十字病院との医療資材等の共同購入や業務の効率化等により支出削減に努められたい。

住民が安心して町に住み続けるために地域医療を守られたい。

以上が、病院事業会計についての意見書であります。

そして、最後の9 ページを御覧ください。

津和野町水道会計の総括意見でございますが、前年度対比で有収率が1.5 ポイント増えて75.8%と向上しております。

今後も、漏水対策等を講じて一層の有収率の向上を図られたい。

今後の浄水場の新設・更新にあたっては、統廃合等も検討して検査コスト等の削減に努められたい。

有収率の向上や支出コスト削減により、安価で安全安心な飲料水の安定的供給を図るとともに、一日も早い未給水地区を解消し、町民が等しく受給できるよう努められたい。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） ありがとうございます。

それでは、審査報告に対する監査員への質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

ここで50分まで休憩といたします。

午前11時47分休憩

.....
午前11時50分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

監査委員に対する質疑は終了しましたが、ここで議案第99号令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、執行部に対する質疑を終結します。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算議案につきましては特別委員会を設置することになっております。

お諮りします。決算の認定に関する11案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する11案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いします。

暫時休憩とします。

午前11時52分休憩

.....
午前11時55分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、本会議を再開します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会への委員の選任については、津和野町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済常任委員会より道信俊昭君、横山元志君、寺戸昌子君、文教民生常任委員会より御手洗剛君、大江梨君の以上5名を指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長を選任いただき、委員長に道信俊昭君、副委員長に御手洗剛君がそれぞれ選任されましたので、御報告します。

それでは、ここで選任されました委員長より挨拶を受けたいと思います。1番、道信俊昭君。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） それでは、令和3年度決算審査特別委員会の委員長として厳正な審査を行いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（草田 吉丸君） ありがとうございます。

日程第38. 報告第4号

○議長（草田 吉丸君） 日程第38、報告第4号令和3年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号令和3年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等、監査委員さんの意見書を付けて報告するものでございます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますのでよろしくお願ひをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、報告第4号令和3年度津和野町財政健全化判断基準等について、御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙を御覧ください。まず、健全化判断比率報告書でございます。一般会計等を対象としました実質赤字比率及び公営企業会計を含む、全会計を対象としました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算のため算定をされておりません。実質公債費率につきましては、一般会計等が負担する公債費、その中には公営企業や一部事務組合、債務負担行為に基づく公債費等も含まれますが、この公債費が標準財政規模に占める割合を3か年の平均で示したものでありまして、自治体の実質的な借金返済負担の重さを示す仕様でございます。令和3年度は9.6%となり、対前年度0.1ポイント減少しております。将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高や債務負担行為、公営企業、一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計等が負担するものから基金などの資産額を差し引いた額が標準財政規模の何倍にあたるかを示したものです。令和3年度は95.1%で、前年度より15.7ポイント減少しております。

次に、資金不足比率報告書でございますが、令和3年度決算におきましては資金不足の生じた特別会計はありませんでしたので、算定をしておりません。

以上、報告いたします。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

日程第39. 報告第5号

○議長（草田 吉丸君） 日程第39、報告第5号株式会社津和野開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号でございますが、株式会社津和野開発の経営状況について、御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告いたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、報告第5号株式会社津和野開発の経営状況について御説明いたします。

2ページの損益計算書を御覧ください。

売上高は4億430万3,784円でございます。売上原価は1億5,561万3,245円で、差引き2億4,869万539円が売上総利益となります。

次に、当期の販売費及び一般管理費が2億3,506万3,704円で、これを売上総利益から差し引きますと1,362万6,835円の営業利益となります。

各部ごとの状況につきましては、資料1の令和3年度事業部別要約損益状況の中から下から4行目、経常利益（損失）の欄を御覧ください。シルクウェイ日原事業部につきましては、1,520万9,000円の黒字、なごみの里事業部につきましては6万円の黒字、リゾート事業部につきましてはマイナス258万円となっております。

令和3年度も新型コロナの感染拡大が広がる状況が続いてきた中、両道の駅ともに前年度に比べ売り上げを伸ばしてきており、営業努力が伺えます。ただ、令和3年度は新型コロナ関連としてのリスク分担金が両道の駅合わせて4,602万2,000円が歳入と計上されております。その旨、併せて御報告いたします。

また、3ページを御覧ください。

令和3年度の販売費及び一般管理費の内訳であります。水道光熱費が6,923万2,000円となっており、前年度比に比べ1,372万3,000円ほど増加しております。原油価格高騰の影響は諸物価にも及び、経営負担が増大しております。

また、この中に減価償却費723万3,000円が計上されておられません。これは昨年度同様、税法上の特例措置によるものでございまして、平成27年度より向こう10年間有効のものであり、会計事務所とも協議の上、対処したものであります。また、株式会社津和野開発の監査役にも協議済であることも申し添えます。

2ページの損益計算書にお戻りください。営業外収益として1,188万3,797円ありますが、これは時短要請協力金や雇用調整助成金等の補助金収入としての1,102万2,291円が主なものであります。ここから営業外費用73万2,462円、法人税、住民税及び事業税の32万8,500円を差し引きますと、当期純利益は2,444万9,670円となります。

次に、1ページの貸借対照表を御覧ください。

前期の繰越利益剰余金に当期の純利益を加えますと、マイナス4,888万1,970円となり、純資産合計は7,097万7,435円となりました。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

日程第40. 報告第6号

○議長（草田 吉丸君） 日程第40、報告第6号株式会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号でございますが、株式会社フロンティア日原の経営状況について、御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） それでは、報告第6号の株式会社フロンティア日原の第26期の決算状況につきまして、御説明させていただきます。

まず、7ページの部門別損益計算書を御覧ください。フロンティア日原の事業は営農事業、農作業受託事業、育苗事業を加えた事業部とわさび漬けを中心に商品製造と販売を行う加工部の2部門に大きく分けておられます。事業部の営農事業では、前年度と同様につや姫の作付けを中心として9.8ヘクタールで事業を展開いたしました。その結果、事業部の事業損益は75万7,179円の黒字となっております。大きな要因としましては、農作業受託の面積が増え、堆肥散布や稲の刈り取り作業が前年度比べて増加したことが挙げられます。

また、米価が大きく下落いたしました。昨年度のようなウンカの被害もなく収量も多く確保できたことで、売り上げの減少を抑えられたことも要因と考えております。

一方、加工部につきましては、事業損益でマイナス262万929円と、昨年度と続き損失が発生しております。この主な要因としましては、加工部の主力商品でありますわさび漬けなどのわさび加工製品の売り上げは若干増加したものの資材等の値上がりが続く、費用が増加したことが1番の要因でございます。

さらなる売り上げ向上のため、コロナ禍ではありましたが、各種会合へ参加や加工原料都市業者との連携を密にし、加工原料の買取及び品質向上への取組を進めたところでございます。

また、新たな取組といたしまして、津和野再生プロジェクトに参画し、流通業務を中心に業務の委託を行っております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

当期売上総利益は3,332万8,690円で、これから販売費及び一般管理費の3,558万3,490円を差し引きますとマイナスとなり、営業損益は225万4,800円であります。これに営業外収益と営業外費用と特別損失を精算しました当期の純利益は38万5,571円の黒字決算となっております。

次に、2ページの貸借対照表を御覧ください。

資産合計2,458万4,930円に対しまして、負債合計487万7,966円、資本金1,355万円と資本剰余金9万円と別途積立金300万円及び繰越利益剰余金366万964円を合わせた純資産合計は1,970万6,964円となっております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

日程第41．報告第7号

○議長（草田 吉丸君） 日程第41、報告第7号令和3年度教育委員会事業点検評価報告書について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、報告第7号令和3年度教育委員会事業点検評価報告書について、報告をさせていただきます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、令和3年度に行いました教育委員会関係の事業の点検評価について報告書を作成し、議会へ報告をさせていただくものです。教育委員会関係の事業の点検評価につきましては、毎年この9月定例会に前年度分の事業の報告書を作成して報告をさせていただいております。

なお、内容につきましては、多岐にわたって項目も多くなりますので御覧をいただくということで説明のほうは省略をさせていただきたいと思っております。よろしく御覧をいたします。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

○議長（草田 吉丸君） 以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後0時08分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第7回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和4年9月12日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和4年9月12日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（11名）

1番 道信 俊昭君

2番 大江 梨君

3 番 岡田 克也君
5 番 横山 元志君
8 番 三浦 英治君
10 番 寺戸 昌子君
12 番 草田 吉丸君

4 番 米澤 宥文君
7 番 御手洗 剛君
9 番 田中海太郎君
11 番 川田 剛君

欠席議員（1名）

6 番 沖田 守君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	岩本 要二君	総務財政課長	……………	益井 仁志君
税務住民課長	……………	山下 泰三君			
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	小藤 信行君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	山本 博之君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、米澤宥文君、5番、横山元志君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、4番、米澤宥文君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 議席番号4番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

本日は4点ですが、ほとんどが住民の方の声を届けさせていただきます。

まず1番目に、道の駅なごみの里レストランの営業時間ですが、津和野町が関与する第三セクター株式会社津和野開発が運営する道の駅なごみの里は、平成13年4月に開業し、本年度21年が経過します。

道の駅なごみの里レストランあかね雲の営業は、令和3年、昨年12月25日土曜日から今日まで午後4時以降の営業を休止し、8か月以上は経過しております。

従来の営業時間は、午後9時まで、これは温泉部門、物販部門も、この2か所は9時までされております。

営業時間短縮の原因は、従業員の不足と聞いております。黒字部分のレストラン営業時間短縮は、物販部門の町内の小工業、農業用品の売上げにも大きな影響が出ると考えられます。

赤字部門の温泉施設は営業、黒字部門のレストラン営業部門、時間短縮では大変な運営と思われれます。

施設全体の故障や傷みも多く、リニューアル時期に来ているのではないかと思います。

山口県の道の駅は、多くはリニューアルしたと聞いております。徳佐の願成就温泉も平成30年リニューアルされております。

5月、町長が新聞に発表された外資系ホテル招致の布石のためにも、リニューアルと報酬アップで従業員の確保を図るべきではないかと思います。もちろんシルクウェイにははらも施設改善、待遇改善を図るべきと思っております。

さらに、ホテル招致のためには従業員を確保し、現在、木曜日を定休日、これを定休日なしの営業体制が必要となるのではないのでしょうか。

昨年末、テレビを入れたところ、ある外資系ホテルは道の駅と提携し、宿泊はホテル、食事と入浴は道の駅という連携で、そのような特集をやっておりました。これは町長が言われた外資系ホテル招致に全く合致するものだと思っております。

コロナが収まり、また観光客が戻ってきたとき、そしてまた、乙女峠が列福申請、承認または是正となれば、かなりの日本全国、また世界から入込客が訪れることは予想十分されます。

ホテル誘致実現のためにも、報酬アップで人員を確保し、木曜日入浴なし・夕食なしを解消するべきではないかと思っております。まずは、新型コロナ終息を見越しての対策が必要ではないかと思っております。

赤字経営の多くは、水道代また燃料代と聞いております。水道利用料金が、一般家庭料金であり、温浴棟の運営は大きな負担となっております。さらに燃料代は、灯油が主体で、やはり大きな負担となっております。バイオマスガス化発電乾燥チップの供給を急ぐべきであると思っております。

多くの町民が利用する温浴施設の水道料の赤字を救済策として、このようなことができるかどうか分かりませんが、工業用料金、また、大口消費料金など安価な料金設定は考えられないものでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日より一般質問でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、4番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

道の駅なごみの里レストラン営業時間についてでございます。第三セクターである株式会社津和野開発が、管理運営を行う道の駅なごみの里のレストランあかね雲は、調理師を含む2名の退職により人員不足が生じ、昨年12月末より営業時間の短縮を行っております。

雇用状況を株式会社津和野開発に伺いましたところ、営業時間を短縮して以降、継続して募集を行ってきた結果、新たな人材の確保に至っております。現在は、レストランの現場体制を整えているところであり、元の営業時間に戻すには、今しばらく時間を要することが見込まれております。

レストランの営業時間については、自主営業部門となるため、町として指示するところではございませんが、収益の面だけではなく利用者の利便性においても早期に元の営業時間へ戻していただくことが望ましいと考えております。

株式会社津和野開発が管理する2つの道の駅は、津和野温泉なごみの里が開業より21年、シルクウェイにちはらが開業より24年経過しており、施設全体の老朽化が見られております。

特に、津和野温泉なごみの里の温浴施設においては、温浴設備の管理が難しい複雑な構造であるため、管理費、修繕費が、非常に大きくなっております。施設の全面リニューアルの必要性についても認識しているところではございますが、リニューアルには財源の確保が必要であるため、実施の時期や補助事業の活用も含め慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、ホテル招致のための津和野温泉なごみの里温浴施設の休業日における現状であります。なごみの里へ引き入れております源泉は、湯量が少なく、循環型での対応と

なっていることや、循環型であることによりレジオネラ菌等の対策のための定期的な清掃・消毒が欠かせないため、作業の実施日を設ける必要がございます。そのため、休業日にそのメンテナンスを実施することとなっているため、休業日を設けない営業体制の実現は難しいと考えております。

従業員の待遇改善につきましては、株式会社津和野開発が経営状況を鑑みながら判断されていくこととなろうかと考えております。

津和野温泉なごみの里の温浴部門の経費につきましては、光熱水費の負担が大変大きく、令和3年度においては、なごみの里の温浴部門に係る経費のうち60%に当たる約3,851万円を光熱水費が占めていると伺っております。

水道料金につきましては、町では平成23年に、量水器の口径別料金体系に統一しており、大口消費料金等の設定は設けておりません。

また、消費量の多い企業や工場等に対して、安価な料金設定については現在導入についての予定はございません。

燃料費対策につきましては、まずは原油価格高騰対策等の交付金を活用し、軽減策を図ってまいりたいと考えております。また、木質バイオマスガス化発電に使用されている機器の導入や、既存の木質ボイラーに含水率の低い乾燥チップを利用する場合のランニングコストなど、軽減策についてシミュレーションも行っております。再生可能エネルギーを使用する施設としてのリニューアル等も含め、様々な選択肢を検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 御答弁いただきました。

まず、レストランあかね雲ですが、自主営業部門となるため町が指示するところではございませんとのことではありますが、津和野町も株主であれば指示はできませんが、助言やそういうことはできるのではないかと考えております。

それから、これができるかどうか。それと、リニューアルにつきましては、もうたびたび補正予算でも、床の補修、器具の取替え出ております。そろそろ限界ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

休業日を設けない営業ができないということになりますと、外資系ホテル、例えば、来られて近くにホテルを建てられても、木曜日は食事も入浴もありませんでは、外資系もしも条件がすばらしくいい津和野町ではありますが、二の足を踏むというか、ためらわれるのではないかと考えております。

温浴棟の木質チップボイラーですが、これはバイオマスガス化発電といいますか、準備シミュレーションにも載っております。したがって、できるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。ちょっとこの4点の回答をよろしく願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まずレストランの営業部門でございます、自主営業部門に関するのですが、当然町のほうも相談を伺っております。ですので助言はできるといいますか、できるようにしております。

なお、そうした今営業時間が短縮されて、今回の原因は人員の退職によるものであったわけですが、若干、新型コロナの影響もございました。なので、その当時もレストラン部門は、短縮はするが、夜の、いわゆる宴会部門といいますか、そうしたものは継続した、あちらを優先させて、このような体制になったということでもあります。町とも相談をしながら、その辺は対応しているというところで御理解いただければと思います。

次に、リニューアルについて、補正で修繕等が出ているという御指摘でございますが、議員おっしゃるとおり、毎回、補正が、修繕料が、幾らか出ておるとい状況でございます。

リニューアルにつきましては、先ほど町長が答弁で申し上げましたが、必要性については認識をしております。ただ、実施の時期ですとか補助事業の活用、そういった財源がどうしたものか準備できるかというようなシミュレーションをしないといけないと思っております。

今後は、これをやっぱ計画的に実施していかないと、この津和野の温泉部門というのはやっぱりかなり工事費が高くなることが予想されますので、それについての財源ですとか、それから、例えば年次計画も含めて、改めて計画してまいりたいというふうに考えております。

次に、休業日の問題でございます。

休業日に関しましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、今の温浴部門のメンテナンスに非常に時間がかかるといいますか、今の循環型の施設でございますので、いろいろな益田保健所の指摘、それから県条例の今回改正があつて、そうしたことに対応するためにメンテナンス料金も非常に高額になってきております。施設の老朽化も伴うこともさることながら、そうしたメンテナンスに十分時間をかけないと、なかなか難しい施設構造になっているということでございますので、御理解いただければと思います。

それから、温浴のボイラー施設へのシミュレーションの問題でございますが、現在、木質チップのボイラーがございまして。これまでは含水率の高い木質チップを搬入しておりましたが、今回、木質チップガス化発電所で新しい乾燥機械が入っております。それで乾燥したチップですと、含水率15%以下の良質なチップが準備できます。そうしたものを、このなごみの里の温浴部門のボイラーにも搬入して、もっともっとそのボイラーの持つポテンシャルといいますか、能力を最大限生かした形でなごみの里の燃料費対策の軽減策にしたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宏文君） この施設は多くの町民の方、温浴、物販、レストラン、かなりの方が利用されます。また、観光客、あと障がいの方、そして最近では、津和野高校生随分入りに来ておられます。

このように多くの方が食事、入浴、買物などで利用する施設であります。できるだけ早い時期のレストランのフル営業になるよう努力をしていただきたいと思います。

次に入ります。2番目として、バイオマス化発電の現状として、令和2年1月10日、全員協議会の説明のとおり進行しているかについて質問をいたします。

そのときの説明で、稼働時期は6月とのことでありました。この前、説明もありましたが、今回は平成22年、令和4年度のこのみ質問をいたします。

この後、令和5年度、令和6年度、そして大分たちますが令和10年度の設定スケジュールもありますが、今年度の質問をいたします。

まず、令和4年度、社名は、津和野フォレストエナジー合同会社でよろしいと思っております。この前説明がありました。

1番目として、木質バイオマスガス化プラント12基稼働、これの売電時期、1日480キロワット発電、一般家庭1,000戸分でよろしいかと思っておりますが、2番目に、乾燥チップ及びペレット製造開始、初年度は年間6,500トン必要とのことですが、そして、発電プラントへ3,530トン、なごみの里温泉チップボイラーへも供給を開始すると書いてあります。

ペレットにつきましては、ペレットストーブの供給（役場2台、一般家庭20台）とあります。学校へペレットストーブの設置、このようなことも進んでいるかどうか、検討されているかどうかを質問です。

ちょっと3番目ですが、チップボイラー設置及び設置場所の検討はされているのか。

6、ボルト40単体設置場所の検討はされているのか。これは町内のあちこちに置く計画と前に説明があったと思います。

従業員数は、4人と聞いておりました。

以上、令和4年度の計画は、大体このとおり進んでいるのかどうか質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、木質バイオマスガス化発電の現状についてお答えをさせていただきます。

木質バイオマスガス化発電所は、津和野フォレストエナジー合同会社が経営しておりますので、同社へ聞き取りを行った事項を基にお答えをさせていただきます。

まず、稼働時間についてでございますが、6月稼働の計画でしたが、コロナ禍による半導体製造の遅れなどにより、施設内の変電設備であるキュービクルの納品遅れや、フィンランドのボルター社の技師の来日が遅れたことなどにより、8月初めから試運転を開始し、8月11日の本格稼働となっております。

次に、社名についてであります。計画どおり津和野フォレストエナジー合同会社によりガス化発電所経営がなされております。

続きまして、各項目についてお答えをいたします。

まず、木質バイオマスガス化プラントについては、計画どおりフィンランドボルター社の40キロワットガス化エンジンを12基併設し、1時間当たり480キロワットの発電をしており、この発電量は一般家庭で約1,000世帯分に相当しております。

次に、乾燥チップについては、有限会社石州造林が原木・チップヤード施設の指定管理事業体となり、原木からチップ製造を行い、ガス化発電所へ販売しています。その後、ガス化発電所ではガス化エンジンの排熱と導入した乾燥機を利用してチップ乾燥を行っております。このガス化発電所での年間必要量は、計画どおりの原木換算で6,500トンとなっております。

ペレット製造については、ガス化発電所においてチップを乾燥機で乾燥する際に乾燥したダストが発生することから、このダストを使用しペレット製造を行う計画でしたが、乾燥したダストではなく水分を多く含んだ生ダストが発生することが判明したため、現段階ではペレット製造の計画は進んでおりません。

次に、乾燥チップのガス化発電プラントへの供給については、計画どおりの含水率15%に乾燥して運転しており、年間では約3,530トンの乾燥チップ使用量となることとです。

また、なごみ温泉のチップボイラーへのチップ供給については、今後、検討する事項となっておりますが、供給する場合のチップの含水率は約30から35%になる予定となっております。

次に、ペレットストーブについては、先ほど申し上げたように、現段階ではペレット製造の計画は進んでおりませんので、既存で設置されている箇所のペレット供給と学校へのペレットストーブの設置についての計画は進んでおりません。

次に、チップボイラー設置の検討については、現段階では進んでおりません。

次に、ガス化発電エンジンのボルター40を単体設置することについては、自治体におけるゼロカーボンを実現するために、今年度から設置しております津和野町地域再エネ導入戦略策定協議会において、フォレストエナジー株式会社の考え方を提示していただき検討しております。

最後に、従業員については、2名程度と申ししておりましたが、現在は3名でガス化発電所現場の運営を行っております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宏文君） 先日、この施設の竣工式に参加させていただきました。原木の丸太が山と積んでありましたが、大型重機で破砕機の中につかんで、すごいスピードで入れておりました。これは、原木の調達が大変じゃないかなと実際に思ったわけです。すぐ山と積んであるようなんでも、またたく間になくなるような感じ。これから

も原木の調達が大変とは思いますが、継続できるように頑張りたいと思っています。

ペレットに関しましては、まだペレットを置く場所も、ペレット製造機械も置いていないので、まだまだ検討段階ではあるとは思っていましたが、計画が進んではおりませんとのことですが、今後、来年度、再来年度進められる予定か、もうペレットは断念するのか、これを質問いたします。

なごみの里のチップボイラーでも、これについては発電だけでなく、こちらのトン数も入っていると思いますが、できるだけ早めに乾燥また使用できるようにしていただきたいと思っています。

6番のボルター40、ガス化発電エンジン、これも検討するとありますが、ゼロカーボンを目指して、できるだけ進めていただきたいと思っています。

以上、ちょっと二、三点質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ペレットストーブの今後の使用ということでございますが、答弁書にございましたように、現在水分を多く含んだ生ダストが発生するということで計画が進んでいないという状況でございます。これにつきましては、これ津和野フォレストエナジーに確認したところ、乾燥機をちょっと変更したというところの現状があるようです。

今後につきましては、ペレットにつきましては、またフォレストエナジーさんと情報交換しながら、どうしていくかというのを詰めてまいりたいと思っています。

それと、続きまして、チップボイラーへの供給でございます。

まず、売電の安定というところをまず進めていただいて、売電が安定したところで、チップボイラーへの供給となると考えております。これにつきましては、お披露目会でも、先ほど申したように、チップボイラーへの供給、販売を行うということも言っておられましたので、そのような方向で進めていかれると考えております。

続きまして、ボルター40の単体設置というところでございます。

これにつきましては、答弁書にございますように、今後、津和野町地域再エネ導入戦略策定協議会においてフォレストさんと話をしながら、どういったところが適しているかということも検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） ペレットストーブについてですが、これが無理となると、ペレットストーブの原木、結局今は発電の原木であるために、間伐材または皆伐ですか、でないと受け取らないと。これは売電価格が違うということは、この前伺っております。

間伐材等の使用した売電価格は、1キロワット40円の買取り、そのほかのものは、1キロワット13円の買取りということで、全く無理だという話はこの前答弁いただきました。

しかし、ペレットストーブは、ペレットストーブであれば売電には関係ないですね。したがって、製材所から出る端材、または一般民家で切られた木材、広葉樹でも何でもええですよ。それを持ち込んで、チップヤードで、それこそチップを作ってというようなことはできませんね。

ペレットの場合は、本当多く微粒子とは言いませんが、そういう破砕機で小さくできるもんなんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ペレットの製造につきましてでございますが、9月7日のお披露目会でも現場を御覧いただいたと考えております。

供給するスペースとして、あの大きなチップを置く区間があると思いますが、そこで先ほど言った一般材、未利用材と、さっき言った建設資材等が交ざるといけませんので、もし行うとすると別の乾燥機を設置しないといけないこととなると考えております。あくまでも、ここはちょっと私の考えでございまして、また会長のほう確認するということとなりますが、それとあとペレットストーブについて、現状の台数なんですが、計画段階で役場2台と一般家庭20台というところになっております。

補助金ベースで言いますと、役場は2台と変わりありませんが、一般家庭で18台と今なっているようでございます。

それと、ペレットストーブではございませんが、まきストーブのほうで現在進んでおりました、これにつきましては45台を補助として設置しているというところがございます。補助以外でも設置されている方がおられますので、まだ多いのかなと思っております。

現在、ペレットストーブより、まきストーブのほうで需要が多いようで、多分、安価ですぐ手に入るまきであれば消費できるというところが原因だろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宏文君） 3番目のバス停留所について、2件質問をいたします。

まず1件目、JR津和野駅のバス停留所。

9月2日に確認したんですが、バス停留所の位置表示のチラシを全町内各戸に配布するべきではないかと思っております。といいますのも、ここはまだJRのバス停工事中のときに、JRのバス停の反対側に仮バス停がありました。これはみんな知らなかったです。乗り遅れそうになったと聞いておりましたので、そういうこともありましたので、ここでちょっと。確かに放送は1回は聞きました、私も。

2番目として、石見交通と相互利用か。

これ新しいバス停を見たときに、町営バス、防長バスの時間表が載っておりました。しかし、石見交通は、元の石見交通津和野営業所前の道路の脇にまだバス停の表示がされております。

それと、駅舎にバス停留所位置の案内看板が必要ではないでしょうか。改札の出入口ですね、あの建物の出入口。ここに立つとともバス停は見えません。したがって、どこに行ってもええか分かりません。それで、前は駅前のロータリーの中に防長、町営バスのバス停がありましたので見やすかったんですが、今は全く見えにくく、非常に、1回乗り降りされた方はもう分かると思うのですが、よそから来た人等々いろんなことがありますので、その3点です。

2番目として、斎場前バス停の停留所の新設。

運転免許を持たないお年寄りの方など、大切な親戚、友人、知人の方などの通夜や葬儀にタクシーで往復され、大変な負担となっていると聞きます。石見交通のバス停留所の新設が必要ではないでしょうか。新設により高齢者の運転免許返納促進が見込まれると思います。

斎場前通過の石見交通バスは、津和野方面、野広・益田方面とも10便あります。津和野方面から益田方面が10便、野広・益田方面から津和野方面へは9便が運行されております。住みやすい津和野町の対策の一つとして取り組むべきではないでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、バス停留所2件についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、JR津和野駅バス停留所についてでございますが、このたびの津和野駅舎改修に伴い、新たに完成した駅に向かって右側のロータリーへ移設しております。

バス停留場移設に関する周知方法については、チラシ等による囑託文書での周知となりますと配布が9月末と遅くなってしまうため、ケーブルテレビのテロップ放送や定時告知放送を行ったほか、バス車内への掲示や運転手から乗客への周知等も実施いたしました。

また、あわせまして商工観光課において、駅舎へのバス停留所案内看板の設置を検討しているところであります。このバス停留所については、町営バスのほか石見交通及び防長交通も利用することとしております。

次に、斎場前バス停留所の新設についてでございますが、斎場前については石見交通が運行を行っており、最寄りのバス停留所は、野広橋バス停留所となっております。

議員御指摘のとおり、運転免許を持たない方が斎場を利用される際にはタクシーの利用等による負担があることも認識しております。

しかし、この路線は、町営バスの運行ではないため、直接町がバス停留所を設置することができるものではございません。最終的な判断は、石見交通において行われるもの

となりますので、今後、地域公共交通会議等において議題としてみたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） まず、JR津和野駅のバス停ですが、やはり道路標示、建物から出たところでバス停ですよ、これが標示です。もしくは、道路標識、標識ちゅうか誘導標識ですね。これは必ず必要と思っております。これはよろしく願いいたしますということで、次に、これは質問です。

バス停留所2か所あります。新しいところ、一つは屋根の下、現在は、町営バスと防長交通だけ。石見交通も入っていただけるようですが、いつ頃からでしょうか。

石見交通もほとんどが町民の方が利用されます。雨や風でも皆、外で待たにやなりません。この時期はいつ頃になる予定でしょうか。この2台目の前のバスのバス停のバス駐車スペースは屋根はありません。何のためか、ちょっと分かんので聞いてみます。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 駅前のバス停のことでございますが、石見交通のバス停が、道路沿いに出ておるといふ、そのお話ですよ。

これが、本日からあそこのロータリーのところのバス停に移動しております、石見交通さんが。ですから、ちょっとタイミングが、質問の時期と、ちょっと答弁の時期はちょっと合わなかったですが、今日ちょうど9月12日、本日からそのようにあそこのロータリーのバス停に石見交通と防長交通と町営バスが全部入るようになっておりますので、その旨、御理解いただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 写真でも、右側のバス停。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 2か所のバス停の用途、それぞれの用途でございます。

2か所のうち、一つ、駅に近いほうが石見交通と防長バスと町営バスの定期の運行のバス停になります。

もう一つの反対側のほうですけど、そちらのほうが長距離バスの運行に利用される停留所となります。

そちらのほう、屋根が届いていないというところがありますが、一応、予算上プラス使用頻度ですかね、そういったようなところを考えまして、そういうことにしております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 斎場前バス停ですが、石見交通バス利用で直地で下車して斎場まで行こうと思えば1,100メートルあります。とても歩いて行ける距離ではないと思っています。

また、野広バス停留所で下車しても800メートルあります。とても、普通の人なら行けるかもしれませんが、高齢者には無理と思います。

ぜひ、石見交通と地域公共交通会議で議題にさせていただきまして、検討していただきたいと思っております。

じゃ最後の質問で、ライトアップ1件ということで、ライトアップで観光津和野のイメージアップを図ってはどうかということでございます。

森村下中島通りの桜並木のライトアップでございます。下中島桜並木は、現在ライトアップされております。代官町の桜並木と津和野大橋、山口線鉄橋を挟み連結しており、ライトアップするべきではないかと思っております。

国花、つまり国の花の桜並木のライトアップ延長で、町民も観光客も明るい町の散策と、このたび整備される見晴らし広場からの景観が城山のライトアップと重なり、さらに夜景が映え、下に降りてみようかという気になっていただき、ますます夜景が映え、イメージアップにつながると思っております。いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ライトアップで観光津和野のイメージアップについてお答えをさせていただきます。

町では、観光の閑散期対策の一つとして、また夜間の観光地魅力アップの一つとして、殿町や桜等のライトアップ施設を整備してきたところです。

現在、町内のライトアップは、時期に応じて冬季の殿町通り、春の大橋下河川兩岸の桜、秋の紅葉時期の堀庭園、その他、城山の石垣、掘割の堀、またイベント時の駅前SLモニュメントなどで実施しております。

今後も議員御指摘のところも含め、国や県の補助事業を活用しながら、ライトアップ等の誘客対策を実施していきたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） ぜひともライトアップ実現で、夜間も明るい町というイメージアップをしていただきたいと思います。

これは、建設課に相談しておりますが、鷺舞像のライトアップの灯が消えております。これは建設課で土木事務所と検討していただくということで伺っておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいま御質問いただきました鷺舞広場のモニュメントへのライトアップの件でございますが、その件につきましては、今議員お話しされましたとおり、津和野土木事業所のほうにその旨お話差し上げて今検討しておりますのでございます。

ただ、ちょっと見積もり取ったら、かなりの額がかかるということで、ちょっとまだどちらがということは決定しておりませんが、あの大橋のへりということで、観光の

皆さんが一番目につくところでございますので、その対応について検討、さらにちょっとお話をさせていただいて、修繕について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 鷺舞像のあるところは、観光の中心部でもあります。たくさんの団体が、あそこの周りで写真を撮ったりしております。これは夜間ではないですが、夜間散策される方もおりますので、できるだけ早く実現するよう努力していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、4番、米澤宥文君の質問を終わります。

.....

○議長（草田 吉丸君） ここで10時まで休憩といたします。

午前9時49分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序2、2番、大江梨君。

○議員（2番 大江 梨君） おはようございます。2番、大江です。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、公営住宅についての管理方法についてお尋ねします。

今回、私がこのテーマを取り上げようと思いましたが、最近、公営住宅に入居された方の引っ越しにちょっと立ち会ったことがきっかけです。入居日当日の部屋の様子をちょっとお伝えさせていただこうと思います。私は翌日に立ち会いましたので、直接私が見たわけではありませんでしたので、ちょっと入居者の方に改めて書いていただいたものになります。ちょっと読み上げる形でお伝えします。

清掃はされておらず、非常に汚れていた。水道は緩くなっていて水の出が悪かった。特に、水回りや配管が汚かった。シンク下や洗面台下がゴキブリのふんまみれであった。ゴキブリも何匹か部屋にいた。オール電化のシステムが入っている扉の中がほこりやさびだらけだった。部屋にもともとついてた電気の蛍光灯4本のうち2本がつかなくなつたため蛍光灯を購入して変えてみたが、電気そのものの問題なのか、つかなかった。こういうような状況だったということで報告を受けています。

この方の場合は、ちょっと引っ越し当日にそのまま部屋で、通常引っ越したらそのままその部屋で過ごすと思うんですけれども、ちょっと部屋の状況で引っ越し当日はその部屋で過ごすことができなくて、宿を取って宿泊されたというふうに聞いています。

たまたまでもこのようなケースはちょっとよくないと思うんですけども、こういったことがありましたので、私もちょっと遡ってほかの方に、入居経験者の方、現在入居される方にお話を聞いたところ、同様に清掃が不十分で汚かったという意見が非常に多く出てきました。あとは、前任人の荷物、大きな物ではないですけども、荷物がそのまま置いてあったという意見も複数ございました。あとは、電球がつかないと、もともと備え付けてある電球がつかないですとか、棚が壊れているとか、そういった声もございました。

前回、私、地域おこし協力隊について質問したときに、町としても積極的に、有効な制度だと認識しているということで回答頂いたと思うんですけども、やっぱりそういった方が来られたときに部屋に入ってというのはもう本当に第一印象だと思うんですけども、やっぱりそこがそういう整ってない状況ですと、明日から津和野町のために頑張ろうと、そういう気持ちになかなかないというふうに思います。

これは、都会から来られた方だけじゃなくて、町内の方も、近隣から入居されてる方も同様に大事なことじゃないかなというふうに思っています。

そこで、2点お尋ねします。

1点目、退去後の業者による修繕や清掃はどのような規則に則って行われているのか。

2点目、地域おこし協力隊や集落支援員などが入居する場合、部屋の点検や入居の準備など責任の所在は建設課かそれとも人員を受け入れる課なのか。

これは、ちょっとヒアリングの中で、当日家に行くまで間取りが全然分からなかったという方もいらっしゃる、事前に担当課の方が送ってくださったという方もおられたり、担当課、受入れ課の方が事前に掃除してくださったという方もおられ、ちょっと人によって何かまちまちなのかなということを感じましたので、この点質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、大江議員の御質問にお答えさせていただきます。

町営住宅の管理方法についてでございます。

建設課が管理している公営住宅については、公営住宅法第27条に規定されている入居者の保管義務の条項のとおり、入居の責に帰すべき事由により、住宅を毀損したときは入居者が原形に復し、これに要する費用を負担することとしております。

本町が管理する公営住宅は、町営住宅、特定公共賃貸住宅、一般住宅、借上賃貸住宅等の様々な形態があり、それぞれの区分によって条例または規則が制定されています。この入居者の保管義務に関して規定されている例規及び条項については、津和野町営住宅設置及び管理に関する条例第23条、津和野町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第25条、津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例第15条、津和野町

借上賃貸住宅管理条例第17条、津和野町若者定住住宅の設置及び管理に関する条例第8条において規定しております。

また、住宅の修繕と費用負担については、入居時に御説明する入居のしおりにおいて、入居者が修繕すべき箇所と町が修繕すべき箇所について、町営住宅修繕等の区分表において明記をしております。

なお、退去時に入居者が原形に復することが基本ですが、退去検査時に住宅内に修繕を要する箇所が判明した場合、原状回復確認リストにより退去者の了承の上、町が直接業者へ依頼して修繕する場合があります。この場合の費用については、入居時に納入頂いている敷金から原状回復費用を差し引いた額を返還しております。

2つ目の御質問であります。公営住宅の入居時に、移住者である地域おこし協力隊や集落支援員などの特定の入居者に限らず、入居者にとって快適な居住環境を提供するため、部屋の点検や清掃などの入居の準備は所管課である建設課が対応することとなります。特に、空き部屋の状態が長く続いていた住宅については、より一層の点検・確認が必要となります。この入居者全般の住宅に関する受入れについては、建設課が担うこととなります。

一方、遠方より本町へ移住される地域おこし協力隊や集落支援員の方々は、新天地での慣れない生活の中で活動に従事することとなることから、多くの不安を抱いておられるのではないかと推察をいたします。

このように、本町への移住される隊員や支援員の方々に対して、業務面のみならず生活面を含めて支援する必要があると考えておりますが、これについては受け入れる担当課が行うものと思っております。

いずれにいたしましても、それぞれの人生において大きな決断をされ、本町への移住を決断された方々に対しまして、課を超えて連携してサポートしていく必要があると認識をしております。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 特に、退去された後の清掃についてをお伺いしたいんですけれども、その清掃は現在、清掃業者さんによってクリーニングというのは行われていないということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今御質問頂きましたが、清掃業者によるクリーニング等の対応でございますが、現在のところ清掃業者に依頼して頼むことは基本的にはございません。

ただ、程度の問題もございますけど、かなり傷んでおって修繕等が必要になった場合、中のいろいろな根本的なものを修繕いたします。その後、いろいろほこりとか清掃が必要な場合、そういったときでございますが、やはり当課、建設課のほうでまた次に入居される方を迎えるためにうちがやるべきでないかとは思ってるところでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 建設課の職員の方は掃除をされる場合があると。それは、何か基準、今も汚かった場合というようなことがありましたけれども、何か基準のようなものがあって、こういう場合はいつ掃除に行く。例えば、退去後にすぐ掃除に行くのか、入居される前に掃除に行くのか、そういった決まりというのはあるんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 建設課の職員による清掃でございますが、決まりといったものは特にございません。

ただ、ちょっと担当を確認いたしましたところ、通常、入居される前に職員のほうで若干清掃はするというものであります。

ただ、ちょっと今回、いろいろなケースがございますけど、もう入居の日が決まっておられて、なかなかその辺の対応が職員のほうでできなかったという部分があったかと思えます。そういうこともございますので、やはりちょっと入居のときには部屋の確認というものをちゃんと建設課の職員でいたしまして、入られる方が快適にその部屋に入ってもらえるようにしなければいけないと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 基本的には、退去される方がきれいに掃除をして出ていくということが基本だとは思いますが、人によってはそのまますぐに誰かが入るということを想定されてない、業者のクリーニングが入るものだという認識の方も多くいらっしゃるんじゃないかなと思いますし、あと担当職員の方が掃除をするというのも、これはすごく大変なことだと思うんです。職員の方によってすごくきれいにされる方もあれば、これぐらいでいいかなという方もおられるかもしれないですし、その点についてはやっぱり業者のクリーニングというものを導入していただいたほうが、職員の方にとっても入居者の方にとってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

公営住宅の町の管理というのほどこも同じようなものなのかと思ひまして、ちょっとほかの町にも聞いてみたんですけど、吉賀町さんはクリーニング、同様に業者のクリーニングはしてないということをおっしゃってましたけれど、島根県内、奥出雲町ですとか川本町、美郷町、邑南町は業者のクリーニング入れてますというお返事でしたし、お隣、山口県阿武町もクリーニング入れてますということをおっしゃってましたので、ぜひクリーニング導入していただきたいと思うんですけども、検討は可能でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 業者のクリーニングでございますが、程度の問題もございまして、やはり職員がやるよりプロの業者の人がやっていたほうがきれいに

なるのは当たり前のことでございます。その辺につきましては、入居時に敷金等も頂いておりますので、入居時または退去時に十分な御説明の上、クリーニングの可否についてそのとき対応について検討させていただけたらと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 清掃業者のクリーニング、敷金から捻出というのは、割と一般的な感覚で皆さん納得されることなんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討お願いしたいと思います。

また、職員の方の点検ですとか準備ですとかも、ちょっとばらつきがあるということはいま一度、ちょっとその点検の体制、見直していただいて、人によるばらつきですとか物件によるばらつきですとかそういったものがないようにしていただきたいなというふうに思います。

そして、また、もし、今の検討していただくということですが、体制が整うまでに入居される方、特に都市部から入居される方がいらっしゃいましたら、都市部の民間アパートとはちょっと管理方法が違うんだということを事前にお伝えいただければ、スムーズにというか、納得の上、来ていただけるんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

1点目については、以上です。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。

2点目は、学校給食についてです。

7月の臨時議会でも給食センターの議論がございまして、来年3月には立派な給食センターが完成する予定です。給食センターというのは、ハード面だけではなくて給食の内容についても改めて考えるよい機会ではないかと考えています。内容と言いましたが、誤解のないように申し上げますと、私自身給食を食べたことはないんですけども、津和野町の給食おいしいということで、皆さんから評判は聞いていますので、おいしい、まずいという話ではないということ、御承知おきください。

あと、学校給食はもちろんなんですけれども、給食センターの新設に併せて給食を核として津和野町全体の食と農の在り方というものについて考えていただきたいなと思ひまして、次のことについて質問いたします。

1点目、学校給食のアレルギー対応についてです。現在の対応、食数。現状のアレルギー対応とセンター新設後のアレルギー対応の内容は変化があるのか。あるとすれば何が変わるのか。

2点目、給食で使用する地場産野菜の価格について。買取りの価格はどのように決定されるのか。地場野菜が確保できない場合も同じ価格で業者から納入されるのか。

3点目、ジャガイモ・ニンジン・タマネギの確保について。上記野菜は使用頻度が高く、野菜委員会のメンバーでは年間使用量を賄い切れてないと聞いていますが、全町で確保する体制はつukれないか。

4点目、センター新設後の野菜の納品について。現状は、日原側の生産者と津和野側の生産者がそれぞれの給食センターへ直接納品していますが、新設後も現在の体制が継続されるのか。

5点目、地場野菜コーディネーターの配置について。先進地域では、学校給食だけでなく、保育園、病院、福祉施設、高校寮、地元飲食店が地元野菜を取り入れやすくなるように、施設と農家をつなぐ働きをするコーディネーターを配置している事例もあるようですが、検討できないでしょうか。

以上、5点についてお願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、学校給食についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の給食のアレルギー対応についてでございますけども。

1日当りのアレルギー対応食数については、日原共同調理場で8食、津和野町学校給食センターで8食となっております。

センター新設後のアレルギー対応については、文部科学省、学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき、児童生徒の安全性を第一に考え、対応内容を検討しているところでございます。

続いて、2番目の地場野菜の価格についてでございます。

地場野菜の買取り価格については、生産者と協議の上、決定をしております。買取りをしている野菜については、B級品も含まれていることから、町内業者からの購入価格よりも安く購入しているところでございます。

なお、地場で野菜を確保できない場合には、町内業者から約3割から4割増しの価格で納入をしているところでございます。

続いて、3点目のジャガイモ・ニンジン・タマネギの確保についてでございますが。

学校給食センターにおける令和3年度の地場産のジャガイモは52.8%、タマネギ40.6%、ニンジン16.7%となっております。昨年度実施をいたしました学校給食に関するアンケートにおいて、大多数の保護者の方から地元産食材の利用率を上げるべきとの回答を頂いており、食材確保について、今後関係部署を交え検討してまいりたいと考えております。

続いて、4番目のセンター新設後の野菜の納品についてでございますが。

今日までの経過もあることから、センター新設後も地場生産者からの野菜の納品を継続していきたいと考えているところでございます。日原地域については、生産者の方の

高齢化が進み運搬が困難という状況にあり、運搬方法について生産者と検討しているところでございます。

また、地場野菜の利用率を増やすためにも、安定した数量の確保について関係部署を交え検討してまいりたいと考えております。

続いて、5番目の地場野菜コーディネーターの配置についてでございます。

農家の多くは、つわの野菜生産部会や青空市部会に加入し、道の駅等への出荷を行っているため、部会へ相談することで、各施設が希望する品目を生産者へコンタクトを取りある程度調整できるのではないかと考えております。希望される野菜の種類、量によっては難しいこともあり、課題もございます。

今後、地産地消コーディネーター派遣事業などを活用し、具体的なコーディネーターとしての業務内容を把握するなど、設置を含め検討していきたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） アレルギー対応なんですけれども、完全にもう毎日お弁当という生徒さんもいらっしゃるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） アレルギー対応でございますけれども、アレルギー対応に当たっては、対象となる児童生徒さんにつきましては、医師の診断がある方、それから御家庭でもそういった食事管理をされている方が、今のアレルギー対応食の対応になります。

対応に当たっては、新入学における就学時健診あるいは進級時において保護者さんのほうと確認をしながらその対応方針というものを決めさせていただいております。

学校給食の献立を作成するに当たりまして、アレルギー食材ができるだけ重複しないような形を取ったりという工夫もさせていただいておりますので、その日の献立によってそういった対応が困難な児童さんについてはお弁当での対応をお願いするということでもありますので、必ずしも毎日お弁当対応が出てくるというものではございません。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 毎日お弁当という生徒さんはいらっしゃらないということですね。

一般的に設備がよくなったらよりきめ細かなアレルギー対応になるのかなというふうに思うんですけど、施設ができた後、今、合計16食の対応されていると思うんですけども、その16食の対応は継続できる体制になるのか、今よりも複雑な方が出てこられても対応ができるようになるのか、何か変化はありますか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 学校給食でございますけれども、基本方針といたしましては、全ての児童生徒さんに学校給食を提供するという前提でやっております。ただ、

児童生徒さんの安全性を確保するということで除去食という対応を取らせていただいております。

この除去食に当たっては、献立を作った際に保護者さん等や学校にもそういった献立表を提供して、それは保護者さんあるいは学校の先生の指導もしくは児童生徒さん御自身がその食材を見てそれを取り除くという方法。それから、事前に申請があった場合において、例えば飲料用の牛乳を提供しないとかというそういった除去をするという方法になります。

楽しく学校給食を取っていただくということも必要になってきますけれども、児童生徒さんによってアレルギーの食物の品目も異なってきますし、程度も異なっています。その個々を対応していくというのは非常に煩雑になることでありまして、学校給食を提供する上で安全性ということを目的とした場合において、調理の作業工程とかというものは簡単にしていってほしいというのがその安全性を高めていくことが可能になりますので、そうしたために今回新しく学校給食センターできますけれども、アレルギー対応室においては、そういった対応が必要な児童生徒さんの献立とアレルギー物質が混ざらないような分けづくりということで目的で造っておりますので、そういったところで安全性をより高めていくということで御理解を頂ければと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 今の限られた施設の中でもスタッフの方々はかなり苦心して対応されているというようなことを聞きますので、施設新しくなりましたらより安全性に配慮して対応頂けることを望みます。

続いて、地場野菜の価格についてなんですけれども、現在、津和野側の給食野菜の納入メンバーは5名というふうに聞いてまして、うち4名が80代ということでした。現在の納入者の方はもう年金生活でいらっしゃるの、現在の野菜納入価格に対しては、それがちょっとでも子育て世代の方の負担軽減になるならという思いであったりとか、子ども達が食べてくれるんだったらというのがモチベーションで頑張って納入して下さっているということなんですけれども。

現在の価格表、やっぱり若い世代の農家さんが見られると価格表を見て納入を諦めることがあるというふうに、それは現在の野菜委員会のメンバーの方からも聞いたんですけども、そのように聞いてます。なので、買取り価格が上がることで新規就農の方も給食に野菜を提供することができて、地場野菜の使用率が上がる可能性もあるのではないかなというふうに思ってます。

ただ、価格だけではなくて、今の生徒数のことを考えるとより一層地場野菜使っていくと思うと、さらにメニューの工夫というのも、本当季節によって取れるものというのがあるのでそれをもうどんどん使っていくような、さらなるメニューの工夫というのも同時に必要になってくると思うんですけれども。これ、価格改定の余地というのはあるものなんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 今、先ほど議員さんのほうから御質問がありましたとおり、価格につきましては現在町内の業者さんよりもかなり安く納入を頂いております。そういった意味におきまして、児童生徒さんも地元の新鮮な野菜を提供頂いているということでおいしく頂いているところでございますし、給食費におきまして、そういった御好意の下で御提供頂いているところで、町としても大変助かっていると考えているところでございます。

単価の改定ということでございますけれども、現在のところというのはまだその協議というのは実際のところできておりませんので、今後そういった議員さんの将来性というところもを御指摘もありましたので、そこは今後の野菜の確保、実際生産者の方は御高齢化しているというところもございますので、その辺りにつきましては関係部署の方も交えながら、ちょっと協議というか、検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） ぜひ、検討していただきたいと思います。

こないだ、お隣の吉賀町で給食の話を書きましたら、吉賀町は小水力発電で売電した利益を給食に充てておられるというようなことを聞きました。津和野のガス化発電も売電しますが、それは多分またちょっと構造が違うので、使えるものなのかどうなのかちょっと私は分かりませんが、でもそうやって何か工夫をして財源も充てていくことができるのではないかなというふうに思っています。

ちょっと、すみません、細かい話を、ジャガイモ・ニンジン・タマネギのことを聞きましたけれども、この三つは年間通じてかなりもう使用量というのが固まっている野菜ということで、年間どれぐらい使用するかが見えているものなので、何とか町内産で確保できるんじゃないかということだったんですけれども。この点、ここを町内産で確保する、今何が難しいところなんでしょうか。何がネックになっているんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 今例示されております野菜の品目につきましても、確かに年間使用量が大体決まっているものでございます。野菜につきましては、現在生産者の方あるいは業者から納入した場合におきましても、使用する当日の朝納品をしていたくようにお願いをしているところでございます。

いろいろと今の移送の問題、それから使用するときのそういった納品方法あるいは野菜の保管場所とか考えられると思いますが、そういったところで問題点というのも今後洗い出しというのも町もしていく必要があるのではないかなというふうに考えてはおります。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 私も給食の野菜というのは毎朝のその日使う分を、15分ぐらいですか、朝の短い決まった時間に納入しないといけないという話を聞いて、

非常に大変だなというふうに思ったんですけれど。それというのは、必ずその日使うものはその日の朝に納品しないとけないというのがもう給食のルールなんですか。

というのは、新しく例えば給食センター建てられるときに、もう図面は決まっていたけど、例えばその野菜の保管庫みたいなものを造って、毎日納品しなくてもいい、葉物なんかは難しいところあるかもしれませんが、保管ができるものであればまとめて持ってきてもいいというような体制がつけるといいのかなと思うんですけれども、それは難しいんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） これから建設をいたします新しい給食センターにありますのは、一時的なストックヤードという形になっておりますので、常時保管ができるほどのスペースが用意ができておりません。

野菜につきましては、できるだけ新鮮なものをということをお願いをさせていただいておりますので、そういったところにつきましても、今後、学校栄養士等々も交えながらどういった方法が取れるのかというのは検討させていただき余地があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） すいません。立ってしまいました。失礼しました。

給食センター、津和野側にできますと、日原側の納入者の方はより負担が強くなると思いますので、そういったところぜひ検討頂きたいなと思います。

給食センターが新設されますと、食数が合わさりますので増えると思うんですけれども、これまで同僚議員のほうから質問もあったかと思うんですけれども、今は例えば手作業だけでも、センター化されて機械化されるという部分もあるんじゃないかなと思うんですが、それに伴って、今も地場産野菜の規格表というのがあると思うんですけれども、そういう納入規格というのがより厳しくなるということはあるんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 納入野菜の規格につきましては、現在も、多くはありませんけど一部型崩れがあったりとか、それといわゆる一般市場に出される規格よりもちよっと大きさの大小があるものも納入があるというふうに確認をしております。

今回、センター新設に当たって、そういったスライサーというような設備も導入いたしますけれども、全てが機械化になるということではないというふうにも現場のほうに聞いておりますので、一部そういった手作業というのも出てくるということがありますので、全てが統一したものにはならないということで御理解頂ければと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 今後、備品の選定・納入もあろうかと思っておりますので、ぜひちょっと注意して進めていただきたいと思います。

5点目のコーディネーターの件は、ちょっと農林課のほうにお尋ねをしたいんですけども。

地場野菜の使用率というのは、学校給食だけではなくて、町内の飲食店ですとか福祉施設ですとか全町でやっぱり進めていけるのが理想だと思っています。

それで、以前まるごと津和野マルシェというのがあったと思うんです。私のお店でもこういう野菜がこれだけ欲しいと言ったら、その方が探して、生産者の方から探して持ってきてくださったりとか、その方は高校の寮にも販売に行かれたりとかしてたなというのをこの質問考えてたときに思い出しまして。まさに、そういうコーディネーター的なことをこの事業って目指しておられたのかなというふうに思ったところなんですけれども。まるごと津和野マルシェの目指しておられたところというのは何だったのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの質問でございますが、まるごとマルシェの目指していたところといいますと、農商工連携という形になってくるんですが、津和野の地場の物を都市部に持っていくというのが主な目的でございました。

その中で、農商工連携のところで地域おこし協力隊を雇用したり、地産地消というところで雇用したということもございます。

その中で、大江議員が今おっしゃったのは、今津和野に残っておられる、名前を言いますと上田さんになるのかなと思っておりますが、その方、今地元に残って、直地のほうに店も出しているところでございます。去年、上田さんが辞められて、1月に再度雇用させていただいたところでございますが、その方につきましてもちょっと5月のほう、体調不良ということでちょっとお辞めになれたということもございます。事業自体は、Founding Baseのほうでやっておられるというところでございます。これにつきましても、Foundingでも引き続き継続してやりたいというところは聞いておりますが、現在新たにそこの地域おこし協力隊をまた雇用するという計画はございませんが。

ここに、答弁書にもありますが、今後、地域消費コーディネーターというのが国のある一定の事業で派遣事業でございます。そのコーディネーターというのがどういった業務を行うのか、特に津和野町におかれましては施設とかホテル、旅館、飲食店、そんな大きな数があるわけでもないの、どれだけの業務が要るのかということもございません。その業務量を見ながら、これで1人必ず必要であるというところがあれば、また雇用も検討するということがございますが、とりあえず今津和野のほうに、先ほど言いましたつわの野菜部会また日原の青空市部会等もありますので、農林課のほうへコンタクトしていただければ、おつなぎして、納入できるかどうかというのは、あと双方で価格

等決めていただいてつなげることができるのではないかと考えているとでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 名前が出ましたが上田君、やっぱり3年間で、彼は全然農家でも今まで何でもなかったですけども、かなりいろんな農家さんと関係性をつくられて、いい形で進んでたなと思っていました。これからやっぱりもっと発展していくのかなというようなところで任期という形だったと思うんですけども。やっぱり彼からも話を聞きますと、やっぱり町内の、例えば飲食店さんでこれが欲しいとかという声があっても、それがすごく少量だったりすることが多くて、個人でそういったことを仕事にするにはなかなか割に合わない、ちょっと成立しないと、あそこにピーマン1個だけ持っていく、ここにトマト2個だけ持っていくというのは、そういう仕事になってくるので、なかなかそれを個人でやることは難しいんだということの話を聞いていますので。ぜひ、コーディネーター派遣事業など活用頂いて、これまでのノウハウもあると思いますので進めていただきたいなというふうに思います。

あわせて、農林課のほうに質問なんですけれども、6月議会で田中議員のほうからみどりの食料システム戦略について質問があって、回答の中で、私、検討していくという回答だったかと認識しているんですけども。みどりの食料システム戦略は有機農業を目指していくということが大きな一つの柱になってると思うんですけども、そのためには生産とか加工だけじゃなくて、流通、販路と一貫して地域でつくっていく体制というのが非常に重要なんじゃないかなと思っています。その体制をつくる一つの手段として、みどり戦略の中で学校給食というものに取り組んでいる自治体というのが結構多いというふうに認識をしています。なので、給食もその中の重要な部分になってくると思うんですけども。

前回の議論の後、みどりの食料システム戦略について何か検討の進捗ございましたでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの大江議員の質問でございますが、その後、田中議員と話をして、まず有機農業のことを知っていただくというところもございまして、協議会を一定程度立ち上げて進めていこうというところで話が進んでおりました。

この9月5日に、国のほうがさっきのみどりの戦略のところでお話に来るということでしたが、ちょっと台風の影響もありまして、それはちょっと延期ということになっております。また、今後、国のほうからまたいつというのが出てくるとは思います。そのときにまた田中議員も含めてちょっとお話を聞こうと思っております。今、進捗状況はそういったことになっております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 私もぜひ勉強させていただきたいです。よろしくお願いします。

最後に、ちょっとお伝えしたいなと思うのは、地域の食材を使うというのは、結構、野菜出される農家さんにとってもなんですけど、特に給食センターで働かされている方にとってはすごく手間のかかることなんだなというのをお話を聞いてて思いました。

メニューを栄養士さんが決めるにも、地元の物を使うと思えば、来月何があるということをつかかってないと、状況を聞かないとメニューを作れませんし、決めたメニューをそれ決めればそのメニューに沿って誰が野菜納品するのかという打合せもしないといけませんし、直前でやっぱり量がそろわないとかというトラブルもありますし、毎日納品されたものをチェックするという手間もありますし、地元野菜使うとどうしても虫なんかの混入のリスクが高まるということもあります。なので、メニューを作るのも調理をするのも事務処理についても、業者を通じて買ったほうが随分楽なんだなということを思いました。楽し、本当効率的なんだなということを思いました。

なんですけども、だからもうやめたいということは、でも私が聞いた限りは聞こえてこなくて、それでも地元野菜積極的に使いたいという思いを感じることができました。そういう思いを実現して、そういった方はどうしてもスタッフさん変わっていかれますので、人が変わってもその思いがこう続いていくというためには、やっぱり仕組みづくりってすごく大事、体制づくりが大事だなと思いましたので、私も引き続きいろんな方の声を聞いて勉強していきたいと思っておりますので、これからも議論させていただければと思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、2番、大江梨君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序3、1番、道信俊昭君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 道信です。今回一つだけ質問なんですけども。

入札ってというのは、我々というか、あまり日常生活の中で町民の方が、こういう問題について考えるということは、あまりない。ということは私も商売人ですし、あまりこういうことに接する機会がなかった。これは別に言い訳という意味じゃないんですけども。

ちょっと勉強してみて、それで今から質問することが的外れになる可能性もないとは言えませんが、これを基に、入札とか契約とか予算とか、もろもろのことを質問したいというふうに思っております。

これは、今回の件は給食センター自体のことだけを言うことではありません。大型公共事業の実施に関する工程管理とか、会計処理を含む予算執行体制についてという表題で行ってまいります。したがって、かなり幅広くなりますので、そのあたりをぜひよろしくお願いいたします。

通告が。ここ数年、本町では、役場本庁舎整備工事をはじめ多額な事業費を伴う公共事業が複数行われ、本年度も学校給食センター建設、津和野庁舎改築など、それぞれ数億円を要する事業が着手されました。

私は、事業そのものの必要性を否定するものでもありませんし、必要な予算についても議会において可決されており、各事業が一日も早く完成し、町民サービスの向上を図ってほしいと願っております。

しかしながら、こういった多額な事業費を要する工事等は、事業着手から完成までの一連の工程が長期にわたっていることから、財源確保や設計図書の作成、工事発注、予算の執行管理などについては、より計画性を持ち、さらに細かいタイミングでの検証・修正等を行い、関連する法律、条例規則等との整合性のある執行に努めていかなければならないと考えています。

今回の学校給食センター建設事業に関しては、現在に至るまでの過程に関し、令和3年度の予算を未契約繰越しのまま全額を繰り越し、さらに令和4年度の予算で、入札・契約前にもかかわらず設計変更等を行い、それに伴う工事費を別途追加し、1件の工事として執行しようとしていることは、地方自治法に規定する「会計年度独立の原則並びに予算の単年度主義」や業務委託を含む適正な公共事業の執行の在り方の面から、大いに疑問を感じております。

そこで、まず第1の質問です。

この工事は一体、令和何年度の起点なのか。予算上は、繰越明許費と令和4年度予算（現年）で構成されています。仕様の一部変更と単価改訂によって、全体工事費が増額されたものであり、基本的な規模や企画は変わっていない。

例えば、新たに駐車場や倉庫等が必要になったため、それに要する工事を追加するのであれば、工種や工事箇所が区別でき、それぞれの予算に対する整理ができますが、今回のケースでは明確に分類整理することができるのでしょうか。

また、こういうこと（繰越予算と現年予算を合算して執行する）をすること自体に何の問題はないのか。

2番目が、仕様変更する以前の設計書（令和3年度に完成した）の妥当性は、どのように考えているのか。

一般論として、正規の完成品として設計書を受領し、相当する委託金額を支払ったこと、その完成品を発注前に仕様変更するということの整合性を説明していただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、公共工事の実施に関する工程管理と会計処理を含む予算執行管理体制についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、質問1でございますけれども、津和野町学校給食センター建設工事は、令和2年度の繰越事業として実施設計を行い、令和3年度の繰越事業として建設工事を実施するものです。

今回の案件につきましては、一つの事業として実施するため、工事種別や区分等につきましては、繰越予算と現年予算とを明確に分類することは困難であると考えております。

また、繰越明許費とは、会計年度独立の原則に対する例外として、地方自治法第213条に定められたものであり、当該年度の歳出を、年度を超えて翌年度に繰り越して使用することのできる経費です。

この繰越明許費につきましては、あくまでも前年度予算の一部であるため、御質問のように単価改定等により繰越額が不足する場合、翌年度において補正することも、翌年度の予算との間で流用することもできません。

したがって、翌年度においてその年度の予算として別途予算を調製する必要があります。つまり、予算的には、繰り越した前年度予算と翌年度予算の2か年度にわたる事業として執行されることとなります。

自治法に規定する会計年度独立の原則は「当該年度の歳出は当該年度の歳入で賄うこと」及び「当該年度の予算は当該年度中においてのみ執行し得ること」の二つを構成要素としており、繰越明許費使用は、このうち後者の原則に対する例外を定めたものであります。

したがって、前者の原則に反するような運用はできないものですが、両年度の歳出予算によって一つの事業を行うことは、この原則に反するものではないと考えております。

続きまして、質問の2でございます。令和3年度の完了した実施設計業務につきましては、基本設計に基づき行っていただくよう依頼をしております。その依頼内容に基づいて作成された成果品により検査を行い、受領をしたものです。

その後、資材高騰の情報が入るなどしたため、入札に支障がないか建築士に相談した段階で、設計額の減少に合わせて、衛生面や作業効率の向上の観点から、仕様変更したほうが良いのではないかとという提案を頂きました。その提案内容を改めて検討した結果、主要な変更が必要と判断したものであります。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 具体的にこれ、学校給食センターのことが入っていますんで、教育長は答えられましたけれども。冒頭言いましたように、私はこの質問というのは、予算執行、執行ですね。工事等々も、最初から最後まで責任者は町長だと思っておりますので、これからの再質問に関しては、町長にお答えいただきたいというふうに思います。

ただ、中で具体的なこともありますんで、そのときには、また教育長にもお答えいただくという段取りで行ってまいりたいと思っております。

再度、言いますけれども、町民の方っていうのは、こういうものになじみがないので、これを聞いておられて、分からんとか難しいと思われるかも分からんですけれども。この問答を通してながら、こういう大きな数字が出ていますし、ぜひ、少しでも町民の方に理解してもらえたら私も幸いなので。

決して、突っ込んでいくとかいうことではありませんので。お互いに分からないこととか、直したらいいところと、そういうものを、ぜひつくっていかうというふうに思っております。

それで、もう一つは、何で町長についてということかというのは、町長は「町長の部屋」でブログを書かれておりますね。これを、ちょっと読ませていただきました。そのこともありますので。これはここにプリントアウトしておるんですけども。

まず最初に、基本的な考え方の、町長に教えてほしいんですけども。

繰越しっていうのは、会計年度は単年度でというのが、先ほど教育長も言われましたけれども。基本的には、一つの年度で完結するということが基本であり、繰越しというのは、基本はできないという大原則がありますね。

ですけれども、現状では、この我が津和野町も非常に繰越しが多いということが、非常に私も懸念しております。さらに、未契約繰越しと繰越し明許っていうのを自体が基本は駄目なのに、さらに何の工事にも発注しない予算だけが繰越しされているという、未契約繰越しということが具体的にあったわけですけども。

財務省によったら「やむを得ない事由があったとしても」という書き方をしているんです。「これは基本的に駄目ですよ」と。

今回の、そのやむを得ない事情というのを、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 繰越し事業の考え方でございます。基本は単年度の会計年度において、事業が予算立てをして、そしてその事業が竣工すると。それを1年の間に終わらせるということが、大原則ということになるかと思えます。

ただ、実情といたしましては、やはり自主財源に乏しい本町でございますから、財政的なやりくりのために、国の補助金それから交付金、これを少しでも引っ張ってきて、

そして起債等と合わせて事業を展開をしていくというのが、これもまた実情だという状況であります。

そういう中で、国の補助金・交付金というものが、その年度の当初予算に合せて示されるのであれば、我々もそう苦労しないわけではありますが。これが、やはり年度途中に入って、相当時間がたってから一つ一つの事業を申請しておりました、その事業に対しての補助金それから交付金というものが内示として示されるというのが実情であります。

ですから、我々はもう年度途中において、やはりその補助金が内定していかないと、具体的に後は動けません。そういう観点の中から、もうそこからスタートしてしまいますと、単年度でのその事業が竣工するのが難しいということから、やむを得ず繰越し事業になるというのが多くの事例ということでありまして。そうした側面もあるということ、議員の皆様にも御了解を頂きたいというふうに思っております。

それから、未契約繰越しにつきましては、ケース・バイ・ケースかと思っておりますが。その契約をしないと繰越しができないケースと、未契約繰越しというものが認められるケースとそれぞれあります。

ですから、我々は国の補助金・交付金を頂いてやるという前提において「この事業については、未契約繰越しも可能でしょうか」とそういうことも問合せをしながら、確認の上で、この事業についてはそれが認められるということ踏まえて、未契約繰越しというものも行わせていただいている。そういうところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 今の契約の件に関して、もうちょっとお聞きしていきます。

さらに、繰越し明許費とそれから現年予算を合算して発注した工事のことなんですけれども。普通、工事が区別できるのならば、先ほど冒頭で言いましたように、もう全く別の工事だったら。これは私もちょっと勉強してみた中で、別々に竣工検査を行って、そうして引渡しを受けて、その後、区別しながらやっていくということですけど。

今回の場合、合算していますね。このあたりも合算ができるという理由というものを、ちょっと教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 未契約繰越しということで、先ほど町長、答弁しておりますけれども。それぞれの事業によって、補助事業によって、それが未契約で対応できるかできないかというふうな事業の要綱が定まっておるところでございます。

今回のあの学校給食センター、学校施設環境改善交付金という事業に基づきまして事業を進めておりますけれども、この部分につきましては、未契約で繰越しができるということでございます。

それから、補助事業部分につきましては、それぞれ事業費等の中で、2分の1だとか補助率によって補助金が確定をしておりますので。そういった事業費、単年度での事業費がどこまでの出来高になるかというふうなところを計算した中で、補助金の清算等はしていくことになろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 私、勉強した中では、先ほど言いましたように、別々に竣工をやって、そして別々に予算を使っていくと。

区別できない場合、そういうことができない場合は、問題になりますよというふうに。こういう場合っちゃうのは、さっきの合算していく云々っていうのは、これは会計検査院の指摘があるおそれがあるということですので。

このあたり、私、会計検査院で聞いていったわけじゃないです。おそれがあるということですから、決して。今からこれ、ちょっと研究してもらいたいなと思っております。

それから、次の質問ですけれども、町長にお答え願いたいんですけど。

繰越しっていうのは、一体何回できるのか。これをちょっとお答えください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には1回というふうに私は理解をしております。ただ、重要な理由がある場合、そういう場合に事故繰越というものが認められているというふうに理解をしております。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 事故繰越になると、さらにその理由がきつくなるというか、あるわけですけれども。簡単に「事故繰越ですよ」「また2回目が事故繰越ですよ」っていうのは、非常に問題があるっていうことで。

こういう場合にお伺いを立てるところというのは、どこなんですか。町長、どうぞ。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には、それぞれの所管の、国の部署ということになるというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 事故繰越しの場合っていうのを、もうちょっと厳密に考えていかないと、やっぱりこれも会計検査院の識別の対象になったりしますので。

私が事情と言ったときに、大体、事故繰越は自分の責任、町の責任じゃなくて他者が、例えば大災害とか、それからあと、地元民との交渉が長引いているとかそういうような、他者の責任が覆いかぶさってきたときに事故繰越が適用されるということになっておりますんで。

事故繰越を安易に使っていくっていうのは、非常に問題が後々出てきますので。これは、慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど、町長のブログの中で書かれている中に、今回この契約を変更した。これ、私は変更だと思っていないんですけど。

この契約の問題として、これを判断した、要するに何かを変えていくことを判断したのは、町長のブログによると「よいと判断したためです」ということは、町長御自身が判断されたということと解釈してもよろしいでしょうか。どうぞ。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最終的には私の判断でございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） そうしたときに、これ読みますと。今、前段で様々なことを、ちょっと契約のことについて聞きましたけれども。

これはもう、最後までこれが出てくると思うんですけども。「この段階での仕様変更はイレギュラーであることは承知しながらも、それからも将来にわたって後悔のない施設を造るため、前例のない提案をさせていただいた」ということを町長、書いておられるんですけども。

この、町長が言われる「この仕様変更がイレギュラーだ」ということの、もうちょっと、どういうところがイレギュラーだというふうに感じられたのか。

それと「前例のない提案」というふうに書かれたっていうことは、ただ単にイレギュラーだったっていうこと。これは町長が言われたら、かなり重たくなっちゃうんですけども。どういうところかというのを、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 3月の段階で、実施設計書がひとまず終わったというところでありまして。そして年度が変わって、さらなるこの仕様の変更をしたということでありましてから、それはイレギュラーだというふうに私は感じております。

そして、前例のないということでも、そのようにも思っているといったところでありまして。

今後につきましても、やはりこういうことは、あつてはならないというふうに私は思っておりますので、設計書を受け取って、その後のまた仕様変更というのは、ないように努めていかなければならないと。

ただ、今回は資材の急激な高騰という、やむを得ないという、それが一つあるということと。それに併せて、よりいい給食センターにするべきだという思いの中で、設計士さんから仕様の変更も提案を頂いたという流れの中で、せつかく8億もの建設コストをかけて造る給食センターでございますから、やはり造る以上は後々に後悔がないように。やはり、いいものを提案をしていきたい。そういう思いの中で、イレギュラーで前例が

ないけれども、何とぞこれで進めさせてもらいたいというのを、議会に提案をさせてもらったという思いを、ブログに書かせていただいたというところです。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） この工事の基本設計が上がってきたのは、令和1年ですよね。私が調べたところですよ。私が調べたところでは、基本設計は令和1年に予算化されておりまして、それから詳細設計が3年。だから、基本設計を基にして予算を計算されているわけですから、当然、このときが出発になっていますよね。

それから3年。これの間、今できるだけ早くとかっていうことを言われたんですけれども。あるいは国の予算がどうか言われたんですけど。基本設計は、令和1年にはもう予算計上されてできているということ考えたときに。

さらに、国庫支出金が、もう令和3年に上がっていますよね。ちゅうことは、これ2年ぐらいに申請を出されてというふうな。時系列から考えていったときに、何で、この近隣になって、ばたばたとなったのか。たっぷり時間はあったんじゃないかなというふうに思ってるんですけれども、そのあたりはどうなんですか。これ、ちょっと教育長でないと無理かなと思います。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 先ほど議員、基本設計は令和元年というふうにおっしゃいましたけれども。（「基本設計、予算……」と呼ぶ者あり）いや、今の基本の。基本設計は令和1年。令和元年……。 （「1年、元年ですか。すみません、すみません。元年」と呼ぶ者あり）はい。ということでおっしゃいました。令和元年度に、うちが実施したのものにつきましては基本計画。基本計画の策定業務を、令和元年度に発注をさせていただいております。

その基本計画に基づきまして、令和2年度に基本設計業務、そして令和3年度になりますけれども、これは実施設計業務ということで、そういった流れの中で業務の発注をさせていただいたというところがございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） いや、だから、たっぷり時間はあったでしょうということはいいたいんですけれども。

その点、どうでしたか。ちょっと質問が悪いですかいね。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 業務の流れとすれば、今お答えさせていただいたことになるんですけれども。ゆっくり時間があったということでございますけれども、やはりそれぐらいの時間をかけた中で、業務のほうを進めていったということで御理解を頂けたらというふうに思います。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） それで、たっぷり時間をかけて慎重にされたのが、突然一、二か月でぱたっと変えられたというところが、非常に私としたら疑念を持つ。物価が高騰して云々と言われたんですけれども、そのあたりがちょっと、いまいち解せんなというふうに思っております。このあたりは、また私も、私なりに調べていくんですけれども。

国のほうの予算が、いろいろ補正で、ずーっと、その都度その都度、当初予算からまた補正でずーっと。国の責任のように私は受けたんですけれども、町としても、これを申請したりとかするその体制を早くしていかないと。それを受けて、国はまたそういうもので、あるいは県も予算を組んでくるわけですから。

だから「国がとか県が遅いんだ」と。「だから、こういうふうにはずれ込むんだ」みたいなところだけに帰していくっていうことは、ちょっといかんというふうに思いますので、そのあたりは私の意見として聞いておいてください。

それから、次に、今度は令和4年の補正予算のところになるんですけれども。このときの問題点っていうのを、ちょっと上げてみますので。

この予算の中に、設計費がないんですよ。それで、管理費がない。それから契約書は本当にあるのかということ。まず、この三つです。

冒頭に、この工事の起点は令和3年と言われたんですけれども、でも、そのときの設計はもう既に完了しておりますので。町としては、当然その設計書並びに仕様書は受け取っているはずですよ。精査して、きちんと受け取って、これで終わりというふうにされておりますので。これは、もうその時点で終わってるわけですよ。

ですから、決して、私の大前提は、もうここには帰れないと。いわゆる手戻り工事ではないということを前提にしております。大前提です。

手戻り工事という形の中で、ぽっとテストが終わってまた「いやあ、もう一回そのテストやり直したいんですよ」っちゅうようなことは、これはもう通用しないというふうに私は思います。

そこで今、戻ります。設計費がどこにも予算の中ついてない。それから、管理費がない。それから、契約書はあるのかというところをちょっとお答えください。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） まず、実施設計業務の予算のことにつきましては、令和2年度で予算化をさせていただきまして、繰越事業として、これも実施設計を令和3年に発注したという状況であります。

それと管理業務につきましても、この令和3年度の年度末の3月議会だったと思えますけれども、管理業務も予算として計上させていただいて、これも繰越しという形で、令和4年度のほうに繰越しをさせていただいているという状況であります。

それと、契約につきましては、契約書を交わしておるという状況であります。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 今のお答えですと、手戻り工事になるんですか。変更手戻り工事というふうに。繰り越していますんでね、3年から4年に。今の話では、設計費を繰り越しておる。あるいは管理費を繰り越しとるというように聞こえたんですけども。私は言ったように、これはもう完結されているものだから、繰越しはできないと。手戻り工事ではないというふうに思うんですけども。

そのあたり、もう一回ちょっとお答えください。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 議員、あれでしょうか。今回のいわゆる仕様変更とかの部分に係る設計という意味合いになるのでしょうか。

その部分につきましては、令和3年度に実施設計業務完了しておりますけれども、そういった経過の中で、物価上昇分だとか仕様変更分の御意見を設計士の中より頂いたという中で、改めてそういった実施設計額を予算として計上はしておりません。実施設計業務で発注した中で、発注したといいますか、その金額の中でいろいろと対応していただいたということでございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） ちょっと簡潔に教えてくださいね。教えてください。

この事業は手戻り工事、変更工事だというふうに私、今、聞こえたんですけど。そういうふうに解釈して、答えとしていいんですか。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 私は、手戻り工事とは思っておりません。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 手戻り工事ではない。ということは新規工事ですよ。4年度の新規工事になるわけですよ。

そしたら、新規工事だったら、それに対しての新たな設計費なり、あるいは管理費というものが発生しないとおかしいんじゃないですか。契約書がどういうふうになつとるんかっちゃうのは、見ていないから分からんのですけれども。

そういうふうに解釈するんですけど、そのあたりどうなんですか。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 管理業務につきましては、先ほど答弁させていただいておりますけれども、この令和4年3月の議会におきまして、工事費を計上させていただきましたが、それと併せて管理業務も予算計上させていただいているというふうに思います。

それから、今の実施設計につきましては、あくまでも成果品として頂いて、その生産を支払っておりますけれども。その後の仕様変更分あるいは物価上昇分につきましては、新たにうちのほうが仕様を変更するだとか、そういった内容のものでお願いしてきたも

のではございませんので。設計士との相談の中で、そういった発注の仕方をしたというところで御理解を頂けたらというふうに思います。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 新たなやつでしょ。新たなやつだったら、新たに契約を交わして設計料をつけないと、町は、その人をただで働かせたということになってしまふんじゃないですか。

これは、今のあれでいくと手戻りでもない。もう完全に矛盾しているなというふうに私は思うんですよ。じゃあ、ただで働かせたということになると、これを町がやってもいいんですかというのが私の。いや設計士のほうが「いや、いいよ、いいよ。ただでいいよ」っていうふうになるということ自体が、この工事に対する責任というのは一体どこにあるんかいなというふうな感じなんですよ。

ここを、ちょっと明確にしておかないといけないなっていう感じが、非常にしまして。ただ働きをさせる。これは、実は公共工事に対する品確法っていう法律がありますよね。要するに、品質をいいものを造りなさいと。公共工事っていうのは、ずーっと残っていきますから、いい形を、いい工事をしなさいという、公共工事に対する品確法をちょっと読んでみると、そういうふう書いてあるわけで。ただで作られたような設計図。設計図に、監督料はちょっと横に置きましょうか。管理料は。

ただで作られたような設計図ですよ。これが設計士さんは「ただでいいよ」っていうことで、行政として、それでも受けたっていうふうに言っているんですか。町長、そのあたりどうですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 設計が終わって、それから事業実施に移って。それで、いろいろなまた工事の中で、管理をしていただく中でいろいろな仕様の変更も出てくるわけでありまして。その中で、最終的には入札が終わって、事業の着手が始まって、ずっと管理をしていただいているわけでありましてから、そこでまた変更したものが生じたものについては、また変更契約等、場合によったら議会にかけながら。変更というのは、だから重々あり得るという中で進んでくるという状況がございます。そういうものを含めて管理料というものが発生をしているというところであります。

今回は、設計が終わって入札までの間に、この資材の高騰が急激に進んだというところの中で、入札を先にやって、仕事が始まって、また後で変更契約というやり方を取らずに、もうここまで予算が、当初でつけておった建設の予算が、もうとても足りないということが分かりましたので、入札の前にこういう形で、また新しく予算を組ませていただいたという現実があるというところでございます。

そういう過程の中において、今回この3月で一旦受け取った設計書も、その後、この仕様の変更も起きたという中において、設計士さんから、その設計さん自体も仕様の変更ということについては、責任も感じておられる一端もあったということでありま

すので、お互いの話の中で「仕様変更しましょう」と。その代わりそのことについては、設計料というものは発生しませんと。ただ、管理料として通常の管理の中で、これは続けていただくということを話し合いをしたというところであります。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） ちょっと今、教育長と町長が言ったのと、ちょっと違うことを言っておられますね。「手戻り工事ではない」って言われたいね、教育長は。町長は「変更だ」というふうに言われた。言葉は違うけど、一緒のことですいね。

だから、私は冒頭に言いましたように、これは手戻り工事ではない。もう3月で一旦全て完了して、ちゃんと受け取っとる。町もきちんと受け取っとるんだから、それで一旦ここで終わりですよというものを。

だから、私は「手戻り工事ではないですよね」っていうことを念を押した。教育長も「手戻り工事ではありません」というふうに言われた。

一方では、設計士さんがオーケー言うたから、あたかも変更というふうに言われた。何か違うんですよ。これは多分ここが問題点なんです。私は、これからこれ以上、質問しませんけれどもね。質問はしませんけれども、1回、ここをもう1回よく精査してみましようや。これを。

だから、私も……。 (発言する者あり) 違いますか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 誤解が生じているようであります。教育長と私の意見が相違しているということとはございません。私も手戻り工事ではないというのが認識でございます。

その手戻り工事という道信議員がおっしゃっている意味というのが、私の解釈と違うのかもしれませんが。手戻り工事というおっしゃっている意味は、いわゆる3月に受け取った設計書に基づいて、実際の建設工事が始まっていく。それを手戻り工事というふうに私は理解をしております。

だから、そういう意味において教育長と、恐らく教育長は、また分かりませんが、手戻り工事ではないというその見解を申し上げたんだろうと思いますし、私も同じ認識でございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） ここで論争をしても、ちょっとあれなんでね。私は言いましたように、この契約関係のことを、未契約繰越しとか、ダブってやるとか、継ぎ足すとか。こういうことは、これからないようにと。それで、町長も言われたように、イレギュラーであったり、前例のないということっていうふうに、この中で言われているっていうのも、多分そういうようなことが、ばたばたすることはいけないということだろうと思うんで。

この今の、言った言わないは、もうここで収めますんで。これは議事録、後で見ればよく分かるんで。そのあたりは、またお互いに勉強するという意味で、これからこういうことのばたばたがないような形のものに。

要するに、原則に戻りますけれども、単年度ですから。行政は単年度主義ですから、そこになるように持っていくということ、いかにしたらできるかっていうことを、我々議員もこれからも勉強していきますんで。ですから、これはちょっとやめます。

それから、次に。これで工事が進んでいくわけですが、9月でしょう、10月、11月、12月、1、2、3。6か月ですね。工期の算定、この仕方っていうのが、あと6か月の間に8億の工事をやる算定、これは国交省が、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方に準拠して工事の設定を行うことにより、客観的透明性を確保する手段である」というふうに国交省が言っているんですけども、この6か月の工期算定というものをどういうふうにはじかれるかなと思うんですけども、その辺りいかがです。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 工期の算定につきましては、当然、設計士と相談しながら工期の設定をしておりますけれども、今回につきましては、令和5年3月31日、年度末を工期として設定をさせていただいているという状況でございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 口で言うのは簡単なんですけども、日にち的にははじかれているはずなんですけども、算定プログラムがあるわけですよね。各行政も持っておられると思うんですよ。これが「建築工事適正工期算定プログラム」このプログラムがあります。これは多分行政も建築士も、それから工事をやる人も、これ持っておられると思うんですよ。これではじかれたんかな、どうかな、その辺り、ただ単にやりますじゃなくて、この辺りの日数はどうですか。はじかれました。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） そのプログラムやシステムということになるのでしょうか。そのシステムを今はうちがお願いしております設計士の方が持つておるかどうかというところまでは確認はしておりませんが、いわゆる、先ほど議員がおっしゃいました工期算定の基本的な考え方等に基づきまして設計士、あるいは設計士としてこれまでの経験を積んだ中で工期設定をされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） このプログラム、私の聞くとところによると、今、私が言った人たちは必ず持つて持っているはずなんです。行政には国のほうから無償で出されているというふうに私は聞いております。ただ単に、いや大丈夫ですよというふうに言うことだけで突っ込んでいくっていうのは非常に客観的でないと。例えば、200日だと

かいうようにプログラムをはじめたというふうになるわけですが、この辺りプログラムはない、知らない、設計士さんも工事の人も誰も持ってないというふうなことです。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいますそのプログラムというものを今、私が依頼をして渡しておりますが、この業務を依頼しております設計士のほうに確認をしておりますので、それを持っておるかどうかというのは分かりませんが、ただ、令和5年3月31日という工期設定にあたりましては、設計士と相談した中でそういった経験を積んでおられますので、そういった中で工期設定等もしていただいております。ただ、基本になるのは、先ほど議員がおっしゃいました工期設定の基本的な考え方等によるものだというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 持っています。必ず持っています。ですから、もうちょっとそういうところをこれから今の繰越明許で繰り越す前にこのプログラムを活用して、そうして、大体こうだから繰越しないでもいいなというような基準をきちんとしておかないと繰越ってというのは、きりだけ繰越やめます言うとして、いつまでたっても繰越がなくなるといのが今のような客観的なものに基づいてないなというふうに私はちょっと受け取ったんで、ぜひこのプログラムを使って、きちんと客観的なものを作って、ほんで示して、だから繰越しになるんですよというようなことをちゃんと示していただきたいなというふうに思います。当然このときに、公共工物品確法というこれを守ってもらわんといかんということです。この法律の上で何日というふうにしておかないと良い公共工事ができないというふうに思います。

それで、この項目に関してもう一点は、これ繰越しましたよね、今、教育長がそこで必ずやりますというふうに言われたから、これをやったら今度は事故繰越になっちゃうんですけども、債務負担行為っていうのを考えませんでした。その辺りはどうです。要するに、もうちょっと長くできるような方法ですよ。若干危なっかしいなと思って。信用はしているんですよ。信用しているけども、事故繰越でまたなるよりも債務負担行為に持っていかれなかったのかな、何でかなというふうに思うんですけど、どうです。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 発注にあたりましては、一応、先ほども申し上げておりますけども、年度内完成を目指すというということで取組を進めておりますので、現段階で債務負担行為等につきましては検討しておりません。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 大型工事がこうやって増えて、それからずっと伸びていきますんでね、仕事が大きくなるんで、この債務負担行為っていうものをこれからもっとやってほしいなと。研究してもらって、債務負担行為の中で分割しながらやってい

くということをぜひ心がけて、これもひとつの手段ですからやってもらいたいなと思っております。

それであんまり時間がなくなったんで、最後になるんですけども、何回も言います。会計年度独立の原則というのを。この原則をやっぴりおいて、津和野町はホームページなんか見ると、他の町村もやったらめったら繰越しとるんですよ。だからいいんだという感じがどうも私にはよってくるんで、できるだけそういうもの繰越ししないようにというところで、実はちょっと私も調べてみたんですけども、津和野町の実態の中で、平成31年は、執行額、公共工事ですよ、建設工事ですよ、14億2,000万、繰越しが7億6,000万、7.6億円、令和2年度になると決算額が23.6億円で繰越しが16.8億円、3年度になると決算額が25.2億円、次年度への繰越額が21.8億円となっておるんですよ。これ一応調べてみたんですけども。ということは、現年度にする工事というものが、ほとんどって言ったらい過ぎなんですけども、前年に繰り越した工事をやっつとるという感じがこの数字上で見えるんですよ。だからどっかに問題があるわけなんです。だから前年の繰越しの工事を現年にやっつとる。また来年度はまたその繰越したものをやっつとるというこういう形に私、調べた感じではなっていますんで、だからどっかで少しずつ、いっぺんにバツとなくせとは言いませんけども、これをどっかでやっていっていかないといけないなと。だから、それで現年の決算額を見ると20億ぐらいが限界かなみたいな、だから予算をわーっと国やら何やら取って来て、予算やいろんなのやって、予算だけは立ったけども、実際はできないという状態というものはあまりしないほうがいいという感じを私は表を見ながら思いました。ですから、繰越しありきということで、はい、繰越ましたというのはできて最後になりますから偉そうなこと言うわけじゃないんですけども、できるだけそういうことは止めて、さっきの債務負担行為の中でうまく分けていくというようなことをやっていく。だから国の国庫金のこの分も、これ国庫金が出ていますよね、この国庫金も6億から8億になっていったら、前についた分だけでええんかなと思っているんですよ。比率が変わってきますよね、工事比率とかなんやかんやが。だからそういうところもよく研究されていかないと今度繰り越すときとかなんとかに、繰越しがないことが前提ですけども、国庫金返せよみたいなことになりかねんというのは、老婆心ですけれども心配でもあります。

ですから、私たちも議員としても、安易に繰越しオッケーみたいな形を取らないように心がけて勉強してまいりたいと思っておりますんで、お互いにいい町、こういう予算とか、執行とかっていうのしたいので、ぜひお互いに勉強してということをお願いいたします。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、1番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） ここで午後1時まで休憩とします。

午前 11 時 54 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序 4、10 番、寺戸昌子君。

○議員（10 番 寺戸 昌子君） 議席番号 10 番、寺戸昌子です。通告に従いまして質問を 3 件行わせていただきます。

まず、最初に物価の高騰対策についてです。

全国的に物価の激しい高騰が起っています。帝国データバンクの調査によると、食品の値上げだけでも 8 月単月で 2,000 品目以上、9 月以降の値上げ予定は 8,000 品目以上とされています。食品値上げは年内に 2 万品目を超え、平均値上げ率は 14% となる見通しと指摘しています。生活必需品が全般的に値上げされる中、国の対策は、ガソリン補助金などの部分的な内容にとどまっています。物価上昇が町民生活や町内事業者に与える影響はかなり大きいと考えます。町民の暮らしを守る物価対策をお伺いします。

消費者と中小企業の双方にとって全般的な負担減となる消費税減税の実施や零細業者の負担を増やすインボイス制度導入の中止などが必要と考えますが、所見をお伺いします。

生活困窮者の相談状況と傾向、その対策をお伺いします。

農林水産省で検討が行われている肥料原料価格の高騰対策の内容をお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10 番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

物価の高騰対策についてでございます。

まず、消費税は商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税され、消費者が負担し事業者が納付する税であります。医療・福祉等の社会保障の重要な財源となっております。また、都市と地方との人口格差が広がる中で、消費税は人口の多い都市部から多く徴収され、財政力の弱い本町の福祉等に対する貴重な財源となっているとも言えます。人口減等により地方税収は減少の一途であります。国全体としての税収は年々伸びている状況にあり、地方交付税や消費税など税配分の仕組みとして都市から地方への配分調整を合わせて考慮したときに、本町にとって消費税の減税とインボイス制度の廃止を訴えることが真に町民のためとなる得策であるのか、議論の余地があると考えております。

地方交付税や交付金等により国からの資金をしっかりと確保しながら、その財源をもって本町の子供から大人までの福祉や医療の充実を図るとともに、一方で影響を受ける本町の事業者を支援する視点が必要ではないかと考えております。

あわせて、インボイス制度の導入に伴う相談業務の充実などにも、商工会と連携し混乱が生じないように取り組んでまいりたいと思います。

また、町税徴収業務においては、真に資金繰りが困難で滞納となった方などの生活実態等の把握のため、きめ細かな納税相談に一層努めてまいりたいと思います。

2つ目の御質問であります。今年度の生活困窮者の相談状況については、町福祉事務所への相談が4件あり、内訳としては、高齢者世帯2件、稼働年齢世帯2件となっております。相談自由としては、傷病に伴う医療費増加によるものが3件、無職の状況が長引いたことによる預貯金の減少によるものが1件でありました。

また、生活困窮者自立支援事業を委託している社会福祉協議会へは3件の新規の相談があったと聞いております。内容としては、いずれも新型コロナウイルス感染症の蔓延により収入が減少したため、小口資金の貸付けの相談ということでした。

町としましては、御相談があった場合にその内容に応じて生活困窮者自立支援事業へのつなぎや生活保護制度や年金、各種支援制度の説明等を行っているところでございます。

3つ目の御質問であります。現状では、肥料価格高騰対策事業は、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料に対して昨年度から増加した肥料費の7割が支援金として交付されることとなっております。交付の条件としては、化学肥料の2割低減に向けて堆肥の利用等、環境に配慮した取組を行うこととなっております。

9月13日に肥料価格高騰対策事業に係る説明会が開催されますので、その内容を踏まえ、JAや関係機関と連携し、本事業への取組を進めてまいりたいと考えております。
○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） まず、消費税についてですが、消費税導入されたときは3%だったんですが今は10%になり、軽減税率ということで8%のものもありますが、これ食品にまで消費税がかかっています。子供が自分のおやつを買いに行くときにまで消費税は払っています。生活必需品にまで消費税がかかっているということで、貧困の格差そういうのがどんどん進んでいるなというのを感じていますので、消費税についてはこの景気対策のためにもなくしていくべきと私は考えています。

そして、福祉のための課税とすごく言われているんですが、このたび後期高齢者の方々の一部の方ではありますが、医療費の負担が1割から2割に上がります。それから、国民健康保険税、これ誰に聞いても大変だ、高い高いという声を町民の方からもお聞きしますが、これもどんどん下げていく方向に行くのかと、消費税が入ったおかげで下がっていくのかと思いきや全然関係なし、どんどん負担は大きくなるばかりです。

それから、病院のほうも医療をもっときめ細かにしていけるような方向で行くのかなと思ったら、病床の削減、削減ということが進んできて、津和野町ではいろいろ対策を練って何とかやっただいてますが、本当医療現場は大変な状態が進んでいます。

それから、コロナのことで保健所の方々がものすごくお仕事が大変になっているというところで、そこにお金はもっとつぎ込んで保健所の方の人員を増やしてコロナ対策をされるかと思いきや、保健所を今現在減してるんですけども、昔と比べて、その減したものを増やすということもなかなか方向が見えない。なかなか消費税が福祉に使われているというのを実感できないのが今です。

それから、インボイス制度のことについてなんですけど、なかなか分かりづらい、インボイス制度がなぜここに来て始まるのかということも、私自身もいろいろ資料をひっくり返して読んでも何だかよく分かんなくて、結局、軽減税率ということで8%というものがあるので、それをきちんと納税するためにインボイス制度というのがあるのかなと思うんですが。

実際の事業者の方にとっては、かなりの負担になる。一事業者の方はもうインボイス制度というけど何だかよく分かんない、何していいんだろう。これって自分はやらなきゃいけないのかなというような声もお聞きしています。

そこで、インボイス制度で適格請求書発行事業者、この発行するほうに当たる方というのは、どういう方がそのインボイスの発行をしなきゃいけないのかということのを教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） インボイス制度についてでございます。

インボイス制度につきましては、消費税取引に際し複数の税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。このインボイス、すなわち適格請求書は、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほか一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類するものをいいます。

また、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売り手から交付を受けた適格請求書の保存が必須となり、この適格請求書を交付することができるのは税務署の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られており、一般事業者はもとより国、地方公共団体も登録が必要になっているところでございます。

制度開始の令和5年10月1日から交付をするためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要がございます。

簡単に制度の御説明いたしましたけど、議員がおっしゃられましたこの発行事業者につきましては、これまで税率を請求書等に税率の記載それからパーセンテージ、金額、そういったところ仕入税額控除として消費税申告をする際にその証明をもって消費税申告が必要となることから、一般のその発行事業者という点につきましては、これも国の指示ではございますが、そういった準備をして来年10月1日からの申告に際し準備をしていくものでございます。

今、商工会が一般事業所につきましては、今後商工会を中心にこのインボイス制度の申告についての準備等の研修等を、それは税務署を通じて行っていくものでございますが、町としてもケーブル告知放送、データ放送また研修会の案内等も今から伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 今の何とか分かりやすく簡単に説明していただいたと思うんですが、なかなか理解ができないのがこのインボイス制度で、津和野町内にある事業者の方が不利益になるようなことがあってはいけないので、インボイス制度をやめていただきたいけど何かもう国は突き進んでいるので、来年10月からということなので1年間しかない。今から皆さん実際に自分はどうしたらいいのかということを考えながら事業者の方が行動されると思いますので、きめ細かな説明をしていただきたいと思います。

インボイス制度、今まで法的に守られてきて消費税を売上げが1,000万だったかな、1,000万以下の方は消費税からちょっと、零細企業なので消費税はいいですということで横に置いといてもらった方も、その中から払わなきゃいけない方とかが出るとかいうお話も聞きました。そういうところで、どうしたらいいのかというのは本当悩んでおられる方たくさんおられると思いますので、こぼれることないように、皆さんの不利益がないようにしっかりフォローしていただけたらと思います。よろしくお祈りします。

それから、次の生活困窮者の方に対してですが、やはり物価が上がっているということで小口資金の貸付けの相談とか3件、社会福祉協議会のほうにあるとお答え頂いています。まだこのほかにもいろいろ悩んで、まだ相談に行っていない方もおられると思うんです。これから先、景気がよくなるのか悪くなるのか、その辺もなかなか見通しがつかない中で、心配をされている方たくさんおられると思いますので、丁寧に支援をしていただけたらと思います。よろしくお祈りします。

それから、農林水産省が検討してる肥料原料価格の高騰対策についてですが、これも農家の方、気候の変動とかもあって大変な思いをされている中でまた肥料も上がる、飼料も上がる、こういうこともありますので、やはりここも丁寧に支援をしていただけて気軽に相談ができるように窓口、よろしくお祈りします。

それから、今回のような円安が続いた中での輸入の肥料の高騰というのがすごいというお話を聞いています。そういうことを回避するためにも、やはり有機農業のほうに力をもっと入れていただけたらと思います。国のほうも力を入れてきているということですので、その制度に乗っかってしっかり津和野町でも有機栽培のほうしていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症が季節性のインフルエンザと危険性が変わらないとの議論もありますが、高齢者の重症化や致死率はインフルエンザよりかなり高いと指摘されています。過小評価をしてはいけないと思います。現在、新型コロナウイルス感染症は第7波に入っており、これまでにない桁違いの新規感染者が確認され続けています。身近な人が感染者になられたり御自身がなられたりということが町内でもたくさん起きています。町民の間では先の見えない不安が増幅しています。町民の命を守る対策の強化が必要です。津和野町内においても毎日のように感染者が確認されています。

新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

感染による不安は寄せられていないでしょうか。

感染の不安を感じた場合、無症状の町民はどこでどのようにして検査を受けることができるのでしょうか。

都会では緊急搬送困難事例がたくさん出ていると伺っています。津和野町内ではそのようなことはないのでしょうか。

津和野共存病院で新型コロナウイルス感染症により7月13日以降しばらくの間外来診療を停止していました。その間の外来対応はどのように行われたのでしょうか。特に救急外来についてお伺いします。

新型コロナウイルス禍で売上げが減った企業に実質無利子、無担保で融資する国の制度、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化しています。コロナ収束が見えない中、返済が困難になる事例が全国では相次いでいるそうです。町内の現状と対策をお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをさせていただきます。

本町においても連日感染者が確認されており、不安を感じる方も少なくないものと推察をいたしますが、感染不安などを含め新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ等につきましては、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」を御案内をし、御相談頂いております。

次の御質問であります。PCR検査等を御希望の方には、島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業により、無料検査に対応されている益田市内の事業者でPCR検査等を受けることができます。また、調剤薬局で抗原検査キットを購入頂き、御自身で検査することもできるようになっております。

3つ目の御質問であります。両分遣所に確認をいたしましたところ、緊急搬送については本部通達の感染防御対策に基づき行っており、現在までのところ特に困難事例と思われるものは発生していないと伺っております。

4つ目の御質問であります。指定管理者である医療法人橘井堂に確認をいたしましたところ、7月7日に津和野共存病院にて新型コロナウイルス陽性者が確認されたため、9日と10日の救急車の受入れ及び救急外来診療を一時停止させていただき、11

日から通常診療を行うこととしておりました。その後、院内でさらなる陽性者が確認されたことから、13日から31日までの間、来院される方には大変御迷惑をお掛けすることとなりますが、陽性者の入院対応及び感染拡大防止対策に通常より多くの人手を要するため、外来対応の職員を病棟業務に従事させざるを得ない状況から、一般外来診療、健康診断、救急外来診療を停止することとなりました。なお、健康診断及び整形外科、小児科、耳鼻咽喉科については、25日以降随時再開しております。

この間の外来対応につきましては、内科外来において診療予約をされておられ来院された方については、お薬の処方のみ行っております。また、救急外来については対応が難しいことから、他院での診療をお願いしたと伺っております。

5つ目の御質問であります。議員御質問の新型コロナウイルス感染症経済対策における国及び県の融資の据置き後の償還開始に関する町内事業所等への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が第7波と言われるように高止まりが続く中で、町としても関係機関と連携して状況の把握と経過を観察しており、こうした中で去る8月には町内の3金融機関、島根県信用保証協会益田支店、町、津和野町商工会で金融懇談会を開催して、状況把握とその対策について意見交換を行ったところであります。

融資に関しましては、日本政策金融公庫によるものと島根県制度融資によるものがそれぞれ令和2年度と3年度に貸付けされておりますが、日本政策金融公庫によるものが13件4,200万円、島根県制度融資によるものが163件25億510万円となっております。このうち償還の据置期間が短い事業者につきましては既に償還が始まっておりますが、現在までのところ町内で事業所倒産及び急激な経営悪化の動きもないことから、返済の可能性は高いものと判断しております。

一方で、次年度から償還の始まる令和2年度融資分における据置期間3年の融資案件につきましては、融資総額が10億200万円と大きく経営に大きな影響が生じる可能性が見込まれます。

町では、9月定例議会における補正予算に引き続きコロナ経済対策の予算を計上して、町内事業者の支援を実施することとしております。あわせて、今後も引き続き関係機関による経済懇談会を開催し、町内金融機関とも連携をして、事業者の経営状況の把握に努め、コロナ経済支援における国、県の動向等も見極めながら適切に事業者支援を図ってまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 感染の不安を感じられた方に対しては健康相談コールセンターを御案内していますということですが、もし把握されておられたら何件ぐらい相談が行ってるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本課にのみ相談が来ているわけではなくて、恐らく例えば健康福祉課であつたり総務課にも対策本部持ってますんで、そちらにも相談があ

ったかと思いますが、そんなに大してとは失礼ですが、健康不安に対するというのはほとんど記憶にないです。コロナが始まった頃は、1年から2年前はコロナに感染することが怖いけどという電話はかなりありました。どうしたらいいかと、外に出たくないとか、ちょっと精神的に参っておられる方とかの電話もあったんで、そういうときにはしっかり保健師なんかはその状況を確認しながら、できたら名前を伺いながら対面で対応したということもありました。

最近多い電話は、家族が感染をしたんですけど私はどうしたらいいかというような電話はこの二、三か月、特に町内でかなり広がってきた段階で受けております。そのときには、家族の中で家庭内で分離ができるかとか、例えば御自身も濃厚接触者になるんで症状が出た場合にはすぐにかかりつけのお医者さんとかに相談をするようにとか、もしくは町長答弁にありましたが、県のコールセンターもしくは国の厚労省のコールセンターなんかは24時間、毎日たしかやっていたので、いつでもかけられるということもお伝えをしながら、その不安の内容によって御相談くださいというようなことをお伝えをしております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） やっぱり一番身近な町の行政の方に相談がしやすいと思います。窓口になっていろいろ対応していただけたらと思います。本当、家族がなられた方というのは大変な思いをされているということもお聞きしました。それから、買物もなかなか出られないし、家の中で閉じこもった状態が何日か続くというのが大変だというお話も聞きましたので、しっかり支援していただけたらと思います。

それから、PCR検査ですが、以前町内で検査をしていただけたらということを議会のほうでお願いをしましたが、それはなかなか難しいということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） PCR検査を無料で町内でというお話だと思います。

やはり、今、これは県の事業で、先ほど町長の答弁にもありましたように島根県の新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業という県の事業で手を挙げた薬局さん、益田で今5件ほどありますが、町内では手が挙がらなかったという結果だというふうに思っております。

その理由としまして考えられるのは、やはり町内の薬局さん全て少ない薬剤師の方で経営をしております、やはりもしこれを受けるということになりますとどうしても人的に人が足りないということが一つはあるのかなというふうに思っております。補助金があるにしても、それが1人分の人件費に該当するかどうかというのはよく分かりませんが、そういったようなこと、あるいはどうしてもプライバシーの問題も出てきますので、その薬局自体も改造したり施設をやはり少しできるようにしたりというのが非常に、そういったようなリスクを負ってやるということ自体が難しいのかなというふうに思っております。

先ほど答弁にもありましたように、ここ最近では調剤薬局で、町内の、抗原定性検査という検査のキットを購入することができるというふうに伺っております。そういったようなものを御購入を頂いて、御自分で、説明も当然受けなきゃいけませんけれども御自分で検査をされるという方も多くなっているというふうにお聞きをしております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） なかなか薬局のほうの事業者さんが難しいということなら無理やりやってくださいというわけにもいかないのです、今言われた抗原検査キットを活用してということになると思います。町内で、なかなか益田のほうまで出れないという方はそれを利用することになると思うんですが、無症状の方ですよ。

その場合に、心配になったから買いに行くというのもなかなか難しいというか、小学校とか中学校とかもしその子供が心配な場合はその小学校、中学校に常備していただいて、すぐに検査ができる抗原検査キットで検査ができるのかというそういうシステムというか、町民の身近なところに置いとくということではできないんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） これも各個人で、例えばどっか海外のほうに行ったから帰ってきたときに、例えば心配だから検査をしようとかそういったような個人的な理由に関して各個人が薬局に行って、どのぐらいのロットで売っていただけるんかちょっと私も分かりませんが、一つから売っていただけるのか、ロットがあるのか分かりませんが、そういったようなことで個人的なところでの検査ということが多いのかなというふうに思っております。

ただ、さっき議員おっしゃるとおり、学校とかそういった施設も含めて、そういうところで在庫をしておくというか、買いだめしておくということ自体というのは、ちょっと私もいいかというのは分かりませんが、身近な検査だというふうには聞きしておりますので、実施すれば15分くらいで検査が完了するという事もお聞きをしておりますので、そんなに難しくない検査だということであれば、そういったようなこともまた今後は検討していくことも必要じゃないかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 以前は簡単に入手、一般の人が手に入れるのは難しかったけど、それを政府のほうがなるべく早く手に入れて自分で検査ができるようにということで、今薬局でも手に入るようになったと私は経緯を伺っているんですが。

やはり、たくさんの方が、不安に思った方がすぐに検査をするということが一番大事だと思うので、身近なところに配置できるような検討をぜひしていただきたいと思えます。

しかし、重症化リスクの高い方がそれで検査をされるというのはあまりよくないという話も聞いています。高齢の方とか持病を持っている方がその検査キットで検査をして

自分がかかってないと思っていたら、実は、あまり精度がよくないらしく、実は、本当はかかっているけどその検査キットではマイナスになっていたということもあったりするそうですので、なかなか高齢の方がこれで安心するというのも難しいということも聞いてます。そういう、多分薬局で買うときには説明はあるんだと思うんですが。

ただ、元気な方、若い方が近所で陽性の方が出られて、実はあの方と長いこと話を1時間ぐらいしたんだよなとかいうときにぱっと検査ができるような仕組みがあれば、不安も解消することができるし、万が一の場合に広がることも防ぐことができるということですので、ぜひ身近なところに配置できるように検討をさせていただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） これも一医薬品でございまして、やはり薬剤師さんの下でないとなかなか、もちろん売ってはくれませんし、指導等も、個人的に素人さんがどこでもできるかというところとそういうものではなくて、やはり薬剤師さんの指導を受けて、やり方も説明を受けてやるもんだというふうに思っております。

例えばですけども、身近なところというのがどこが分かりませんが、スーパーとかコンビニとかというわけにはいかないのかなというふうに思っております、県の事業でもそうですし、あくまでも薬剤師のおる調剤薬局というところに限定もしておりますので、そこら辺はお気持ちは分かりますけれどもなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） ちょっと資料がどこ行ったか分からないんですけど、各家庭に配置をされた自治体もあるそうです。ですので、取扱い自体は大変なものじゃなく、各家庭に置いてけるようなものなので、何とかこれから先検討していただけたらと思います。

それから、共存病院が外来診療を停止されたことについてなんですけど、やはり医療機関はものすごい注意をされて感染者を出さないようにすごく細心の注意を払われてきた中でも感染者を出してしまったということで、病院の中では大変な苦勞をされたと思うんですが。その外来診療の停止を受けて、何か改善する点など、今までよりは改善するような点がもしあれば教えていただけたらと思います。検討をされたかどうか、改善を。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 本日の答弁の中にありますとおり、13日から31日の間、約12日間ほど外来診療、特に内科ですけども、外来診療を停止させていただいたと、経緯がございまして。その間、病院におきましては日々新型コロナウイルス感染症に係る会議を開催いたしまして、病院内の状況について把握を努めるとともに、今後どうしていけばいいかというところを十分協議をされておられたというふうにも聞いておりますので、今回の経験というものが大変なものになってくると思いますので、今後、もしこういうことが起きないようにするための取組も大切ですけども、起きた場合には

どうするかというところに対しましても十分な経験になったのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 本当、町民の健康をお任せする共存病院でコロナが発生したということで、町民の皆さんもちょっと動揺を覚えられた方もおられたそうで、ぜひコロナ禍を乗り越えるために頑張っていただけならと思います。

次が、コロナウイルス禍で売上げが減った企業に無利子、無担保で融資するゼロゼロ融資の件についてなんですが。

お答えを頂いて、そのゼロゼロ融資を利用された方の金額が結構大きかったんですけど、これは津和野町内の方の話なんですか。島根県制度融資によるものが163件25億とかありますが、これは県内じゃなくて町内でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） この答弁書にある数字なんですけど、もともとになっているのは8月10日に金融懇談会という形で町内の金融機関と商工会と観光課と、その中の、そこで会議した中での資料ということになっております。

私の認識では、津和野町内というふうな認識でおります。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 分かりました。町内でこれだけの金額を借りられている方がおられるということで、ちょっとびっくりしています。これから一気に返すわけではないので、徐々に返していかれるわけですけど、かなりの、ウン十億ということになると本当大変な思いをされて返されることになると思います。経営の助言や支援をしっかりといただかなくては大変なことになるんじゃないかと思いますが、この金額を見て、町長はどのように、もう御存じだったとは思いますが、何か思いがあればお伺いしたいんですが。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） あの金額を見られて大変な金額だというふうにお思いになるかと思いますが。私もそれは少ない額ではないというふうに思っておりますけれども。

今回、かなりコロナの影響を受けられた事業者が借り換えられている場合と、あまりでもそんなに強くは影響を受けてない業者もいい制度なのでということで借り換えられているというケースもあろうかと思いますが。それが総額で25億、163件とあと13件の4,000万、それから今後が10億円という規模になってるのかと思っております。

いずれにいたしましても、しかしコロナの影響でこれだけの借換えが起きて、これから返済が始まっていくということは非常に重要な問題だというふうに思っております。

私のほうもどういう対策が打てるかということで、今後この利子補給というようなことも町との対策として打ち出せないかというようなことも指示も出したんですけども、やはり線引きが難しいというところや、要は先ほど最初に申し上げたように影響の濃淡があるというところと、いろんな要因があるわけではありますが、そこでどういうふうに線引きをしていくのかとかそういういろいろ難しさもあるということで、商工会、観光協会それからうちの商工観光課で事務局サイドで検討していただいたときには、利子補給というような具体的な対策はちょっと一旦見送って、もう少し検討を深めたほうがいいんじゃないかということで今日を迎えているというようなところであります。

ただ、直接的な利子補給というやり方ではなくても、ほかに何か別の面で、例えば津和野町の場合は業績悪化の運転資金の支援というものもやってまいりました。これも回り回って事業者の応援をする、資金繰りを応援していくという事業にもなるわけでございます。このことは、これまでも申し上げておりますが、業績悪化の支援事業は津和野町として全国に先駆けて始めたものであります。そのときには、コロナの交付金みたいなものもありませんでしたので、もう町の一般財源を投じてでも支援をしていこうという決意でやりました。そして、このコロナの初期に始めて、実は今でも行っております。

だから、初めてという勢いで導入した事業でもあって、また今までこれまで長く続けてきた市町村というのも全国探してもそうないんじゃないかというぐらいやってきたというところでありまして。

ただ、今、経済3団体の中では業績悪化のこの支援の補助金も、一端もうそろそろ区切りをつけるんじゃないかと、そういうような今議論もされておりますので、町としてはこの補正予算、7月分を最後にとということで予算計上させていただいておるとい経緯もあります。そういうもろもろ含めて、今後またこのコロナの経済対策というものをどうしていくかということは、総合的に検討していきたいと。

今後のまた臨時交付金、物価高の影響を受けておりますので、そこの対応した交付金も出るんじゃないかというに期待をしているところでありますから、津和野町にどれくらいの配分があるかということも見ながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、私が、今、県の町村会長という立場で、充て職として島根県の信用保証協会の理事という役割を頂いているというところでございます。町村課長の充て職というのはもうすごい数多くなるんで、忙しいので出れない会のほうが多いんですけども、ただこの信用保証協会の理事だけは、今こういう経済状況ですので、必ずと言っていいぐらい、時間をつくって、松江での理事会に出るようにしております。今後もそのつもりでございます。

その中で、この融資制度のことも当然話題になってまいりますので、今県内のという動きになりますが、この償還のこの課題ということ、これも今保証協会の役員会の中

でも議論をされておりまして、きめ細かいそうした償還が始まる事業者への対応の必要性というのを話し合っているというところでもあります。

私としても、せつかくの理事という今頂いている立場でありますので、本町で今までやってまいりました商工会長、観光協会会長、そして私との経済3団体長会議というのは定期的に行っておりますから、そこでこのコロナの融資制度も議題に乗ってきておりますので、そうした津和野町内の事業主のこのコロナ融資の償還の実情というものをしっかり認識をした上で、またその保証協会の理事会等で、場合によってはこういう対策をとというようなことも話をしていきたいとそうように考えているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） きめ細かい対策をぜひ検討のほうをよろしく願います。

資金面についてそういうふうな対策ももちろん大きい大切なことなんですけど、経営に関する経営方法、例えば販路を広げることとかそういう経営に関する助言もしっかりしていただいて、今までとは違った経営方針にしてもっと一歩進んだ大きな経営をされるという話も、ほかの全国での事例では上がってきています。信用金庫さんからの支援を頂いて経営方法を変えたりとかいう話も聞いておりますので、ぜひそういう経営面での助言もたくさんしていただけるような方向でコロナ対策やっていただけたらと思います。

それでは次の質問に移ります。

ゼロカーボンシティ宣言についてです。

今年度の施政方針において、ゼロカーボンシティ宣言を町長はされました。「この宣言を行うことは、エネルギーの地産地消の実現に向け取組を強化していくことを示すものだ」と述べられました。

また、3月議会において、「町民との協力が不可欠と考えている。町民と協力して進めていく」とも述べられました。

町民の協力を進めていく政策についてお伺いします。

町民に対するゼロカーボンシティ宣言の啓発活動をお伺いします。

町民に対する地球環境問題等の情報提供の状況をお伺いします。

原木・チップヤードや津和野フォレストエナジー合同会社の運営する木質バイオマスガス化発電所の稼働状況と町民への周知状況をお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ゼロカーボンシティ宣言についてお答えさせていただきます。

3月議会でのゼロカーボンシティ宣言に伴い、2050年の脱炭素社会を実現するため、現在、環境省の補助事業である地域再生可能エネルギー導入戦略策定支援事業を活用し、津和野町地域再エネ導入戦略の策定に着手しております。

この計画は、本町における再エネの導入に向けたポテンシャル調査と今後の方向性について検討するものであり、事業実施期間は9月末日までとなっております。

本計画につきましては、環境省への実績報告完了後、町民の皆様へ公表する予定としております。

まずは、当町の再エネ導入に係るポテンシャルをまとめ、町民の皆様へ今後の方向性をお示した上で、広報誌及びCATV等の活用や各種セミナー等の開催により、事業者や町民の皆様への啓発活動を行い、官民一体となって推進してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問であります。津和野町地域温暖化対策地域協議会におきまして、講演会や学習会等の開催及び省エネイベント等の開催による啓発活動に併せ、広報誌やCATVによる情報提供を実施しております。

地球環境問題の解決に向けて、世界や国の動きが加速化している中で、住民の皆様にはこれまで以上に興味を持っていただき、課題解決にあたっては、皆様の協力が不可欠であることをお示しする必要があると考えております。

今後につきましては、再エネの普及啓発活動と併せて、行政が主導し、地球環境問題等の情報についてもこれまで以上に積極的に発信することで事業者や町民の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の御質問であります。津和野町原木・チップヤード施設は、令和4年1月末に完成し、有限会社石州造林が指定管理を行う事業体として管理運営をしております。

現在、この施設では、町内をはじめ高津川流域の森林整備により搬出された原木からチップ製造を行い、これを同一敷地内にある津和野フォレストエナジー合同会社が経営する木質バイオマスガス化発電所へ供給するために活動していただいております。

また、発電所の稼働状況についてですが、8月初めからガス化エンジン12台の試運転を行い、8月11日から本格稼働を開始しました。

現在は1台において部品交換が必要な箇所が見つかったため、部品の到着待ちで調整中とのことでありますが、近日中には全ての機器が稼働する予定であると伺っております。

町民への周知につきましては、今年4月末の町内への回覧で「山の宝でも一杯！」プロジェクトの案内を行い、有限会社石州造林への原木出荷についてお知らせしておりますが、原木・チップヤード施設とガス化発電所についての周知はまだ行っておりません。

9月7日にお披露目会を開催したところでありますので、これから町民の方々への周知に努めてまいります。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 町民に対するゼロカーボンシティ宣言の啓発活動についてですが、「ゼロカーボンシティ」とかいうこの横文字っていうのもなかなか町民の方々にとっては馴染みがなくて、「CO₂を引いたり足したりして、うちの町がゼロ

になるようにこれから頑張っていくんだよ」という話を私がしてもなかなか「んん」というような感じで、なかなか理解される方が少ないなと私自身は感じています。

その中でやはり、しっかり啓発活動をしていていただきたい。せっかく宣言していただいたので、大歓迎で私、やったーと思いました。宣言されたときに。それを例えば、ポスターを作って宣言しましたよとか、ゼロカーボンシティって一体何なんだろうっていう出前講座をしていただくとか、また町民で、ゼロカーボンシティのこの津和野町はどうなっていくんだとかいう座談会をしていただいてもいいですし、とにかく町民の方にもっと知っていただきたい。というのが、「発電所ってまだやってないよね」、「まだ発電してないよね」とか「チップを作る工場作っらしいけど、どこにあるの」と聞かれたりします。いまだいに。ですので、ぜひ、せっかく宣言して町民と一緒に進んでいくという決意を町長が述べられましたので、お披露目会が9月7日にあって、私ちょっと自分の事情がありましてお披露目会行かれなかったんですが、議員の方々も行かれて、ほかの議員の方々、すばらしい施設だとかいうお話も聞きました。ぜひ町民の皆さんにお披露目とかいろいろやっていただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの質問でございますが、原木・チップヤード施設、また、木質バイオマスガス化発電所の関連することでございます。

9月の7日にお披露目会を実施しております。また、この状況につきましては、新聞と、またケーブルテレビにつきましても今週の土日に放送されるということを知っておりますので、これだけで町民周知ということでございませませんが、原木・チップヤードもございしますので、今後、見学会とかという御希望がありましたら農林課が一応窓口になって、また御案内をさせていただければと思っております。

それ以外にもまた広報できることがありましたら、また広報にも詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 一般の町民の皆さんが見学をすることができるように段取りをされるということで、すごく期待をしています。本当見たいって方たくさんおられるので、ぜひ大々的に見学会できますよ、募集していますというようなポスターでも作っていただいて、たくさんの方が見学して、これはみんなが進めていかなきゃいけないという気持ちを新たにさせていただけたらと思います。

この発電所を中心にゼロカーボンシティを進めていくというお考えが町長にはあって、それから町民の協力ももらってということで、その町民の協力の面でやっぱり、歩いて行けるけどちょっと車でいこうということも歩いて、やっぱりゼロカーボンシティに宣言をしているんだから歩いていこうとかそういう意識を変えていただけるようなそういうきっかけにさせていただけたらなと思いますので、ぜひぜひ周知のほういろいろ

ろ、またすぐには難しいと思いますが、出前講座なんかもしていただけたら。「ゼロカーボンシティってこうなんだよ」というのができるようになっていただけたらいいなと期待をしております。よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、10番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） ここで2時05分まで休憩といたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序5、3番、岡田克也君。

○議員（3番 岡田 克也君） それでは、3番、岡田克也でございます。通告に従いまして、質問を申し上げます。

コロナウイルス感染防止感染者支援対策についてであります。

今や島根県下でも10人に1人以上の方が感染をしておられる状況下で、いつ誰が感染してもおかしくない状況であります。このような状況下では、感染防止対策はもちろん、感染しても重篤化することを防いだり、感染者への支援が重要であると考えます。よって、次の事項についてお尋ねをいたします。

現在の町のワクチン接種状況と今後の接種予定並びにオミクロン株対応ワクチンの接種、インフルエンザワクチンとの同時接種などについて所見をお尋ねします。

津和野町は観光地であり、県外の方々も多く来町されます。益田市では4か所、もしくは5か所の薬局で無料PCR検査が実施されていると思います。当町でも、津和野・日原の調剤薬局などにおいて、無料PCR検査ができる体制をつくるべきではないかと考えます。車の運転ができない高齢者や子供、日中仕事の方や観光客など、かなりの需要があると考えます。島根県や調剤薬局と話して、検討するべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

一家が感染した方々から「ニチマルから食料品を届けていただいて非常に助かった」という声や「近所の方々や知人、友人などが食料品を届けていただいて助かった」という声などをお聞きします。外出ができない中で、食料品や生活用品の配達業者へのガソリン代などの支援や買い物支援センターの活用なども検討すべきではないかと考えます。現在の対応状況と今後の対応について、お尋ねいたします。

感染状況によりコロナ禍の中で懸命に営業努力してきた飲食・旅館業なども、コロナ感染拡大や積極的な営業による感染など売上減少に苦しんでおられます。飲食店や旅館などの売上げが増えれば、食材卸業者や酒屋、和菓子屋等の売上げにもつながると考えます。We Love山陰も9月末まで延長となり、しまねプレミアム飲食券も来年1月

まで延長となりました。観光地にとって飲食業・旅館業は、必要不可欠であります。頑張っている店を支え、売上げを伸ばすことを助ける政策を行うべきではないかと考えます。「つわの持ちかエール飯」は大変好評でありましたし、忘年会・新年会応援キャンペーンなども好評でありました。感染防止対策を徹底して、町の活性化につながる支援策についてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

コロナウイルス感染防止感染者支援対策についてでございます。

現在の本町の新型コロナウイルスワクチン接種状況ですが、5歳以上の2回目の接種率は87.7%、12歳以上の3回目接種率は81%、65歳以上の4回目接種率は67%となっております。

今後の予定につきましては、オミクロン株に対応した新たなワクチンが来月には配布されることになっていきますので、その納入日や数量等が具体的にになった時点で、医療機関等と協議を行いながら接種計画を立てることとしております。

また、新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種に関しましては、7月22日に開催された第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会です承されたところで、同時接種に伴う医学的な影響はないと聞いております。

しかしながら、同時接種を行うとなると、各医療機関における多大な負担や接種に伴う混乱等を招くことも考えられるため、これから十分な協議や検討を行い、安全かつ速やかなワクチン接種体制を構築していきたいと考えております。

2つ目の御質問であります。現時点では、島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業により、津和野町内で無料検査に対応されている事業者はなく、PCR検査等を御希望の方には、益田市内で対応されている事業者情報を御提供させていただいてるところでございます。この無料化事業は、令和4年9月30日までとされ、その後も延長されるかどうかは分かっておりません。

議員御質問の町内事業者での無料PCR検査等への対応につきまして、町としても検討いたしました。検査に対応できる事業者において、薬剤師等の人員やプライバシーに配慮したスペースの確保など検査体制の整備に課題があり、継続かつ安定した検査対応が現時点で困難な状況にあります。引き続き、島根県や県内の調剤薬局等と相談の上、検討してまいりたいと考えております。

3つ目の御質問であります。自宅療養者の方への支援につきましては、令和3年10月から医療対策課にて対応しており、自宅療養と判断された方のうち、保健所より連絡のあった方に対して、保健所から自宅療養者に配布されるしおりに基づき、支援の依頼があった場合にのみ対応しており、食料品やトイレトペーパーなどの日常生活用品に限り配送しております。

支援の流れといたしましては、支援の依頼を受けた後、支払いに関する誓約書を御提出いただき、必要な商品の注文をファクス等により受け付けます。その後、町内の商店にて希望される商品を揃え、対面での接触等を避けるため、玄関先にお届けし、電話にて商品の御確認をいただくこととしております。

今後におきましても、支援を希望される自宅療養者の方がおられれば、同様の流れにより対応してまいりたいと考えております。

なお、買い物支援センターの活用につきましては、スタッフの感染リスクを回避するため、当面配送等は予定をしております。感染者のさらなる急拡大等の状況変化が生じない限り、医療対策課職員による対応を継続してまいりたいと考えております。

4つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、感染状況は、5月、6月と、一旦安定していたところですが、7月以降、第7波と言われる感染拡大が生じており、町内の事業者からは経済状況が回復傾向にあった中で落胆の声が上がっており、町としても関係機関と連携しながら、その状況を注視しているところでございます。

こうした中で、8月に町、商工会、観光協会の3団体長、事務局経済対策会議を開催して、町内の状況の把握と経済対策についての協議を実施したところであります。

町としては、これまで実施してまいりました経済対策事業を総括した結果、当初予算に計上しておりました業績悪化緩和運転資金補助金については、引き続き7月までの延長を行うこととしたほか、飛沫感染防止の徹底を図るために昨年度実施しましたアクリル板等の小設備導入を支援する感染症対策小設備導入支援事業補助金、雇用維持による経営安定と従業員保護を目的としたコロナ雇用維持支援事業助成金、事業者の前向きな営業の取組を支援する事業者独自キャンペーンの実施についても、その必要性を認め、今回9月議会の補正予算に費用を計上しております。

加えて、当初予算で計上しております観光協会と連携して実施する津和野泊まって・使って・乗ってキャンペーン事業やコロナウイルス対策等町内消費拡大キャンペーン事業（テイクアウト応援）等を適切な時期に実施して、町内の事業者保護と経済支援対策に積極的に取り組んでまいりたい考えであります。

なお、業績悪化緩和運転資金補助金については、7月分をもって終了とし、今後は消費拡大やアフターコロナ観光振興、物価高の影響に伴う生活支援へ対策の重点を置くことも確認をしております。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） まず、1つ目の質問のところでございますけれども、65歳以上の4回目接種率が67%となっておりますということですが、これは私もお聞きしましたら、3回目が非常に副反応が強かって、高熱が出て、何日間か休まなきゃいけないというような状況になったという方もおられたり、そういうようなことの中から、ちょっと4回目の接種をためらっているという声も多々聞いております。

67%という結果がそうなのかなとも思いますけれども、そういう不安がある方への対応や基本的にはコロナール等の解熱剤や水分を用意しておいてというような形になるのかなとも思いますが、副反応に関しては何らかの対応等もして考えておられる、今まで行っておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） コロナワクチン接種における副反応につきましては、それぞれの方、本当それぞれ違っておりますので、その対応は、町としては、特には取っておりません。

不安のある方は接種時に接種していただくドクターのほうへ直接、例えば2回目はどうであったとか、前回はこうであったというようなお話をして、それで接種をするかどうかの判断をされておったり、もしくはその時点で不可能が出た場合には、例えばラインを勧めるとかというようなお話は聞いております。町のほうで、直接副反応に対する助言等はしていないところです。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。岡田君、マスクを外して結構です。

○議員（3番 岡田 克也君） はい、分かりました。次のワクチンが、オミクロン株の対応ワクチンが来月の配布予定ということ、答弁もありましたし、テレビ報道等でも報道されております。

今回打たれた方は多分、間の数か月は空けて打つということになるのであろうと思います。基本的には前回からその間が空いた人に随時、今度は年齢全てを対象として案内をされるのかなとも思いますが、今後の接種予定について、分かっているところで結構でございますので、お願いをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今のところオミクロン株に対応したワクチン接種については、そのワクチンが来月ぐらいには本町にも入ってくるということで今聞いておりますので、来月ぐらいから接種を開始するという準備を今進めています。

今回、それまでの4回目接種、今月いっぱいやっております4回目接種は、一応60歳以上の方ということでしたが、今回は60歳以下の方も全て対象になるというところで、これまでに初回接種をした方、いわゆる1回目、2回目接種が終わった方については、3回目、4回目というところが、前回接種から5か月以上空いておれば、接種ができるということになっております。

基本的に対象者の60歳以上の方につきましては、ほぼ全ての方に接種券を今送っておりますので、そちらを利用できると、60歳以下の方については、今月末ぐらいには接種券を今送れるように準備をしておるところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 今回オミクロン対応ということで、またどのような形になってくるのかということもいろいろ思われますが、現在、オミクロン株によってか

なり爆発的な感染拡大になっておるかと思っておりますので、できるだけ皆さん方に、当然体の状況によってワクチンが合わないという方はおられると思っておりますし、いろんな不安な点もあると思っておりますので、担当課におかれまして、様々な問合せに対応しながら進めていただきたいと思いますというところであります。やはりワクチンを打つと、重症化を防ぐという、この点が一番大きいのかなと思っております。

そして、2番目の点につきましては、前段の議員の質問にもありましたので、基本的には質問が重複しますので省いていこうと思っておりますけれども、不安があったときに自分で、例えばインターネットで抗原検査などのキットを買って検査をしていくわけですが、値段も様々でありますし、つくっているところも様々でありますので、どれぐらいの精度が、正確さとか、そういうところはちょっと判断しづらいところもあるかと思っておりますが、現在、抗原検査とPCR検査と、どのように考え、使い分けをしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） PCR検査というのは、基本的に、例えば、先ほど議員の質問の中にもございましたとおり、益田で、今、五つの薬局が対応しておるといふふうにお聞きしております。

そのうちPCR検査というのを一つの薬局さんが対応しておるところでございます。残りにつきましては、あるいは医療機関で検査をしなきゃいけないと、例えば何か症状が出て、そうした場合でも、今、抗原定性検査というのをやっております。使い分けというのは、ちょっと私も詳細よく分かりませんが、いずれにしても、抗原検査でそれぞれ無料の場合は、益田で五つあるんですけども、そこを御紹介させていただいておりますというところがございます。津和野町内でも、先ほども申しましたけれども、各薬局のほうでそういった抗原キットを売っておりますので、そこで御購入することが、気軽に今御購入できるというふうにお聞きしておりますけれども、購入して検査をしていただくということになっておると思っております。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 基本的には抗原検査で陽性といいますか、そこでラインが出てくると、もう一度PCR検査で、かかっているかどうかという検査をするような形になるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 抗原検査とPCR検査の件でございますけれども、抗原検査につきましても、抗原定性検査と抗原定量検査というのがございます。

まず、抗原検査では、抗原定性検査でございますけれども、こちらにつきましては御自分で検査をすることが可能でございます。まず30分程度で検査結果が出ます。

抗原定量検査とPCR検査につきましては、それぞれ搬送して、検査機関のほうに送りまして、そちらのほうで結果を見るという形になっております。

現在、津和野町内の医療機関におきましても、PCR検査とっておりますけれども、実際に行っているのは抗原定性検査ということで、その場ですぐ結果が分かるという形になっているのが現実だと思っております。

その結果を基にしまして、全ての医療機関においては陽性者という判定をしているのではないかと思っております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 分かりました。基本的にすぐ数値が出るというのは抗原検査のほうであるということで、それで判断をしていっておるという状況が分かりました。

それでは、3点目のところでお聞きをしたいと思えます。

最初の質問で申し上げておりましたが、ニチマルさんで、自宅で家族が全員かかったという方が食料品を届けていただいて大変助かったと、玄関先のほうに置いて帰って、後でお金を支払うという、そういう形を取っておられるということでありました。

それは地域密着型のスーパーマーケットだからできることであると思えますし、買い物支援センターもそうありますが、この地域密着型のスーパー、このような地域住民への支援に対して行政としても支援を行う考えがあるのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今現時点ではすぐに、議員御質問のあったようなガソリン代等の支援等は、今のところ予定はございません。

しかし、今、議員おっしゃるように、今、ニチマルさんの名前が出ましたが、食料品を配達したりですとか、かなり採算性を度外視して、弁当一つでもお届けしておるといようなことは私も伺っております。

なので、いわゆる民間の方々がそうした相互協力といいますか、そうしたことで今回のいろいろなコロナ禍を乗り切ろうというような姿勢は、非常に我々も見ていて支援したいという気持ちはあるんですけども、今のところちょっとそういう予定はございません。

なお、買い物支援センターのほうにつきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、スタッフの感染リスクを回避するために当面搬出の予定はしておりませんが、今現状、幾らか申し上げますと、実際感染した方からの注文とかがたまに入ります。

というのが、その感染症じゃなくて、感染者の自分のお母さんが高齢者で、買い物支援センターの会員であった場合に、その買い物支援センターのシステムを使っていろいろな注文が入るといったことは何件かございました。

そうした意味で言いますと、そういう利用方法もあろうかとは思いますが、それはある意味、ちょっとイレギュラーなパターンでございますので、そうした方法が今後でき

れば、今、町長の答弁にもありましたように、感染者のさらなる急拡大の状況等があれば、またそうしたことも町として考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 先ほどの答弁にありました医療対策課職員による対応を継続していくということではありますが、医療対策課の職員は、コロナそのものに対応していかなければならないので、例えば買い物支援センターで日頃配達しているところに関しては、感染されても、それを玄関先に置いて帰らせてもらうというような対応や、また先ほどは日原のほうのお話をしましたけれども、例えば津和野地域でも吉岡商店などもありますし、いろんなところが多分困った方々に対応しておられるのでは、まだ直接聞いていないので、何とも私も申し上げられませんが、あるのではないかと思います。

医療対策課の職員は、コロナそのものの対応とか病院の対応とか、いろんな形があると思うので、こういう買物支援などは、買い物支援センターや民間のそういうスーパーマーケット等の商店の支援という形でやっていくべきではないかとも思いますが、この点については、町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先に買い物支援センターの活用のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、以前、私どものこの庁議の中では、その支援センターからそういう感染者の御家庭へ食料品等をお届けをするシステムができないかというのを検討した背景もございます。

ただ、そのときには支援センターのスタッフが会計年度任用職員という立場でございます。医療対策課は、当然正職員という立場でございます。この感染症への対応という責任上、まずはこの正職員としてきちっと責任を果たすべきではないかという最終的な結論の下で、医療対策課の職員が今は当たっているというところでございます。

ただ、急拡大をして、そういう買物支援というか、食料品等の配送する家庭が相当増えてきて、医療対策課の職員だけでは対応できない場合に、例えば健康福祉課の職員とか、役場の組織の中での正職員での対応ということも次のステップとして検討していこうとも考えておりましたし、またさらにその次のときには、いよいよ支援センターのほうにもお願いをしていかなきゃならんんじゃないかというところまで話をしておりまして、今のところ幸いにもそこまでの急拡大にはなっていないというところなので、医療対策課の職員で対応はできているというような状況でありますので、今後も拡大の状況を見ながら、この点については検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、私自身はちょっと最初の御質問を勘違いしていたところもありまして、よくお聞きしてみると、事業者の方が、ある意味では誠意をもって御家庭へ、通常の注文を電話で頂いて、我々の知らないところでお届けをされているという、「そうそう」

と呼ぶ者あり) そのいろいろガソリン代もかかるじゃないかというお話であったのかというふうに改めて認識をしたところでございます。

今後もこういうことも一つのコロナ対策ではあるかとも思っておりますので、どれぐらいの件数があるのかとか、そういう部分もあるかと思っておりますけれども、さらには国の臨時交付金の今後の動向も見ながら、こういうものが制度化できるのかどうかということは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 分かりました。こういうことが、感染したときに食料品はどうしようとか、本当に手段がないので、マスクしてちょっと車で買物に行こうとかというようにいろんな不安もあるかと思いますが、そういうことが起こらなくて、家で安心して療養できるようにこういう支援システムというのが構築されていれば、より皆さん安心できるかと思えますし、またそのようなことも役場として周知もしていただきながら、先ほども言いましたように1割をはるかに超えるぐらいの感染者が島根県でも出ておりますので、いつ誰が感染するかということは全く分からない状況の中で安心して、もし万が一かかったときでも療養ができる体制の構築は必要だと思えます。

4点目のほうに移らせていただきまして、こうして町内でも一生懸命、飲食店でも頑張っておられるところなどが感染されるというような例も出ております。

でも、長い目で見ていくと、例えば店を、じゃこんだけ閉めたら業績悪化の支援金が出るじゃないかというような考え方もあるかもしれませんが、やはり長い目で見れば、この津和野に足を運んでいただく人があるということが大事でありますし、今後のアフターコロナを考えてみたところでも、この津和野というところが来ていただける町として、そして飲食店があるということが観光地としては成り立つ原因だと思います。やはり来て食べる場所もないという状況では、そこは観光地として、訪れる先として選ばれないというふうに考えます。

その中で、いろんな今回も、津和野泊まって・使って・乗ってキャンペーンやコロナウイルス対策等町内消費拡大キャンペーン、テイクアウト応援などがあります。このテイクアウト応援も非常に好評でありまして、そして飲食店がお弁当などを作る、その支援にもなっておりますし、またスタンプを押して、いっぱいになると、食事券、商品券に換わるということで、非常にいい試みだったなと思っておりますので、今年も継続をされるということでありますので、期待をしておりますし、またこうして飲食店や旅館業が利用されていきますと、先ほど質問にも上げましたが、お米屋さんもそうでありますし、地産地消の野菜、農家の方も潤いますし、そして酒屋や和菓子屋さん、様々なものが好影響を受けていくと思っておりますので、いろんな形で今回も支援をしていくということでありますので、それに期待をするわけであります。

その中で、やはり一つ今から考えていくべきではないかと思うことが、国も外国からの観光客の受入れというものを、この制限を外していこうという考え方を今持っておるということが報道されております。

やはりインバウンド、外国からの観光客を受け入れていくという、このことを一つの観光の非常に大きな考え方、目玉としてやっていくべきではないかというのがあります。

なぜかの一つは、御存じのとおり、これだけ円安が進んでおります。ということは、外国から来られる方にとっては、日本国内で旅行するということは、非常に旅行しやすい環境にありますので、世界中から来ていただける、そういう可能性を感じております。

今、円安状況の中では、やっぱりそういうことを考えながら、世界中から観光客が来ていただくという、そういうことを考えていくときかなと思っております。

特に、津和野町内には、神社仏閣もございますし、そしてまた畑迫地区のほうでは空き家を改造した、民泊のような形のものもやっておられます。いろんな形で外国人の方は、特にそういう古いものも好まれておられますので、そういう今から神社仏閣、また乙女峠と列福のこともございます。そういうインバウンド対策を今から講じて、対応していけるように考えていくべきではないかと思いますが、御所見をお尋ねします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 津和野町のインバウンド対策でございます。

昨年度は、インバウンドの外国人の方の宿泊につきましてはほとんどないということで、以前は年間1,200人あった宿泊がほとんどないということで、約100人程度だったかと思いますが、その程度まで落ち込んだということでございます。

現在、国も段階的に外国からの入国を緩和している状況にあると思っております。津和野町においても、そういった面からも、外国人の方がいらっしゃることについて準備を進めていく必要があるというふうに非常に強く感じている次第でございます。

プラス、来年にはカトリック教会の列福の申請という部分もございます。そうした中、津和野町の現在、外国人の方がいらっしゃって、十分満足して、使い勝手よく回遊して帰られるのかどうなのかというところを検証していかなければいけないというふうに思っています。

トイレとか、そういったような観光インフラ、こういうのも整備していかなければいけないですし、標示類の多言語化、こういうのも進めていかなければいけない、そういうふうに思っているところであります。

先ほど議員おっしゃいましたお寺の活用とか、そういった部分も体験プログラムという中で、ふだんは、日本人の方にもそうなんですけど、体験できないことを経験してもらおう、お寺を活用して、お寺の中で、例えばお食事を取っていただいたりとか、休憩を取っていただくとか、今、津和野町の観光の中で、そういう休憩を取るとか、一つ食事を取るところというのが少なかったりするのが課題の一つでございます。

そういう課題を既存にあるお寺とか、そういうものを利用しながら、解決していくというふうな試みも観光課のほうで、今、小さいながら進めてまいっているところでございます。

そういったような部分を全体的に見ていきながら、今後、外国人の方、もしくは国内の旅行の方に津和野に来て楽しんでいただけるような仕掛けをどんどん考えてつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 今、お寺を使ったという話が出ておりましたが、特に座禅だとか、精進料理だとか、写経だとかということは、非常に外国の方々も興味がある方が多いと思いますし、寺院の庭園とか、また神社など、ああいうところは非常に、例えば稲成神社の千本鳥居なんかも、伏見稲荷神社の千本鳥居などもかなり観光の目玉となっております。

そういうようなところも使ってやっていくということも大事でありますし、先ほど出ましたカトリックの列福がいよいよ来年申請ということでもありますので、これは一つの神社仏閣、そしてこのカトリック教会の列福というものを組み合わせたような、そういうようなことも考えていくことが必要ではないかと思っておりますし、やはり日本の料理ということも一つの目玉になるのではないかと思っておりますが、担当課長並びに町長のこのインバウンドに対する件について、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 今、外国からいらっしゃる方というのは、非常に少ないところでございます。今からどんどん増えていくことが予想されます。その方たちが津和野を訪れたときに、気持ちよく回っていただけるような準備を今からしていくというふうに考えております。

外資系のホテルの誘致もそうでございますし、先ほど申しましたとおり、観光インフラの整備もそうであります。非常に重要なところというふうに考えております。

訪れた外国人の方に津和野の今まで住民の方が受け継いで守ってきたものを、そういうすてきな、大切なものを紹介するというふうなことが大切になってくるだろうと思っております。その魅力を十分に伝えられるように、その他もろもろのことを整備する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 課長が申し上げたのと、私も同じ思いでございます。コロナで落ち込んだ観光をこれからこのインバウンドでしっかりとまた取り返していくということで、これは日本全体の観光がそのように思っております。

観光庁もこれから相当力を入れてくるんだらうと思いますので、町としても、その流れに乗り遅れることがないように、町としてできることをしっかり考えていきたいと思っております。

まさにお寺のことも出ましたが、稲成神社のこともございます。それから、教会ということもあります。これだけ様々な宗教で、一つ一つが全国的にも知名度のある、そういう施設を持っている町というのは、こんなコンパクトな町でそうそうないというふうに思っていて、どの宗教ということじゃなくて、一つそういういろいろな施設があるということをやうまく観光に結びつけていくことができるんじゃないかと、それだけのポテンシャルを持っていると思っています。

それから、私としては、今、石見空港の利用促進も大事なんですけど、JRのこのローカル線の問題というのも非常に重要でありまして、利用促進をしっかりと取り組んでいくことで、観光と一緒に盛り上がって、山口線も存続をしていくという流れをつくっていく必要があると思います。

この中で、SLも魅力があると思いますし、この山口線、新山口から津和野間のこの非常に牧歌的な、日本の原風景思わせるような、その景色を走ってくるという、それだけでも楽しみが一つあるんじゃないか、そこに津和野に来ていただく、まず移動手段にも楽しみがあって、そして津和野もゆっくり滞在していただく、そしてまた山陰線を通して、本当にこうきれいな夕日でも見ながら出雲に行っていたでもいいし、萩や長門のほうに行っていたでもいいし、そんなこの観光ルートをつくっていくということも重要だと思っております。

今回、津和野町が入らせていただいております山口県央連携都市圏域、山口市と萩市と防府市、山陽小野田市、美祢市、そして津和野町でございます。

これまでは東京オリンピックというものを一つの目標にして、そのアフターオリンピックということの中で、このインバウンドを取り組んでいくということと一緒にやってきたわけでありまして。残念ながら、この東京オリンピックが開催はされましたけれども、海外からの方は非常に少ない中での開催となってしまいました。

今回、山口県央では、大阪万博を次の目標に捉えようということで、そこに向けての今取組を仕切り直しで始めていく予定にしておりますので、こういうことも山口県側としっかり連携をして、JRの利用促進も兼ねたこのインバウンド対策というものに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

そして、そのためにも、津和野町の中において受皿、この受け入れる環境が大事でございますので、先ほど申し上げた外資系のホテルの件も、今こちらのほうもコロナが収まりつつありますので、またこの前向きな話というものになってきております。

それから、これは6月定例議会の一般質問でもお答えしたわけでありまして、このたびりロバケーションズさんが津和野町に進出してきていただきました。この全国で60万人以上という会員を持っておられて、そのネットワークを生かしながら、この津和

野の観光も活性化させていきたいという大変ありがたい思いを持っていただいております。まして、早速観光協会の皆さんともいろいろな話もされているように伺っておりますので、こういうことも活用していきたいというふうに思っております。

そして、何といても、15日に全員協議会で詳しく御説明をさせていただくことになっておりますが、このたび観光庁の、正式名称を忘れましたが、いわゆる魅力化事業の補助制度でございます。これが津和野町、採択を受けました。これ大変いい条件の補助制度でありまして、全国的にも競争率が高かったわけでありまして、今回内示をいただいたということになりまして、これから15日に議会に説明させていただいて、了解の上、本申請に向けていきたいという今スケジュールであります。

これについては、特に民間の方々が非常に喜ばれる事業だというふうに認識をしております。民間の皆さんがこの補助制度を活用していただくことで、いわゆる観光関連施設の飲食店や旅館でありますとか、様々なそういう施設がかなり改善、修繕が進んでいくということに思っております。

それがまた、津和野町全体のこの受皿としてのおもてなし力の向上につながっていくというような期待も持っているところでありますので、様々やるべきことはたくさんあるかと思っておりますが、しっかり民間の方々とも連携をしながら、観光、特にインバウンド対策というものにこれからも取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 最後に、もう一点だけ、外国に行くと、特にヨーロッパなどはクレジットカードが使えるというのがかなりインバウンドを考えるときに大事なのかなとも思いますけれども、クレジットカードが使えるように、そういうような支援みたいなのを店で考えておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） クレジットカード、その他ICカードも含めてのお話だろうと思います。現在のところ、正直そこまでのところは考えていないところであります。

先般8月にJR津和野駅が改築が竣工しまして、その中で、今、観光協会のほうで切符販売の委託をお願いしているところでございます。JRさん側とちょっとお話しして、そういうクレジットカードが使えないかとか、ICカードが使えないか、切符をお売りするときにですね。そういう話も当然として出てきたわけでございますけど、現実そこまでのちょっと整備をすることができなかったということでもあります。

あと各商店さんのICカード、クレジットカードの利用についてなんですけど、こちらについては、現在、話としては出してははないところでありますけど、3団体のところで、もし支援することができるお話があるのであれば、そのテーブルの上で話題として出して、先に進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） 新型コロナウイルスという未曾有の出来事が出てまいりましたけれども、ワクチンや様々な形でウイズコロナ、アフターコロナの時代を迎えてきているのかなと思うことであります。あらゆる業種が非常に影響を受けておりましたが、これから商工業の支援、農業支援、そして人々の暮らしを守る支援、様々な形で、この新型コロナウイルスによる大変な影響を受けたこの住民の支援を様々な形で考えていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、3番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時49分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第7回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和4年9月13日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和4年9月13日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（11名）

1番 道信 俊昭君

2番 大江 梨君

3番 岡田 克也君

4番 米澤 宥文君

5番 横山 元志君

7番 御手洗 剛君

8番 三浦 英治君

9番 田中海太郎君

10番 寺戸 昌子君

11番 川田 剛君

12番 草田 吉丸君

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長 …………… 岩本 要二君 総務財政課長 …………… 益井 仁志君

税務住民課長 …………… 山下 泰三君

つわの暮らし推進課長 …………… 宮内 秀和君

健康福祉課長 …………… 土井 泰一君 医療対策課長 …………… 清水 浩志君

農林課長	……………	小藤 信行君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	山本 博之君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序6、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） おはようございます。議席ナンバー7番、御手洗剛でございます。今回は1件の質問を用意いたしました。よろしく願いいたします。

防災対策でございます。

本年も台風シーズンが到来し、8月上旬、北海道や東北、北陸で大雨による河川氾濫等の災害が発生いたしました。20地点の24時間降水量が観測史上1位を更新、広範囲で浸水被害が発生をいたしました。そのような中、島根県の江の川や熊本県の球磨川の流域のように、被害を何度も受けた場所においては、住みなれた地域から集団移転の動きも出てしていると聞いております。

地球温暖化の影響が顕在化してきたと考え、災害に対する備えを計画的に充実しなければなりません。当町においても、昨年8月の豪雨災害による復旧工事の多くが繰り越しとなり、現在進行中でございます。

以上のことから、防災対策の現状並びに今後の対応についてお尋ねをいたします。

昨年8月の豪雨災害復旧工事箇所状況及び完工時期の見通しは。

令和2年9月策定、津和野町国土強靱化地域計画は、自然災害の種類や規模に拘らず、災害発生時に想定される起きてはならない最悪の事態を回避するための平時に必要な施策について、脆弱性評価に基づき今後の取組方針をまとめ、解決すべき課題を整理し、津和野町の強靱化に資する施策を推進するとしております。強靱化計画に沿い、項目ごとに総合的に推進されるべきものと考えますが、諸般の事情に鑑み、特に優先して取り組む事項についてお尋ねをします。

島根県が行う河川本流の河床掘削による堆積土砂の撤去作業は、計画的に実施されていると見ますが、津和野川と支流においては、住民からの多くの要望があるにも拘らず目に見えて進まない状況でございます。今後の対応についてお聞きします。

7月25日、吉賀町とともに鹿足土木協会による知事要望が実施されましたとお聞きしております。今回の重点要望の内容並びに次年度予算取り込みへの反応はいかがでしたか。

平成25年7月末豪雨災害により、本町名賀地区及び吹野地区を中心に被害を被ったところであります。名賀地区においては、ほぼ復旧工事は完了済みであると認識をしております。吹野地区は、河川を中心に整備を必要とされる箇所が点在しております。実態把握と今後の対応についてお尋ねをいたします。

津和野川支流等堆積土砂撤去が防災上不可欠な対応であり、計画的な実施と予算確保への取組についての見解を尋ねます。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災対策についてでございます。

まず、昨年8月の豪雨による災害復旧工事箇所について、補助対象分に関して申し上げますと、公共土木施設、林道、農地・農業用施設、合わせて32件となります。そのうち30件については、令和3年度中に発注しており、残りの2件については入札不調等により未発注の状況となっております。この2件については河川に影響する工事であり、出水期の6月15日から10月20日までの間は工事に着手することができないため、改めて発注することにしております。

災害復旧工事の完成時期は、現在13件が竣工しており、その他の箇所についてもまもなく完成する予定です。ただし、町道北斗台線、幾久頭首工は、工事規模が大きいこと、電柱等の支障物件の移転に想定外の日数を要すること、また、出水期に施工することができないなどの理由により、本年度末の竣工を見込んでいるところでございます。

その他、比較的規模が小さい箇所や国庫補助の災害復旧事業で採択されない箇所については、一般単独災害復旧事業債や維持管理の予算の範疇で随時対応しているところでございます。

また、林道柳二俣線については、延長が長く崩壊規模も大きいことから、現在、島根県と共同で現地状況の調査、対策工法の検討を行っているところです。この崩土除去については、再度の崩壊の危険性があることから慎重に実施しなければならず、現時点では未着手の状況となっております。林道柳二俣線を御利用される地域の方々においては、長期にわたって御不便をおかけしておりますが、対策工法決定の上、事業化できるよう準備を進めておりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

次に、津和野町国土強靱化地域計画に沿って優先して取り組む必要がある事項についてでございますが、本計画に基づき、起きてはならない最悪の事態として、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止の設定を踏まえ、町道の道路改良や落石対策、または橋梁やトンネルにおける長寿命化対策に取り組んでいます。

また、住宅・建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生の設定においては、中座団地等の公営住宅の整備、また、ソフト面として木造住宅の耐震改修補助事業やブロック塀耐震化補助金制度などの住民への周知、利用促進に取り組んでいるところです。これらの町道改良や橋梁等長寿命化対策に引き続き取り組んでいくとともに、起きてはならない最悪の事態として設定している土砂災害等による死傷者の発生については、島根県と連携し、河川事業、砂防事業、治山事業、農村地域防災減災事業による取組を進め、町全体の強靱化を図ってまいりたいと考えております。

次に、津和野川支流における河床掘削の今後の対応についてであります。土砂堆積による流水障害、河道内に堆積した土砂に繁茂した樹木により、河道断面積が減少し、また、樹木が洪水の流れに影響を与えて堤防が危険な状態になる可能性があることから、河床掘削は治水上必要な対策のひとつであると認識をしております。

高津川本流や津和野川等の一級河川は、島根県管理河川となります。そして、津和野川上流部の支流のうち、吹野川、畑川、福谷川、奥ヶ野川等も一級河川であることから県管理河川となります。よって、これら一級河川の河床掘削については、県において対応していただくこととなります。

町で実施する河床掘削につきましては、島根県から2分の1が補助される河川浄化対策事業費を財源に実施しているところです。今年度は商人川を実施する予定としておりますが、複数の実施要望箇所があることから、現地の状況と財源の確保について検討の上、実施について判断させていただきたいと考えております。

次に、鹿足土木協会による知事要望についてでございますが、社会資本整備に係る島根県への要望については、吉賀町、津和野町で構成する鹿足土木協会により、県知事をはじめ、土木部、農林水産部、県議会に対しまして、例年7月から8月頃に実施しております。

重点要望項目としては、道路事業の促進、道路構造物の老朽化対策、道路整備予算の確保、河川事業の促進、砂防・急傾斜地崩壊対策事業の促進、治山事業の促進、下水道

事業の促進を柱に、箇所ごとの新規事業化と継続事業の早期完成、そして、予算の確保と重点配分を要望させていただいております。

回答の内容について主なものについて申し上げますと、津和野田万川線、柿木津和野停車場線（笹山2工区）、津和野須佐線（中曽野工区）、須川谷日原線（日原工区、相撲ヶ原工区、相撲ヶ原2工区）などの県道整備と、津和野川（高田から山入地区）の河川改修、下山川2、鳴谷川、上寺田川等の砂防事業、扇町地区の急傾斜地崩壊対策事業等の継続事業については、引き続き事業の推進に努めていくとの回答でありました。

また、新規事業箇所といたしまして、津和野川（直地地区）の河川維持修繕事業を本年度実施予定、古江谷川、坂上の谷等の砂防事業については、事業化へ向けて準備を進めているとの前向きな回答をいただいております。

次に、本要望における次年度予算への感触についてであります。県道津和野田万川線の田二穂地内トンネル工事においては、令和5年から6年にかけて多額の予算により事業化される予定とのことであり、県道須川谷日原線においては、同一路線における複数箇所の事業化、新規要望箇所の速やかな事業化など、津和野町内の社会資本整備に対して鋭意取り組んでいただいている印象を受けたところでございます。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算が確保されていることが背景にありますが、県におかれては、これまで本町より長年要望してまいりました箇所の事業化や事業進捗の加速化など、過去数年前から来年度にかけて多額の予算を確保していただいております。深く感謝しております。

今後も島根県に対して継続して要望活動を実施するとともに、円滑な事業推進のため、県と連携して町内の社会資本整備の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、吹野地区の河川を中心とした要整備箇所の把握と今後の対応についてであります。

平成25年7月豪雨災害により発生した被災箇所のうち、仮復旧の状態となっております嘉年坂川の河川護岸復旧につきましては、今年度復旧工事を実施することとしております。

一級河川については、島根県に対して整備を要望することとなりますが、先の要望において治水安全度が確保されている場合、護岸の嵩上げ等の整備は困難との回答でありました。

その他整備すべきと思われる箇所がありましたら、担当課において現地確認を行いますので、場所についてお示しいただければと思います。

次に、津和野川支流等の堆積土砂撤去の計画的実施と予算確保への取組についてでございますが、堆積土砂撤去は、一級河川については、島根県において対応を検討していただきたいと思います。また、普通河川については、町において土砂の堆積状況等を確認の上、実施について検討したいと考えております。

なお、この財源については、緊急浚渫推進事業債を活用したいと考えているところがございます。

なお、河床掘削は、施工箇所の近くで残土処理が可能であれば運搬経費を抑えることができ、堆積土砂の撤去を促進することができますので、残土処理場の選定について地域の皆様方の御協力をいただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは再質問をさせていただきます。

昨年8月豪雨災害による災害復旧工事箇所で、補助対象分の32件のうち令和3年度中の発注が30件で、現在、竣工が13件、その他の箇所もまもなく完成とのことでございます。入札不調で未発注の箇所2件とは、具体的にはどこの場所でございますか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 未発注の場所でございますが、公共土木施設のほうで、金有川の災害復旧工事、これにつきましては、先般、入札を執行いたしましたが入札不調ということでありました。

それと、もう1件につきましては、場所が今はちょっと忘れてしまったんですが、農業施設災害がございましたが、河川に関わる部分がありましたので、それについても未発注という状態になっております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 御回答いただきました。

入札不調の状況もあるということで、入札ができない、入札をしても不調になったということであります。この原因と言いますか、補助事業でありながら不調になる、これの原因はどのように把握されておりましたか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 入札不調の原因でございますが、これにつきましては、一概に申し上げることはなかなか難しいかと思いますが、施工箇所とか、今回の工事も河川に関わる部分でございました。それと、なかなか立地条件と言いますか、工事施工箇所が奥地の部分になります。そういったことがございまして、いずれにいたしましても、施工業者のほうでそういったことの工事案件を落札して工事を施工するに当たって、会社にとって有益なものであるかどうかということ判断されて不調ということになったのかと思っているところでございます。

また、金額的な面もございますけど、そういった業者の方が辞退されたり、1回目の入札で落ちなかって2回目辞退されるということは、業者の、いわゆるうちが積算した設計書に対して、この金額で実施できるかどうかを勘案して判断しておるということで

ございますので、それにつきましては、各建設業者の判断でそのように判断されたということであろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町内の土木事業者が以前に比べればかなり規模が縮小しているような実態も多くのところで見えるわけではありますが、今、御説明がありましたように、不調になる原因としては、立地条件、奥地であるがために、それから、金額の関係で、受けるにはひとつ躊躇するというか、そういったことによるものと説明がございました。

そのような不調の原因を見てみますと、今後、これが入札になっていくか、これが大変心配されるところであります。業者は、現在ある業者においては、受け持っている仕事が多い、それも原因の一つではなかろうかというふうな思いもしておるところでございますが、その点はいかがな見解をお持ちでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、業者のほうを受け持っている仕事が多いということでもございました。町といたしましては、入札を執行して業者のほうが決まっておることがございます。そのときの判断は業者の方のほうで、配置技術者のほうはその現場に置かれるかどうかということ判断されて応札されたと思っておりますので、私もといたしましては、業者のほうが対応できるという判断の下、落札していただいたと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今後、速やかに入札ができ、工事が成立するように、工事の発注ができるように御努力をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、昨年8月豪雨災害における比較的規模の小さい箇所、国庫補助事業の対象外、採択されない箇所については、随時、復旧作業が進捗しているというふうに思います。ただ、この比較的規模の小さい箇所というのは、いろんな職員が査定されたり、現場に出向かれてみて小災害というふうな認定をされたところでもございますが、総数でどのくらいあったのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまの御質問の総数でございますが、先ほど町長のほうが御回答いたしました件につきましては、文字通り国庫補助事業の件数でございます。小さいものにつきましては、崩土除去とか、ちょっと土のうを積んだらいいような箇所とかがございますので、いろんなところでその対策を、町単の維持のほうでやったり、小災害でやったりしとるんですけど、ちょっと今、そちらの件数に関わる資料がご

ございませんので、それについては、また建設課のほうで資料等があると思いますので、そのときに確認させていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） こういった小さな箇所への復旧事業、一般単独災害復旧事業債や維持管理の予算で対応しているとのことでもあります。

当初予算を見る限りにおいては、維持管理費の予算というものが、町における当初予算、そう大きなものではないというふうに認識をしておるところであります。この予算にない工事費、予算を超える工事費についての対応は補正で行うというふうな格好になるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいま議員のほうからお話がございましたとおり、当初予算で計上させていただいているものにつきましては、通常の道路等の維持管理に関わる部分でございます。例年、そういったことで当初予算で計上させていただいておりますが、各地区から様々な御要望をいただいております。それにつきましては、補正予算で対応させていただいて、緊急性があるところから実施しているところでございます。

災害復旧につきましても、いつ起こるか分からないということでございますが、災害発生時に国庫補助事業で申請できるもの、金額的な採択要件、いろんな条件がございますのでそれでできるものと、町単でないとどうしてもできないものがございます。そういったときには、うちのほうで、建設課のほうで担当職員が試算いたしまして、大体この部分は国庫補助事業、これにつきましては維持または起債ということで算定いたしまして、補正予算で要求させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、次のことでお尋ねをいたします。

我々がいろんな要望を受ける中で、河川と現場を訪ねてみますと、我々が町管理のものと思っていたところが、これは一級河川であるから県だと、そういったところが多数見受けられ、改めて自分の認識が足らなかったと言いますか、知らなかったという現状に遭遇する場面がございます。御回答にありましたように、吹野川やら、畑川、福谷川、奥ヶ野川も一級河川である。この町管理と県管理の区別と申しますか、町管理の範囲と申しますか、範疇と申しますか、そういったことでどのように区分されたものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 一級河川と町管理の普通河川の区分でございますが、それにつきましては、以前よりこういった区分でなっておるということでもあります。町

の認識といたしましては、県管理の一級河川以外は普通河川ということで町が管理すべき河川であると認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それから、一級河川であっても町が受託して行う場面もあるのではなかろうかという気がするわけですが、それについては、どのような決まり事があるものかお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 県から委託事業で実施する河床掘削についての御質問であらうかと思えます。

これにつきましては、先ほど答弁にもございましたとおり、県から2分の1の補助ということで実施させていただいているところでございます。これにつきましては、対象が一級河川というところがございます。本来は県のほうで実施していただく河川でございますが、これにつきましては、以前より県委託事業ということで河床掘削を実施しておるという状態でございます。

この決まりとかいうのは、特に明確なものは定めておりませんが、各地区から要望をいただきましたら、その対策が必要かどうかという状況を現場で確認させていただきまして、かなり堆積しておるところにつきましては、越水して民家のほうに洪水になってはいけませんし、そういったことを勘案いたしまして、優先順位をつけて随時対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） と言いますと、県のほうから町のほうへ、優先順位、急がなくてはならないということの中で、県のほうからの指示もある場合があるというふうな認識でよいのでしょうか。また、町がやりますというふうな格好で県へ申し述べる場面があるものか、これについてお尋ねします。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまの県に対するいろいろな事前の報告とか、連絡とかについてでございますが、大体、前年度に次年度の要望箇所等について照会がございます。この県の委託事業の河川管理事業でございますが、この河床掘削のみならず、各地区において河川愛護団という草刈り等を実施していただく団体がいらっしゃいますが、それらの皆さんに対する委託金、それにつきましても、併せて県のほうに次年度の要望について要望させていただいております。

これにつきましては、県がどこの河川をというところは特に指定はございません。町のほうで判断させていただいて、順番をつけて実施しとるところでございます。ですから、こういった一級河川につきましては、各地区御要望いただきましたら、町のほうで

現地を確認させていただいて、いろんなところで御要望頂いておりますので、見させていただいて、順番につままして判断させていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 分かりました。

7月25日に実施をされました鹿足土木協会の島根県知事要望、これの要望等、今年に限らず、ずっと前から毎年のようにやられておるという状況でございます。その中で、今回の要望訪問の中で、県道津和野田万川線の田二穂地内のトンネル工事において、設計等は前から多少話で聞いておりました。予算計上もされておりました。それも知っておるわけでありますが、いよいよ令和5年、6年にかけて集中的に事業化がされるということ、県道須川谷日原線においても複数箇所の事業化等が取り組んでいただける、このような印象を持たれたということでございます。大変我々住民にとっても明るいニュースではなかろうかというふうに思っております。

これも令和2年度に策定された国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、予算規模がおおむね15兆円というふうに聞いておりますが、このおかげと推察をいたします。

ここに新規事業として御解答いただいた以外で、この加速化対策の関係で実施が可能と言いますか、そのような動きがあるものがあるのかどうか、これについて町長にお聞きをいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 加速化対策を財源にして、今日、最初に申し上げた回答以外の新規事業というところがございますけれども、ちょっと具体的には、申し訳ありません、事前に準備をしまいでございませぬので、申し上げることができません。建設課課長のほうで把握しておれば、また、答えてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今の新規事業につまましては、主なものにつまましては、先ほど町長が答弁申し上げた箇所でございます。

その他、いろいろな維持の関係で実施していただくところもございませぬが、それにつまましては、資料等につまましては、当課のほうに置いてありますので、また御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、そういったことで見させていただきたいと思っております。

先ほどもございましたが、平成25年7月豪雨災害によって被災しました吹野川のことでございます。一部の護岸の整備事業は既に終わったところを確認しておりますし、大変ありがたい動きであったというふうに思いますが、まだまだ十分とは言い難い状況にもあるのが現状であります。大雨が降るたびに河川からの越水で護岸が細り、土砂が農地に流入する、このような状況をたびたび見るところであります。また、河道内に堆積した土砂に繁茂した樹木や草を河川愛護団が草刈りを行っているものの、堆積土砂は増える一方でございます。また、堆積土砂で取水口から自然に取り込めない水の状況がある、水の取り込みができない状況がある、このようなことで早急に対応を求める声が多数聞こえております。農業者に取りましては、まさに死活問題の状況の中で、この堆積土砂の撤去というものは急ぐ必要があるというふうに感じておるものでございます。

先ほどの説明で、吹野川をとりまして、これは一級河川であるから県の対応である、基本的なものでありましようが、そこで吹野地区だけにとどまらず、河川上流部のこの町内の共通の緊急課題ではなかろうかというふうに思うところでございます。農業者にとって、地域住民にとっては、県の対応であろうが、町の対応であろうが一向に構わない、急いでほしい。このようなのが現実的な声でなかろうかというふうに思っておるものであります。

災害を繰り返さないためにも、河床掘削を一日も早く計画的に実施するよう、島根県をはじめ、関係機関に引き続き強力に要望をお願いしたいと考えるものであります。このことについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 河床掘削に対する迅速な対応という御質問であろうかと思えます。

先ほどの答弁にもございましたとおり、国の5か年加速化対策というもので、123の対策を定めて中長期の目標を設定して実施するというものでございます。その中には、甚大な被害が生じる恐れがある河川における河道掘削、堤防強化、堤防のかさ上げ等が挙げられております。また、津和野町の強靱化計画におきましても、そういったことで河床掘削の重要性というところは認識しておるところでございます。

一方で、国土の強靱化ということで、圃場整備の推進というところも明記されているところでございます。まさに圃場整備につきましては、中山、長福地区、これから、山下地区にかけて実施する予定としておりますが、県下でも津和野町はかなりその辺に力を入れて県に実施していただいているところでございます。

これにつきまして、先ほど議員お話がございましたとおり、越水等が起こるので農業者の方がお困りになっておられる、そういった状態でございますので、また、県管理河川、町管理河川ということ、基本的にはそういうこととなりますが、町のほうで確認させていただいて、県のほうに、またその旨、こういう状況であるということをお伝えして、対応について検討していただくようにしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 積極的な対応について御努力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

そういった残土処理の問題というのがつきまとうわけでありまして。そういった中で、一定程度の残土処理場の確保というのは、心配されて、確保されておるといふふうに認識もしているところでありますが、我々住民も残土処理場が少ない、地権者との交渉をやってほしい、そのような依頼においては請求的にその仲介をさせていただき用意を持っておりますので、また、県との協議の中で、必要があればそのような申し出をいただきたいと思っております。

御存じのとおり、気候変動の影響により、気象災害はいつどこで起きても不思議ではなく、災害が一度起きれば、長期間にわたり、多額の復旧工事のための予算が必要となります。そのために、平時からの災害要望措置こそが重要であり、まさに防災の取組であらうかと思えます。今後も島根県等関係機関への引き続いての働きかけ強化を期待いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） ここで9時55分まで休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前9時55分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序7、9番、田中海太郎君。

○議員（9番 田中海太郎君） 9番、田中です。通告に従いまして質問をいたします。

今回は3点質問がありますけれど、全体で大きく一つ、町職員に関することということで、ちょっと行ったり来たりするかもしれませんが、よろしくお願ひします。

まず初めの質問です。日頃よりたくさん業務を遂行されている役場の職員の方々に敬意を表しつつ、このたびは職員に関する質問をしたいと思ひます。

その中の1つ目です。津和野町の職員として求められる能力や期待するところほどのあたりにあると思ひれますか。また、職員の理想像があれば伺ひたいです。

2つ目です。近年は、全国的に見ましても行政の早期退職者が多いと言われてひます。令和2年の総務省の調査では、約4割以上の行政職員が何らかの理由で早期退職されてひるわけです。我が町も例外ではないですね。

平成24年から令和3年にかけて、10年間で42人の早期退職者がいます。単純計算でいけば、町の職員133名のうち約3分の1が10年で入れ替わっていることになります。これは、今後の行政運営をしていくに当たって懸念事項だと思っております。

そこで、町長、この現状に対してどう思われますか。また、対策は考えられておられるでしょうか、お聞かせてください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

役場職員に関することでございます。津和野町のまちづくりを担っていく役場職員として、まずは職員一人一人が現在の状況と自己の使命を認識し、主体的に考え行動をすることが必要だと考えております。町といたしましては、そういった意識の高い人材を求め、毎年職員採用を計画的に実施しております。

採用の職種につきましても一般事務以外に保育士、保健師、土木・建築など専門性の高い職種も含めて、より能力の高い人材を求めて募集をしているところでございます。採用された職員は、それぞれの職種・分野において、できる限りの能力をフルに発揮することで、より質の高い行政サービスの提供につながるよう期待をしているところでございます。

職員の理想像ですが、津和野町人材育成基本方針では、質の高い行政サービス提供による住民福祉の向上を大きな目標として掲げており、その目標を達成するために必要なこととして、住民ニーズの把握、専門的知識や技能、課題解決、住民との協働などに関して、質の高い行政サービスを提供するために必要とされる職員のあるべき姿を、目指す職員像として明確化しております。

具体的には、1、住民と同じ目線で仕事に取り組み住民ニーズが分かる職員、2、行政のプロとしての自覚と知識を持つ職員、3、懸案事項について早急に対応し解決を図る行動力のある職員、4、自発的に住民との交流を積極的にする職員としております。

これまでも、定期的に各課ごとの町長ヒアリングを実施し、職員との意見交換を行ってまいりました。各課から多種多様な問題について聞きながら業務の実態把握を行っているところでありますが、今後はこのような意見交換会の中でも、職員の理想像をテーマとした意見交換を実施していくことも検討したいと思います。

次に、令和2年度の全国地方公務員退職者数は、一般行政職の町村全体の離職者数が4,287人、うち定年退職者数が2,030人で全体の47.3%、早期退職募集制度及び勧奨退職397人を含めた退職者数が2,149人で全体の50.1%の割合となっております。

一方、本町職員の過去5年間の退職者数は全体で38人、うち早期退職者数は、早期退職優遇制度による退職を含め全部で22人であり、割合は全体の57.8%でありま

す。退職の理由につきましては結婚や転職、家庭の事情等様々によるものでありますが、役場業務への意欲の低下が原因と思われるケースも認めております。

町村合併以降、本町においても行財政改革の一環として、定員管理計画により職員数を大きく減少させる一方、権限移譲等により新たな業務が上乘せされるなど、職員の負担は過去に比べて非常に過重となっていると認めております。このようなことから、職員の精神的なフォローを行うべく、安全衛生委員会の設置やカウンセラーを配置しての対策を試みております。

また、全国的に推進されようとしております自治体DXを本町においても全庁挙げて取り組み、業務の効率化による職員の負担軽減を図るとともに、人事評価制度を効果的に導入しながら職員の働く意欲を高め、役場全体が魅力ある職場であると同時に働きやすい職場となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 今、回答にありました町職員の理想像、主体的に考え行動をすること、住民のニーズを把握し即座に対応できること、住民との交流を積極的に行うこと、まさにそれは町長が言われるとおりでと思っています。もう一つ付け加えるのであれば、コミュニケーション能力を身につけていることだと思います。

その上で、その後に出てきました定期的に、各課ごとに町長ヒアリングを実施して多様な意見を聞いておられるということなのですが、どのような意見交換をされて、直近の成果として何か上げられるものがあれば教えていただきたいです。つまり、現場の職員の生の声を吸い上げて、何か業務の効率化とか新たな取組って何か起こったかどうか、何かありましたら教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 日頃の職員一人一人が自らの仕事をする上で、どういう業務のその思いを持っているか、あるいは負担感はどうなのか、そういうような率直な意見を聞かせてほしいということで、各課ごとにやるということでもあります。

本来であれば一人一人の面談というのが一番理想なのかもしれませんが、やはり時間的な問題もあるというところで各課ヒアリングをして、あとは人事評価制度を取り入れておりますので、各課長がその部下の職員と面談をするというようなやり方も行いながら、いろいろ業務の状況について把握する機会を設けているといったところであります。

長くなりますので一つだけ事例を挙げますと、やはり事務分掌に対して、今の在り方でいいのかどうかというような意見が数多く出たというところでありまして、現在は、この事務分掌の見直し、あるいは、その先には組織改革、いわゆる課の設置の状況とかも含めて、現在その検討会を開いて協議をしているというような状況でございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） それと、先ほどの答弁の中で退職の理由が幾つか上がっていましたが、その中で自分としてちょっと気になったのは、その中の役場業務

への意欲の低下というのがあると思います。この方々が大体どのぐらいおられるかというのを、数字を言うわけではないですけど、大体どのぐらいおられるかというのは把握できているでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 先ほどの町長の答弁の中で、退職の理由についてということでございます。

役場業務への意欲の低下の原因と思われるものというものが、例えば何割で何人であるということまでは把握はしておりませんが、退職の理由につきましては、そこに書いてありますとおり結婚とか転職、家庭の事情とか、個々で様々な、いろいろな理由がございまして、その中に、一つとしてはそういったものもあるのではないかといたるところで理解をしておるところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 私が今回この問題取り上げたというのは、ひとつ理由がありまして、それをちょっとしゃべらせていただきます。

私が20年前にここに来たときに、最初にいろんな手続をしてくれた役場職員さんがいました。

その方は、自分が何も分からなくてどうしようと困っているときに、仕事終わりに夜遅くなって家に来てくれて、それで本当に一から十まで説明してくれて、手続の仕方、書類の書き方、それから、今、津和野町はこんなことだよとか、あと、地域はこんな雰囲気なんだよって、そういうことをすごい教えてくれて、やっぱりそれを聞いてとって心強く感じて、都会では経験したことのない役場の職員の仕事ぶりというのにすごい感動しました。

それから、それ以来時々声をかけてくれたり、よく話したりしていましたが、彼は後に病を發して役場を辞めることになりました。正直、いまだにまだ次の仕事を探している状況です。

やっぱり、そんな彼が何で辞めなきゃいけなかったのか、私としてはとても悲しくて、思っていましたけど、それ以来もちょこちょここと私の知り合いが辞めることが多くて、やっぱり辞める理由というのはいろいろあるのかもしれないけど、その理由にかかわらず、どうしてこの仕事を辞めてしまったのか、仕事を辞める方法がなかったのかというのをいろいろ思っています。

それを、やっぱり今回行政全体で考えていただきたいなっていうのがあります。

ちょっと話それましたが、令和4年度現在、病欠の職員さんが今3名いらっしやると聞いています。町長は、その方々の病欠の経緯とか現状というのは把握されているでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それぞれが所属をする管理職、課長から状況についての報告は受けているというところです。ただ、私自身が直接その本人と面談をしたというのはございません。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 総務省の調査でありますけど、メンタルヘルスによる不調により長期休暇職員が増えていると答えた自治体が全国で87.4%、その理由としては、対人関係が60.7%、業務内容についてが42.8%、本人の性格っていうのが30.9%になっています。

もう少し詳細の理由が出ていますけど、業務が複雑化したっていうのが66.6%、1人当たりの業務量が増えたっていうのが60.9%、それ以降、職場内に気軽に相談しづらい環境になった、パワハラが増加とあります。

町長の答弁にもありましたけど、業務の複雑化や増加で職員の負担過重を心配されております。

そこでお尋ねします。安全衛生委員会やカウンセラーの設置をしているとのことですが、実際にどのような対応をされているのか。また、それを利用することで一定の成果があったのか教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 議員おっしゃるとおり、安全衛生委員会というのを津和野町では立ち上げて、定期的に会議を今行っているところでございます。

その中で当然、おっしゃるとおり、メンタルのことについても話し合いをするわけですが、そういった中でやっている一つの取組としましては、研修につきましてでございますが、いわゆる研修には自治研修所の研修とか市町村総合事務組合の研修とかっていうのが一般的にはございますが、こういった安全衛生委員会の中で取り上げている、いわゆるメンタルヘルス研修会も含めて研修をしております。

例えば今年で言いますと、新課長さんのハラスメントの研修会というのをやっております。それから、またそれとは別にですね、新規採用職員、今年入った職員ですが、そういった職員さんを対象としまして、メンタルヘルスの研修会等も講師を呼んで実施をしておるというところでございます。今年につきましては、そういったような取組をしております。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 今おっしゃられた研修の実施、私も本当、研修ってとても大事だと思っているので、それは定期的にやっていただきたいと思っています。

これも総務省の資料なんですけど、若手職員に特化して講じている対策として、やはり研修をされているという自治体が52.2%ありまして、そのほかにどういうことをやられているかっていうのは、例えば人事当局との面談24.3%、所属長との面談21.2%、そして先輩職員との交流機会の創出19%と書いてあります。

それで、実際職員さんで何か問題を抱えたときに、面談とか面接とか、そういう上司の方、ほかの機関とか、そういうのはどういったものがありますか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 毎年、これも取組でございしますが、会計年度任用職員と、それから、今の町の正規職員、そういった職員がこの庁内にはおるわけですが、そういった方を対象にしまして、ストレスチェックというアンケートみたいなものを毎年これは行ってきております。かなり広い範囲で職員を対象としたストレスチェックということで実施をしております。

そういった中で、例えば高ストレスの診断というか、判断される方につきましては、今では、産業医の面接等を今、指導を行うようお願いしておるところでございします。その方が何人おってどうこうちゅうのは、ちょっとここでは分かりませんが、今、そういった取組を毎年しております。

その中で、例えば希望される方、あるいは何か自分でも希望される方ですね——いう方につきましては、そういったカウンセラーとのカウンセリング、あるいはその他いろんなことを考えながら対応をしてきておるところでございします。先ほどありました労働安全衛生委員会の中での取組という一つのものになってきますけれども、そういったようなことも町全体でやっておるところでございします。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 予防とか早期発見においては、面接とか、今のおっしゃられたストレスチェックとか、いろんな対策はできていると思っています。

ただ、それが初期で見過ごされて次の段階になったときに、やっぱりすごい大事だと思っていて、その一方で、あと、職員の皆さんも多分それを素直に、ストレートに上司とかいろんな方に相談できる方もいれば、何も相談できず自分で抱え込む人もいます。

そういうときにどうしたほうがいいのかっていうので、例えば上司に相談できないような悩みとか、いろいろ、なかなかその職場の人には相談できない悩みっていうののために何か対処があるのかなって思っていますけど、例えば、ほかの自治体では、外部組織による相談窓口をつくったり、あと、先輩職員とかOBの職員とかの交流機会というのを何かつくったりしていらっしゃいますけど、津和野町としては何かそういうものがあり得るでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 今おっしゃるとおり、そういったようなことは大事だという認識は持っておりますが、現在のところ、先ほど申しましたとおり、産業医の人を町としては今委託をお願いをしております。それプラス、カウンセラーという方も1名ほど今お願いをしてですね、あと、OB方が1名相談員として今入っております。

そういった中で、先ほど申しましたとおり、個人面接を実際にしていただいて、一番いいのは、先ほど議員おっしゃるとおり、各課の課長あたりが把握して誘導をしていくのが望ましいと思うところでございますが、なかなかそこら辺も難しいという方等もおられますので、そういった方につきましては、今言った、外部組織と言っているのか分かりませんが、そういった方に委託をしながら町としてもそういった問題解決に努めておるというところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 産業医さんとかカウンセラーさん、外部の方だと思いますけど、自分もちょっとそこは把握しておらんのですが、今後も例えばいろんな悩みを抱えた人が相談するときに、そこが果たして本当に相談しやすいのか、それとも、やっぱりまだそれはハードルがあるのか、そこら辺はちょっとしっかり調べていただいて、もしハードルがあるのであれば、やはり、またどこかそういうものをひとつ窓口をつくったほうがいいと思っています。

それと、先ほど病欠の職員さんが3名いらっしゃるとのことなんですけど、その方々が帰ってこられたとき、そのアフターフォローというのはどのようにされる計画とありますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） もし、職場復帰、当然、職場復帰をされるということをお話させていただければ、どうしてもそういう場合には1名欠になっておりますので、全体でももちろんそれをフォローしつつも、課の中でなかなかそういったのは難しいところもあると思います。

今、町としましては、これどこもやっておられるかも分かりませんが、復帰支援プログラムという、いわゆるそういったプログラムを今実施をしながら、徐々にそうして職場に慣れていただく、あるいは出勤に慣れていただくといったような取組もしております。

個人差がありますので、一概にこういうやり方がいいよというわけではございませんけども、そういったようなことも取り入れながら、できるだけ本人に負担がかからないように町としても取り組んでおるというところでございます。

やっぱり、どうしてもそういうのを実施しながらやるんですけども、引き続いてまたお休みになられるという方もおられますけれども、一応、町としましてはそういったような取組をしておるところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） アルターフォローに関しましては、これも総務省の資料では、実際に帰ってこられて、でもなかなか難しくてまた病欠になってしまうというケースが結構多いみたいなので、そこら辺はしっかりしてほしいと思っています。

そして、先ほどの町長の答弁にありましたとおり、仕事量の問題ていうのは私も感じまして、やっぱりいろんなことがスリム化してきて、国から言われたことでだんだん職員が減ってきて大変な思いをしていると思います。

これは、先ほど言われたDXですか、僕も最近覚えたんでこれから勉強をしていこうと思っていますけど、デジタルを進めていって結局一人一人の負担を下げれば、ある程度解決していくなと思っています。

その一方で、ハラスメントの問題に関しましては非常に難しい問題であると思っています。行ったほうがそういうつもりでなくても、やっぱり受けたほうがそう感じてしまうっていう、ちょっと新しい時代の感じになってきていると思っています。なので、本町においてハラスメントの対策とか、起こった場合の予防策、対策っていうのはどうされているでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 先ほどこの件につきましては申し上げましたとおり、安全衛生委員会というのを基本的には定期的にやっておるということでございますけれども、そういった中で、意見交換をする中で、例えばハラスメントにつきましても予防、むしろ予防ですね、予防についても、こういうふうなことをしたらいいんじゃないかとかいう意見交換をして努めておるというところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 私が育ってきた時代環境は、本当、パワハラって日常的でした。ていうより、自分も当たり前を受けてきたこともあるし、正直自分も行ってきたなっていうところはあります。

そういう意味では、私の師匠が役場に多分役場に入ったら大変なことになったかなと思うところもありますけど、やはり時代が変わってきて、自分も当初はパワハラって愛情の一種だと思っていたし、あと、鈍感なところがすごいあったなと反省しています。

だから、つまり今の40代以上の方っていうのは、ハラスメントというのは普通のコミュニケーションっていう感じで取っていたので、やっぱりそこら辺が今は時代が変わって、今の若い世代にとってはそれがすごいつらいことだ、負担なことだって思うようなので、やっぱりそこら辺は、特に中堅の職員さん、それから管理職の皆さんは、いろいろ研修とかやっぱりそういうのでそれぞれやって、職場の環境というのをよいものに進めていってほしいと思っています。

それで、続いての非正規の職員、つまり会計年度任用職員のことなんですけれど、217名の会計年度任用職員さんがいらっしゃるってことですけど、町長は、全員大体、その一人一人を細かくていうわけではないですけど、全員のことを大体把握されていますか。それからまた、皆さんと交流する機会っていうのはあるでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 田中君、全部を質問してください。

○議員（9番 田中海太郎君） ごめんなさい。もう1回ですか。今のこと。

○議長（草田 吉丸君） いや、非正規の部分全部。

○議員（9番 田中海太郎君） そうか、すみません。申し訳ないです。

では、非正規の質問に行きます。非正規職員、1つ目の質問です。

2017年に地方公務員法と地方自治法が改正され、2020年度から会計年度任用職員が導入されたと聞いています。令和2年度のデータですが、全国的に見ると非正規職員が約69万人に対して会計年度任用職員は約62万人です。

本町では、令和4年度現在、正規職員133人、会計年度任用職員217人ですよね。全国と比べて会計年度任用職員が多いのですが、町長の所見を伺います。また、その区分と職種を教えてください。

2番目に、会計年度任用職員ならではの求めているもの、また、その理想像があればお聞かせください。

3番目の質問です。最近、ほかの市町村で会計年度任用職員が様々な問題を抱えていると聞きます。正職員が抱える問題と同様に仕事の問題、人間関係など多岐にわたると思います。その場合、我が町ではどのような対応を行っていますか。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、役場職員に関する事、非正規職についてお答えをさせていただきます。

令和4年4月1日現在、本町の会計年度任用職員は217人であり、内訳としましては、フルタイム会計年度職員が42人、パートタイム会計年度任用職員が175人です。パートタイム任用職員の内訳としましては、週20時間以上勤務の職員が89人、週20時間未満が86人です。

会計年度任用職員の区分につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第2号該当のフルタイム会計年度任用職員と、地方公務員法第22条の2第1項第1号該当のパートタイム会計年度任用職員に区分されております。パートタイム会計年度任用職員には、一般行政事務のほか集落支援員、地域おこし協力隊、外国語指導助手（ALT）等も該当いたします。

主な職種としましては、一般行政事務を行う行政職、保育士・保健師・看護師等の専門職、調理員・清掃員・埋蔵発掘作業員等の単純労務職がございます。

次に、会計年度任用職員に求めることについてであります。まずは仕事の正確な処理でございます。基本的に正職員の業務の補佐的な機能が主な役割となりますので、特に具体的な理想像というものはありませんが、地方公務員法上に位置づけられていることもあり、守秘義務や法令遵守に徹し業務に取りかかっていたいただきたいと思います。

次に、他の市町の問題について詳しくは承知をしておりますが、本町におきましては、非正規職員が所属する担当部署の管理職がマネジメントを行っております。問題等

起きた場合には、迅速に対応をするよう指示をしておりますが、問題が大きい場合は副町長や教育長、町長の私も交えて対応を協議することもございます。

本町の場合、多くの非正規職員を抱えているという現状から、その管理には十分な配慮をしながら対応をしてみたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 失礼しました。

それでは、2番目の質問に行きます。

会計年度任用職員が217名いらっしゃいますけど、町長は細かいところまでではないですけど、全員の大体のことを把握されていますか。また、皆さんと交流する機会などはありますか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど申し上げましたように、人数が400人を超えてくるというようなことでありまして、正規職員も含めると五、六百人という規模であります。これだけの大きな組織でございます。なかなかその一人一人と交流をするというような機会というのは、ほとんどないというふうに言えるかと思っております。

ただ、例えば美術館等に行ったときに「お疲れさまです」という声はかけますし、また、ちょっとしたことで、例えば私もコーヒーを自分で作りに行ったりするときに、そこで会計年度任用職員の方と出くわしたら少し世間話もしたりとか、そういうことはやっているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） そうですね、会計年度任用職員の方々は非正規という立場で、社会的にもいろいろ問題を取り上げられたりしているので、町長が出会ってそうやって声をかけるっていうことはすごい大事なことだと思っております。

それと、会計年度任用職員に求められていることというところですけど、仕事の正確な処理と正職員の業務補佐、確かにこれがとても大事なことであると思っております。ただ、実はそれ以上に持っているものがあると思っております。

それは、私が知る限りにおいては、会計年度任用職員の皆さん、仕事に対してとっても強い思いを持っていらっしゃいます。人によっては本当正職員以上のパワーを持っている方もちょっと見受けられます。多分それっていうのは、恐らく自分の好きな職種とか得意分野に応募されて、それでやっていこうという意欲があるからだと思っております。このことは3番目の質問につながっていきますので、また後ほど出します。

それで、今回質問をするに当たって、現役の会計年度任用職員の方からはちょっとお話を聞けなかったんですけど、辞められた方とか、あと、ほかの自治体に勤められている友人数名から話を伺っております。

実際、会計年度任用職員は様々な区分とか職種があるので、なかなか横で交流する機会がないと、横のつながりをつくるためにも、今度は会計年度任用職員向けの研修会とか相談会、または交流の場っていうのはつくれるものでしょうか、町として。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 会計年度任用職員につきましても各課にそれぞれ配置をされております。そういった中で交流、今はコロナ禍でなかなかそういったようなことも難しい状況ではございますけれども、やはり、各課にそれぞれ張りついておまして、全くどこの課にも所属しないという職員の方はいないというふうに思っております。

そういった中で、課長を中心にして、交流、あるいはそういった意見交換会等も進めておるといふふうに聞いております。

なかなか温度差があって難しいというか、各課によってやり方は違うとは思いますが、そういったようなことも今後必要になってまいりますし、今もやっておるといふようなことは聞いております。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 今質問しましたのは、自分が聞いた限りの辞められた方とか、あと友人から聞いたことなんですけど、会計年度任用職員の方から見たら、どうも上司とか正職員の皆さんに少し遠慮しているところがあるらしくて、実際ただ、正職員の自分の友達も、現役の職員さんなんかは、そんな全然遠慮することはないよって言うんですけど、やっぱりそこは非正規雇用という立場で、単年度採用とかといろいろ違うところで自分に引け目を感じている面があるとは思うんですよね。

やっぱり、だから、そういうところで自分の思いをストレートに出せないっていうところもあるかなと感じています。

このことに関して、もし町長でも、ほかの課長さんでもいいので、何か思うところとか、何か気をつけているところがあったらお伺いしたいんですけど、どなたか、あればお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初に、先ほどちょっと会計年度任用職員の数を私自身、間違えて申し上げたかなと思っておりますが、会計年度任用職員としては217人ということであります。正職員が今130数名でありますから、約三百五、六十名、400名行かないぐらいという形かと思っておりますので、この点については訂正をさせていただきますというふうに思います。

会計年度任用職員との交流の場ということでございますかね、向き合い方ということですか。（「交流の場」と呼ぶ者あり）要は、やはり会計年度任用職員、各課に配属をされておるものでございますので、基本は、この部分については各課の課長を中心とした組織のマネジメントということに言えるのではないかというふうに思っております。

そういう中で、各課長の下で、どういうこの課を、仕事に前向きに取り組んでいただけるような雰囲気づくりというものをしていくということになるというふうに思っております。

ただ、やはり、私も町長として全体のマネジメントの責任者でもあるわけですが、この問題というのは本当に口で言うほど簡単な問題ではなくて、一人一人の心がやはり違う、考え方も違う、受け止め方も違う、そして一人一人にそれにまた向き合っていく責任もあるという状況であります。

ですから、例えば会計年度のある方がこう思ったと思われて、でも、今度は別のBの会計年度の方は別な違う意見を持たれる場合もある。そういうときに、いろいろなまた、どう言いますか、組織の中で少し悪い雰囲気になることがある、それをやはり課長は、お互いのことを、意見を聞きながらやはり調整をしていかなければならないというところにマネジメントの難しさがあるというふうに思っております。

そういうものを、だからどういうふう乗り越えて、全員が前向きな気持ちになっていくのかという部分に難しいところがあるんだらうなというふうにも思っているところでもあります。

1番目の御質問でも受けたわけですが、私自身も大学卒業してサラリーマン生活時代があって、当時は、30年ぐらい前であります。本当に、今から言えばパワハラ時代でありまして、数字が、ノルマが達成できなかつたら何時間も立たされて、本当に強力で詰めを受けるという、そういう経験をしてまいりました。

でも、それで私はすごく成長をさせてもらってきたという、ありがたいという思いも持っているわけですが、今それをこの時代にやってしまうと、まさにパワハラになるというふうにも思います。そこにやはり今の時代の難しさが、管理職には特にあるんだらうとも思います。

パワハラの研修もいたします。だけれど、じゃそれを、学んだことを同じようにやったとしても、A氏という職員とBという職員があって、同じ例えば言葉を発したとしても、そこに受け止め方にまた違いが出てくるということで、非常にその組織運営の苦労というのを、私もやはり、町長を12年やってきて、組織がやはり大きいであるがゆえにですね非常に難しい問題だと思っております。

だけでも、それを放置することには当然ならないわけがございますので、私も含め管理職、課長クラスがしっかりとそのやはり、できるだけ研修を積みながら、そして自分たちの心をしっかりと、その部下に一人一人にきめ細かく対応をしていくということをやっていくしかないというふうに思っているところでもあります。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 今、町長から、そういう自分の経験を含め話していただいたのはありがたかったと思っております。

特にそうですね、何だろう、そういう職員さんの思いがそれぞれ違うし、上司の皆さんが言ったことに対して受け止め方も違うと、それがいろいろあるので、もちろんそれが、全てが言ったほうが悪いとかではなくて、やっぱり受取側のほうもいろいろ問題があるかもしれないので、やはりそれは、ちょっとまた後ほど出すけど、コミュニケーション能力だと思っていまして、職員の皆さんがコミュニケーション能力がすごい進めば進むほど、極端に言えば上司が厳しい言葉を言っても、それをちゃんと受け止める能力があると。

だから、そこら辺で、自分たち一般の町民も人間なので、やっぱり友達、それから師匠・弟子の関係もコミュニケーション能力があればうまく続いていくと思っているので、やっぱりそこら辺は、そのコミュニケーション能力というのをしっかり研修していただきたいなと思っています。

そうですね、2番目の質問の最後にちょっとまた思いを言うんですけど、先ほど町長が言われた会計年度任用職員のことに対して、やっぱり課長がしっかりそこをうまくまとめていくっていう力って言いますけど、この7月でやはり会計年度任用職員が辞められた方がいらっしやいましたよね。

その方からもお話を伺いましたし、また、課長さんとか、その職員さんからも話を伺って、自分としては両方の話を聞いて、なるほど両方とも納得できる場所もあったので、そこに関しては全く言及しないわけではあるんですけど。

ただ、ひとつ言いたいことは、会計年度任用職員っていうのは、あくまで1人で採用されて入ってきたわけですし、もし問題が起こってしまったら、極端に言えば1人で、あと町の方と向き合わなきゃいけないというすごい多分エネルギーを使うと思うんですよね。

だから、やっぱりそれは、例えばいろいろ、その人自身に何か不があったとしても、やっぱりその立場の違いがあるので、そこら辺は十分考慮して、その人がある程度納得する状態でうまく話を進めていってもらえばいいと思っています。これは、それこそ本管理職の皆さんの力だと思っていますので、そこら辺はすごい頑張ってやってほしいと思っています。それで3番目か。

それでは、3番目の質問に移ります。職場環境の整備に関してです。

よりよい職場環境をつくるために、執行部の皆さんはいつも努力されていることと思っています。

1つ目ですが、人事評価制度についてお伺いします。本町としてはどのように取り組んでおられますか。

2つ目です。職員の皆さんが仕事に対してやりがいを持てるように、人事に関する意向希望調査を行う考えはありませんか。

以上、2点お願いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、役場の職場環境に関することについてお答えをさせていただきます。

人事評価につきましては、現在、管理職及び正規職員を対象に、人事評価シートを用いて能力評価と業績評価を実施しているところでございます。

能力評価は、職務に必要な知識や技術、判断力、住民対応力、協働性、規律性等を判断の基準として評価するものであります。業績評価は、個人目標の達成度を判断の基準として評価するものであり、具体的には、個人目標について何を、どこまで、いつまでを期首面談により明確化し、目標とした内容に係る達成状況を評価しております。

各個人の能力開発や適性を総合的に評価することにより、職員一人一人が自己成長を実感し、目標達成によるやる気と気づきを促し、人材育成を図ることを目的に取り組んでいるところでございます。

2つ目の御質問であります。議員御質問の人事に関する意向希望調査につきましては、組織の運営を考える上でメリットとデメリットの両面を認めております。人事というものの複雑でデリケートな事項に長年向き合ってきた中で、経験上、現時点において本町の役場組織の状況ではデメリットのほうが大きいと認めております。

今後、DXの推進等を通して業務の効率化を進め、組織の柔軟性が認められるような段階において、意向調査はメリットをもたらすと考えております。

今後の人事につきましては、人事評価の制度を一層高めることにより、組織のコミュニケーションを円滑にした上で、職員の年齢バランスや専門性等も考慮しつつ、総合的な判断の上で適材適所の配置に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 人事評価制度について、自分も今回少し勉強をしました。それでいろんな方のお話を聞きました。

人事評価制度自体はすごいきちっと整備されていていいとは思ったんですけど、実際に職員さん——ほかの自治体なんですけど、職員さんとか、あと労働組合の方からちらっと話を伺うと、その方々が言うには、ちょっと制度が形骸化しているんじゃないかとか、ちょっと、何だろう、形だけになってしまっているからあまり意味がないんじゃないかっていう声も聞かれました。

ただ、やっぱりこれは国が平成26年に義務化したものではあると思いますから、やはりきちっとやっていかなきゃいけないと思っています。

やっぱり、やる以上は職員がスキルアップにつながるように、それから職場環境がよくなるようにやっていかなきゃいけないと思っています。

これは、ちょっとだから、人事評価制度については自分はまだ勉強不足なので、今後勉強をして、またいずれの機会に質問できればと思っています。

2つ目の人事の意向調査なんですけれど、これは、今さっき町長の回答の中にあった現時点において本町の役場組織の状況ではデメリットのほうが大きいとおっしゃられたんですけど、そこは具体的にどういうところでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 前段の御回答でも申し上げましたように、今は職員をかなり、合併後、行財政改革の下で減らしてきたというところにおいて、その上に業務はかなり増えております。

福祉事務所を町で事務をするようになったり、あるいは医療対策課という新しい課をつくって、医療もしっかり見ていかなきゃならない、あるいは国から多面的といった、農林関係の事務事業が数多くというような状況でありますから、一人一人の業務負担というのは非常に重たいものがあります。

そういう中で、やはり職員も減っているということも踏まえて、今はなかなか人事異動が非常に難しいというところでありまして、本来なら職員一人一人がどの業務に行っても仕事をこなすことができるオールラウンドプレーヤーになることを理想としておりますが、現実として仕事を、住民の皆さんにサービスを滞らせるわけにはいきませんので、ある程度やはりちょっと職員も固定化をしてしまわざるを得ないという状況であります。

そんな中で、この意向調査をやったときに、その意向をかなえてあげられるものについてはいいいんですが、なかなか意向を考えられないケースのほうが現状では私は多いというふうに思っております。

そのときに、その意向を考えられなかったというときに、その職員はやはりモチベーションというものをどう維持していくのかというようなことでありますとか、その辺の心配をするというところでもあります。

これは人事とか、また、人の心にも関わる問題でございまして、なかなか一般質問という場では全てがお話できるという状況にはなくて、総論的なお話しかできないということは御理解いただきたいというふうに思っておりますが、あとは12年やってきての経験上というお答えしかできないというようなところであります。

ただ、前段申し上げたところの中で、組織がある程度今、硬直化しているという認識を受けております。

それを、DX等を推進して業務の効率化が図れば、また業務が、いわゆるここでは柔軟性というふうに申し上げましたけれども、少し人事もやりやすい状況になってくるんじゃないか、そういうことができた上での意向調査ということになれば、ある程度のモチベーションというものを維持した形で、この人事ができるようになるんじゃないかというようなことを、さっきの回答では申し上げたという思いでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） やはり、12年の経験でおっしゃられたので、言葉は重いと思っています。ただ、正直、議員の素人意見といいますか、これはほかの自治体ではなく本町の職員からも、友達としていろいろ聞いたところで、やっぱり職員にとっても得意分野とか、すごいやりたい思いがあるっていうのをよく聞いていて、やっぱりそれを一応聞いてほしいと、それが実現するかどうかは別としても、やっぱり自分はこのように、要はそれはプレゼンみたいなもんだと思うんですよ、それも人事評価につながることであるし、やっぱりそういうことが多分職員のやる気にすこいつながってくると思うので、今すぐってわけではないですけど、やっぱり将来的にそれはぜひ考えていくと職場環境がよくなると思います。先ほど町長がおっしゃられた、今はそのすごい仕事が複雑化して大変なので、今は人事固定化しつつあるっていうけど、私は個人的にはそれは大賛成です。やはり、自分は現場で農業やっていたら、新しいオールラウンドプレイヤーが増えるってことは役場にとってはすごいいいことかもしれませんが、私たち一般の町民にとってはそれがちょっと、やっぱり専門性をすごい持った人がいろいろ自分たちを世話してほしいという思いがあるんで、やっぱりある程度固定化するのはすごい大事だと思っています。

それと、そうですね、やはりやっぱ先ほど自分も言いましたけど、会計年度任用職員のやる気を見ていると、やはり今の正職員の方の人事意向ってのも多少はその聞くと、ただそれが聞いたから反映できなかったからって、それでやる気が失われるというよりは、やっぱり全く聞かないでやる気失われるよりは、聞いて、でもまだ待ちなさいって言われたほうが多分いいと思うんですけど、そこら辺もう1回町長ちょっと御回答願いたいんですけど。（発言する者あり）分からないですか、すみません。やはり、将来的に考えるとおっしゃいましたけど、何らかの形でその職員から話を聞けば、自分はこのようにやりたいんだ、こういう分野が得意なんだって、そういうのはやっぱり聞くことが結局多分職員の皆さんも管理職の方に言うってことが、また少しのストレスの発散になるし、思いを伝えられるし、またそれを聞くことで、また新しい可能性が管理職の方も、ああこいつはこういうところではできるんだとか思えるので、やはりその聞き取りとか、そういう実際それで反映されんにしても、聞き取り人事の希望というのはどうでしょうかってこと、お答えしてほしいんですけど。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） さっきの回答でも長年向き合ってきた経験上ということをお申しましたが、その経験があるから必ずいい方策を見つけ出せるというふうには、私自信はそんな気持ちは持っていないところであります。今まで12年やってきて、本当、人事異動するたびにいろいろな意見が出てくるので、本当に私自身はそういう中にどっぷり浸かってやってきたというところであります。むしろその経験が新しいものを良くしていこうというときに、もしかしたら阻害要因になっているのかもしれないというふうには謙虚に受け止めたいというふうには思っておりますので、今日議員から御指摘をいただ

いたことというのは、しっかり受け止めさせていただきたいというふうにも思いますし、特に意向調査ということになりましたら、それは、ある意味では人事評価制度の中で、今、津和野町の人事評価は、町長、副町長あるいは教育長は、それぞれの管理職に対してのこの評価をいたします。それぞれの課長クラスの管理職は、それぞれの課の部下に対して人事評価をするというような流れでありますので、各職員についての面接というのは各課長がするという、今、我々の仕組みでありますから、その中において各職員がどういうふうな気持ちを持っているのかというのは、またしっかり課長がまずつかんでもらうと、そういう中で、また今後、それを私ども副町長含め、課長と面談をしたときに、そういう職員もこういう声がありましたということも聞くことはできるんじゃないかというふうに思っております。管理職も全員、今日議員の御質問というのを、また御意見も聞いているわけでありますから、恐らくみんな今、課をマネジメントしていくことについて悩みを持っていると思います。本当に苦勞しております。この対人間関係という面において。でも、我々にはそのマネジメントしていく責任があるという部分において、みんな聞く耳を持っているかと思っておりますので、単なる経験ということで終わらせずに、しっかり今日の御質問や御意見を謙虚に受け止めて、また今後の運営に生かしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 本当、その謙虚なっていう言葉を使っただけ本当ありがたいと思っています。やはり私も、それは本当苦勞されていることは、いろんなところで自分なりには感じているところもあります。それだけにやっぱり最初申したように、本当に職員が辞めていく、病で苦しんでるって方がいらっしゃるので、これはみんな一緒に解決していかなきゃいけないので、そこら辺は自分も一緒になって考えていきたいと思っています。

それと、時間がないので最後ぐらいの質問になるかもしれません。

職場環境に関して、今度は町民の視点からのちょっとお話をします。町民の声からとしては、残念ながらマイナスの声をよく自分の耳には入ってきます。役場全体の雰囲気重いとか、電話や窓口の対応が悪い、最近知っている職員はほとんどいないから相談しづらいとか、ただ私が思うんですけど、町民の皆さんも正直否定的にばかり捉えずに、やっぱりあの大らかに長い目を見て、見守っていく必要があると思っています。結局、町民が役場の職員皆さんを育てるっていうのを昔の方は言っていたので、やっぱりそこら辺の自分たち町民もそこは意識を持っていかないといけないと思っています。それを踏まえた上でちょっとここを出してはいるんですけど、ただ一方、自分としてはプラスの印象もありまして、自分もそのここに20年おるんで、まだ一町民として役場に行っていた頃は、とにかく役場に行きやあ友達とか知っている人は、どねんした、久しぶりとか、すごい気さくに声かけてくれて、自分がここにいるのに、隣の課からわざわざ来て、説明してくれた、やっぱそういうことしています。これってやっぱり自分が

知っている、向こうも知っているから友達感覚でおるから、そういうことができるのであって、やっぱりこんな小さな町、小さな町って言ったら変かも知れない、まあ都会に比べたら小さな町なんで、ある程度人は顔が知っているので、やっぱりそのぐらいの人間関係で、役場職員と町民が接すれば、町民のほうもそういう不満が出てこないかなと思っています。やっぱこれは、職員の皆さん自身も知っている人が来るとそうやって話しかけやすいんですね、ただやっぱり知らない人が来て雰囲気は怖そうな人だったらやっぱり、自分でもちょっと下向いてしまうとかそういうことになると思います。そこら辺はやっぱり変えていくのがひとつの職場環境の変化だと思っています。はじめに町長が言われた住民と積極的に交流するのが理想の職員っておっしゃられましたけど、まさにそのとおりでありまして、ただ今は住民と交流する機会がなかなかない、地元の職員さんは結構地元の行事に出られるので、いろいろ交流しているんですけど、ここ最近結構町外の職員さんとかもいらっしゃるので、そういう方は本当に縁がないので自分たちも全然分からない、職員さんも誰が誰やら全然分からないという状況だと思っています。やっぱりそれはまず解消しないと駄目なんかなと思っています、その点に関して、町長、なんかどう思われているか、どういうふうにしていったら解消できるかなと思いますけどお伺いしたいです。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 顔の見える交流というのは、これは業務の中だけというよりも、むしろ日々の生活の中で育まれていくものだというふうに思います。そういう土台があってどう業務に向き合えるかということにつながっていくのではないだろうかと思っています。ですので、今これは私の悩みでもありますけれども、まずはやはり職員が、この町内に住むということですね、それが一番の基本になることだというふうに思っております。なかなかちょっとこの場では、言葉を選ばなければならないと思いますが、やむを得ない場合も、それは町外に住むそのやむを得ない事由というのも認めて当然おります。一方で、残念ながら安易に町外で今出てしまっているんじゃないかなあと、そういう印象を持つ職員もおるというところでありまして、今私が本当に悩みであるのは、何となく時代とともに若い人の考え方っていうのが、昔とは変わってまいりましたので、どうも言葉を選ばなきゃなりません、今までと違う、安易に町外に住んでしまうケースが認められるのではないかとこのところでありまして、そのためにも解決策というのは、居住権の問題もありますから難しい問題があるわけでありまして、やはり今、津和野町が抱えている人口減少のこと、そういうものをもう一回、役場の職員がこれは本当に重要な課題なんだということを経験し合って、できるだけ町内に住んでもらう、そういうその一人一人に向かって住みなさいという強制はできません。だからやっぱりそういう雰囲気というものをこの役場全体につくっていくということをやっついこうというふうに現在は努力をしているというようなところでもあります。ただ一方で、時に住民の方からお叱りを受けるのは、町内に住んでいる職員でも普段自治会活動とか

全然出てこないじゃないか、そういうような御意見も耳にするわけでございます。そういうようなこととか、あるいは職員は今消防団に、職員になれば入りなさいということもお願いをしているわけでありまして、これについては新しく入った職員は、ほぼ全員が必ず消防団に入ってくれているというところでもありますから、そういう消防団活動での交流というのも住民との交流にもつながるといふふうに思っているところでもあります。一方で先ほどの自治会活動とリンクするわけですが、消防団に一応席は置いたけれども、普段なかなか消防団活動にも出てこないというふうなお叱りの事も耳にするわけでございます。ですからそうした職員をどういう形でその地域に出してもらって、幅広く交流をしていくのかということ、呼びかけるということしかなか方法がないという状況ではありますが、今後もやはり出て行くことの大切さというものをしっかりまた研修等で訴えていきながら、職員一人一人が自ら意欲を持って出してもらえるような環境づくり、そういうものに努力をしていく必要があるのではないだろうかというふうな受け止めてもいるといったところでもあります。そういうところで、いわゆる住民の皆さんとの顔の見える、それが仕事の向き合い方というものにつながっていくように努力をしていきたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 分かりました。ありがとうございます。時間がないので、質問というよりは、もうここでじゃあ質問というよりなんか最後にちょっと一言をお話したいと思います。

先ほど言われた研修のことですけど、本当、例えばあちこちの市役所で最近マナー研修っていうの行われているので、マナー研修とか、やっぱりコミュニケーションの研修というのは、今後検討していただきたいと思っています。

それと後やっぱり先ほど町長におっしゃってた町内にやっぱり職員さんが住むこと、それが本当は一番ベストでしょうけど、やっぱりそれはなかなか難しいと、じゃあそうであればどうすればいいかというところで、例えば、昔、今もそうですけど、昔の方が言うには、とにかく昔は役場職員がよく地域歩いてたと、歩き回っていたと、何か仕事やっているか分からんけど歩いてたと、でもそれが結局地域の人にとってはすごいなんかうれしかったり、ありがたかったりするんですよね。だから役場の管理職の方からしたらちょっとそれは仕事が進まないだろと言われるかもしれません、怒られるかもしれませんが、あえて言うと、本当、正直仕事は少々遅れてても地域に歩いて、ようっちゅって話しかけてくれたり、顔を見せてくれたり、挨拶してくれるほうが町民はすごいうれしいです。次、行ったときにそれが話しやすくて、そっから仕事につながっていくので、やっぱり正直できる職員でも、全く知らない人よりは、ちょっとそのできる職員さんよりはできないけども、元気がよくて明るくて、コミュニケーション取れる人ってのはすごい大事だと思っています。これからやっぱ社会も変わってきているんで行政もサービス業みたいなもので、とにかくコミュニケーション能力、それで挨拶ができて、

すごい明るくて、それがまず第一だと思っています。だから、そのためには、仕事のこれからスリム化を図っていかれるでしょうから、あと課によって様々対応は違いますが、なるべく地域に出歩いて本当は休みの日なんかにかこう出て歩いて、その地域の名所見たりとかそういうこともしたほうがいいんですけど、それをやっぱり皆さんのほうから職員のほうに、とにかく顔を覚えとくと、そしたらとにかく町民の皆さんも今さっき言ったような批判とかそういう意見は出てこないぞっていうのをちゃんと伝えてほしいと思っています。

時間きました。これやっぱり職員の皆さんも、私も随分知り合いが多いし、辞められた方もかなり知り合いが多いし、津和野町全部で考えていかなきゃいけない問題なんで、今後も引き続きいろいろ自分も考えていってまた質問するかもしれませんが、そのときはよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、9番、田中海太郎君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） ここで11時05分まで休憩といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序8、5番、横山元志君。

○議員（5番 横山 元志君） 議席番号5番、横山元志です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、大きく1件、津和野原木・チップヤード施設及び木質バイオマスガス化発電所の運営についてお聞きします。

先日、お披露目会の開催された津和野原木・チップヤード施設及び木質バイオマスガス化発電所についてですが、稼働前の8月10日より前に同僚議員と視察に行き、津和野フォレストエナジー合同会社の社員の方と意見交換をさせていただきました。そしてまた、7月内に地域おこし協力隊で林業従事者の方と意見交換をさせていただき、後日また個別に林業従事者の方と意見交換をさせていただき、そして指定管理者の会社であります一社員の方と、また意見交換をさせていただきました。

その中で幾つかの疑問や疑念がございましたので、質問させていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、津和野町過疎地域持続的発展計画や先輩議員の皆さんで構成された木質バイオマスガス化発電調査特別委員会で平成29年6月22日に報告されております航空レーザー計測と森林資源解析調査の進捗状況についてお聞きします。

2つ目についてですが、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会で調査がなされた当時、農林課の課長であり、現津和野フォレストエナジー合同会社の社員の方と意見交

換をし、社員の方や特別委員会の調査意見を拝見するところ、実によくできた構想であると私は感じる事ができました。ですが、実によくできた構想であるがゆえに、どこか一部でも綻ぶと、途端に成り立たなくなるのではないかと恐れ、推測しておるところでございます。

町としても、フォレストエナジー社としても、巨額の資金や労力を費やして運用までこぎ着けたものであるがゆえに、何としても未来のあるものにしていかなければならないと考えるところではありますが、長期的な運用計画等、具体策についてお聞きしたいと思います。

3つ目についてですが、理論上、燃料調達計画で調達可能な年間6,500トンであると聞きますが、理論ではなく、具体的に6,500トンの調達計画をお聞きしたいと思います。

4つ目になりますが、さほどの問題ではないと私は考えるのですが、12基あるエンジンのうち、1基が動かない状態であるとお聞きしましたが、本当に動かないのでしょうか。本当に動かないのであれば、代替や対策案等はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

5つ目についてですが、6月定例会の一般質問で私自身が聞いたことと重なることではありますが、城山の山林整備や9号線沿いの森林整備と重ねて考えるおつもりがあるのか、ないのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、横山議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野町原木・チップヤード施設及び木質バイオマスガス化発電所の運営についてでございます。

航空レーザー計測と森林資源解析調査の進捗状況についての御質問ですが、これは町が実施したもので、平成29年度事業で完了しており、現在は航空レーザー計測で得られた情報を基に作成された森林資源解析や赤色立体地図というデータを活用しております。

2番目と3番目の御質問は関連いたしますので、合せてお答えいたします。ガス化発電所での燃料必要量は年間で原木換算6,500トンとなっておりますが、ガス化発電所では益田市の二つの事業体からチップで合計2,000トンを供給してもらう協定書を締結しておられますので、残る必要量は4,500トンでございます。この4,500トンのうち1,000トンは原木・チップヤード施設を指定管理により運営する有限会社石州造林が高津川森林組合から調達する協定書を締結しております。残る必要量は3,500トンとなりますが、こちらは石州造林が原木搬出するとともに、町内の自伐林家や自伐型林家の皆さんが町が支援している「山の宝でもう一杯！」プロジェクトにより搬出する木材によって調達する計画となっております。

ガス化発電所の事業は、再生可能エネルギー固定買取制度により20年間継続するものでありますので、町としましては、最初の回答で述べましたデータを活用して森林所有者の境界確認や林業専用道の開設、簡易作業道の開設や修繕などの事業を実施することにより、森林整備を推進し、ガス化発電所に木材を安定供給する計画としております。

4つ目の御質問であります。ガス化発電所のエンジン1基の部品に不具合があり、動かない状況であったようで、部品交換待ちとなっておりますが、近日中に取り換えて稼働する予定とのこと。ガス化発電所は津和野フォレストエナジー合同会社の経営ですので、代替や対策案については発電所側で検討いただく事項であると承知しております。

5つ目の御質問であります。城山や国道沿線等の放置林を調査し、森林を整備していくことで、林業の循環が生まれ、ガス化発電所の資源確保や国道からの眺望の確保など、様々な効果が期待できると考えますので、まずは関係する各課が連携して整備することができる方法について検討したいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 1つ目の質問につきましては、既に完了し、データを活用されておるとのことなので、これは一つ安心しました。ありがとうございます。

2つ目、3つ目につきまして、協定の締結などありますので、指定管理者の事業体も何が何でも必要量はそろえてくるだろうと推測しておりますが、私が恐れることとするのは、お披露目会の際に破砕する状況を見させていただきましたが、私も父親が少なからず林業をやっていたということもあり、そして私も少しだけ林業をやっていたこともありますし、今でもクレーン付きのトラックを持っておったり、チェーンソーを持っておったりしますので、よくお仕事に呼ばれたりすることがあるのですが、その私から見ても、どう見ても、用材に出しても遜色ないであろうと考えられるものが、そこへ置かれておりました。何か怖いかといいましたら、本質を見誤ってはいけいではないか。必要なのは確かに年間6,500トンいる。その必要量としては分かりますが、果たして本当に6,500トンがあればいいのか。本来の目的というのは、森林の整備と災害時に切捨て間伐されたものが流出しないようにするためのものであるのではないかと考えているところなのですが、そのところの所見をお伺いしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの横山議員からの御質問でございますが、まずは森林整備というところでございます。お披露目会で御覧いただいた木材、原木につきましては、A材、B材、C材とございますが、そのC材を活用しております。A材、B材については、益田の市場とかに出される。価格が高いので、そちらのほうに出荷されるということになっております。森林整備において、災害時のところもございまして、そういったところに重きを置いて進めていくところはありますが、ガス化発電所の

供給というのは町も関わってくるというところがございますので、そちらにも力を入れて出荷をしていかないといけないと考えているところがございます。

現在、津和野町内の木材の原木の出荷量でございますが、おおむねA材、B材、C材を含めて1万トンから1万1,000トンというところで、うちは3年間のデータを調べております。また、C材で換算しますと、大体年間6,000トンぐらいが出ているところがございます。現状で見ると、今のところ事足りるんだろうと考えておりますが、また今後、木材が少なくなるようなことがないように、うちとしても環境森林譲与税等を活用しながら、C材の木材が原木・チップヤードに向かうような取組を進めるとともに、森林整備並びに災害時に対応できるような取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 森林環境譲与税の使用用途についてお聞きします。あと、文京区の森林環境譲与税が本町との交流によって活用されると聞きましたが、それは具体的にどのようにというのを、まずお聞きしたいのと、森林組合等、あと私の父も入っておりました木材協会から森林環境譲与税の使途について、何か要望は上がっていませんか。もし上がっているのであれば、その後の対応は何か検討されたでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） まず、森林環境譲与税の活用でございますが、森林整備とした林道の作業道の設置、修繕とか、木材の間伐、木材利用とした建物とかいうところが主な財源の使用目的となっているところでございます。

また、文京区につきましては、現在、文京区のほうから職員が1人来られまして、この9月に視察をしております。来年度、事業を実施すると聞いておりますが、小学生等を対象として、こちらに来て、津和野町の森林と木材の状況について勉強していくというところがございます。

もう1点、要望ということではありますが、それについては私のほうがまだ把握しているところではありませんので、御回答のほうはできないところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 文京区については、東京のど真ん中にある区でありますので、当然、森などないだろうと思われまますので、その辺りは一緒に、こちら側が受け手となって協力していく必要があると思っておりますので、引き続きよろしくお願ひします。

あと、譲与税の使い道の中に、山の宝でもう一杯！のプロジェクトに係ってくるのではないかと思うのですが、先日、私、この足を使いまして、地域おこし協力隊の卒業生の皆さんが作業をしておられる山に直接行ってみました。足だけではなく、滑りこけて、

お尻にまで泥がついたのではありますが、彼らと意見交換をしながら、その現状を、この目で見えてきたところではあるのですが、切り倒した間伐材、これになるのですが、用材に出せるようなものは、当然、益田の市場なり何なりに出す気でおられるみたいなのですが、それこそ言葉を選んでしまうのですが、状況から見て、切り捨てられている。これをチップヤードに持っていくのかと聞いてみたところ、2トン車1台分集めるのに、かなりの時間、労力がかかってしまう。それなのにも関わらず、トン当たり現金5,000円と地域通貨券は3,000円。要は2トン車1杯満車にしたところで、1万6,000円にしかならないと。よほど条件がよく、集めやすい場所なら集めるけど、大概是山に切り捨てて置いて帰るといってお話を伺ったところなのです。この現状については御存じでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 先ほどの御質問でございますが、切捨て間伐が切った状況によって木が切り出せない、取り出せないという状況は聞いているところでございます。これにつきましても、基本的に木が出せないという状況にありましては、出すための道がない。木を取るために、木の間とかに道がないというところもありますので、そういった作業道についても補助金のほうを設置しているところでございますが、なかなか木が切り出せないという状況は、うちとしても把握している状況でございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 作業道についても、後でしょうかと思ったお話なのですが、せっかくお話が出たので、先にお話をさせてもらいましょう。作業道について補助があると聞きしたところではありますが、山についての作業道には補助が出ているというのは、とてもいいことだと思っているところなのですが、先日、それこそ同じ協力隊の卒業生の方に一つ仕事を依頼されました。どんな仕事かといいますと、山に行くまでの道にトラックが入らないから、私の持っております敷き鉄板と捨コンで作られたコンクリートブロック、立米にしてコンマ5立米を使って、幅員を広げてくれないかというお話をいただきました。それは全然、自分たちは仕事として受けますが、これは道がつく分で補助金がもらえるのかと聞いたら、それについては補助金が出ない。私、これは不思議だなと思いました。山につける道については補助金が出るのに、山に向かう道について補助金が出ない。これは果たしてどういうことなのだろう。ここにも作業をするために入らなければいけない、搬出するのに入らなければいけないのにも関わらず、そこには補助金が出ない。ちょっとおかしな話だと思って、もう二、三点後にお聞きしようかと思ったのですけれども、作業道の話が出たので、先に聞かせてもらいますが、御回答よろしく申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 先ほどの御質問でございますが、作業道について、1メートル当たり1,000円を出しているところでございます。あくまでも搬出目的というところでございますが、先ほど議員が言われました山に入るための道に対して出ていないというところでございますが、私のほうが今、資料を持ち合わせていないので、また帰らせていただいて、確認をさせていただけたらと思っているところでございます。大変すみません。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） これはものすごい問題だと思うので、なるべく早く検討されて、この問題については、それこそなるべく早くどうかしてあげないと、矛盾だと思うのです。山に行かなきゃいけない、山についている道はできるのに、山まで行く道がないって、それはどうよと、普通思いますから、その辺り御検討をよろしく願います。

話が前後しましたので……。これも林業従事者さんからのお話で聞いたところなのですが、地域通貨券が1,000円単位で、なおかつ期間が半年、大変使いづらいらしいです。これは例えば単位を500円にするだとか、長きにわたり使えるもの、それこそ彼らには使用されるトラックの車検なんかは、うちへ持ってくれば、うちとしては、この券が使えるからと。トラックは今年受けたら1年後なんです。地域通貨券の期間が切れてしまう。じゃあどうしようかねという話に、またなってきたり、それはキヌヤに行って弁当でも買えやと言っても、キヌヤで弁当を買ったって、弁当とお茶を買ったって700円ぐらいなんです。地域通貨券は使えない。お前ならどうすりゃいいんかねと言ったら、それは燃料屋へ持って行って燃料をつぐとか、そういう使い道しかないかなというようなお話をしているのですけれども、何か対策等を考えていただければと思うのですが、考えられるでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの地域振興券の御質問でございますが、期間につきましては地域振興券の関係上、法的なところで半年間という決まりがあると聞いております。また、1,000円を500円に分けることはできないかというところでございますが、今、業務については商工会に委託しているところでございます。500円にすると、事務の煩雑化というところも聞いておりますが、それについては、また検討をさせていただけたらと思っております。期間延長については、法的なところがありますので、なかなか難しいというところがありますので、御了承いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 確かに、枚数にして倍になるし、当然、手間も事務作業も増えるであろうけれども、目的として、地域で使ってもらいたいから地域通貨券を発行するわけで、でもそれが使いにくいとなると、これはまた本末転倒だという話になるわけで、なるべく早急に、この課題を検討していただければと思います。

あと、また地域通貨券のお話になってくるのですが、山の宝でもう一杯！プロジェクトなのですが、これは自伐型林業家さんだけに3,000円の地域通貨券が発行されると聞いております。ほかの林業従事体には5,000円のみだと聞いておりますが、この地域通貨券の財源は何なのでしょう。また、自伐型林業家さんだけにこの券を発行する目的なのですが、自伐型林業家さんを育てたいのか、それとも搬出量を増やしたいのか、どちらが目的なのかというのをお聞きしたいのでよろしく願います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの御質問でございます。地域振興通貨券、こだま商品券でございますが、この財源につきましては、前に横山議員がお話いたしました森林環境譲与税ではなくて、頭の名前は忘れたのですが、特別交付税という形で入ってきているものであります。また、このこだま商品券につきましては、津和野町として自伐型林家を推進していくというところがございますので、そちらのほうに活用して、自伐型林家の増加を図っていくというところを目的としております。また、その他事業体につきましては、県の補助事業とかもございまして、そういったものが自伐型林家では活用できないというところがございますので、大きな事業体につきましては、そちらの補助金活用をしていただいて、森林整備をしていただきたいと思いますと思っております。また、先ほど自伐型林家を育てるとともに、森林整備、また搬出の木材も増やしていくというのも、ある一つの目的でございますので、御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） ほかの林業事業体につきましては、補助金が入っているので搬出された5,000円のみだというお話。ちょっと整合性が取れないと思うのは、搬出量を増やしたいのであれば、例えば自伐型さんだけが3,000円、これは自伐型を伸ばしたいのと森林整備をしたいからという理屈は分かるのですが、搬出量を増やしたいのであれば、ほかの林業事業体の皆さんにも3,000円とは言わないにしても、2,000円だったり、1,000円だったり、何らか、大きじ1杯じゃない、小さじ1杯でも耳かき1杯でも、何かあれば気持ちだけでも変わらと思うのですが、その検討というのはされることはできますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 御質問につきまして、先ほど申し上げましたが、大きな事業体につきましては一定の補助金等をいただいているところもありますので、現段階でこだま商品券等の交付は考えておりません。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） そこについては、いささか若干の疑問はあるのですが、この疑問があるということを心に留めて、ほかの林業事業体の方の心積もりを拝察されたほうがいいのではと考えるところです。

質問を変えまして、木質バイオマスガス化発電所のお披露目会にて、指定管理者でもある林業事業体の社長が担い手不足を訴えておられました。これから起こる未来の施策の展開の前に、今、起こっている担い手不足という現状、この担い手不足の確保をするほうを先にしなければと考えるのですが、何か対策等を取られているか。それが自伐型林業の育成とかの話になってくるのであるかもしれないのですけれども、社長の言われているお言葉というのは、自伐型林業だけではなく、事業体としての担い手不足を言われている、それも含めての話だと思うのですが、何か対策等を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 林業の担い手の育成ということでございます。平成26年度からだと思いますが、地域おこし協力隊を年間3人雇用するということで、最大任期が3年なので、9名から10名を雇用しながら、担い手育成に努めているところでございます。卒業した後で、津和野町に席を置いて林業をしていただきたいという思いが強くあるところであります。

また、林業事業体に対する森林組合とか、石州さんだと思いますが、それについては、現段階では支援というのは町で持っている補助とかというがありますけれども、なかなか人的なところは今のところ検討していかないといけないと思いますが、支援策というのが町中ではない状況でございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 同じ話になってくるのだとは思いますが、地域おこし協力隊など、林業従事者の自伐型林業として呼び込んで、自伐型林業の育成というのは聞こえがとってもいいのだと思います。でも、実際に山林の確保、彼らはよその土地から、この町に自伐型林業をするということで呼ばれているわけで、つまり何を言うかということ、山を持っておりません。自分の山がないという状態で、この仕事に向き合わないといけないところなのではあります。その山の確保や就労環境、それこそ津和野の言葉でいうと、えらい仕事になるものなのですが、そのえらい仕事をさせるにあたって、環境整備なり何なりを整えていかなければならないと思うのと併せまして、先日、大江議員のお話にもありました住居の確保の件にもなるのですが、当然、自伐型林業をされるに当たっても、地域おこしとしてこの町に来られるわけでありまして。一番いいのは、やはり山の近くに住むのがいいんだと思いますが、山の近く、空き家は確か

にあるであろう、私も何軒か、山の近くにある空き家は知っておるのですが、とてもじゃないけど人間が住める場所ではないという状況があると思います。呼ぶのであれば、住む場所、そして就労環境、そして働く場の山林の確保、これはとても必要なことだと思うのですが、何か改善策等を考える余地はあるでしょうか。お聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの御質問で定住というところでございます。今回、地域おこし協力隊で林業の方につきましては、まず地域の方との交流を図っていただきたいということで、山村部の空き家というところを空き家バンクを活用して、事前に体験という形で林業を体験してもらおうということもあるのですけれども、日にちを何日か取っていただいて、現地を回って、家とかを決めていくような状況であります。その中で、地域で関わっていく中で、その土地に、人によっては山を売ってあげようというところで買われた方もいるというところであります。

また、空き家になると傷んでいるというところもございます。それについては、町のほうで空き家の改修という事業もございますので、またそういったところを活用して整備をしていきたいと考えているところでありますが、まず、空き家については、所有者さんとの協議の中で、どこまで所有者のところまで改善できるかというところは、また協議をしていかないといけないと考えているところでございます。そういった中で、来られた方の住環境を整えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 住環境の整備の話になるのですが、それこそ財源とかの話にもなってくるので、難しいところではあると思うのですが、呼んでから準備するのか、準備してから呼ぶのか、この差は、やることとしては同じことなのかもしれませんが、この順番を間違えると、来るか来ないかという判断基準で置き換ええますと、相当な差があると思います。どちらがいいかといえば、それは住む場所があるところに来たほうが当然いい。呼んでおいてから、ひとまずここに住んでおけ、ここの空き家を改修するから。これでも二の足を踏むのではないかと考えますので、どちらを先にしていくのか、どういうお考えなのかをお聞かせ願います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 空き家の改修ということでございますが、まず、先ほど申し上げましたように、林業体験ということで数日来て、空き家を回って行くというところでございます。事前に、ここだというところは、うちが指定するわけでもありませんので、何軒か見て回って、その中で決めていただくというところでございますので、事前に空き家をこちらで選定して、事前に修繕をして、環境を整えてということがなかなか難しいのではなかろうかと考えるところでございます。町として、ここに住んでくださいというのではなくて、本人が見たところで、ここに住みたいという中で選択して

いただいて、修繕が必要なら修繕を行っていくというところがスムーズではなかろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 話がだんだん空き家対策の話に変わってきたような気がするのですが、もう1点、私の考えといえますか、例えば、いわゆるぼろい家があるとして、このぼろい家から、どのぼろを選びますかと言われたら、選ばませんよね。それよりは、その中で改修している家が1軒、もう1個改修している家が1軒、もう1個がぼろ家といったら、当然、ぼろい家のほうを選ぶ人というのはそんなにおらんと思うのです。何らか改修のほうを、ある程度、先にしておったほうが呼びやすいと私は考えるのですけれども、その辺りの所見をお伺いしたいのですが。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 先ほどの御質問であります空き家の改修でございます。これは、先ほど言った空き家バンク対策ということもございまして、担当課等もありますが、申し上げたように、事前に改修するということはなかなか難しいと思っております。我々、林業の地域おこしを呼ぶに当たっては、できる限りの支援はしていきたいと考えているところでございますので、その辺りで御理解をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） この話は、先ほど課長がおっしゃられましたように、また定住対策、空き家対策の話になってくるので、違う機会でお話させていただきたいと思っております。

また質問を変えまして、木を切るとなると、林業の最も目立つ仕事、一番林家としてもやりがいがある仕事になるのではないかと思います。いきなり木は生えませんが、木が育つまでに必要な作業、植えるところから始まり、ある程度、大きくなるまでは下刈りが必要で、大きくなり始めたら、今度は枝打ちが必要。造林業自体、大変な作業が連続してあった中で、最後に伐採するということになるわけですが、本町としましては、急峻な山林を多く抱えているところで、まずこの環境を整備しないと、林業の担い手というのは確保できないのではないかと。当然、森林整備をするために、自伐型の皆さんに来ていただくというところではあるのですけれども、担い手を確保しなければ、バイオマスガス化発電の発展にはつながっていかないと思うのですが、先ほどから重複するお話になるかもしれませんが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 御質問のありました森林整備のことでございますが、今回、9月補正でも計上しております作業道の修繕委託料、修繕に係る補助金等、また放

置林の絡みに係る補助金等、これにより森林整備を進めていきたいと考えておりますが、様々な山での課題があります。それに対して可能な助成体制ができれば、そのような形で森林整備を今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 本町が美しい森づくりという条例を展開しているところではありますが、まず、現状の問題、きつい仕事に向き合って、どのように解決させていかなければならないかというところで、発展させていきたいと思うのであれば、JクレジットやC材、D材のチップ材としての確保、これも当然大切なことだとは思いますが、ただ、そっちに重きを置いて考えてしまうと、先ほどもした似通う話になってくるのですが、将来のことについて、今、一生懸命展開しているけど、現状の問題、これをまず見なきゃいけないと思うのです。先ほどの話からずっと重なってくる話だと思うのですが、きつい林業のお仕事で、高津川流域で考えていかなければならない、これは決して津和野町だけの問題ではない、上側にある吉賀町、下側にある益田市とも併せて考えていかなければならないと思いますが、何か所見があればお聞かせ願います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 先ほどの御質問でございます。確かに林業、重労働でございます。農業においても、それなりの重労働ということになっております。それにつきまして、今、対策といたしましては、先ほどから話していますが、担い手の育成というところが大事なところと思っております。その中で、今、広域というところもございます。そういった中で、益田、吉賀とも、吉賀町におかれましても、担い手、地域おこし協力隊の活用とかいうのも出ておりますので、管内で連携して森林整備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 継続して考えていただければと思います。

また質問を変えまして、ゼロカーボンシティの宣言にもある脱炭素社会の実現が、将来のエネルギー施策はほかにも考えておられるでしょうか。といいますのも、先日のお披露目会の際の町長の御挨拶の中で風力発電には反対というお話がありまして、私もどちらかといえば反対の立場でありましたので、そこは安心させていただいたところではありますが、ほかにも何か、例えば、先日、米澤議員の質問の御答弁にもあったように、ペレットストーブや薪ストーブの件などありますが、それについて風力発電は反対だということでお聞きした後のことで、ゼロカーボンシティ宣言をした上でのエネルギー施策、何かお考えがあるでしょうか。あと、薪ストーブ、ペレットストーブ等の活用とか、風力発電に代わるものとしたら太陽光だとか、何かほかの施策は考えておられるでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 木質バイオマスガス化発電以外の脱炭素に向けた動きという御質問でしょうけれども、今、脱炭素に向けた再生可能エネルギー戦略策定というものをやっております。今月末までに計画が出来上がる予定になっておりますが、その中では、この木質バイオマスが当然メインには入ってきますが、そのほかに太陽光発電、それから小水力発電、そうしたことがエネルギーのキーになるであろうということで考えております。ただ、これはあくまでも計画段階でございますので、これは2050のゼロカーボンを目指すという、全国的にそういう流れですが、そこまで津和野町のポテンシャルがどういうふうに生かして、どういうふうにゼロカーボンが実現できるか、そういうことを試算しているものでございますので、現段階では木質バイオマス以外ですと、太陽光、それから小水力発電等を検討しているという段階でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 大変心強いお話であります。といたしますのも、私事ではあるのですが、先日、私が人頭になってやろうという気持ちがなきにしもあらずなのですが、私の会社であります自動車屋さんの屋根に、太陽光発電施設と、あと私の喫茶店の屋根に太陽光発電、そしてあの蓄電池を設けた売電を重きと置かない、あまり電気を売ってお金をもらうということよりも、自分ちの電気は自分ちでつくり出そうという趣旨で私、私のこの構想が成功するかどうかっていうの、私個人ことになるんですが、もしせつかくゼロカーボンシティ宣言されとるのであれば、これから後、これから考えていかれていくのであろうと思うんですが、大変これ高額なものでして、何らかの補助等が考えていただければと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今現行の太陽光発電等の県単の補助事業がございます。ただ今、議員がおっしゃるのは、多分恐らく大規模でいろいろやれるのかなと、ちょっと私、予想していますが、そうでもないですか……。あの小規模等はいろいろな、うちの課のほうで太陽光発電等の蓄電池の補助事業、県単事業でございますが、そういうのを取りそろえておりますので御活用いただきたいと思っております。

その後の新規で今回の計画が整いますと、今後このゼロカーボンを進めていくためには、当然町民の方々の御理解と、それからいろいろな事業導入が必要という認識は私どもも持っております。なので、そのときには、町民の皆様方にどんどんそのゼロカーボンに向けた活動を加速させていただくための、いろいろな補助メニューは用意していきたいと思っておりますが、現段階ではまだ予算の確保等も含めて、まだ白紙の状態というふうに御認識いただければと思います。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） ありがとうございます。現段階で白紙だというのは重々承知の上で、あと、私が思っているのはやっぱり各々のお宅で、小規模発電がやっぱり望ましいのではないかと考えておるので、やっぱりそれを、本当、私の人柱になってやってみますので、もし私のやっとなることがうまくいったらきっと検討できる話になってくるので、ちょっとその辺り心に留めといていただければと思うことと同時に、もし津和野町の屋根の上に全て太陽光発電が乗ったら、せっかくの赤瓦の街並みが崩れてしまうということもちょっとなんか考えにはいけないのかなと思ってみるので、その辺りもうちょっと考えていただければと思います。あともう一つ脱炭素社会というところで、先ほど言いましたペレットストーブ並びに薪ストーブの件になるんですけど、それこそ先ほど言いました私の車屋と喫茶店とどちらも薪ストーブを設置しております。私も先ほども言いましたように、ある程度林業しますので、薪には事欠かない、いつでも幾らでもあるので燃料は不自由はしておらないのですが、当然私としては、事業所にそれを設置しとるものであります。そこで、設置業者さんから聞いたお話になるんですけど、民間住宅については補助があると、その薪ストーブを設置すること、ただこういう事業所に向かつては補助がない、その納入業者さんがまあおっしゃられるところ、御言葉を借りれば、こういうあの大型の事業こそ補助対象にすべきだとおっしゃられているところなんです。私もそれもつくづく思います。やっぱり大きいものに対して、それをすべきだ。それは、脱炭素社会にそのままつながるのではないかという裏付けとしてお話しをさせていただくんですが、普通、電気代というのは、冬のほうが高くなります。つまり冷房より暖房のほうが消費電力が高い。ただうちのお店に限っては夏のほうが高いです。冬は夏の半分です。なぜかという、その薪ストーブがそこにあるから、つまり電気を買わなくて済んだらということ、宣言されとるように脱炭素社会をつくれるものの一つと考えております。私は別に、その脱炭素社会に向けてそれをしたわけではなくて、これとつてもあったけーじゃんっていう気持ちで、ただ設置しただけなんですけど、そういう副産物としてそれがありましたので、そういうことにつながると思うので、その辺の整備も検討させていただきたいと思うのですが、ちょっと所見をお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 当然そういうと、皆様方が脱炭素に向けた動きを活発化させるのは非常に町としても歓迎することです。今議員おっしゃるようにペレットストーブ、薪ストーブの導入によって冬場の電気料が下がって、脱炭素に向けた動きが加速するのは歓迎でございますので、そうした動きはしっかり町も支援してまいりたいと思っております。ただ、今大型の業務用等の対象にした補助事業等は考えられないかという御質問ですが、現行の県単の補助事業で申し上げますと、どうしても個人用に限ったという制約がございます。そうしたことを今後、今、県の地域政策課ですか、そうした担当課とも今後脱炭素に向けた話は、今や全国的な流れでござ

いますので、当然島根県も力を入れようとしてますし、再生可能エネルギーのほうにシフトしていくというふうに島根県も明言しておられますので、そうした中で、県とも協力して、そうした新しい補助事業等も活用できないかということは、しっかり協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） ひとつよろしく検討していただきたいと思います。

結構間が空いたのですか、4つ目につきまして、フォレストエナジーの1基動かないというお話にちょっと戻すんですが、これは課長おっしゃられるように、フォレストエナジーさんの検討課題というのは、分かるところでございますが、本町とフォレストエナジーさんは、もはや運命共同体ですので、問題を共有し、今後も共に解決に向けて考える必要があると思いますので、ちょっと質問させていただいたところであります。

5つ目につきまして、御答弁されたことなんですが、ぜひ検討していただきたいと思うところではありますが、関係各課とは、具体的に何課と何課と何課でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 先ほどの御質問でございます。こちらにあります9号線沿いという形になると、主に景観が関わってくるんだと思っております。ちょっと以前から商工観光課とも一応話をしておりますので、こちらのほうは商工観光課というところになると考えております。また城山につきましては、管理というか国ということになりますが、実際のところ、教育委員会という絡みになってくると思いますので、そちらと協議しながら、また進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） ありがとうございます。検討協議されることのお話で、とても心強いところではあるんですが、いつどこで、農林課、商工観光課、教育委員会が検討されるのでしょうか。具体的にお聞かせ願えればお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 9号線沿いにつきましては、以前から商工観光課長と協議しながら、森林環境譲与税が活用できないかというところを話しております。城山につきましては、ちょっと今のところ教育委員会とは協議をしてないところでございますが、教育委員会からも何がありましたら、こちらも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） といいますと、商工観光課と農林課は、既にお話をされておるという理解でよいと思うんですが、城山につきまして教育委員会とは、まだ何の話もされてはならないということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） そのとおりでございます。また、今後必要がある中で教育委員会と協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 課長、必要があればとおっしゃられましたが、いや必要です。教育長もよろしくお願いします。といいますのも、これも前回、6月定例で私が一般質問させていただいた件になるんですが、5年後の計画がないという御答弁だったはずなんですが、それではいかんだろうという話を前回させてもらいました。もうそのまんまです。やっぱり何らか計画して行って、それで尚且つこれは、津和野町が保有しておる文化財ではあるけど森林になってくると思いますし、何らかこれを整備することと併せて、その財源をつくるという意味でも、その整備して出た木をどうにかするか、先ほどの薪の話でもあるんですけど、枝、木を薪にしてどうにかそれを財源につなげる、例えばトイレの照明台にするだとか何らかはできると思うので、ちょっとその辺りは検討して行かれればと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

これで私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、5番、横山元志君の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午後0時04分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第7回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和4年9月15日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和4年9月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第77号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
- 日程第3 町長提出第78号議案 令和4年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について
- 日程第4 町長提出第79号議案 令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について
- 日程第5 町長提出第80号議案 津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 町長提出第81号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第82号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野駅）
- 日程第8 町長提出第83号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（高津川清流館）
- 日程第9 町長提出第84号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園キャンプ場）
- 日程第10 町長提出第85号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）
- 日程第11 町長提出第110号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅シルクウェイにちはら）
- 日程第12 町長提出第86号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅津和野温泉なごみの里）

日程第 13 町長提出第 87 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町にちはら自然商店（総合案内所））

日程第 14 町長提出第 88 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）

日程第 15 町長提出第 89 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）

日程第 16 町長提出第 90 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 町長提出第 91 号議案 令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 町長提出第 92 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 町長提出第 93 号議案 令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 町長提出第 94 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 町長提出第 95 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 町長提出第 96 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 町長提出第 97 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 町長提出第 98 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 77 号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について

日程第 3 町長提出第 78 号議案 令和 4 年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について

日程第 4 町長提出第 79 号議案 令和 3 年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について

日程第 5 町長提出第 80 号議案 津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 6 町長提出第 81 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 82 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野駅）

- 日程第 8 町長提出第 83 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（高津川清流館）
- 日程第 9 町長提出第 84 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園キャンプ場）
- 日程第 10 町長提出第 85 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）
- 日程第 11 町長提出第 110 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅シルクウェイにちはら）
- 日程第 12 町長提出第 86 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅津和野温泉なごみの里）
- 日程第 13 町長提出第 87 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町にちはら自然商店（総合案内所））
- 日程第 14 町長提出第 88 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 15 町長提出第 89 号議案 公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）
- 日程第 16 町長提出第 90 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 町長提出第 91 号議案 令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 町長提出第 92 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 町長提出第 93 号議案 令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 町長提出第 94 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 町長提出第 95 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 96 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 町長提出第 97 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 町長提出第 98 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（11 名）

1 番 道信 俊昭君

2 番 大江 梨君

3番 岡田 克也君
5番 横山 元志君
8番 三浦 英治君
10番 寺戸 昌子君
12番 草田 吉丸君

4番 米澤 宥文君
7番 御手洗 剛君
9番 田中海太郎君
11番 川田 剛君

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	岩本 要二君	総務財政課長	……………	益井 仁志君
税務住民課長	……………	山下 泰三君			
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	小藤 信行君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	山本 博之君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから4日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、田中海太郎君、10番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 議案第77号

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、議案第77号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について、これより質疑に入ります。ありませんか。三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） おはようございます。

議案説明では町政の安定に努められたということでしたが、私個人的には不安定にしたんじゃないかと感じたりしております。というわけで時期尚早ではないかとちょっと悩んでいるところもあるんですけども、令和2年12月の定例会で、かつての同僚議員からこの件について一般質問をされています。その町長答弁で、退任後には島根県公安委員会委員長を務められるなど、その功績は多大であると考えております。今後については、他の歴代町長についても御功績を推薦する声も伺っており、そうした方々の処遇と併せ検討させていただきたいと考えておりますと答弁されております。表彰審議会等でこの件に関して検討されたのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 表彰審議会においては、そういう議論というのはなされておられません。

○議長（草田 吉丸君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ということは、この当時、令和2年12月ですが、その後、庁議とかそういうところで、こういったほかの歴代町長等についての処遇と併せ検討をさせていただきたいと考えておりますと答弁していることは、していないということですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今議員御指摘のことにつきましては、以前の一般質問に対する私の答えでございまして、私の考え方を述べさせていただいたものでございます。

そのときには、私に対して、この中島様をこの名誉町民ということで推薦しないかという御質問でありましたので、私の考えとしては、合併前も含め旧日原町、旧津和野町時代から多くのその町長さんがそのときそのときにこの町のことを思って御尽力をされてきたわけでございますので、そういうことを考えたときに、お一人の方のみを私から推薦をするというのは、もう少し考えていく必要もあるんじゃないかと、特にほかの町長さんもまさに御推薦をされる声も聞いておったという状況の中で、そういうような答弁をさせていただいたということでありまして。

今も私の考えは、私のほうからやはりお一人のみを名誉町民として推薦をするということについてはどうだろうかという思いは持っているところであります。もちろん誤解がないように申し上げますけれども、中島前町長の御功績というのはすばらしいものがあるというのを認めた上でのものであるということは申し添えさせていただきたいと思っておりますが、ただ、そういう中で、このたびは津和野地域の連合自治会の方から

御推薦があったという経緯でありまして、それをもってこの表彰審議会かけたわけでございます。

その表彰審議会においては、歴代の町長さんをどうだというような議論はなかったというのは、先ほどの回答で申し上げたわけでありまして、推薦があった中島さんに対して名誉町民としてふさわしいかどうかということについては議論があったわけでありまして。その中で、議論と言いましたけれども、反対があっただけでもありません。満場一致で名誉町民として推薦をすべきだという表彰審議会のお答えを受けまして、それで私としてはそういう経過がございましたので、この議会の方に上程をさせていただいたというところでございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。川田君。

○議員（11番 川田 剛君） このたびの提案については賛成するものなんですけれども、この手続について今町長から若干、表彰審議会を通して提案されたということでもありますけれども、この線引きといいますか、当然この中島氏が推薦、満場一致でされたということですが、例えばその満場一致にならないような状態の場合、例えば自治会等からの推薦があったけれども、その審議会のほうでこの方は適していないとか、町長のほうで適していないとか、そういった判断というのはどのあたりが行うんでしょうか。まず審議会が一つあると思うんですけれども、そして町長というふうになると思うんですが、その辺の線引き、どういったところでこの方が適している適していないという判断をされているのか、この選考過程についてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） ただいま津和野町表彰条例を確認させていただきましたけれども、その審議会の中では、特にこの多数決で決めるとかそういう規定がなされているわけではございません。ですので、話し合いの下でその審議会の中で推薦をするかどうかというのは決定をされていくということしか申し上げられないというふうに思っております。

ただ、やはり審議会としては反対がない、満場一致ということが原則としてあるのではないかというふうに思っているところでありまして、今回のケースは満場一致ということでもあります。

そうじゃなかったときのケースというのは、なかなかタラレバでございまして、ちょっと想定をしてないというところではありますが、私としては町長の立場としては、そういう審議会の中で今回は満場一致で推薦されたものであり、またその下には連合自治会、津和野地域の連合自治会の推薦もあったという、そういう経過もありますので、私のほうでまた上程をやめるといような、そこにも至らないというふうにも判断をしているところであります。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） それと一点、過去にも11月にこの津和野町表彰式が行われていると思います。そういったこれまで多大な功績があった方々が11月に津和野町表彰式で表彰されるわけなんですけれども、それとこの名誉町民というところで一つの差といいますか、これは議決事項ということで名誉町民が選ばれるわけなんです、その線引きといいますか、推薦する時点での一つの線引きはあるかもしれないんですけれども、その津和野町民としてのその線引きの持ち方、あの方とこの方との差は何なのかと、そういったところの議論というのにも出てくるのかなというふうに思うんですが、それが先ほど同僚議員が申し上げたように、ほかの町長さんとの差はどのようなのかとか、そういったところになってくると思うんですが、そのあたりを町民の方から尋ねられた際に、なぜこの方が名誉町民で、この方は名誉町民じゃないのかといった質問が出てくるのかなと想定されるんですけれども、執行部側としましては、そのほうはどのように考えておられるかを尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、津和野地域連合自治会からの推薦を頂いたその内容にも書いてあるわけでありましてけれども、今回は長年、津和野町長として4期、約16年にわたって町長をお務めになられたという御功績と併せて公安委員会の委員長をされたというところでございます。そういうところに推薦理由としては、ほかの町長さんとの違いというものも認められた上で、この推薦があったんだというふうに私自身は受け止めているところでございます。

それと先ほどの回答の補足にもなりますけれども、要はそういう推薦があつて、最終的には名誉町民というのは議会の同意を得るものでありますので、ほかのいわゆる表彰される方とは、そこにまた大きな違いがあると。議会の御判断も委ねているというところも大きなまた要因だというふうに思っているところであります。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。岡田君。

○議員（3番 岡田 克也君） このたびの提案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

中島前町長の御功績につきましては後山前議員より詳細にわたり説明がございましたが、私は中島町長の功績の中で非常に大きなものであったと思うことは、厚生連の破綻という津和野町の医療の危機に際し、病院を町営化をする、町立化するという大英断をされ、今日までそのことによって津和野共存病院、日原診療所、そして津和野町の医療が守られたということ、このことが非常に大きな功績だと思っております。

それに加え、退職後には島根県公安委員長として県議会でも異例の全会一致で任命されるということもあり、また公安委員長を務められ、島根県のその治安の維持に尽力されたその功績を考えると、私は名誉町民にふさわしいお方だと思いますので、賛成の立場とさせていただきます。

なお、元日原町長の木村町長さんなども過疎法の成立という、そういう今でも津和野町の財政を大きく支える、そういうことにも尽力されましたので、今後も歴代の町長につきましても、功績を顕彰されるような、そういう場を持たれることをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 私も賛成の立場で討論をしたいと思います。

今回の我々議員が論点になるのは、一つには先に特別功労者として認定をされたお二方、これは民間の方であり、私財の投入による寄付というかそういった立場でありますし、また今回の中島前町長の御功績に対するものが今回出たわけであります。

これは時の町長として、長年にわたりこの行政手腕を発揮されてこられたということの評価であるわけであります。いろいろとあの論議はあろうかと思いますが、津和野町表彰審議会、これにて全員賛成ということも結果としてここに表れておりますので、私としては賛成といたします。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。念のために申し上げます。押しボタン式の表決において、所定の時間内にボタンを押されなかった場合には、申合せ事項により棄権と見なすことになっております。各自自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第77号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第3．議案第78号

○議長（草田 吉丸君） 日程第3、議案第78号令和4年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 先日、随意契約になった理由をお伺いしたんですが、もう一度説明をしていただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、もう一度随意契約の理由ということでございますので、御説明をさせていただきます。

今回、安野光雅美術館のプラネタリウム機器を購入するに当たりまして、機器が21年経過して古くなっているということでの更新でございますけれども、こちらの美術館のほうで上映しておりますオリジナル番組がございますが、安野光雅先生の天動説の絵本で構成されたオリジナル番組を津和野の四季折々の星空を交えて制作した番組がございます。

この番組でございますけれども、安野先生御自身によりますナレーションによるふろさと津和野に対する思いや星や宇宙などに対する安野光雅先生独自の考えを述べられて、先生がお亡くなりになられた今となりますと、大変な貴重な番組となっているところでございます。そのため今後も来館されたお客様のほうにこの番組を公開をしていきたいということを考えております。

ただ、この番組につきましては、このプラネタリウム、今回契約先でございますコミノルタプラネタリウム株式会社が番組制作を行っておりまして、番組制作の著作権を同社が有していることになっております。

今回、このプラネタリウム機器の更新に当たりまして、機器をデジタル化してまいります。この番組につきましても併せてデジタル化をさせていただきたいと。このコミノルタプラネタリウム株式会社以外の業者からプラネタリウム機器の導入を行うと、番組の再編作業に当たり、別途著作権所有者との協議や著作権に関わる手続処理等が必要となってまいります。

また、一から制作をすることとなりますと制作費用もかかることや、何よりも故人であります安野先生の御本人のナレーションを再録することはもはや不可能でございますので、今まで上映してきた番組とは異なるものとなってしまいます。

そのため美術館の特色が失われるものと考えておりました、今回このプラネタリウム機器については、老朽化したものを更新することにとどまらず、現在の番組をデジタルリマスター処理をして、安野先生御本人が出演した貴重な番組を末永く後世に残すことが目的と考えておりますので、この著作権を帰属、番組データを保有しているユニカムノルタプラネタリウム株式会社へ随意契約をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第78号令和4年度安野光雅美術館プラネタリウム機器の取得については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第4. 議案第79号

○議長（草田 吉丸君） 日程第4、議案第79号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、道信俊昭君。

○議員（1番 道信 俊昭君） この前、私一般質問でやらせてもらいましたが、今回も採決に当たりまして、あれから少し時間もたっておりますし、改めて確認を取ります。

まず、令和3年で設計は完結しました。ということは、もうお金も払われて、ちゃんとそこで一区切りということがなされております。そのことは手戻り設計、ちょっと言い方が大分前も違っておった点があるんですけど、手戻り設計はありませんとなると、令和4年は新規の工事ということになります。

そこで質問です。令和4年の設計料が予算化されていないのはなぜですか。

2つ目、令和4年度の設計監理料が増額されていない、令和3年にはあります。令和4年に増額されていないのはなぜか。

続きまして、新規の契約書は存在するのか。

4つ目、土木への確認申請は誰の名前で行ったのか、まずこれが一つの大きなくくりです。

2番目は、契約の工期のことなんですけども、工期に関して、私はこの前の一般質問でも言いましたけれども、建築工事適正工期算定プログラム、これを使って、これは国交省が推奨しておるわけですが、これを使ってやるのが一番適切だろうというふうに思っておるわけですが、このことに関して、あれから時間もたちましたけども、そういうような客観的なものとなる工期の算定がなされているのかということ。

それでもう一つ、3つ目は、先日、ここに取扱注意の工事内訳書が出てきているわけですが、私共のような素人ですから、これを読み解くということとはできないんですけども、1点目は、教えていただきたいのは、先日のこの契約額の内訳、これは落札した業者にこれを義務として課しているのか。ということは、ここにいろいろ契約額というのがばっと出ていますから、こういうものが最近必ず出さないというふうになっているのか、それが1点目。

それから2点目は、共通費っていうのがあるわけですが、普通これは諸経費、これが利益の基になるわけですが、これがほぼ半額になっていると。ここが不思議なところなので、これを教えていただきたいということ。

それから3点目が、3月のときに、ここに配られましたものとこれとを比較したときに、項目が二つ増えているんですけど、こういうような、普通、項目を並べて対比させるのが普通だと思うんですけども、何でこういうふうに項目が違うのかなというふうに思いました。

次は、最後に、この取扱注意という意味が、どういう意味で取扱注意というふうにしたのか。普通、私はこれをばっと見たときに、最初に取扱注意というところに目が行

ったんですけれども、情報開示というのは、役場にある全ての情報はメモであっても、これは情報開示をする義務があるわけですから、ただ個人情報保護法がありますから、その分ができないというのを知っております。だからそのどっちが優先されるかというのはケース・バイ・ケースではあるんでしょうけれど、この取扱注意というのがどういう意味なのかというのがちょっとよく分かりません。こういうふうに出されたら一気に広がりますよね。これは。

よく前のところなんかでは、そういうものがなかったので、普通にブログにアップしたり等々していたり、固定資産税、よく私経験しているのは、固定資産税の表があったときにはその場で回収するとかいうようなことが……。

○議長（草田 吉丸君） 途中ですが、道信君に申し上げたいと思いますがよろしいですか。今回、今ここに上げてあるのは、令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結でございます。

○議員（1番 道信 俊昭君） そうです。

○議長（草田 吉丸君） これについて今質疑を受けておるわけなんです。ですから、例えば工事内容を聞かれるとか。

○議員（1番 道信 俊昭君） いや、それは聞いていないですよ、内容は、ちょっと聞いたですね。

○議長（草田 吉丸君） それならいいんですけど、以前にさかのぼっているような調査設計、そういったことは今日は対象になりませんので、その辺は少し考えて質疑をしてください。

それからもう一つ、取扱注意ということについて今聞かれましたが、その出た内容について聞かれるのはいいですが、取扱注意について今質疑をする場所ではないというふうに私は思いますので、その辺は気をつけてひとつ質疑していただきたい。

○議員（1番 道信 俊昭君） 分かりました。では、今の件は取り消しておきます。取扱注意とかいう文言は消しておきます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 失礼します。非常に質問がちょっと多くございましたので、ぬかる点もあるかもしれませんが、またそのときには言っていただけたらというふうに思います。

まず、1点目の設計業務の関係でございますけれども、これにつきましては先般、一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、令和3年度の実設計計につきましては、基本設計に基づいて行っていただいたと。そうした中で、完成したものを成果品として受け取ったということでございます。

その後、資材高騰の情報が入るなどしたために、入札等に支障がないか建築士と相談した上で設計額の検証に合わせて仕様変更等もしたほうがよいのではないかとこの

とで、提案内容を改めて検討させていただいて、仕様変更が必要と設計士と協議をして判断をしたものであります。

そういった過程の中で、設計士と協議をする中で、その見直し部分とといいますか、主要な変更部分につきましては、契約額の増額ではなくて、現状のといいますか、令和3年度の契約をもってそのまま引き続いてやるというところで確認をしたところでありまして、それに伴います新規の契約書等につきましては存在はしておりません。

それと次は何じゃったですかね。（「設計監理料が増額されていないか」と呼ぶ者あり）

今議員がおっしゃいますとおり監理料につきましては、これから工事を発注してまいりの中で、監理という業務が発生してまいります。こうして業務量等も増えてきておりますので、今、前年度の予算で、繰越になっておりますけれども、予算計上をさせていただいておりますけれども、それとはまた別に今設計士と協議をしておりますので、協議が整い次第、また予算のほうも計上させていただくというふうな形になるかと思っておりますが、今協議中という段階でございます。

今、確認申請につきましては、今提出をさせていただいているということで、町長名で出しているというふうに思っています。

工期の関係でございますが、先般ああして議員のほうから一般質問のときに国交省が出している工期算定プログラムがあるというふうなことでお聞きしましたので、私もあのときの答弁では、今お願いしている設計士がそれを持っているかどうか分からないというふうな答弁をさせていただいているところでありますが、その後、設計士のほうに確認をさせていただきました。持っていないということでありました。

というのが、建築のほうのいわゆる日本建設業連合会というところがそういったプログラムを開発しておられるようですけれども、プログラムの導入に当たりまして約28万円ぐらいかかるということと、年間保守が2万円かかるというふうなことでございまして、今うちがお願いしている設計士のほうでは、そういったものは導入していないといいますか、入っていないというふうなことでございました。

それでは、どうやって工期算定をするのかということでございますけれども、基準書、あるいは工期算定の基本的な考え方、そしてこれまでもいろいろと建築に携わってこられた設計士でございますので、そういった経験の上から工期設定をしておるということでございます。

それから今回出した資料の中で、工事種別が増えたということでございます。

まず1点目は、既存校舎改修工事という工事種別になろうかと思っておりますけれども、これにつきましては3月設計時点では設計内容に含めておりませんでした。ですけれども、隣接する既存校舎の改修につきましては、給食センターとの距離がすごく近いというふうなことから足場の設置等を考えた場合には、一緒にしたほうが有利であるというふう

に判断をいたしまして、資材高騰分等に見直しを併せて計上したものであるということでございます。

3月時点では、給食センター建設工事とは直接関係がないというところで別途工事の扱いをしておったということで聞いておるところでございます。

ほかはありましたか、共通費の関連ですか。

取扱注意ということで、先般資料のほうをお渡しさせていただきました。今議員のほうから契約額のいろいろのお話がありました。工事内訳書につきましては、入札の際に入札の条件といえますか、提出物としてお願いしているものであります。

それから共通費が、金額がかなり下がるということでございますが、ここの算定につきましては、あくまでも業者さんのほうが見積りをされた中で提出をされておるものがございますので、町としてはどういった内容で積み上げられたかというものは把握をしております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） この前の一般質問では、令和3年で全てお金も支払った段階で完結したというふうに言われていますが、今の答弁では完結していないような感じのことだったんですけども、どちらです。まず、それが一つ。

それから、工期算定プログラムの件ですけれども、私が調べた感じでは、国交省は、自治体にはたしか無償で配付してくれるんじゃないかと、要求すれば、それは多少お金にかかるのかも分らんですけれども。ということはどういうことかと言うと、あと役場の内部でそこそこに算定できるような仕組みを作っておかないと、業務委託のときに丸投げでというパターンじゃない方向に持っていったらいいんですけど、そのあたりどうです。

○議長（草田 吉丸君） 道信君に申し上げます。今日、今この請負契約の締結について質疑に入っているわけですから、その内容についてだけ質疑をしていただきたいと思えます。ただいまのは回答は、教育長、答えられますか。教育長。

○教育長（岩本 要二君） 何度も申し上げるようで恐縮でございますけれども、令和3年度で実施設計業務につきましては完成をしたということで成果品を受け取り、支払いのほうもさせていただいております。その後、設計士からの提案を受けて、資材高騰分に合わせまして仕様変更分も改めて予算計上させていただいたということでございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 今の道信議員への答弁に対し、監理料について今協議しておるとのことだったんですが、ということは、また改めて変更契約がされるということがあるということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 横山議員、その変更契約というのは工事契約での変更契約ということ。

監理業務につきましては、実施設計業務と監理業務は別々に今契約を発注しております、実施設計については、先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。

監理業務は、今から工事発注に合わせて、工事の工程管理等をしていただくこととなりますので、今回こうして今契約案件を議案として上程させていただいておりますけれども、これを議会のほうで認めていただければ、早速そういった監理業務の契約手続等に入らせていただきたいというふうに思っておりますし、また、仕様変更等をした内容でありますので、そういった部分でボリュームが膨らんでおる部分もありますので、その辺につきましては今協議中という状況でございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 9番、田中です。

ちょっとどこまで質問をしていいのかよく分からなかったので、ちょっと質問をしてみますけれども、取扱注意のこの契約内容ですけれども、先ほど道信議員の中でも触れておられたんですけど、既存校舎改修工事が先ほどの答弁の中では、もともとは別のお話で出していたと。それで今回これと一緒にやって、1,200万円ですか、これを出されたというんですけど、具体的に例えばどういうふうに、その足場の関係でとおっしゃられたんですけども、どういうふうなところで、どういうふうなところをやるのかというのと、一応もう一度、一緒にこの契約の中に入った経緯というのか、ちょっと説明していただきたいと思えます。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） この既存校舎の改修工事ということでございますけれども、工事内容につきましては、現場がかなり校舎に、給食センターの建設場所が校舎に近いということで、どうもその延焼とか消防の関係になるんだと思うんですけども、そういった部分で今の校舎のほうの外壁等の何か改修が必要になるというふうなことでございまして、そういった工事内容になります。

それにつきまして、やっぱり現場が給食センターの建設場所に近いということもあって、足場等をそのまま給食センターでかけた足場も使えるんじゃないかということで、今回こういうふうな形で一緒にさせていただいたということでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） それでは、当初の予定は別にされるということは、それは予算として別の形で、その要は現校舎の改修工事ということで、別の機会に出される予定だったということなんですね。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 3月時点では、今議員がおっしゃいましたような形で予算のほうの計上を考えておりました。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 賛成という立場で討論をさせていただきます。

と言いますのも、私は予算については反対した立場ではありますが、私以外の皆さんが賛成され可決されたものでありますので、これはもうそれを執行するという方向でもう考えを変えていかなければならないというところで賛成させていただくんであります。ちょっと考えていただきたいこととして、このたびのこの変更等々、一事不再議の原則というものがありませんが、その決まったことについてとやかく言うつもりは毛頭ございません。ただ、言いたいこととして、今回こういうことが行われた……。

○議長（草田 吉丸君） 横山君、途中ですが、今これ討論中なんです、賛成か反対か、そういったことを示していただく場であります。特に自分の意見を言う場ではありませんので、その辺、ひとつ気をつけていただきたいと思います。

○議員（5番 横山 元志君） では、先ほどまでのところで、私以外の皆さんが賛成されて可決されたというところで、私としてはもうこれは賛成の方向に考えを変えていかなければならないと思ったところで、賛成とさせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 次に、反対者の発言を許します。道信君。

○議員（1番 道信 俊昭君） 基本的に反対です。

というのは、言い出したら長くなっちゃうんですけども、一連の未契約繰越しから始まって、このあたりできちんと正していけないといけんのじゃないのかなという、今回のこの件に関しては、あまりにもいろんな問題が多過ぎるということで反対です。

○議長（草田 吉丸君） 原案に賛成者の発言を許します。川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 賛成の立場で討論いたします。

この給食センターにつきましては、多くの町民の方々から、一つにするべきだ、それとも各学校給食、今ある既存の形ですべきだと、様々な議論が起こっておりました。当然皆さんが希望する給食センターになるのが一番ではありますけれども、しかしながら、限られた予算と限られた土地・建物が建てられる場所というのがありました。

そういった中で、取捨選択しながら、一番よりよいものは何なのかということでこのたび議論が行われました。確かにこのたび、物価高騰ということでこのように契約の話が去る議会で審議されました。

その手続について、同僚議員の皆様からもいろんな声は上がったと思いますけれども、しかしながら、今のある老朽化されたこの給食センターをいち早く改築しなければ、子ども達の給食に異物混入がいつ起こってもおかしくない、そういった状況でありますの

で、いち早い給食センターの建設を望むものでありますし、この工期が十分守られ、できるだけ早い段階で給食センターが稼働することを望みまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第79号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（1名）

道信 俊昭君

日程第5. 議案第80号

○議長（草田 吉丸君） 日程第5、議案第80号津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） これの名称になるんですが、津和野町交流センターひまわり、予算の段階までだったら、つわぶきだったような気がするんですが、この名前が変わった経緯等分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 御質問でございますけれども、名称につきましては、これまで仮称という形で建設工事のほうを進めさせていただきました。施設完了後の施設利用に当たりまして、名称につきましていろいろと協議をさせていただいて、このひま

わりにつきましては、実際に使われる津和野高校生のほうから名称のほうを募集させていただいて、その中から高校等とも協議をさせていただいて、ひまわりという名称を決定させていただいたものでございます。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。川田君。

○議員（11番 川田 剛君） すみません。同様に名称なんですけれども、ひまわりというのはどっかで聞いたことあるなということで、農協の施設がひまわりだそうなんです、これは個人的な感想ですが、つわぶきのほうが津和野高校にしっくりくるなというイメージと、ひまわりは高校の生徒さんが選ばれたんだったらそれでも構わないんですが、同じ名称の建物、何かあるなと思ったら農協の建物でひまわりがあるということなんですけど、それは大丈夫ですか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 御質問でございますけど、つわぶきといたしましたときに、現在の津和野高校の寮、つわぶき寮ございますので、そちらのほうの名称との混同もでございます。ひまわりのほうにつきましては、議員の御質問ありますけども、もう高校生は自分たちが使う施設というところで、名称のほうを応募されて、津和野高校、津和野のほうといろいろと応募があった名称の中から選考していた中で、一番名称としていいだろうというところで決定させていただいたものでございますので、その辺りで御理解を頂ければと思います。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 賛成という立場で討論させていただきますが、たしか旧日原町の町花はひまわりじゃったですよ、じゃったですね。そして、あと高校生からの公募でそれに決まったということであれば、もうちょっと自分、個人的にはもうちょっと何とかならん名前かなと思ったところですが、高校生から募集してそれになって、また旧日原町の町花というのであれば、もうこれは賛成せざるを得ないというところで賛成という立場を取らせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第80号津和野町交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第6、議案第81号

○議長（草田 吉丸君） 日程第6、議案第81号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 仕事をされる女性にとって、出産の休暇とか育児の休暇というのはとても大きなウエートを占めるもので、どれぐらい子供を産んでから休めるんだろうかというのは、すごい職を選ぶの中の対象になってくると思うのですが、それですごく重要なことだと思って一生懸命読ませていただいたんですが、ちょっと私には理解ができないので、具体的に何がどう変わるのかを教えていただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 今回の改正は、島根県下一斉に——島根県下全国一斉に、いわゆる地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして、津和野町の条例を改正するものでございます。

主にこの津和野町の条例では、非常勤職員のことについてほぼぼうたっておりまして、今回もそういったことに関します改正ということになってまいります。

どういったような内容かと、確かに分かりにくいなというふうに私も思っております。端的に申し上げますと、例えば、一つか二つか例を挙げて申し上げますと、これまでは、これ非常勤職員さんですけども、育児休業取得の要件が変わっております。

これまでは子供さんが1歳6か月に達する日に在職の可能性があること、例えばもうそのときに在職していなければならないのが、少し緩和されまして、57日プラス6月、要するにこれでは8週と6月に在職の可能性がある、要するに短くても大丈夫ですよというふうになりました。

それから、あとは大きく変わったのは、例えば、これまで育児休業の開始につきましては基本的には1歳到達の翌日から、中には1歳6か月あるいは2歳まで町長さんに認められる特段の事情があればということになっておりますが、そこについては詳しくは説明しませんが、これまで例えば1回、1歳当日の翌日からこれについては取ることができたというか、そういうふうにしなれば取れなかったんですけども、それが緩和をされまして、要は、夫婦の交代で育児休業が取得が可能になったということでございます。

なかなかこの条例では読み取りにくいですが、端的に言えば、主な改正点としてはそういうところでございます。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 9番、田中です。この条例の改正、いろいろ今までも条例の改正見てきたんですけど、これ今回、非常勤の職員の条例改正をして、これが可決されてちゃんと形になったときに、どういう周知のされ方をする予定でしょうか。

周知というか、職員さん、多分これぼんと出されてもよく分かんないんで、まあ聞かれたら答えるのか、それとも事前に分かりやすいパンフレットとか何かつくって非常勤の職員さんに配るのか、何かあれば教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 今回の条例改正は、一応可決を今日議会のほうでお認めいただければ、10月1日からの施行というふうになっております。

これは全国的な動きでございますので、津和野町だけでどうこうということではございませんが、今非常勤職員さんの中で育休を取られている方がちょっといるかどうか今ちょっと私も覚えてないんですけども、そうした該当される方あるいは今後質問等があったり、問合せ等があれば、きちんと今回の条例について改正の中の趣旨を御説明をすることにはしようかなというふうには思っております。

○議長（草田 吉丸君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第81号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第7. 議案第82号

○議長（草田 吉丸君） 日程第7、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（津和野駅）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（津和野駅）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第8．議案第83号

○議長（草田 吉丸君） 日程第8、議案第83号公の施設の指定管理者の指定の変更について（高津川清流館）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第83号公の施設の指定管理者の指定の変更について（高津川清流館）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第9．議案第84号

○議長（草田 吉丸君） 日程第9、議案第84号公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園キャンプ場）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第84号公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園キャンプ場）については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第10. 議案第85号

○議長（草田 吉丸君） 日程第10、議案第85号公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自自分が押したボタンのライトは点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第85号公の施設の指定管理者の指定の変更について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第11．議案第110号

○議長（草田 吉丸君） 日程第11、議案第110号公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅シルクウェイにちはら）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第110号公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅シルクウェイにちはら）については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

日程第12. 議案第86号

○議長（草田 吉丸君） 日程第12、議案第86号公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅津和野温泉なごみの里）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第86号公の施設の指定管理者の指定の変更について（道の駅津和野温泉なごみの里）については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第13．議案第87号

○議長（草田 吉丸君） 日程第13、議案第87号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町にちはら自然商店（総合案内所））について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決をします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第87号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町にちはら自然商店（総合案内所））については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第14．議案第88号

○議長（草田 吉丸君） 日程第14、議案第88号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第88号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町グラウンドゴルフ場）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第15．議案第89号

○議長（草田 吉丸君） 日程第15、議案第89号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第89号公の施設の指定管理者の指定の変更について（津和野町農産物処理加工施設）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） ここで10時25分まで休憩といたします。
午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第16．議案第90号

○議長（草田 吉丸君） 日程第16、議案第90号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。川田君。

○議員（11番 川田 剛君） ページ数、22、23ページです。

一般管理費の説明がありまして、委託料の人事評価システム導入及び運用支援業務委託料が上がっておりますが、これ人事評価システムのことだと思っておりますけれども、これ導入された後、どういった成果物が上がってきて、人事評価について、今既存のものどこれが導入された後と、どういった効果が得られるものなのかをお尋ねいたします。

それと、その下にあります個人情報ファイル簿整備業務委託料というのがありますが、個人情報のファイルを整備する委託だと思っておりますが、どういったものなのかをお尋ねをいたします。

それから、ページ数、26ページ、27ページであります。JR……。ごめんなさい。これは大丈夫です。失礼しました。ページ数、48、49ページです。

林業費林業振興費の中で、負担金補助及び交付金の中で、津和野町放置森林整備補助金が計上されておりますが、この内容についてお尋ねをいたします。

それと、68、69ページですが、教育諸費委託料の中で、設計監理業務委託料、日原小学校の体育館の屋根のOMソーラーの修繕ということなんですけれども、現在、設計が終わったと思うんですが、どのタイミングでこの修繕が開始されて、敷地といいますか、小学校の敷地内の使い方、通路にもなっていると思うんですけれども、その辺りはどのようになるのか。また、児童クラブの入り口にも関わってくると思うんですけれども、その対応についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） まず、一般管理費の人事評価システム導入につきましての委託料でございますが、人事評価システムにつきましては、今は、町が単独でつくって、エクセルみたいなのをつくって、それに書き込んでもらって、職員さんにも書き込んでもらってつくっておるという状況でございます。非常にそれ自体は、これは単独で、うちの町のほうで独自につくっているもので非常に使いにくいというところもございまして、システムを今回入れさせていただいて、集計等もスムーズに、あるいは入力等もスムーズにできたらということで、このたび必要最低限のシステムではございませんけれども、そういったものを今回導入して、今後、役に立っていかうということでございます。あくまでも将来的にということよりも今現在の事務を少し効率化したいというところでの導入というところでございます。

それから、個人情報ファイル簿でございますが、これも、これも全国的な話でございますが、個人情報ファイル簿というのが、今度、令和5年度からそういったようなものを整備しなきゃいけないというものでございます。それを、このたび、例えば、内容につきましては、1,000人以上の個人情報ファイル簿の作成及び公表というのが義務づけられてくるということになります。詳しくは説明はしませんけれども、いったいようなことで、そういったものを整備するための委託料ということでございます。一応、来年4月から、先ほども申しましたけれども、ファイル簿の公表が義務づけられておるというところの整備というところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいま質問ございました津和野町放置林整備補助金でございます。

これにつきましては、10年以上手入れがされていない山林を対象として、申請者に対しましては、国の補助金を活用できない事業所、個人事業者であります。一応、林業収入が100万以上られる方を対象としております。

補助の内容といたしましては、国の森林整備補助金に準じて、間伐、搬出、作業道の開設の補助金を交付するものであります。この補助金の額につきましては、国、県の金額に対して、間伐率、作業道の幅員に応じて按分を行った金額としております。

間伐につきましては、一応、2割間伐としております。この理由につきましては、津和野町では、自伐型林業の推進をしている観点から、壊れない道づくりと長伐期多間伐作業に重きを置いております。この点で2割間伐という形でさせていただいております。

2割間伐によるメリットとしましては、従来の作業、50年サイクルと比べて、新植、下刈り等の手間が少ないこと、木の材積も年林50年を過ぎると比例でなく反比例のように増えていくので、50年サイクルで回すより木の材積が多くなることが上げられることが一つの理由でございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、68ページ、69ページでございます。設計監理業務委託料等でございますが、これは、6月議会におきまして、体育館の屋根にありますOMソーラーの落下防止、応急処置をさせていただいたところでございますけれども、その後、建築士のほうに現場を見て確認しておいていただきまして、意見書を頂きました。現在、応急処置によりましてOMソーラーの落下防止、ある程度図られているところではありますけれども、ただ、器具そのものがもうビス等浮いており、危険な状況であるので、確実に危険性を取り除くためには、早期にこの撤去を行うことが必要であるという御意見を頂いたところでございます。

時期でございますけれども、予算の御承認を頂き、可決いただきましたら業者選定等を行い、それから学校のほうとも協議を行った上で、適切な時期に、なるべく早期に事業のほうを取りかかりたいというふうに考えているところでございます。

敷地の使い方でございますけれども、今回、撤去作業ということになりますので、体育館の周囲を、ちょっと足場を囲った形での作業が必要になってまいります。今の児童クラブの入り口等の問題もございまして、これは選定された業者さんと、それから学校及び今の児童クラブの関係者の方と協議をさせていただいた上で、安全性を確保して、入り口等の支障がないように配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 児童クラブにつきましては、御存じのとおり、体育館と校舎の間を通路として、一旦、責任の問題がありますので、一旦、学校昇降口から子供が下校して、そこを通過して児クラに入るという形を今までは取っておりましたが、この前の落下防止の時点でもう足場を組んだりして、あそこは通過できないということでありましたので、学校と協議をしまして、ちょっと特別な配慮として、実は、昇降口の反対側が児童クラブになって、ちょうど本当はそこに一つ扉がありまして、そこは使っていなかったんですが、それを当分の間、この工事の期間は使わせていただくという

ことで、昇降口から外に出ないで児童クラブに来て、帰るときは昇降口から帰らせてもらうということで今、学校と約束をして、それを今、落下防止の時点からもう既にその状態になっているということです。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、今御答弁いただいたところなんですけど、夏休みの期間で私もお迎えに行くときに、いわゆる学校の通用口から、出入り口から出入りしていたのを把握しているんですけども、学校が始まる、いつやるかというのもあるんですけども、あそこは体育館の横を通らないと校舎に出れない造りになっていると思うんですよ。児童クラブ、夏休みの間は、児童クラブの中から校舎、校庭に出れると思うんです。今後、学校が始まってからやるとしたら、冬休み期間なのかなとも思ったりもするんですが、学校がある期間においては、どこから校舎のほうに出ていくのかなとか、あそこ通れなくなるんだったら、大回りをして校舎側から出ていくのか。それとも園庭側といいますか、中庭といいますかね、あそこから出ていくのかなとか、ちょうどあそこ塞がるのかなと思っていまして、それでどういうふうに対応されるのかというのを、これ教育委員会かもしれませんが、その質問だったのと。

もう1点が、これちょっと予算と関係ないので、もし駄目でしたら、議長、止めていただきたいんですが、夏休み期間中に、いわゆる校舎の入り口、講師が、児童の出入り口で子供の受渡しを行っておりました。これが、実は、保護者にとってはものすごく好評でした。プラス児童クラブの先生方もこれが一番いいんじゃないかと。特別に配慮されていたと思うんですけども、学校と児童クラブを間仕切りをして分けられていました。あのやり方が、じゃあ、通常の学校業務が行われる段階でできるかどうかというのは、ちょっと難しいかもしれないんですけども、ぐるっと回って裏まで行って、当然、責任の所在というのは出てくるかもしれないんですが、その辺りは行政の中で、教育委員会と健康福祉課で議論していただいて、あの形ができるのであれば、皆さんあれを望まれると思うんですよ。ぜひその手の議論をしていただきたいというのがOMソーラーの改修のときに気づいた点ですので、その点をお願いしたいと思います。

それと、1個遡りまして、48、49ページの林業振興費についてであります。先ほど10年以上の部分で2割間伐を自伐型林業の方というお話だと思うんですけども、これ財源、違いましたらすいません。これ森林環境譲与税なのかなと思っているんですが、違ったらすいません。

それで、先般、同僚議員が一般質問でこの自伐型林業の関係の話もされておりましたけれども、いわゆる認定林業事業体とのその差額の部分で、自伐型林業に対して、こういった補助金を交付していくという育て方をするのではなくて、きちんと自伐型林業の方々にとってもきちんとした林業事業体になっていただいて、自ら森林経営計画を樹立して、きちんとした形で補助を受ける。そしてきちんとした形で林業の収入を得るというふうにシフトしていったほうがいいと思うんですよ。ですから、この自伐型林業だけ

らということで補助金を出していくんでしたら、じゃあ、認定林業事業体になる必要性があるのかというのもだんだん思ってきております。同じレベルで収入が得られるのであれば、無理して計画を立てる必要がないですし、無理して申請する必要がない。であれば、人数が少ないところは自伐型林業でやったほうが町からの補助金が受けれると。そのほうが何かしっくりするんですよ。しかし、それだと林業事業体というのは育っていかないと思うんですね。ですから、今回も予算化されていますので、これ執行されるものだと思うんですけども、津和野町放置森林整備補助金の計上された経緯、そういったところをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、先に日原小学校のOMソーラーの撤去の関係についての御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

工事期間中の児童の方の校庭への移動に関しましては、当然、児童さんの安全性を十分配慮した上での経路選定ということになるかと思います。これにつきましては、学校、それから業者さんのほうとも協議をさせていただいて、想定としては、やはり体育館横をぐるっと、大回りにはなろうかと思いますけれども、そういった形での経路選定ということになるのではないかと想定をしております。

いずれにしても、このことにつきましては、学校のほうとも慎重に、とにかく安全性を十分配慮した上で、経路選定のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 児クラについては、今、先ほど申し上げましたが、基本的には、責任の所在、学校のところと児クラのところをきちんと分けなければいけないということでやっておるところではありますが、今回、特別な計らいで学校と協議をして、校長とも、校長のほうでいいですよと。いわゆる鍵の問題なんかもあるわけでありまして、その辺もこちらに任せていただけるような感じで今、夏休みは運用しておったところなんです。今後につきましても、確かに、保護者の方にとってはグラウンドのほうまで迎えに行かずに昇降口で迎えられるということで、非常に便利なるというのは感じております。

例えば、津和野小学校なんかは、一旦、昇降口を出て、違う入り口からまた入っていくという、きちんとした、きちんとといたしますか、そういう対応を取っています。ただし、木部小学校なんかは同じ昇降口で実はやっております、右から入って左から出るというような靴の場所を変えることによって、一旦、下校したということで、学校のほうにも了解をしてもらってしまっていて、鍵も預かっておると。それぞれの学校の校長の判断であったり、学校の考え方であったりするところではいろんなそういう対応が分かれていますので、今後、日原小学校、一旦、この形つくったんで、確かに、保護者にとっ

でも便利かなと思いますんで、その辺の要望があったということを小学校とも話をしまして、対応、OMソーラーが撤去後もそういう対応ができるかというのは、また検討させていただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいま御質問がありました林業経営体への移行というところでございますが、現在、地域おこし協力隊で来られて卒業されている方につきましては、津和野町の自伐型林業という形で希望されて入ってこられております。経営計画を樹立して、事業体と同じような活動をするに当たっては、現在、面積として5年で30ヘクタールという規模の計画を立てて実施しなければならないと。その規模でありますと、なかなか個人、自伐型林家となると、1人または協力して2人というところで体制を組んでやっているというところでございます。なかなかその形に持つていくのは難しいということでございます。これについても、県とか国に対しても、もう少し大きな事業体でなくて、個人的な事業体にも助成できないかというところまで進めているところでございます。また、今やっている卒業生の方につきましても、今後、規模を拡大していくということになってくれば、また事業体への移行ということも考えられるのかと思いますが、現状、まだ卒業して間もないというところでございます。

町としても、林業者の育成というところがございます。所得向上もございます。そういったところをまた、卒業生とか林業事業体とまた協議しながら取組を進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、3点ほどお伺いいたします。

ページ、28から29、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の関係であります。

1点は、地域公共交通関係での補助金、負担金補助で712万、また、農業用肥料費の関係で、価格高騰対策支援補助金735万、この具体的な内容をお願いいたします。

それから、ページ、68から69、教育諸費の備品購入費、これ学校給食センターの関係であります。今から備品購入をするということの中で、私、町内の食料品を扱う方々に話をしたところで、営業の関係の中で冷蔵庫等、そういった備品が故障して修繕が必要だということが一番困るんだと、営業を停止せざるを得ないという事態もあると。そういったことの中で、今回は新たな備品購入の中で対応されると思いますが、できれば今から業者選定に当たって、近回りに営業所等のあるような業者、こういったことが必要ではなからうかなという話も出ております。この業者選定の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 初めに、29ページの新型コロナウイルス対応関連の地域公共交通対策事業補助金712万円の内訳でございますが、まず、このうちの12万円は、タクシー事業者への補助でございます。これは島根県との共同補助によりまして、コロナ禍による利用者の減少と燃料費の高騰による厳しい経営状況にあるタクシー事業者を支援するものであります。

これは、町内タクシー事業者3社に向けて補助事業でございまして、そのうち町が4分の1を補助するというものであります。

残りの700万でございますが、これも新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料価格高騰により厳しい経営環境にあるタクシー事業者に対し、ハイブリット車の整備を行うものであります。これは、タクシー車両を2台分で700万ということでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） コロナ対策に係る農業用肥料費等価格高騰対策支援補助金でございます。これにつきましては、価格高騰に、また物価高騰に対しまして、肥料がもう2割以上高騰している状況でございます。その中で、町としましては、肥料の購入価格に対して10%助成するということでございます。

期間といたしましては、令和4年1月から12月を対象としております。

対象農業者でございますが、一定規模、100万円以上の収入がある農業者に対して交付するものでございます。

国のほうでも、肥料価格高騰対策というのが出ております。こちらも国の事業となっておりますので、二重交付ということにならないよう、こちらのほうも調整して、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

一応、交付の上限としましては、一律、10%ですが、上限としては15万円を想定としております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 給食センターの備品購入費、厨房機器等の購入ということでございますけれども、その業者選定というところでの御質問でございます。業者選定等につきましては、今から、これから指名審査会等の中で協議をして選定していくこととなりますけれども、町のほうに入札参加者の選定要項というふうな要綱がございますので、そういったことに基づいて、選定をしてみたいというふうに考えております。

そういった中で、入札参加の資格者名簿というものにまずは登録されているかどうかというふうなことが基準になってまいりますので、そういったところを審査会の中でチェックしながら、町内業者のほうで対応できる納品かどうかというところも見極めながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 25ページ、18番の負担金補助及び交付金の中で、ファンディングベース事業委託費がマイナス92万円、これについての説明をお願いします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、当初、今年度、もう1名まだやる、やる、残っている予定だったんですが、任期を1年残して、この春に自己都合で退職されましたので、それで減額しておるものでございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） すいません。その自己都合という詳細はお分かりになりますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 自己都合の理由ということですね。東京のほうに就職が決まったというふうに伺っております。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 就職されたのならそれはそれで、就職されたんだということなんですけど、私がちょっと思うとることになるんですけど、先日の教育フォーラムで町長言われておりました、失敗した者を責めるのではない、それは私もそう思っております。ただ、就職されて、任期を途中で辞められちゃった方、この人も何かあつての心変わりだったと思うんですけど。先ほども言いましたように、失敗したことを責めるのではなく、検証する必要があるのではないか。でないと、また同じ失敗を繰り返したり、そして、彼か彼女か分かりませんが、その方の過ごした時間をも無駄になってしまう。ただ失敗して帰ったことになってしまう。町としても、その方にしても検証する必要がないのではないかと思います、町長の所見をお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） ちょっと誤解のないように、ちょっと補足しますが、東京に就職しましたけど、決して、本人が失敗したという認識ではなくて、本人は2年間やった事業は、一応、整理をして、その成果品とか報告も頂いております。その中でたまたま本人の家庭の事情等もあつて、本人は東北大学の出身で、地元が東北のほうにありますが、それで東京のほうまで戻ってきてほしいとかそういう要望もあつた上での東京に帰ったというふうな事情でございます。ちょっと何か失敗とかいう意味合いではございませんので、それをちょっと今、ただして、はい、お願いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 教育フォーラムも限られた時間の中なので、十分にお伝えするような言葉にならなかったのかなというふうに思っておりますが。

私が、その発言を趣旨した、発言の趣旨というのは、いろんな物事に取り組む。だけど、それを失敗することもある。だけど、その失敗は次につながるということにおいては失敗じゃないので、失敗して、それだけを取って責めるものではないという趣旨のことが言いたかったわけでございまして、今回、ファンディングベースの帰ったことに対してどうこうという意味での失敗云々という発言ではないというのは、御理解を頂きたいというふうに思っております。

今回のケースに限らず、ファンディングベース等で都会から全くご縁がないこの津和野に、そこにご縁があって、これまでの数多くの若者が来て来ております。また、残念ながら途中で帰った者もおります。

しかしながら、そういう者についても、このファンディングベースについてはマネジメントをしておられる方がおられますので、そういう方々とも常に話し合いをしながら、また、帰られた理由とかそういうことも、ヒアリングとか意見交換もしながら、また次につながっていくような取組というのはさせていただいているというようなところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宥文君） 49ページですが、機械、器具、購入のドローン、これは何台、また、どこが管理、管轄されるのか。

それと、その下のバイオマスガス化発電所用チップ運搬補助金とありますが、この前完成したばかりで、お披露目もあつたばかりなんですけど、もう補助金とは、どのような補助金でしょうか。

あと、57ページ、道路維持費ですが、1,200万、これ伊料線、直地線となっておりますが、どのような工事をされるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 林業振興費の備品購入、機械、器具の導入でございます。ドローンでございます。1台でございます。管理等につきましては、農林課で行う予定としております。

このドローンにつきましては、近年、鹿のほうが多く出てきている状況でございます。現状、今、職員の足で山を登ってやっているとございますが、なかなか追いつかないというところでございます。ドローンに赤外線のカメラを設置して、それを活用して、鹿の状況を確認するということでございます。今後、森林、災害時にもこういったものが活用できるものと考えているところでございます。

続きまして、津和野町木質バイオマスガス化発電所のチップの運搬補助でございます。

先ほどお披露目会があつた後ということでございます。現状、今、枕瀬の原木・チップヤードでの買取りにつきましては、石州で5,000円と買取りとなっております。ただ、邑輝の近隣、石州造林に卸した場合は3,500円の買取りとなっております。その頃に卸したものをチップに、木材につきましては、浜田とか江津の発電所に行くこ

ともありますが、町としては、できる限り枕瀬のガス化発電所に持って行っていただきたいというところで、1,500円の買取り価格を石州で5,000円で買い取ってもらったところを1,500円埋めて、また石州に運搬とかもかかりますんで、そこに500円加えて2,000円を、1トン当たり2,000円を助成するような補助金となっているところでございます。買取りが同じ額になると、出す方もそこで卸してもバイオマスガス化発電に行きますので、そこでチップとして活用して、町のガス化発電の活用に使っていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 57ページの道路維持費工事請負費の部分でございます。これにつきましては、先ほど議員が言われたとおり、町道伊料線、町道直地線でございます。

工事内容につきましては、どちらも側溝等が整備しておりませんで、道路上の排水、水が民地のほうに流れるということがございましたので、そういったことで昨年度いろいろ御要望いただきまして、その対策といたしまして、側溝等の整備を中心に行うものがございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤君。

○議員（4番 米澤 宏文君） 先ほどのドローンの件ですが、鹿対策とのことですが、もちろん、熊対策にも活用できますね。猿もどうか分かりませんが、猿はもう至るところおりますが、熊は非常に危険でありますので、この熊対策にも活用は可能でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 有害鳥獣全般として活用することもすることもありますので、御了承いただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。大江君。

○議員（2番 大江 梨君） 24ページ、25ページ、情報処理費の中にあります行政手続のオンライン化システム導入業務委託料、これは、今、私たちが窓口に行っているいろいろ書いたりして出したりしているものがオンラインでできるようになると、そんなシステムでしょうか。ちょっと詳しく知りたいです。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 今回のこの行政システム、オンライン化、失礼しました。行政手続のオンライン化システム導入業務委託料というところでお示しさせていただいているものとしましては、今回、これは国の補助事業でございますので、基本的に、これも来年から今、実行のため、実施のために、どうも、恐らく、県下これの一斉に整備をされているだろうというふうに思っております。

今、私のほうで聞いておりますのが、今の、いわゆる今、世間でもいろいろ言っておりますマイナポータルのぴったりサービスというところから申請ができるようになるというふうに聞いておるところでございます。主に対象となる、今回の補助事業の中で対象となる手続につきましては26項目あるというふうにお聞きしております。

主には、子育て関係と介護関係がこれに関するものでございまして、例えば、子育て関係が15手続、申請とか届出とか請求とか、いわゆるそういったようなことになってくるわけですが、一つ申し上げますと、例えば、子育て関係でいいますと、児童手当の受給資格及び児童手当の額に関する認定請求とか、例えば、そういったようなことができるというふうに聞いております。

介護につきましては、介護の要支援認定の申請とかいうのができるというふうにお聞きをしております。

セクションにつきましては、それぞれのセクションのところで対応するようになると思うんですけど、このたびは、あくまでもシステムの導入といいますか、システムの改修というところで総務のほうで、これにつきましては導入をしていくということになります。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 4点ほどあります。

1つ目は、ちょっとこういう聞き方がどうかちょっと分からないので、一応、質問してみますけど、先ほど、今同僚議員がおっしゃった行政手続のオンライン化システムの導入ということで、恐らく、これを導入されれば、かなり職員の負担は軽減できるだろうと思っていますので、やはり行政の職員の皆さんの軽減負担はすごい大事なことで、これからどんどんそれは予算化して進めていただきたいと思いますんですけど、今回のこの予算の中で、やはり全て関連しているのかもしれませんが、特に職員の負担、負担が軽減できるような予算の内容というのは、例えばですけど、33ページの戸籍システム改修業務委託料もそうかなと思うんですけど、何か目玉とまでは言わないですけど、これすることですごい業務が、負担が軽くなるというのがありましたら教えていただきたいというのが1点です、まず。

それと、2点目ですけど、45ページの真ん中より下の農業振興費のところ、自営就農志向者受入促進事業補助金というものの内容を教えていただきたいのと、翌、次のページの47ページの農業研修生支援事業補助金というこの2点は、どういったものに使うことを想定されているかということと、もう1点は、85ページの上のほうの0歳児からのひとつくり事業PR動画作成委託料。0歳児からのひとつくり事業は、町長がずっとやられていることだと思うんですけど、この動画作成に当たって、どういう意図でこの動画をつくられるかということと、あと、今後、どういうところで活用されていくのかというのが知りたいです。

以上でお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 先ほどの、前の質問のときにも申しあげましたとおり、このたび、実は、デジタル基盤改革支援補助金というのを頂いて、先ほど、まずはこの補助金を利用して26。この補助金の要綱の中にこの26項目をやらなければ補助対象になりませんよというところがございます。

なお、そういったようなところで、こうした26項目のまずは支援補助金を使って整備をまずしていこうということでございます。

昨日の一般質問の中でも、町長申しあげましたとおり、いわゆるデジタル、DX、トランスフォーメーションのそういったようなことの、当然、推進の一つかなというふうにも位置づけておるところでございます。今後、これがどういうふうに影響してくるかというのをまずは導入してみて、結果をどういうふうに出てくるのか。例えば、町民さん、ものすごくこれを利用していただければ、我々にとってもいいんですけども、なかなか家のパソコンからとか携帯からとかということになるんでしょうけど、その辺のところの実績がまだよく分からなくて、今言う職員の負担軽減にはなると言いながらも、どのぐらいの実績がつくかなというところはまだよく不確定なところでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） 決算書の33ページ。（発言する者あり）ごめんなさい。失礼しました。予算書の33ページの戸籍住民基本台帳費委託料、戸籍システム改修業務委託料についてでございます。

これにつきましては、令和4年度社会保障・税番号システム整備事業に係るシステム改修業務として、戸籍法の一部を改正する法律に伴いまして、令和5年度末からマイナンバー制度導入に対応した業務が開始される戸籍事務内連携のため、直接的に必要な機能の整備を行うものでございます。これにつきましては、システム設計開発に要する経費、ソフトウェア購入に要する経費でございます。補助率10分の10の国の予算を活用した委託料でございます。

○議長（草田 吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） 45ページの自営就農志向者受入促進事業補助金でございます。この事業につきましては県の事業になります。自営就農希望者が、農業者の受入れを受けるために、その受入れ団体が体制づくり、休憩所設置とかトイレの整備とか、そういったものに係る費用について補助する制度となっております。

続きまして、47ページでございます。

農業研究生支援事業補助金でございます。これにつきましては、研修制度を終了する予定の方がおられましたが、さらにちょっと延長したいということで、下のほうに新規総合支援事業補助金というのがございますが、こちらの事業を、一旦、落として、こち

ら、研修生の支援事業に改めて組み替えたということでございますが、一部ちょっと補助金の額が違っておりますので、金額が一致しないというところもございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、85ページの0歳児からのひとづくり事業PR動画作成委託料でございます。

こちらのほうにつきましては、現在、0歳児からのひとづくり事業を展開しているところでございますけれども、この事業を展開するに当たりまして、例えば、事業協力をお願いしたりとかいうときに、どういった取組をしているかということをつかりやすく御紹介できたりとか。

あと、現在、いろんなところから視察等ということも聞いておりますので、そういったところでもこの動画を活用して事業紹介をしていきたいということで、この動画を活用して、できるだけ多くの方にわかりやすくこの事業が紹介できるようなものにしたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 今の0歳児からのひとづくり事業PR動画の件からですけれど、それは、要は、町内で事業を始めたいという方向けと、外に視察に来られる方の対象というか、そこでPRするためというふうに今、解釈したんですけれど。

例えば、町内で0歳児からをもっと広く知ってもらうためにPRするためには、どういったやり方で広めます。例えば、サンネットで流すだとか、何か学校に配布するか分からないですけど、何かそういう具体的に考えていることがあったら教えていただきたいです。

一番最初に質問した、どこやったけ。行政手続のオンライン化システム導入というのは、ちょっと自分が理解した範囲で言いますと、要は、最初にここで全体のそのシステムというのは導入して、あとは各課で細かい手続とかができるようにしていく、最初の導入段階の話ということですかいね。ちょっとすいません、もう1回、そこら辺を教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、先に0歳児からのこの動画のほうをお答えさせていただきますと思います。

今、この映像の配信方法等については、ちょっとまだ具体的に決めているところございません。幅広く紹介として使っていきたいという考えを持っているところでございますけれども、この使い方につきましては、今後、ちょっと検討してまいりたいというところで御理解いただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） このたびの自治体オンライン手続推進事業という補助事業になるわけですが、これで整備します、いわゆるデジタル基盤整備改革というものになってきますけれども、これにつきましては今、私が聞いているのは、子育て関係と介護関係と、その他一部あるのかも分かりませんが、いったようなところでの整備というふうにお聞きしております。それにないところにつきましては、今後、どうしていくのかというのはまだちょっと方針は決めておりませんが、今の、今回、この予算で上げさせていただいています。あくまでもこの予算で上げさせていただいております整備につきましては、今の26項目についての整備というふうに御理解ください。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 69ページの総務監理業務委託料、日原小学校のOMソーラーの撤去のことについてお伺いします。

OMソーラーがどのように活用されてきたかなというのをちょっとお伺いしたいです。撤去の、今、撤去なのに何でそれを聞くかといいますと、撤去するときこれだけの金額がかかるということがちょっとびっくりしております。左鐙小学校にも、たしか、同じようなものが体育館の上に乗っていたような気もするんですが、それもいつか撤去しなきゃいけないのかなとか、本当にこれだけの金額をかけるものなら、どのように活用されて、どれだけの効果があったのか、ちょっと知っておきたいなと思ったので、それをお伺いします。

それから、71ページの一般備品費のところ、日原小学校と木部小学校の図書室の椅子を購入されるということなんですが、この購入に行きつけた経過といいますか、かなり古い椅子を使っておられたから前から椅子が欲しかったんじゃないかなという想像からなんですが、どのくらい前から椅子が欲しいと学校の現場では考えておられて、今やっと備品購入にたどり着いたと思うんですけど、その辺の経過が知りたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、69ページのOMソーラーの活用状況でございます。大変申し訳ありません。ちょっとこの活用状況について確認ができておりませんでしたので、これはまた帰りまして議員さんのほうにお答えをさせていただければと思いますので、御了承お願ひします。

それから、71ページの一般備品購入のほうでございますが、これにつきましては、今回、森林環境譲与税を活用というところの中から、各学校に一応そういった活用ができないかということで問合せをさせていただきました。

その中で、今の日原小学校と木部小学校のほうで、図工室で使っている椅子が古くなっているのをこれを購入していただきたいという御要望があったものでございます。いつからかというところまではちょっと把握できておりませんが、今回、改めて各学

校に確認をさせていただいた上での予算要求をさせていただいているということで御理解いただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 元左鐙小学校の体育館の上に乗っかっているのもOMソーラーかなというお答えと、それから、この撤去するのは財源はどのような財源でとをお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 左鐙小学校の屋体にあるのも多分OMソーラーだとは思いますが、状況的にはどういうふうな状況にあるかというのを確認しておりませんので、また、現場等でそういったことを確認をしていくといたしますか、ちょっと状況的なものを把握していきたいというふうに考えております。

それから、工事費につきましては一般財源でございます。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 84ページ、85ページの津和野高校交流センター運営委託料でございます。運営委託として炊事等の運営で352万1,000円の予算がついています。

先ほど条例制定で津和野交流センターひまわりが可決されましたが、月額5万円の使用料で年間の——年間といいますか、今回予算では収入として200万円上がっています。県支出金として170万円ばかり上がっているんですけども、要は、この運営がどういうふうに、5万円の収入だけで賄っていないなと思ったんですけども、これからも県補助金というのが充てられるものなのかということと、運営するに当たって、基本的には受益者負担の原則として利用者の家賃によって賄われるのだろうとは思いますが、運営の人員体制と、それと食材ですね、給食センターのときの議論でもあったんですが、食材の高騰というのも見込まれてくると思うんですが、そういったときに指定管理になるんですかね、この運営される方が、そのときに家賃といいますか、使用料が月額5万円というのは、これはいわゆる指定管理業者が町に対して払うものなのか、それとも家賃として、寮に入った利用者が、高校生が家賃として納入したものの5万円なのか、別にこれ定めるものなのか、予算と歳入といいますか、運営のお金の出入りがどのようなになるのかという部分をお尋ねしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、交流センターの運営に係る予算でございます。

まず、この津和野高校交流センターの運営に係りましては、原則直営で行うということにしております。ただ、炊事に係る——朝昼夜の食事の関係でございますけれども、ここの部分につきましては、委託をさせていただきたいということで、今回運営委託料というものを予算計上をさせていただきました。

今の運営費についてでございますけれども、県からの補助金として、この市町村交流施設利用寄宿者運営費補助金というものがございます。これは、いわゆる電気・水道等の光熱水費等に係る基本的なものでございますが、これについての補助金、それから、炊事に係る補助金が炊事員経費補助金というものが、これはまた別途県の補助金がございます。この二つの補助金と、それから寄宿舎に入られる生徒さんからの使用料5万円を基本的には財源として充てていく考えでございます。

ただ、運営に当たっての経費算定につきましては、ちょっと何分私どものほうも初めてのことでございますので、現在の津和野高校のつわぶき寮の運営経費等を参考にさせていただきながら、今試算をさせていただいているところでございます。

ということで、使用料につきましては、そういった形で歳入のほうでも今予算のほうを200万計上させていただいているというところで御理解をいただいたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 恒常的な予算なのかという部分と物価高騰が起こった場合、それは利用料からなのか、それとも、いわゆる家賃といたしますか、寮費を上げるのか、それとも町の負担として町が責任を持ってやっていくのかという。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 大変申し訳ありませんでした。

補助金につきましては、もうこれは現在のところ継続してあるものというふうに理解をしているものでございます。これは県の補助金要綱のほうにも定められているものでございます。

今の食材等の高騰に係る経費につきましてはですが、現在の運営に係る試算におきましても、若干町費の持ち出しが今一応考えられておりますので、使用料につきましては、現在、津和野高校の寮が一人3万8,000円というふうに伺っておりまして、いろいろな周囲の同様の施設等やつわぶき寮の寮、それから下宿等の今の利用状況等を勘案した中で、今5万円という使用料を設定させていただいておりますので、現在のところ、この使用料についてはそちらに反映させるということではなく、町のほうでその辺りを見ていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） それでは、ないようですので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。念のため申し上げます。押しボタン式による表決において、所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすことになっております。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第90号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第17．議案第91号

○議長（草田 吉丸君） 日程第17、議案第91号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第91号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

日程第18．議案第92号

○議長（草田 吉丸君） 日程第18、議案第92号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第92号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君

寺戸 昌子君
反対（0名）

川田 剛君

日程第19. 議案第93号

○議長（草田 吉丸君） 日程第19、議案第93号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第93号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第20. 議案第94号

○議長（草田 吉丸君） 日程第20、議案第94号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第94号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第21．議案第95号

○議長（草田 吉丸君） 日程第21、議案第95号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第95号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

日程第22. 議案第96号

○議長（草田 吉丸君） 日程第22、議案第96号令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第96号令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
岡田 克也君	米澤 宥文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君

寺戸 昌子君
反対（0名）

川田 剛君

日程第23．議案第97号

○議長（草田 吉丸君） 日程第23、議案第97号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第97号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宏文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第24．議案第98号

○議長（草田 吉丸君） 日程第24、議案第98号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第98号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時31分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第7回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第5日）

令和4年9月28日（水曜日）

議事日程（第5号）

令和4年9月28日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第99号議案 令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第3 町長提出第100号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算の認定について

日程第4 町長提出第101号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第5 町長提出第102号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算の認定について

日程第6 町長提出第103号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

日程第7 町長提出第104号議案 令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第8 町長提出第105号議案 令和3年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第9 町長提出第106号議案 令和3年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 日程第 10 町長提出第 107 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 108 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 109 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 111 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議会が採択した請願の処理報告の請求について
- 日程第 15 議会活性化特別委員会の中間報告について
- 日程第 16 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 17 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 18 議員派遣の件
- 日程第 19 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 99 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 町長提出第 100 号議案 令和 3 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 101 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 102 号議案 令和 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 103 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 104 号議案 令和 3 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 105 号議案 令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 106 号議案 令和 3 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 107 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 11 町長提出第 108 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 12 町長提出第 109 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 13 町長提出第 111 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 5
号）
- 日程第 14 議会が採択した請願の処理報告の請求について
- 日程第 15 議会活性化特別委員会の中間報告について
- 日程第 16 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 17 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 18 議員派遣の件
- 日程第 19 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（11 名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 道信 俊昭君 | 2 番 大江 梨君 |
| 3 番 岡田 克也君 | 4 番 米澤 宥文君 |
| 5 番 横山 元志君 | 7 番 御手洗 剛君 |
| 8 番 三浦 英治君 | 9 番 田中海太郎君 |
| 10 番 寺戸 昌子君 | 11 番 川田 剛君 |
| 12 番 草田 吉丸君 | |

欠席議員（1 名）

- 6 番 沖田 守君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長 | 下森 博之君 | 副町長 | 島田 賢司君 |
| 教育長 | 岩本 要二君 | 総務財政課長 | 益井 仁志君 |
| つわの暮らし推進課長 | | | 宮内 秀和君 |
| 健康福祉課長 | 土井 泰一君 | 医療対策課長 | 清水 浩志君 |
| 農林課長 | 小藤 信行君 | 商工観光課長 | 堀 重樹君 |
| 環境生活課長 | 野田 裕一君 | 建設課長 | 安村 義夫君 |

教育次長 …………… 山本 博之君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続きお出かけいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより令和4年第7回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、川田剛君、1番、道信俊昭君を指名します。

日程第2. 議案第99号

日程第3. 議案第100号

日程第4. 議案第101号

日程第5. 議案第102号

日程第6. 議案第103号

日程第7. 議案第104号

日程第8. 議案第105号

日程第9. 議案第106号

日程第10. 議案第107号

日程第11. 議案第108号

日程第12. 議案第109号

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、議案第99号令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第12、議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきまして、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。1番、道信俊昭君。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） それでは、決算審査特別委員会審査報告書です。

令和4年第7回（9月）定例会において本委員会に付託された令和3年度津和野町一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果、意見を一通り述べてまいります。

議案第99号令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定、賛成多数、意見は別紙のとおりです。

議案第100号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成です。別紙のとおりです。

議案第101号令和3年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、意見は別紙のとおりです。

議案第102号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、賛成多数、別紙のとおりです。

議案第103号令和3年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおり。

議案第104号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおりです。

議案第106号令和3年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおり。

議案第106号令和3年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおり。

議案第107号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおり。

議案第108号令和3年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおり。

議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定、全員賛成、別紙のとおりです。

○議長（草田 吉丸君） 道信委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） はい。

○議長（草田 吉丸君） 議案第105号が飛んだのではないかと思ったのですが。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） そうですか。はい。

それでは、議案第105号令和3年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、認定、意見別紙のとおりです。

審査年月日。令和4年9月9日、16日、20日、21日、22日の5日間です。

審査の結果及び概要、意見。

議案第99号令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

（1）令和3年度の歳入総額は107億8,128万5,270円、歳出総額は105億8,514万4,210円で、差引収支は1億9,614万1,060円（繰越明許費繰越総額7,859万4,939円、事故繰越は9万円）で、実質収支は1億1,745万6,121円の黒字決算である。

(2) 令和3年度基金残高は、一般会計基金32億7,724万3,424円(前年比4億8,309万2,316円増)である。一方、地方債残高は総額142億8,851万3,000円(前年比6億5,739万7,000円増)であり、町民1人当たりの負担額に換算すると208万3,000円である。

実質公債費比率は、今日まで継続して実施してきた繰上げの償還の効果があって毎年下がってきており、令和3年度は0.1ポイント下がって9.6%となった。実質公債費比率の上昇をできるだけ抑えるため、今後も可能な範疇で繰上償還を実施されたい。

一方で、地方債残高は近年増加傾向にある。令和3年度の地方交付税の伸びに伴う標準財政規模の増により、将来負担比率は減少した。しかし、人口の減少があり、町民1人当たりの負担額は上昇した。大型事業が続いているため、今後の発行額には慎重を期されたい。

経常収支比率は、前年度比は7.2ポイント減少して81.8%となっている。減少の要因としては、交付税の増額により標準財政規模がアップしたことにより、一時的なものと考えられる。経常収支比率が高いほど財政の硬直化が進むため、できるだけ80%以内に抑えるように努力されたい。

今後、ケーブルテレビ設備F T T H化事業等の起債の償還があり、実質公債費比率の上昇が懸念される。引き続き、計画的な繰上償還の実施、有利な財源の活用、経常的経費の抑制に努められたい。

新型コロナウイルス感染症拡大による要因もあるとはいえ、繰越事業が非常に多い。繰越事業により年度内に事業が完結しなければ、事業の償還に対する交付税の交付が遅れ、財源不足が生じるおそれもあり、また余分な利子を払うことにもなるため、繰越事業は極力控えるべきである。

(3) 町税については、収納率が前年度比で4ポイント増の95.3%となっている。うち、町民税の収納率は0.6ポイント増の99.6%で、前年度に引き続き県内トップであり、収納努力を高く評価するところである。引き続き、収納率の維持に努められたい。

(4) 使用料等の未収では、住宅使用料は改善されているものの504万3,000円になる。さらなる収納強化を図られたい。

以上、意見を付し、本案件は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第100号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は11億681万247円、歳出総額は10億6,129万5,023円で、差引収支は4,551万5,224円の黒字決算である。

(2) 国民健康保険税の滞納額は575万6,000円で、昨年度より173万円減であり、滞納額が順調に減少しており、健康福祉課の徴収努力がうかがえる。税の公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

(3) 特定健康診査の標準率は56.8%（暫定）であり、コロナ禍の影響で昨年度よりは向上したが、AIの活用により受診率が向上している。疾病は初期での発見が重要であり、引き続き特定健康診査の受診率の向上を図りたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第101号令和3年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は13億9,234万5,146円、歳出総額は13億5,142万2,978円で、差引総額は4,092万2,168円の黒字決算である。

(2) 介護保険税の滞納額は144万5,000円で、昨年より4万3,000円減である。不納欠損処理は57万5,300円である。公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第102号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は3億2,237万5,150円、歳出総額は3億2,059万5,886円で、差引収支は177万9,264円の黒字決算である。

以上、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第103号令和3年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は4億3,021万7,869円、歳出総額は4億2,746万6,009円で、差引総額は275万1,860円の黒字決算である。

(2) 下水道料金の未納額が11万9,888円で、昨年度より11万7,940円の減となっている。引き続き滞納徴収に努められたい。

(3) 令和3年度末現在の接続率は、津和野処理区58.2%、日原処理区87.4%である。

(4) 下水道設備は大きな財政負担が生じるため、加入率を上げる努力が必要である。下水道未整備地域や下水道整備予定でありながら整備がなされなかった区域においては、合併処理浄化槽の整備の検討を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第104号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は409万141円、歳出総額は402万3,160円で、差引収支は6万6,981円の黒字決算である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第105号令和3年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は1,333万392円、歳出総額は1,333万392円の同額である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第106号令和3年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は6,650万7,832円、歳出総額は6,162万2,628円で、差引収支は488万5,204円の黒字決算である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第107号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の歳入総額は3億1,025万7,238円、歳出総額2億9,123万8,112円で、差引収支は1,901万9,126円の黒字決算である。一般会計より817万2,000円を繰入金として繰り入れている。

(2) 昨年に引き続き、医療法人橘井堂を指定管理者とし、利用代行制を導入して施設の管理運営を行った。指定管理者に対しては、人件費等の経費を管理運営交付金及び政策的医療交付金として支払いを行った。

(3) 益田赤十字病院との連携強化により、入所者数、入所者療養収入ともに大幅に増えている。介護職員の確保が難しい状況下で、介護職員の確保、育成対策を早急に講じ、運営並びに経営の一層の改善を期待するものである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第108号令和3年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の収益的事業収入総額は7億9,809万3,738円、収益的事業支出総額は7億8,193万2,815円で、当年度純利益は1,280万5,923円の黒字決算である。

資本的収入総額は5,576万3,428円、資本的支出総額は7,483万1,857円で、差引き1,906万8,429円の資金不足が生じたので、減価償却費等の過年度分損益勘定留保資金から補填している。

(2) 患者数については、入院は1万4,664人で対前年度比752人の増となった。また、病床稼働率は84.6%、平均在院日数は41.0日となった。外来は1万5,412人で対前年度比797人の減となった。

今後、地域医療を守り継続するためには看護師等の医療従事者の確保が重要であり、処遇改善が継続的に必要である。益田赤十字病院や日原診療所等と綿密に連携しながら入院収入等を増やし、また、共同購入等で支出を抑制して、財源確保を図るべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 令和3年度の収益的事業収入総額は3億6,481万8,430円、収益的事業支出総額は3億2,689万9,104円で、その他特別損失を算入した結果、当年度純利益は2,430万9,153円の黒字決算である。

資本的収入総額は3億1,253万4,000円、資本的支出総額は3億8,629万1,017円で、差引き7,375万7,017円の資金不足が生じたので、減価償却費等の現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金等から補填している。

(2) 安全で安心な飲料水の安定的な供給のため、津和野町新水道ビジョンに沿って計画的に管路の修繕に取り組まれない。

(3) 一日も早い未給水地区の解消を目指し、町民が等しく水道供給を受益できるよう努められたい。

(4) 安定した飲料水供給のために、施設や管路の維持修繕は必要不可欠である。給水人口が減少し、財源確保が難しい中、水道料金の改定について今後検討する必要がある。水道料金改定の際は、受益者から十分に理解が得られるように、津和野町新水道ビジョンの概念の周知に努められたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上、津和野町議会議長、草田吉丸様、決算審査特別委員会委員長、道信俊昭。

以上です。

○議長(草田 吉丸君) それでは、これより委員長に対する質疑に入ります。委員長、委員長、しばらくその場でお願いします。(「すいません」と呼ぶ者あり)

質疑につきましては、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行いたいと思います。

最初に、一般会計に対する質疑をお願いします。ありませんか。三浦君。

○議員(8番 三浦 英治君) それでは質問させていただきます。

まず、総務費の中の総務管理費になるんですけど、決算書でいうと94ページ、空家等対策推進事業委託料に398万9,700円計上されております。空き家調査の結果、町内600件と聞いておりますけども、そのうち危険家屋は何件あったのか。

そして、また事務報告書のつわの暮らし推進課のページ、9ページですけども、空き家確保支援事業補助金が1件2万円出されております。これは多分自治会か何かだと思うんですけども、どこの団体に出されたものなのか。

次に、衛生費ですけども、保健衛生総務費、決算書でいう168ページです。島根大学産婦人科受託研究費補助金が59万4,194円、令和3年度から支払われていますけども、これはどういった研究なのでしょう。

次に、農林水産業費農業振興費、ページ190です。地産地消出荷奨励補助金はどこに出されたものなのか。

また、農林の事務報告の中にある、ページが1と6ページです。主食用米に含まれるヘルシー元気米は年々減少しているとのことですが、その原因と、一等米比率が64.3%で全体の85.4%と大きく離れている要因は何なのかをいうことをお聞きします。

そして、最後に林業土木総務費、これは決算書の212ページです。県森林土木協会負担金が令和2年度に比べて約2倍の54万4,000円となっていますけども、この根拠は何なのかをお聞きいたします。

○議長（草田 吉丸君） 道信委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 危険家屋に関しては確認しておりません。

それから、空き家確保支援事業補助金はどの団体に出されたものか。これはどの団体というのは確認しておりません。

それから、続いて、島根大学産婦人科受託研究費補助金、こういった研究なのかということ詳しくはこれを確認しておりません。

次の農業振興費の地産地消出荷奨励補助金はどこに出されたものかということも確認しておりません。

次のヘルシー元気米に関しては、これは議題にちょっと上ってなかったので確認しておりません。

最後に、林業土木総務費の土木協会負担金が2年前に比べ2倍というふうになっておりますけど、根拠は確認しておりません。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 決算報告書でございますが、（4）までのところで報告述べられておりますけれども、この決算委員会の中で様々な議論があったと思われまます。その報告をいただきたいと思うんですけども、覚えている範囲で結構でございますので、今回の決算委員会においてこういった部分が中心的に議題に上ったのか、その辺りをお願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 道信委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 全般的に決算委員がまだ1年生議員の方もおられたこともあって、十分に全般的にどの部分というふうにはなっておりませんが、特に繰越金が多いというところがやっぱり一番の問題点というふうになっております。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 繰越金が多いということで黒字決算ということで、私は評価すべきと思うんですけども、繰越金が多いことによる問題点というのはどういったところが問題という議論になったのかお尋ねいたします。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 議論になったかというのは、議論としては出ておりません。問題点。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 前年の繰越しを現年度でやっていくということには……。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 委員長、繰越金が多いので問題だとおっしゃったんですけども、それ繰越明許費の。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） そうそう。

○議員（11番 川田 剛君） あ、繰越金じゃないんですね。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 繰越明許費。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） はい、そうでございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 9番、田中です。農林水産業費のところではどういった話が話題に上がったのか、分かる範囲で教えていただきたいです。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 何号のやつですかいね。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 産業全般において、「全般」と呼ぶ者あり）はい、どんな話がなされたのか。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 農業全般に関しては、これということが議題になった、話し合われたというのはありません。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） それでは、ないようでしたら、特別会計について一括して質疑をお願いします。川田君。

○議員（11番 川田 剛君） これも決算報告書の中での報告に対して質問させていただくんですが、津和野町新水道ビジョンについて述べられております。2か所述べられておまして、水道料金の改定の話も上がっておりますが、これは委員からはどのような意見が出て、決算委員としてはどのような方向性なのかをお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） その件に関しての話合いというのは突っ込んだ話合いはしておりません。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） では、例えば（4）番の、6ページにあります「水道料金の改定について今後検討する必要がある」と述べられておられます。過去にも各

委員会においても審査されてきました。この決算においてどのようなことがあって、水道料金の改定について今後検討する必要があると考えられたのかをお尋ねいたします。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 申し訳ないですけども、その件に関して十分に議論というのはしておりません。

○議長（草田 吉丸君） 川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 議事進行、暫時休憩をお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 暫時休憩とします。

午前9時36分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど一般会計と特別会計まで入りましたが、皆さんから質疑を受けてまいりました。その中で三浦君、田中君、川田君からそれぞれ質疑がありましたが、これの回答につきまして、再度、特別委員会の委員長のほうから回答したいという申出がありますので、ここで受けていきたいと思えます。委員長。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） それでは、空き家対策家屋調査の家の調査の結果の件ですけども、A、B、まだいいですよというA、Bが3割いうことです。残りが7割ということですので、危険家屋ということですので。それから次ですね、空き家確保支援金補助金はどの団体に出されたものなのかというのは議論されておりません。続きまして、島大の件ですけどもいろいろ説明がありましたが、どういう研究なのかということも議論されておりません。続きまして、地産地消の補助金はどこに出されたものかというのは、これは野菜部会です。続きまして、ヘルシー元気米に関しては全く議論にのっておりません。それから、土木の件に関してもこれも議論されておりません。

続きまして、水道の件ですけども、現在非常に管が腐食しておりまして、今後、管路を直していかなければならないということは認識しており、しかし、大体全部やると100年ぐらいかかるだろうということなので、町長としては今それをするというふうに踏み切れないということ等が議論されておりました。100年というのがあまりにも長いスパンなので、これでやるということは非常に難しいということでございます。水道に関しては、一般会計から毎年大きな繰入れがあるので、この件に関しては非常に憂慮しているところで議論は止まっております。

それから農業の件ですけども、今外国産が非常に高いということなので、飼料を国産のものに切り替えてこちらを積極的にやっていきたいと、いくべきだというようなことが議論されました。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 委員長、以上ですか。

○決算審査特別委員会委員長（道信 俊昭君） 以上です。

○議長（草田 吉丸君） 今、再度委員長のほうから回答があったわけですが、一般会計につきましては今のところは締め切ったところですけども、特別会計に今は入っております。特別会計について、その他皆さんのほうから質疑がありましたら受けたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようでしたら、次に公営企業会計、一括して質疑をお願いいたします。ありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、以上で決算審査特別委員会委員長に対する質疑を終結します。委員長は自席のほうに、御苦勞さんでした。

それでは、続きまして討論、採決に入ります。議案第99号令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

住民協働推進事業費まちづくり組織交付金ですが、自治組織の現状を考慮して見直されたことは評価しますが、自治組織が独立して運営してきた部分にまで入り込み、組織を弱体化する可能性があることには変わりありません。延命的対策ではなく、組織の課題解決を行政側からもリードしたり助言したりする協働が必要だと考えます。組織の維持のための課題と何が必要なのか調査し、行政と自治組織が協働して課題解決する必要があります。

また、地域提案型助成事業は、地域全体で抱える課題を地域全体で助け合って解決していくことが目的です。先進的取組を未来づくり協働会議を通して、他の地域に波及させていく仕組みづくりが必要と考えます。現状の未来づくり協働会議は、報告の場から津和野町の未来を創造していく場に変えていくべきと考えます。

以上の立場から、令和3年度津和野町一般会計歳入歳出決算に反対します。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は

2のボタンを押してください。各自自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。それでは、採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（9名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

川田 剛君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第100号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君
横山 元志君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

米澤 宏文君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第101号令和3年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君
岡田 克也君
横山 元志君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

大江 梨君
米澤 宏文君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第102号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸君。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対します。

以上の立場から、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対します。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（9名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宏文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

川田 剛君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第103号令和3年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第104号令和3年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第105号令和3年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君
岡田 克也君
横山 元志君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

大江 梨君
米澤 宏文君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第106号令和3年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（9名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

棄権（1名）

三浦 英治君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第107号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君
岡田 克也君
横山 元志君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

大江 梨君
米澤 宥文君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第108号令和3年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君
岡田 克也君
横山 元志君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

大江 梨君
米澤 宥文君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続いて、議案第109号令和3年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第13．議案第111号

○議長（草田 吉丸君） 日程第13、議案第111号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案をいたします案件は、一般会計補正予算案件1件でございます。慎重審議を賜り可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第111号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,223万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億2,797万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第111号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。第2表、地方債補正の追加でございます。総額で6,610万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをお開きください。

商工費では、観光費の負担金補助及び交付金として、地域と一体となった高付加価値事業の採択に伴い、地域と一体となった高付加価値事業補助金1億3,226万6,000円を新たに計上しております。また、この補助金の財源としまして、県支出金6,613万3,000円交付され、地方債として市町村振興資金6,610万円が充当されます。

それでは、歳入を御説明しますので、10ページにお戻りください。

県支出金では、県補助金の商工費県補助金として、地域と一体となった高付加価値事業費補助金6,613万3,000円を計上しております。町債では、商工債の市町村振興資金として、地域と一体となった高付加価値事業費補助金に伴う財源としまして6,610万円を計上しております。

なお、事業の詳細につきましては、商工観光課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） それでは、資料に沿って御説明いたします。

まず、1枚目を御覧ください。今回の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業への参加事業者の一覧表を載せております。縦に事業の種類、横にそれぞれの補助メニューと、①から⑥までの総事業費、補助対象事業費、国・県・町の補助額、自己負担額を載せております。また、表の2行目に事業費の計を載せており、総事業費としましては4億1,077万4,000円、県・町のそれぞれの補助額としましては6,613万3,000円ということとしております。

事業数につきましては、9月15日の全員協議会の際の事業者数は14事業者と報告いたしましたが、工期等の問題により現在13業者となっております。

まず、ナンバー1の事業者名、津和野の窓。は、後田の法心庵付近の既存建物を改築してカフェラウンジと宿泊施設として開業するものです。

ナンバー2の古橋酒造株式会社は、本町にある自社でバーや飲食店として使われていた建物を日本酒の作り方や商品の紹介、飲食スペースとして改修し、併せて外来者が利用できるようトイレを改修するものです。

ナンバー3の株式会社沙羅の木は、自社の既存トイレを殿町通りを観光する年配の方、車椅子で移動する方、子供連れのファミリー層や地元の方に快適に使用頂くためのバリアフリーで使いやすいトイレとして改修するものです。

ナンバー4の事業者名、Inucalifeは、日本遺産センター近くに空き家を改修して犬連れでの津和野観光拠点となるシェアスペースを開設し、ほかの店舗で購入したテイクアウト商品を楽しむことができるドッグカフェと特産品やお土産物を販売する施設を開業するものです。

ナンバー5の事業者名、美加登家は、アユ料理の高級料理店として知られていますが、外から見ても料理に期待が膨らむように食の幸せを提供していくための趣のある施設への改修を行うものです。

ナンバー6の株式会社津和野観光ホテルは、上新丁の建物を解体し駐車場としての利用を計画しております。

ナンバー7の株式会社リロバケーションズは、元わた屋旅館を津和野町になじむよう外壁の塗装、館内全体の表装替え、間取り変更、スイートルーム設置等の改修工事を行うとともに地産の食材を堪能できるレストランへの改修を行うものです。

ナンバー8・9の事業者名、一般社団法人津和野まちとぶんか創造センターは、多胡家屋敷のHANAREと庭園を観光客が長期滞在も可能な簡易宿泊所として改修するものと、津和野川に面した稲成町の参道にある空き家を景色と地元の食が楽しめるカフェとテイクアウト事業が行えるよう外観、キッチン、飲食スペースとして整備し、簡易宿泊所の受付カウンターやダイニングの機能を持たせるものです。

ナンバー10の株式会社ヨコヤマは、自社の駅前ビジネスホテルの外観に和風テイストの塗装を施すことに加え、駐車場を石畳で舗装することにより和の宿泊施設へ改修するものです。

ナンバー11のソーシャル・キャピタル・パートナーズ株式会社は、老舗の酒蔵橋本本店で宿泊業と飲食業を開業するための外観修理と内装工事を行うものです。

ナンバー12の西中国信用金庫は、旧日原出張所の建物を解体して駐車場として利用することを計画しております。

ナンバー13の俵種苗店は、令和3年度に改修したギャラリー、レンタルスペースの一部をゆっくりくつろげる一棟貸しの簡易宿泊所として開業し、体験の提供等、ほかの宿泊施設等の差別化を図りながら外観及び内部の改修を行うものでございます。

次に、資料2枚目を御覧ください。地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業の動きということで、観光庁と津和野町と各事業者に分けて、令和5年3月31日までのスケジュールを表示しています。融資条件と併せながら御説明いたします。

まず、左下の各事業者が10月11日までに観光庁に対しまして補助申請を行い、おおむね1か月で補助決定がされる見込みとなっています。この時点で、資料中央上の融資条件①国の補助決定が確定することのみが融資条件の事業者は、ここから事業を行うことができ、おおむね3か月強の工期が確保できます。資料中、赤の矢印のラインになります。

しかしながら、一部の事業者につきましては、さらに②町・県の補助決定が確定することが必須になっている事業者もあり、この場合は町の予算が成立した後、各事業者から町に対して補助事業の申請を行い、補助決定がされた上で事業着手という流れになります。図中の黄色の矢印になります。そのため2つの融資条件が課せられている事業者

につきましては、改修等の開始が遅くなるため、事業の完了が困難になる可能性が高くなってまいります。

したがって、国と町の補助決定期間の差を短縮しまして、より長く施工期間を確保するために、本日の予算の上程を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。横山君。

○議員（5番 横山 元志君） この機を逃せばなかなかこういう機会はないだろうと思うところなんですけど、幾つか分からないことがあるので質問させていただきます。

自分的にはどうしてもちょっと解せない点が、12番の信金の日原出張所の解体についてですが、これができるのならば、なぜごうぎんとか、なんならむつみ寮とかは考えられなかったのでしょうか。

あと、私同じような話を商工会の商店会会長会議で見たことがあるんですけど、その時点では2件ほど解体予定のものがあつたと思うんですけど、それがなくなっているのはなぜでしょうか。お答え頂けますか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） まず1点目の質問でございます。12番の西中国信用金庫さんの出張所の解体ということでございます。この事業につきましては、今年の3月に事業の要綱ができて、4月に説明会をしたところでございます。その時点でこの計画に則って事業をやりたいという事業者を募集したところ、ここの西中国信用金庫さんが手を挙げられたということでございます。

情報としましては、この事業をやっていく中で金融機関さんと連携を取っておりますんで、行ってないということはないというふうに思っておるところであります。その上でそれぞれの金融機関がやるやらないという判断をされたのだろうというふうに思っております。

それから、むつみ寮につきましては、商工観光課サイドの中では話としては出してないところでございます。

2番目の質問でございます。2つの解体があつたというふうに言われました。確かに町が景観阻害建物として廃屋の撤去を計画をしたところでございますが、この事業の採択自体が、当初8月ということであつたんですけど、件数が多いということで9月にずれ込みました。残りの2月の末までに事業を完了しなければいけないということがありますので、この期間の中で実施設計をして解体工事をするというのが既に不可能という判断を途中でさせていただきまして、今年この事業からはできないということでございまして、その部分の事業については一旦手を下ろしたというところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） 百歩譲って信金のあの場所が駐車場になる。駐車場でいいのであれば、全然むつみ寮も考えられたのではないかと思うんですけど、なぜ考えなかったのか。再三にわたり住民の皆さんからお話があり続けとるのではあるとは思いますが、なぜそれが考えられなかったのか。ちょっとお話聞かさせていただきますか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） むつみ寮ということになりますと、町の事業での解体ということになります。ですので、基本的にはまずこのスケジュール感に合わない。要はほかにもいろいろ町として、この津和野地域においても解体をしたほうが観光振興につながるんじゃないかというような施設もごございます。それが先ほど御指摘頂いた2件。あれも町の事業でやろうとしていたものでございます。だけれども、今回は国の予算が繰越しをされたものがようやくここに来たということで、来年の2月末には完了しなきゃならないという制限がある、スケジュール感がある。それはとても町の公共事業としてはとても間に合わすことはできないというところでありまして、今回はその2件を見送りました。

むつみ寮ということも当然当初から計画にはあったわけではございませんけれども、要はあくまでもこれ観光地の再生事業でありますから、基本的には観光振興につながっていくということが大前提になってまいります。そういう中で今町内見渡せば、いわゆる勘案対応しなければならない物件というのが数多くあります。そういう中において、全てをやることにはやはり町の財源も全体で6分の2が発生いたしますので、町事業ということになりますと、6分の2ですね、発生いたしますので、なかなかその優先順位をつけていくしかないという中に、やはりより観光というものに直結していくような物件の解体のほうを優先をしていくべきだろうというふうに思っております。

ですから、今回はスケジュール感のところから、町主体の公共事業については全て一旦取り下げておりますが、またこれは後ほどいつかの時点で全員協議会で議員の皆様と御相談させていただこうと思っておりますが、来年度もこの事業あるという見込みでございませぬ。今回、津和野町が採択を今年度受けたことで、来年度はもう少し早いスケジュール感で申請等が進めていけるんじゃないかという希望を持っておりますので、その辺とのこのスケジュール感をもう一度を精査しながら、来年度の申請に合わせた形で町の事業の解体等の部分の具体的な事業の計画は立てた上で議会の皆様に相談させていただきたいというのが今の私の思いであります。

ただ、むつみ寮については、今回の事業に当てはまるかどうかというのは繰り返しどういようであります。ほかの観光施設の解体等との優先順位の中で、この事業に盛り込んでいくかどうかはまた今後の検討課題でありますし、今の時点ではどうなるかちょっとはつきり言えないという実情でございませぬ。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第111号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

岡田 克也君

米澤 宥文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第14．議会が採択した請願の処理報告の請求について

○議長（草田 吉丸君） 日程第14、議会が採択した請願の処理報告の請求についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております平成21年3月以降採択した請願7件について、その後の進捗状況を確認するため、地方自治法第125条に基づき執行機関に対し処理経過及び結果の報告を請求したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、平成21年3月以降採択した請願7件について、執行機関に対し処理経過及び結果の報告を請求することに決しました。

日程第15．議会活性化特別委員会の中間報告について

○議長（草田 吉丸君） 日程第15、議会活性化特別委員会の中間報告についてを議題とします。

議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。川田君。

○議会活性化特別委員会委員長（川田 剛君） 議会活性化特別委員会中間報告書。

令和4年第5回6月津和野町議会定例会において設置されました議会活性化特別委員会の調査について、津和野町議会会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

調査事件、議会活性化に関すること。

調査目的、議会運営及び議員活動の活性化と充実を図り、津和野町の町民参加による協働の町づくりに寄与するため、津和野町議会基本条例の制定に向けた協議並びに同条例の在り方を検討するため。

調査方法、机上調査。

調査の経過についてでございます。

第1回を令和4年6月15日午後0時19分から、第2回を令和4年8月19日午後1時から、ともに津和野町役場の本庁舎議場並びに本庁舎第5・第6会議室において行っております。第3回、令和4年8月24日午前11時10分より、津和野町役場本庁舎第5・第6会議室で行っております。

調査の概要であります。

1、第1回においては、特別委員会の調査期限である令和5年12月定例会までの大まかな日程と津和野町議会基本条例（仮）を制定すると仮定した場合は、令和6年4月の条例制定に向けて議論を進めることについて確認をした。

2、既に議会基本条例を制定し、全国町村議会議長会特別表彰を受彰されている鳥取県若桜町議会、こちらは平成30年度の受彰であります。そして、岡山県美咲町議会、こちらは令和3年度の受彰であります。この2つの議会を10月に訪問し視察研修を行うことを確認しました。

3、特別委員会の目的である議会運営及び議会活動の活性化と充実を図り、津和野町の町民参加による協働の町づくりに寄与するため、津和野町議会基本条例の制定に向けた協議並びに同条例の在り方を検討する上で基本的事項の認識を委員で共有するため、第2回において、島根県町村議会議長会事務局長清山英晴氏を講師に迎え、研修会「議会基本条例の制定に向けて」を開催いたしました。

4、第3回では研修会の振り返りを行い、議会の活性化に向けた議会改革については全委員がおおむね賛成である。委員からは、「議会において議員同士で意見を言い合える自由討議の場が必要である」との意見が多くあり、本特別委員会においても議員相互でしっかり議論すべきといった意見があった。

5、議会基本条例を制定することが目的ではなく、あくまで議会改革の中身をいかに充実させるかが目的であり重要であることを確認した。

調査の継続であります。

本特別委員会の目的を達成するため、引き続き継続調査といたします。

令和4年9月28日、津和野町議会議長、草田吉丸様。議会活性化特別委員会委員長、川田剛。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 委員長、もう少しそこで。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

委員長御苦労さんでした。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終了します。

日程第16．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田 吉丸君） 日程第16、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。道信君。

○総務経済常任委員会委員長（道信 俊昭君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告書でございます。

令和4年第5回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告します。

1、調査日時、令和4年6月28日（火曜日）午前9時。

2、調査場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

3、出席者、総務経済常任委員6名全員。津和野町商工観光課、堀重樹課長、村田隆明課長補佐。

4、調査事件、津和野町日本遺産センターの組織体制と運営について。

5、調査目的、現状を調査し、議会活動に資するため。

6、調査方法、机上調査。

調査の概要。

日本遺産センター概要。

設立、平成27年10月11日。

設置場所、津和野町後田口253番地。

設置目的、日本遺産として設定された「津和野今昔～百景図を歩く～」の文化的価値に対する理解を深め、もって町民の文化意識の高揚及び町の観光振興に寄与するため、津和野町の歴史文化の情報発信機能を持つガイドンス施設として、津和野町日本遺産センター（以下「日本センター」という）を設置する。

業務内容。

- 1、日本遺産センターの維持管理に関する業務。
- 2、日本遺産及び津和野町の歴史文化の魅力発信に関する業務。
- 3、日本遺産及び津和野町の歴史文化に関する調査・研究の業務。
- 4、その他町長が必要と認める業務。

予算規模、令和4年度当初予算ベース3,162万5,000円。

人員体制、集落支援員2名、会計年度任用職員（パート）4名、センター運営・企画等業務委託（一社）津和野まちばぐみ。

令和4年度の主な活動計画。

- 1、津和野町日本遺産活用推進協議会活動。部会に所属し協調行動。
- 2、多言語対応、情報発信、ホームページの充実。
- 3、山口県央連携事業連携、町歩き企画の実施（2回を予定）。
- 4、日本遺産構成要素城山の魅力講演会（仮称）、調整中。
- 5、日本遺産出張出前講座実施予定。
- 6、日本遺産「津和野百景図」調査研究、通年実施。
- 7、観光協会と連携したガイド実施、通年実施。
- 8、遺産フォーラム出席PR（下関市予定）。
- 9、文化財パンフレットの作製。
- 10、百景図一覧増刷。
- 11、遺産センターパンフレット増刷。
- 12、PR広告掲載（2回予定）。

日本遺産活用推進協議会の概要。

- 1、協議会について、令和3年8月26日に設立した。

協議会は、津和野町商工会、津和野観光協会、津和野町文化財保護審議会、津和野町まちなみ保存会からそれぞれ推薦された委員に、商工観光課、教育委員会を加えて組織された。

さらに、効果的な事業の推進のために、協議会の中に、商工推進部会、観光・誘客推進部会、百景図魅力化推進部会、情報発信部会の4つの部会を設けるとともに、それぞれの部会長も協議会の委員として参加する。

それぞれの部会の役割について。

①商工推進部会は、商工及び地元農林水産業と連携しながら、民間事業者に日本遺産の活用の浸透と事業を促進する役割を担う。

②観光・誘客推進部会は、誘客のためのツアーを造成するなど、日本遺産を活用した集客のしかけを作る役割を担うほか、マーケティングなどの市場調査も併せて行う。

③百景図魅力化推進部会は、百景図それぞれの背景にある逸話などを掘り下げるなど、構成要素の魅力化増進につながるような取組を企画支援する。

④情報発信部会は、日本遺産に関する情報発信を行い、ターゲット、内容、発信ツール、タイミングを検討し、そのための調査研究も行う。

2、予算。

財源、ふるさと納税寄付金の使途のうち、観光振興、文化振興の基金を充てる。

補助金840万6,000円。

報酬133万円（事務局長84万円、地域プロデューサー49万円）。

活動費657万6,000円（商品開発支援100万円、観光関連支援100万円、魅力化支援100万円、情報発信支援300万円、その他部会支援活動費57万6,000円）。

事務費50万円。

調査意見。

日本遺産活用推進協議会が令和3年に設立され、若者が多く参加している。若者の意見が十分にくみ取られ、さらに民間事業者に波及するためにも、地域プロデューサーを中心として活用推進していくべきである。

遺産センターの業務委託が（株）コアから（一社）津和野まちばぐみに変わったが、基本的にセンターの運営主体が商工観光課なのか、委託先なのか、明確にすべきである。

百景図の現場の管理が地域住民の力に頼るところが大きい。現場の状態を行政が把握し、保全活用できるようにすることが望ましい。

令和4年9月28日、津和野町議会議長、草田吉丸様。総務経済常任委員会委員長、道信俊昭。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。米澤君。

○議員（4番 米澤 宏文君） この津和野まちばぐみというのは、どのような組織、会社なんでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信 俊昭君） 会社でなくて一般社団法人でございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 先ほどの同僚議員からの質問の答えが、全く見てそのとおりで、内容が知りたかったんだと思うんですけども。

それに併せて、調査意見の2点目にあります遺産センターの業務委託がコアから津和野まちばぐみに変わったということで、運営主体が商工観光課なのか、委託先なのか明確にすべきであると意見が述べられておりますけども、具体的にどのようなことに対して明確すべきなのか分からないんですけども。よろしくお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信 俊昭君） まちばぐみの構成というのが、ちょっと私、今、資料を持っていないので、誰が代表で誰がどうなのかというのは、ちょっと今の段階で、ここでは分かりません。

それで、次の一社のときは、前に、名前を出してもいいのか、Tさんという人が具体的にこちらにおられて、コアと業務提携をしておりました。業務提携の契約書を読んでもみると、金銭の出し入れとか、最後のカギをかけるのも株式会社コアになってたりとかしてしまっていて、完全にそれが遂行されているとは思えなかった。観光協会が、本来業務委託だからそれはコアがすべきなのに、現実には商工観光課の職員が、正職員じゃないですけども行っていたというところが、どうもそのあたりが曖昧だというふうなところで、契約内容がそのまま履行されていないというふうに感じましたので、ここで議論した結果、そのあたりをもうちょっと明確にしていかなければならないんじゃないかという議論になりました。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。御苦労さんでした。

日程第17．文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田 吉丸君） 日程第17、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。御手洗君。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和4年第5回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査において、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

- 1、調査事項、町内小中学生の現状について。
- 2、調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過。

第1回、令和4年7月11日、午前9時より。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者、文教民生常任委員6名、議長、岩本要二教育長、山本博之教育次長。

第2回、令和4年8月18日、午前9時10分より午後2時25分まで。

場所、日原中学校、青原小学校、木部小学校、日原小学校。

出席者、文教民生常任委員4名（大江、岡田委員欠席）。各学校長及び教頭、山本博之教育次長。

内容、学校訪問による質問事項に関する聞き取り調査。

この質問事項につきましては、事前に学校のほうへ委員会からお送りしておるものがございます。

第3回、令和4年8月29日、午前9時30分から午前11時20分まで。

場所、津和野中学校、津和野小学校。

出席者、文教民生常任委員3名（岡田、米澤、川田委員欠席）。各学校長及び教頭、山本博之教育次長。

同日、午後1時30分より2時半まで。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者、文教民生常任委員4名（米澤、川田委員欠席）。

内容、机上調査まとめであります。

調査概要であります。

まず1点目が、児童生徒数の推移ということでございます。小学校児童の推移、中学校生徒の推移、今後の、令和9年度までの予測も含めております。これを御覧いただきますと、令和5年度以降、小学校児童数の減少が顕著になると予測されます。

複式学級の実態であります。

木部小学校の5、6年生と青原小学校の5、6年生が複式学級となっております。青原の担任は益田の大きい学校から来られて初めての経験の先生であります、木部で経験をされました先生が指導するなど、連携して取り組んでおられます。

次に、学校の統廃合であります。

現在のところ統廃合計画はありません。津和野町合併時の再編計画においては、小中ともに生徒数が16人以下になると再編の対象となりました。その基準に従うならば、直近では、木部小学校が令和9年に16人、令和10年に11人になるという推定値となっております。青原小学校は令和12年で19人と予測しております。しかし、合併当時の状況と異なるため、必ずしもこの基準が適用されるわけではありません。

学力調査であります。

学力調査におきましては、令和3年度に県の学力調査を実施をされております。対象は、小学校5年生で国語と算数、中学校で国語、数学、英語。その結果については、御覧おきをいただいたとおりであります。

それから、ICTを使った授業でございます。

各学校、保護者もメディアコントロールについては意識が高く、研修会などの要望があるようであります。

HAN-KOHの効果を測定する必要があるのではというふうな質問の中で、英検を受験する生徒のサポートをしている。中には2級に合格した生徒もおられるようであり
ます。

町内の家庭教師、塾の状況については、益田の塾に行っておられる人もおられるよう
であります。HAN-KOHでは、英語、数学の授業のほか、自主学習の支援を行って
おります。

次に、放課後の過ごし方について質問をいたしました。

放課後児童クラブについては、対象児童として町内の小学校に就学している児童、1
年生から6年生まで。

施設名、定員数については、下の表を御覧おきいただきたいと思います。

それから、開設時間、休所日、利用料等についても御覧おきをいただきたいと思いま
す。

それから、放課後児童クラブ利用の児童の推移を次に掲げております。

令和4年度では、一般会員99名、一時会員39名、合わせて138名が利用されて
いる状況にあります。

次に、不登校児童生徒の状況と支援状況であります。

青原小学校を除く学校では、不登校並びに不登校傾向にある児童生徒がおられる実態
が見えたところであります。また、その児童生徒に対して、各学校並びに病院、関係機
関から支援がなされておる実態を確認したところであります。

次に、ふるさと教育、これについて統一した質問をいたしたところであります。

ふるさと教育とは、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育を生かし、
学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子供を
育むことを目的といたしております。

以下、日原中学校以下、それぞれ活動がなされている状況でございますので、御覧お
きいただきたいと思えます。

最後の質問事項であります。

学校運営上の問題点及び課題があればということで質問をいたしたところでありま
す。

体育祭や部活動において、小中学校の開催日が重なることもあり、クレーム対応に追
われるという実態もあるようであります。

部活動において、部員不足により対外試合に単独校での参加ができない状況もあるよ
うであります。また、指導者等スタッフ不足でもあり、地域の方々の協力が必要という
声が出ております。

次に、木部・青原小学校の健康診断において、他校に出かけて受診する実態がござい
ます。年間の授業実数確保に憂慮しているという声であります。各学校で受診できる体
制に努めていただきたい、そのようにしてほしいという声でございます。

各小学校において、プール利用にあつては、着衣での水泳実施の必要性があるのではというふうな声も出ております。

日原小学校において、プールの排水装置修繕が必要である。

各学校において、定期的な施設のメンテナンスが必要であるというふうな、校長、教頭からの意見でもございました。

調査意見。

1、人口減少が進む中、小学校児童数が令和5年度以降減少の一途をたどると予測されます。子供の数はU I ターン施策とも関連してくるので、島根県と連携し、移住者の増加に努められたい。

2、学校の統廃合については、現在のところ、計画はないとされております。できることなら統廃合はしないほうがよいが、地域が議論しないといけない事柄でもあり、行政は地域が考えなければいけないということを啓発されたらどうか。

3、児童の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ利用者は令和4年度で一般会員が99名と年々増加している。増加に伴い、トラブルも増加傾向にあることから、児童クラブと学校の連携を強化し、問題把握と解決に努められたい。

4、令和3年度末における町内小学校の6校のうち、5校で児童生徒の不登校、不登校傾向の実態が見られ、憂慮すべきことであります。学校現場をはじめ、関係機関の支援は行われているものの、解消に至っていない状況にあります。支援スタッフ増強を検討されたい。

5、町内全ての小中学校の学校医が訪問し、児童生徒の健康診断が行われておらず、町中心部の学校での受診となっている。学校現場において、年間の授業実数確保に苦慮しているとのことであります。学校医と協議・検討により対処をされたい。

6、学校運営における相談等を行う際、教育委員会が多忙で対応に遅れが生じる場合があるとのことであります。学校と教育委員会の連携を強化され、学校運営に支障のないよう連絡体制に努められたい。

7、働き方改革の一環として、2025年までに実現するとされている公立中学校の部活動の地域移行について、学校現場では関心が高まっております。関係者で協議を始められたい。

8、児童生徒を取り巻く環境や学校が抱える問題が複雑化・困難化する中、また、地方創生の観点においても、コミュニティスクール制度の充実により、地域と一体となつて特色ある学校づくりを進めていかれたい。

9、教育魅力化コーディネーターの配置は学校現場からの評価も高く、教育課程の充実に大きく寄与していると考えられます。引き続き配置、また、さらなる人員体制の充実を図られたい。

令和4年9月28日、津和野町議会議長、草田吉丸様。文教民生委員会委員長、御手洗剛。

以上であります。

○議長(草田 吉丸君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。寺戸君。

○議員(10番 寺戸 昌子君) 審査意見の3番のところで、放課後児童クラブの中でトラブルも増加傾向にあると意見されているんですが、そのトラブルとはどのようなものがあったのか教えていただきたいのと、教育委員会の方は委員会に参加しておられるけど、健康福祉課の方がおられないのにどのように調査をされたのかというのを聞かせください。

○議長(草田 吉丸君) 委員長。

○文教民生常任委員会委員長(御手洗 剛君) このことにつきましては、聞き取り調査といたしますか、学校に行って状況を聞く。当然、児童クラブも学校にあるわけでありますので、どのような状況であるかというふうなことの中でお答えをいただいたものの中に、どうしても人数的な問題もあるかもしれませんが、そういったトラブルが発生をしているということでありました。

2番目の質問については、所管事務調査の中で、教育委員会だけで健康福祉課がおられなかったということです。これは結果でありまして、特別、意図があって健康福祉課を呼ばなかったということではありません。今回については、教育委員会だけで実施したということであります。

○議長(草田 吉丸君) 横山君。

○議員(5番 横山 元志君) 4番の不登校児童生徒の状況と支援状況のところなんですが、これのアルファベットの略になる、SCというのはスクールカウンセラーの略だとは思いますが、SSWとOB、これは何の略なのか教えていただきたいのと、あと、6番の学校運営上の問題点及び課題で、ポツの4番目の各小学校においてプールの利用に当たっては着衣での水泳実施が必要なものである、これは私も当然必要だと考えておるところですが、今の津和野中学校の生徒さんは、学校のプールに一度も入ったことのない子が多くおると思うんですけど、このことについて議論はなされたでしょうか。

○議長(草田 吉丸君) 委員長。

○文教民生常任委員会委員長(御手洗 剛君) SSWであります。これはスクールソーシャルワーカーの略であります。このSSWは、教育委員会に職員さんがおられる。確か3人おられるように聞いております。

それから、スクールカウンセラーはよかったですね。

あとはOB。ちょっと確認をしておりませんでした。ここでは答えられません。すみません。

着衣のこと、学校現場のほうからそういった着衣での水泳というものの必要性を聞くことがあるということ、校長先生なり、教頭先生が受け止められたという実態でありますので、そのような意見があったということで報告をしたところであります。

○議長（草田 吉丸君） 横山君。

○議員（5番 横山 元志君） それと併せて、中学校、今現在、津和野中学校の生徒さんが学校のプールで授業を受けたことがない子がおると思うんですが。というのが、今の津和野中学校の生徒さんは、津和野小学校にいたときにはプールがなかったはずなんです。今、中学校に上がったら中学校にまたプールがない。このことについて何か議論されたかどうかというのを、ちょっとお聞きしたかったんですが。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） 確かに現在の津和野中学校にはプールがない状態であります。そのことで、学校のほうからプールの必要性といいますか、そういったことのお話をいただいた場面はございませんでした。

○議長（草田 吉丸君） 田中君。

○議員（9番 田中海太郎君） 不登校児童生徒の状況と支援状況に関してですけど、各学校のところで聞き取りをされたと思うんですけど、これを受けて、今後、学校側として、例えば不登校児童に対してなるべく学校に出てきてサポートしながら出てきてほしいという展望を持っていらっしゃるのか、それとも、例えばフリースクールとか、そういう別のスペースで活動を推進するとか、何かしら学校側からこうしていきたいという展望があったかどうか伺いたいんですけど。

○議長（草田 吉丸君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） 支援状況を御覧いただければ分かりますかと思いますが、かなり幅広い支援体制になっているという現状がございます。民間団体なり、中には県の外郭団体からも、確か江津というふうに聞いておりますが、来られて、こういった対象のお子さんに対して支援を行っている実態も見られます。

学校のほうから、できればこういった支援体制の強化というお話はあります。今後、教育委員会にもお願いしながら、できれば強化をしたいという、強化をしてもらいたいというふうな声はございました。ただ、今、不十分であるかどうかについては、学校現場のほうからは、強化はほしいが、現状は必ずしも人員不足でやれない、全てがそういった対応、必要性を求められている現状ではない。ただ、一部の学校において、そういった人数の関係でありましょう。そういった中で、より強化をしていく必要があるというふうな声でありました。特に町内における大規模校において、人数が多い中で、そういった支援員等の要望をさらに求められる声があったということでもあります。

○議長（草田 吉丸君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。御苦勞さんでした。

日程第18. 議員派遣の件

○議長（草田 吉丸君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

日程第19. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（草田 吉丸君） 日程第19、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	9号線沿いの眺望の為の森林整備について	12月定例会まで
文教民生	〃	上下水道事業の現状と課題について	12月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	12月定例会まで

○議長（草田 吉丸君） お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（草田 吉丸君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和4年第7回津和野町議会定例会を閉会とします。

午前11時27分閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員